

III 令和3年度 事務事業評価書

事業名	県庁モバイルワーク推進事業			部課(室)	総務部 行政経営企画課	事業 開始年度	H30
総合計画	4つの柱	5	計画推進の基盤づくり		中項目	2	行財政改革の推進
	小項目				具体的な取組		

1 事業のねらい・目的	<p>モバイルワーク導入により、在宅勤務及び出張業務において、職員のワーク・ライフ・バランスの推進及び業務の生産性向上(県民サービス向上、業務効率化等)を図る。</p>																																												
2 事業概要	<p>○ モバイルワークの導入(1,000台)</p> <ul style="list-style-type: none"> モバイル端末等を通じて、庁舎外から庁内システムに安全にアクセスできる環境を構築し、1,000台の端末を在宅勤務及び出張業務におけるモバイルワークに柔軟に活用できる運営体制を整える。 出張業務において、出張先等から庁内システム内の電子情報の閲覧・編集、メール確認等を行うことで、わかりやすい説明や指導による県民サービスの向上、出張中のすきま時間の有効活用による業務の効率化を図る。 在宅勤務において、自宅等の庁舎外においても庁舎内と同様に業務執行可能な環境となるモバイル端末を利用することで、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、生産性の高い効率的な業務遂行につなげていく。 																																												
【事業スキーム図】	<pre> graph TD A[行政経営企画課] <--> B[各部(局) 主管課] A --> C[モバイルワーク 実施所属] C --> D[情報政策課] B --> D C --> D </pre> <p>端末配布計画、実施状況調査等</p> <p>各部(局) 主管課</p> <p>モバイルワーク 実施所属</p> <p>情報政策課</p> <p>執行委任</p> <p>端末配布 利用者登録</p> <p>技術的支援、 助言等</p> <p>システム、端末等 の調達・管理</p>																																												
3 事業目標等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モバイルワークにより生産性が向上した業務数</td> <td>目標</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>17</td> <td>23</td> <td>19</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">在宅勤務及び出張業務におけるモバイル端末の稼働率</td> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>47%</td> <td>調査中</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5	モバイルワークにより生産性が向上した業務数	目標	17	17	17	—	—	—	実績	17	23	19	—	—	—	在宅勤務及び出張業務におけるモバイル端末の稼働率	目標	—	—	—	70%	70%	70%	実績	—	—	47%	調査中		
成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5																																						
モバイルワークにより生産性が向上した業務数	目標	17	17	17	—	—	—																																						
	実績	17	23	19	—	—	—																																						
在宅勤務及び出張業務におけるモバイル端末の稼働率	目標	—	—	—	70%	70%	70%																																						
	実績	—	—	47%	調査中																																								

【指標の考え方】

令和2年度補正予算によりモバイル端末を1,000台に増台し、在宅勤務をはじめ、出張業務でも広く活用できるものとしたため、端末を十分に活用することが職員のワーク・ライフ・バランスの推進や仕事の生産性向上につながると考える。そのため、成果指標を見直し、端末の稼働率で成果を測っていくこととする。

この稼働率は、1か月に稼働した端末の割合とし、令和2年度の実績(3月の実績47%)を基準に、さらなる稼働を目指して70%に設定。基準とした令和3年3月は職員の5割以上を目標とする出勤者削減の取組期間中であったこと、その後も長く同様の取組が続いたことから、平常時にどのくらい使われるか現状を把握できていない。今後も平常時の稼働実績を見ながら、目標値を見直していくこととする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年度の導入効果を踏まえて、令和2年度は19業務についてモバイルワークを導入し、業務の生産性向上が図られた。「モバイルワークにより生産性が向上した業務数」については、令和2年度までに導入したいずれの業務においても一定の生産性向上が図られたことから、令和2年度に検証を終了し、業務を限定することなく広く使用することとしている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<p>在宅勤務において、アンケート回答結果から、次のとおり事業の有効性を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属長を対象としたアンケートにおいて、在宅勤務時のアウトプットについて「変わらない」と回答した割合が80%を占め、おおむね職場での勤務と同等の業務遂行ができる。 ・ 職員を対象としたアンケートにおいて、在宅勤務を経験してよかったですとして、「通勤時間の短縮」が53%、「集中でき業務がはかどった」が30%となり、ワーク・ライフ・バランスの推進や仕事の生産性向上にも寄与している。 <p>また、出張業務において、様々な業務で検証したところ、次のとおり事業の有効性を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動画や写真の活用や現場での共通資料の確認等による説明・指導の質の向上、出張先でのメールやスケジュールの確認などによるレスポンスの向上・処理時間の短縮など、県民サービスの向上に寄与した（23職場）。 ・ 資料の持ち出し・返却が不要になることによる移動時間の削減、出張先での協議録・資料の作成やメールの確認等によるすきま時間の活用、現場でのデータ入力等による転記作業の削減など、業務効率化に寄与した（24職場）。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	114,008	178,084	179,305	時間	1,488	930	744
(うち一般財源)	114,008	178,084	179,305	人件費（千円）	6,009	3,756	3,057

6 見直しの内容	
継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)	
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)	

【上記の理由】
多様な働き方による職員のワーク・ライフ・バランスの推進とともに、生産性の高い効率的な業務遂行が実施できるよう、在宅勤務を含めたモバイルワークの定着を図る必要がある。

【見直し内容】
モバイル端末の活用促進のため、在宅勤務を含めたモバイルワークの推進に向けた意識啓発及び効果的な活用事例の発信等を実施する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	県税収入確保特別対策事業 (個人住民税対策強化事業)		部課(室)	総務部 税務課	事業開始年度	H23
総合計画	4つの柱	5 計画推進の基盤づくり	中項目	2 行財政改革の推進		
	小項目		具体的な取組			

1 事業のねらい・目的	市町村の税の徴収力向上を支援するとともに、個人県民税の収入未済額を縮減するため、滞納の防止から徴収までを総合的に取り組むもの。	
2 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的税収対策 ○ 課税対策と徴収対策が一体となった集中的・専門的な組織による取組み <p>①特別徴収制度の実施促進の取組み（現年度滞納防止対策） - 滞納がほとんど発生しない特別徴収（収入歩合 9.84%）への移行を図るため、平成29年度課税分から個人住民税に係る特別徴収義務者の「一斉指定」を実施。事業者への周知・広報や関係団体への協力要請、市町村への支援を行い、制度を定着させることにより、効果の拡大を図る。</p> <p>②政令市との徴収連携の強化 - 政令市（北九州市・福岡市）の全区と徴収連携を実施することにより繰越滞納事案の滞納整理を促進する。</p> <p>③広域に係る個人住民税の滞納対策 - 広域滞納事案（県外及び市町村区域外）の集中的専門的滞納整理。</p> <p>④徴収連携の強化事業 (1) 5特別対策班による市町村の徴収支援（職員派遣・直接徴収） (2) 地方税収対策福岡県連絡会議による意識喚起 (3) 県内13地区税務連絡協議会徴収対策会議による実践的対策策定</p>	
【事業スキーム図】		
<pre> graph TD A["H19～<税務課 個人住民税徴収機動班><市町村支援課 市町村税収対策推進班>"] --> B["連携"] B --> C["地区特別対策班(H21～)"] C --> D["福岡地区(東福岡県税)"] C --> E["北九州地区(北九州東県税)"] C --> F["筑紫地区(飯塚・直方県税)"] C --> G["筑後地区(久留米県税)"] C --> H["筑紫地区(筑紫県税)"] C --> I["H26～博多特別対策班(H30)"] C --> J["H25～博多特別対策班(H30)"] C --> K["H25～博多特別対策班(H30)"] D --> L["徴収対策"] L --> M["管内市町村への職員派遣・直接徴収"] M --> N["直接徴収・職員派遣(共同滞納整理)"] N --> O["3つの効果"] O --> P["☆個人住民税の収入歩合の向上"] O --> Q["☆個人住民税の収入未済額の縮減"] O --> R["☆市町村の徴収力向上"] </pre>		

3 事業目標等	個人県民税の增收効果額																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人県民税の增收効果額 (H28ベースによる算定)</td> <td>目標 7億</td> <td>6億</td> <td>7億</td> <td>7億</td> <td>8億</td> <td>35億</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績 20億</td> <td>13億</td> <td>10億</td> <td>12億</td> <td></td> <td>55億</td> </tr> </tbody> </table>		成果指標	R4	R5	R6	R7	R8	累計	個人県民税の增收効果額 (H28ベースによる算定)	目標 7億	6億	7億	7億	8億	35億		実績 20億	13億	10億	12億		55億	
成果指標	R4	R5	R6	R7	R8	累計																	
個人県民税の增收効果額 (H28ベースによる算定)	目標 7億	6億	7億	7億	8億	35億																	
	実績 20億	13億	10億	12億		55億																	
【指標の考え方】																							
<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県財政改革プラン2017の際に設定した、個人県民税の增收効果額（特別徴収推進による効果を含む）を指標とする。 																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人県民税の增收効果額 (R3ベースによる算定)</td> <td>目標 9億</td> <td>9億</td> <td>9億</td> <td>9億</td> <td>9億</td> <td>45億</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		成果指標	R4	R5	R6	R7	R8	累計	個人県民税の增收効果額 (R3ベースによる算定)	目標 9億	9億	9億	9億	9億	45億		実績						【指標の考え方】
成果指標	R4	R5	R6	R7	R8	累計																	
個人県民税の增收効果額 (R3ベースによる算定)	目標 9億	9億	9億	9億	9億	45億																	
	実績																						
<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県財政改革プラン2022（予定）の際に設定した、個人県民税の增收効果額（特別徴収推進による効果を含む）を指標とする。 																							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】																							
<ul style="list-style-type: none"> ・增收効果額は平成26年度以降、継続して目標を上回り、順調に推移している。 ・令和2年度は、目標7億円に対し実績12億円となり、目標を達成した。 																							

4 有 效 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】															
	・地方税収対策本部で毎年確実に徴収している															
	地方税収対策本部の徴収額															
	(億円)															
	地方税収対策本部	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
	徴収額合計	2.3	2.9	7.2	9.7	9.9	10.4	11.2	13.1	14.2	16.8	15.3	13.4	10.8	9.4	
	・個人県民税の現年度課税分の収入歩合は上昇傾向、翌年度に繰り越される収入未済額は減少傾向															
	個人県民税（現年度課税分）															
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	収入歩合 (%)	97.8	97.1	97.4	97.4	97.6	97.5	97.7	97.5	97.7	97.9	98.1	98.8	98.8	98.8	98.9
	収入未済額(億円)	17.9	43.8	43.2	42.5	36.6	36.8	36.2	38.9	37.1	33.9	31.0	20.9	15.8	16.1	14.8
	・対策本部の取り組みにより、平成19年度の税源移譲後増加していた滞納繰越分収入未済額は平成24年度以降減少															
	個人県民税（滞納繰越分）															
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	収入歩合 (%)	20.4	21.5	28.0	24.7	24.9	24.9	28.1	29.2	34.0	36.3	37.3	37.7	33.0	30.4	30.2
	徴収額(億円)	12.9	13.8	25.1	25.6	28.4	29.4	33.6	34.6	38.3	36.9	33.9	30.4	21.4	16.6	15.5
	収入未済額(億円)	44.9	45.8	60.1	71.6	79.9	82.0	78.4	73.1	63.9	56.1	49.0	43.4	38.4	33.9	32.0
	・平成24年度～26年度に実施した特別徴収未実施事業者への個別訪問の取り組み及び平成29年度から実施した特別徴収義務者の一斉指定により、特別徴収実施率は上昇															
	特別徴収未実施事業所に対する個別訪問件数															
	成果指標		H24	H25	H26	H27		累計								
	特別徴収未実施事業所に対する個別訪問件数	目標	2,500件	2,500件	2,500件	2,500件		10,000件								
		実績	4,524件	3,295件	3,755件	—		11,574件								
	特別徴収実施率（特別徴収に係る給与所得者数／給与所得者総数）															
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R01)	R2	R3				
	特別徴収実施率		73.5%	74.9%	76.0%	77.0%	78.2%	84.9%	85.8%	86.1%	86.1%	86.9%				
	(参考) 全国平均特徴率		72.8%	73.8%	76.0%	79.0%	81.3%	83.2%	84.4%	85.0%	85.4%	調査中				
	(参考) 全国順位		20位	20位	27位	34位	37位	21位	21位	24位	27位	調査中				
	【事業の効率性】															
	・県が個人住民税の徴収に係る方針・対策を一本化することで、県全体（県と市町村）の連携が図られ、効果的・効率的な徴収対策が実践できる。															

5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	16,196	22,923	23,436	時間	58,373	58,373	58,373
(うち一般財源)	16,196	17,869	17,439	人件費(千円)	235,711	235,711	235,711
6 見直しの内容							
（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）							
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）							
【上記の理由】							
・個人県民税の収入未済額は平成24年度以降、連續して減少しているものの依然として多額であり、また、県税全体の収入未済額に占める割合も5割を超える状況であるため、当該事業の取組みを更に拡充していく必要がある。							
【見直し内容】							
・平成29年度課税分から実施した個人住民税に係る特別徴収義務者の「一斉指定」を定着させることにより新たな滞納発生を防止し、徴収対策として市町村と県との徴収連携を継続して実施するとともに、市町村の相互併任体制を確立させるための組織的な働きかけを行うことで近隣市町村間の連携を促進することにより、収入未済額の圧縮を図る。							

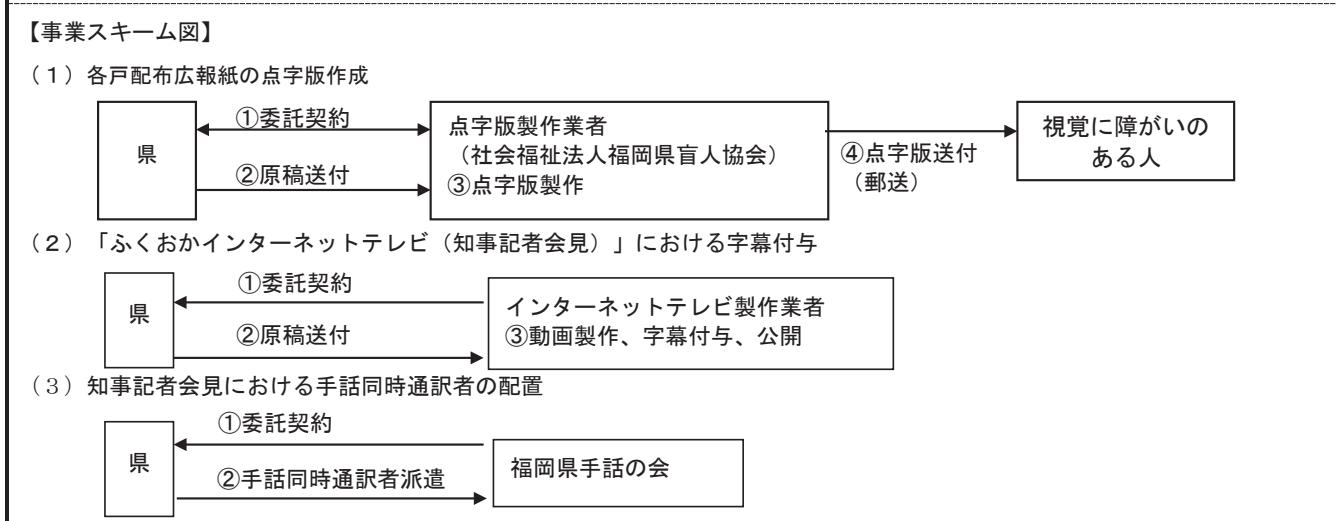
(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	情報バリアフリー向上事業			部課(室)	総務部 県民情報広報課	事業開始年度	H28
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる		中項目	16	高齢者、障がいがある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の地域生活支援		具体的な取組	2	障がいのある人の権利擁護

1 事業のねらい・目的
障がいのある人が県の機関を訪れるにあたり最初に必要とされるのは、適切なコミュニケーションの確保である。そのため、県が障がいのある人との適切なコミュニケーションを行うことができるよう体制を整備する。

2 事業概要
広報窓口案内業務における障がいのある人へのサービス充実 (1) 各戸配布広報紙の点字版作成 県政情報を広報する中心的媒体である各戸配布広報紙「福岡県だより」の点字版を作成し、視覚に障がいのある人への情報提供を拡充する。 (2) 「ふくおかインターネットテレビ（知事記者会見）」における字幕付与 県政発信の重要な機会である知事記者会見の「ふくおかインターネットテレビ」での配信に際して、字幕を付与し、聴覚に障がいのある人への情報提供を拡充する。 (3) 聴覚に障がいのある方への県政情報の発信力を強化するため、知事記者会見において、手話同時通訳者を配置する。



3 事業目標等
【事業目標】
① 県が、障がいのある人との適切なコミュニケーションを行うことができるよう体制を整備するため、希望する全世帯へ「福岡県だより」の点字版を配布することを目標とする。
成績指標

	目標	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
各戸配布広報紙の点字版作成部数	目標	—	600	600	600	700	700	700	700
	実績	0	600	600	600	526	518		

| ② 県が障がいのある方との適切なコミュニケーションを行なうことができるよう体制を整備 |
| (細)事項名 |

(細)事項名	成績指標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
「ふくおかインターネットテレビ（知事定例記者会見）」における字幕付与	実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
知事記者会見における手話同時通訳者の配置	実施率	-	-	-	-	100%	100%	100%

【指標の考え方】

- ① 希望する世帯数全てに配布できるよう、必要部数の確保を図る。なお、必要部数については、社会福祉法人福岡県盲人協会が所有する配布希望リストをもとに設定している。
- ② 知事会見は県民に広く知らせるべき事項を広報するものであり、聴覚障がい者への周知を図る上で、字幕付与と手話通訳は必要であるため、指標としては常に100%となる

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ① 配布希望者全員に配布できているものの、目標700部に対して、実績は518部であり、目標達成していない状況。未達成の理由は、配布希望者の死亡や転居の件数が、新規配布希望者の人数を上回っているため。
- ② 目標を達成している。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】													
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚に障がいのある人の多様なニーズに応えるため、点字版を作成している。 ・ 知事記者会見は会見の翌朝には視聴できるようにするなど、迅速な情報発信を行っており、聴覚に障がいのある人への配慮として、平成28年4月分から字幕を付与している。 													
【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各戸配布広報紙「福岡県だより」の点字版は現在、社会福祉法人福岡県盲人協会が作成、視覚に障がいのある人への送付を行っており、他に製作業者がいないため、経費の削減は困難である。 ・ 経費を上昇させることなく実施している中、動画再生数は増加しており、効率性は向上している。 													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月平均動画再生数（回）</td> <td>24,903</td> <td>28,626</td> <td>36,587</td> <td>48,353</td> <td>74,430</td> <td>106,371</td> </tr> </tbody> </table> <p>※再生数については、知事記者会見を含む全ての動画の再生数。また、R3の再生数については12月末時点。</p>		H28	H29	H30	R1	R2	R3	月平均動画再生数（回）	24,903	28,626	36,587	48,353	74,430
	H28	H29	H30	R1	R2	R3								
月平均動画再生数（回）	24,903	28,626	36,587	48,353	74,430	106,371								

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	5,344	7,000	7,000	時間	60	60	60
(うち一般財源)	5,344	7,000	7,000	人件費（千円）	243	243	243

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、行政機関には差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務化された。障がいがある人に対する情報提供体制の充実を図ることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人も共に生きる福岡県を今後も目指していく必要がある。
【見直し内容】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報ラジオ番組「FM福岡 福岡県だより」などを活用し、視覚に障がいのある人に対し、各戸配布広報紙の点字版の周知を図るとともに、市町村に対し視覚障がい者手帳保持者への周知依頼を行いさらなる需要の掘り起しにつなげる。 ○ 障がい者関係団体が製作している会報誌などを活用し、各戸配布広報紙の点字版の周知に努める。 ○ 福岡県庁TwitterやLINE公式アカウントなどを活用し、聴覚に障がいのある人に対し、インターネットテレビ番組（知事記者会見）の周知を図る。 ○ 聴覚に障がいのある方への県政情報の発信力を強化するため、知事記者会見において、手話同時通訳者を配置。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	九州ロゴマーク活用推進事業			部課(室)	総務部 県民情報広報課	事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	5	計画推進の基盤づくり	中項目	1	地方分権の推進	
	小項目			具体的な取組			

1 事業のねらい・目的

「九州ロゴマークの活用による九州のブランド力向上」

- 平成30年5月、九州地域戦略会議において「九州ロゴマーク」を決定。
- 九州地方知事会、九州地域戦略会議の取組み等、九州・山口が一体となった幅広い分野の取組みにおいて、九州ロゴマークを積極的に活用する。そのためにも、九州ロゴマークそのものの周知を、令和元年度から当面3年間、徹底的に図る。
- 本事業を通じ、本県が九州ロゴマークの活用・周知の積極的な取組みを率先的に実施し、九州・山口各県等への活動の波及を目指す。

2 事業概要

1 九州・山口共同事業

(1) 九州が一体となった取組みにおける九州ロゴマークの活用(負担金)

- 九州地方知事会や九州地域戦略会議でのイベント等の取組みにおいて活用できるPRグッズの制作費等。

2 県単独事業

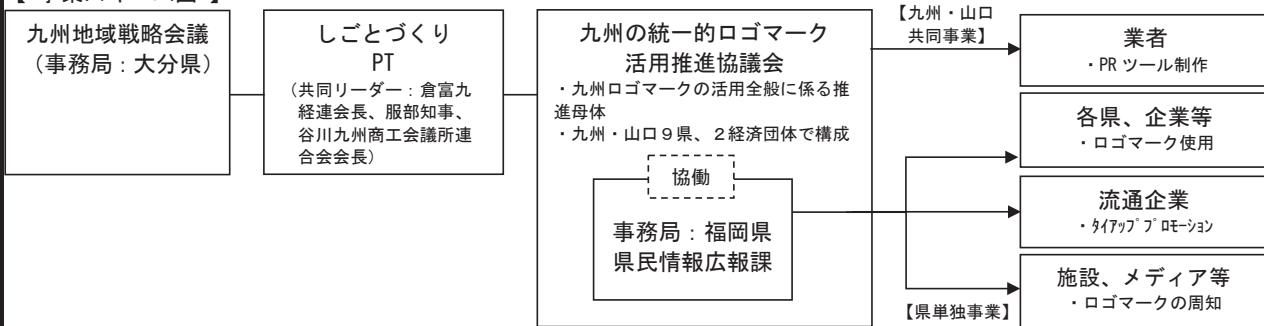
(1) 流通企業とのタイアッププロモーション

- 九州外の百貨店における「九州フェア」といった催事の場を活用し、店頭販促物等の九州ロゴマークの活用や九州が一体となって取り組む事業等の情報発信を行う。

(2) 九州ロゴマークの周知

- 令和元年度から当面3年間は集中的に九州ロゴマークそのものの周知を図る期間として、WG各団体においてノウハウを共有しながら、各団体において周知に取り組む。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4
①九州地方知事会、九州地域戦略会議の事業等での活用割合	目標	65%	83%	100%	100%
	実績	92%	100%	調査中	
②外国人旅行者を対象とした調査における「九州」の認知度(訪日外国人旅行者の意向調査)	目標	29%	31%	33%	35%
	実績	27%	26%	調査中	
③県政モニターアンケートによる認知度	目標	4.3%	8.6%	12.9%	36.2%
	実績	18.8%	29.4%	調査中	

【指標の考え方】

- 九州地方知事会(政策連合)、九州地域戦略会議(JEWELSプラス)の取組みで、九州ロゴマークを活用する割合を100%に引き上げる。※本指標は、九州地方知事会、九州地域戦略会議の重要業績評価指標(KPI)と同じ。
- 「九州」の認知度は、(株)日本政策銀行及び(公財)日本交通公社が行っている調査において、「日本の観光地の認知度」における「九州」の認知度を、欧米豪の認知度が高い長崎県並みに引き上げる。
- 【R3年度まで】モニターの認知度は、同様にロゴマークを活用して認知度向上を目指している「ふくおかエコ農産物」の認知度(12.9%)まで、より短期間に引き上げる。

【R4年度以降】ロゴマークを活用し、高い認知度を誇る「ラー麦」と同様の認知度(R2:50%)に、R6年度までに引き上げる(1年あたり6.8%上昇)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

指標①③については、目標を達成。指標②については、新型コロナウィルス感染症の影響により、旅行者が減少。また、海外向けイベントによるPRが不足したため、未達成。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 観光PRや農林水産物の輸出など、九州が一体となって実施する取組み等で九州ロゴマークを活用し、九州の魅力、活力、一体感を国内外に広く訴えることにより、九州のブランド力向上が図られる。
	【事業の効率性】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、九州各県との連携について、出張ではなくWEB会議を活用し、効率的に実施。従来の、旅行者をターゲットにした交通広告や集客イベントによるPRだけではなく、PR動画を活用したインターネット広告も併せて実施し、効果的に周知を図っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	16,553	14,981	9,931	時 間	6,750	6,750	6,750
(うち一般財源)	8,318	8,179	5,464	人件費（千円）	27,257	27,257	27,257

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 繼続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小)
<input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) <input type="checkbox"/> 廃止)
【上記の理由】 ・県内での九州ロゴマークの認知度は高まりつつあるが、県外や海外での九州の認知度は低く、九州ロゴマークを活用した九州のブランド力向上の取組みをさらに進める必要があるため。
【見直し内容】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による旅行者の減少を踏まえ、交通広告に加え、民間企業に九州ロゴマークの活用を促し、商品パッケージ等に掲載してもらうことにより、より効果的・効率的にロゴマークの周知を図る事業内容に見直す。 ○ また、海外での認知度向上を図るため、令和3年度の海外向けインターネット広告の実績を踏まえ、よりターゲットをとらえた効果的なインターネット広告を実施する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	特別広報事業 (戦略的広報展開事業)			部課(室)	総務部 県民情報広報課	事業開始年度	H17
総合計画	4つの柱	5	計画推進の基盤づくり		中項目	2	行財政改革の推進
	小項目				具体的な取組		

1 事業のねらい・目的

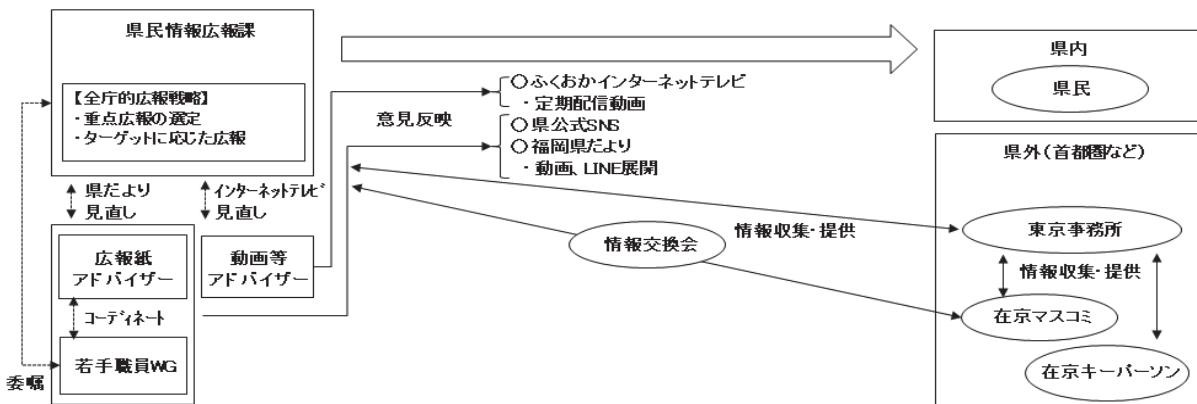
県広報は、本県の施策や魅力を発信していくことにより、県民に対しては施策の浸透や理解、生活利便性の向上を、県外に向けては観光、企業誘致、県産品販促等につなげ、県を日本、アジアの経済・文化・情報の中心地として持続的に発展させていくことを目的として展開している。

2 事業概要

県全体の総合的な広報戦略を展開する。

- ① インターネットによる動画配信の実施
- ② 首都圏をはじめとする県外向け広報活動の強化
- ③ インターネット広告の実施
- ④ 県公式LINEアカウントの運用

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3（※1）	R4
(1) インターネットテレビ	目標	20,000	22,000	22,000	26,000	33,000	40,000	43,000	43,000	-
動画再生数（月平均）	実績	28,187	20,137	24,903	28,626	36,587	48,353	74,430	106,371	-
(1) インターネットテレビ	目標	-	-	-	-	-	-	-	-	8,000
チャンネル登録者（※2）	実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) インターネット広告	目標	-	-	-	-	-	-	152,000	90,000	90,000
HPページビュー（年間）	実績	-	-	-	-	-	-	41,688	55,397	-
(3) 県公式LINE	目標	-	-	-	-	-	4,825	6,100	10,000	80,000
友だち数	実績	-	-	-	2,181	3,505	5,711	8,371	79,354	-

※R3実績は12月末時点

【指標の考え方】

○ R3

(1) R1年4月から11月までの実績値が41,066とR2目標値を下回っていることを踏まえ、R2目標値を据え置く。

※1 R1年12月から新型コロナ感染者増加の影響により急激に視聴が増加(R1.12～R2.3平均値62,924)しており、平時とは異なると考えられることから、目標値設定の参考から除外する。

(2) R2実績をもとに設定

(3) R2実績 + (R1実績 - H29実績) / 2 = 約10,000

○ R4以降

(1) インターネットテレビをYouTubeチャンネルに集約することを踏まえ、指標を月間再生数からYouTubeチャンネル登録者数に変更（※2）。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

(1)、(3)…達成。(2)…未達成。

【未達成理由】令和2年度からの新たな事業であり、広告クリック数が当初想定よりも少なかったことに加え、コロナ禍に伴うイベントの自粛・中止のため、各部からの実施依頼が少なかったことから未達成となった。

4 【事業の有効性】

時間や場所の制限なく視聴できるインターネットの特性を生かし県事業や魅力を県内外に発信している。また、工夫を重ね、情報発信力の強化に努めている
(ふくおかインターネットテレビ)

- 親しみのあるタレントやリポーターを起用した体験型の定期配信動画や時機に合わせた不定期配信動画を制作(R2～)。

(県公式LINEアカウント)

- ユーザー自身が必要な情報を選べるようLINEリッチメニューを追加、セグメント配信を導入 (R2.12月～)。

(インターネット広報)

- 年齢や性別等の属性に応じた配信が可能な「プッシュ型」でのSNS広告やユーザーの過去の閲覧履歴などに応じて広告が表示される「ウェブ広告」により、県外の人などターゲットを定めた効果的な広報を実施 (R2～)。

(その他)

- 県の各部局で100を超えるSNSアカウントが開設されている現状を踏まえ、外部専門家を講師とする「広報力向上のためのSNS活用研修（動画配信）」を実施 (R2.3月、R3.9月) し、県庁全体の情報発信力の向上に努めている。

【事業の効率性】

- 定期配信動画での「新型コロナ宿泊療養施設」、「豪雨災害への備え」、不定期配信動画での「宿泊療養施設オリエンテーション」等、県民に必要とされる動画を制作・配信することで、経費を上昇させることなく、動画再生数が増加しており、効率性は向上している。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	52,912	56,130	59,343	時間	5,287	5,287	5,287
(うち一般財源)	52,912	56,130	59,343	人件費（千円）	21,349	21,349	21,349

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- 紙・テレビなどからSNS・Webに情報収集手段が変遷していることを踏まえ、県の広報媒体も令和2年度にスクラップビルドを行いインターネットでの広報を強化してきた。これらをより効果的に活用するため、次のとおり見直しを行う。

【見直し内容】

(県公式LINEアカウント)

- セグメント配信機能 (R2.12月開始) を活用し、市町村が災害時に発令する避難情報をレアラートにより自動的に取得し、予め希望登録したユーザーに配信する仕組みを新たに導入 (R3.6月～)

(インターネット広報)

- ウェブ広告の実施決定から配信までの期間を短縮するとともに、1案件ごとの最低出稿価格の低減、配信データ期間中における広報効果のモニタリングやこれを基にしたリアルタイムでの配信内容の修正を実施し、広告実施効果を向上させるため、1件ごとの契約を見直し、年間受託業者との単価契約を導入。 (R3.8月～R4.3月)

- 事業を行う各課において「広報を見た人の行動フォロー」や「事業へのフィードバック」が可能となるよう、当課で実施した広報結果や、結果を踏まえてのより適切且つ効果的なターゲティングや訴求内容の改善点を各事業課と共有するよう努める。

(動画、Web・SNSに係る専門家/専門コンサルタントの導入)

- より多くの人に視聴いただくため、動画制作・動画配信サイトの運営を専門にする者・企業のノウハウ導入を検討する。

(様式 1号)

R 3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	国民保護体制推進事業			部課(室)	総務部防災危機管理局 防災企画課		事業開始年度	H17
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して生み育てることができる			中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進			具体的な取組	5	テロ対策の推進

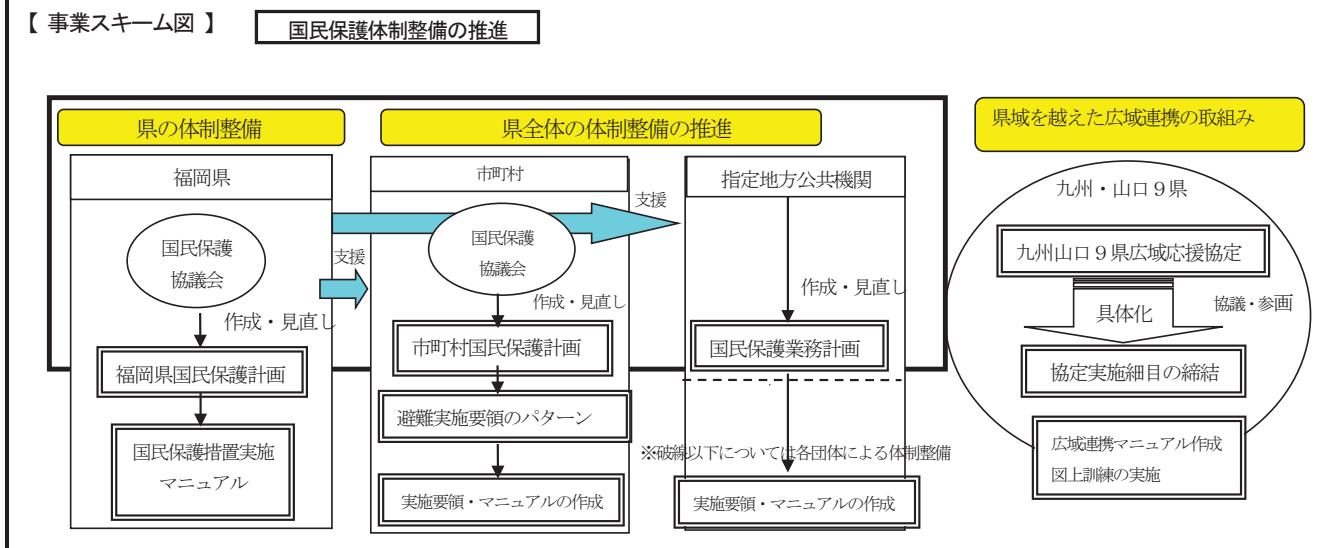
1 事業のねらい・目的

福岡県内における国民保護に関する体制の整備推進を行うとともに、市町村国民保護体制の整備に対する支援を行い、併せて、避難、救援などに関して、県国民保護計画を具体化するものとして実施要領を作成し、事態発生時において迅速かつ適切な対応ができるようにする。さらに、九州・山口各県との協議を行い、県域を越えるような広域的な避難、救援措置などについての連携体制の強化を図る。

2 事業概要

- 1 福岡県全体としての国民保護体制整備の推進
 - (1) 県計画の見直し及び国民保護協議会の開催・運営
 - (2) 市町村・消防本部・指定地方公共機関等関係機関の体制整備に対する支援
 - (3) 九州・山口各県及び指定都市との連携
 - (4) 国民保護に関する情報収集

- 2 福岡県国民保護計画の実効性の確保
 - (1) 国民保護訓練の実施
 - (2) NBC (Nuclear (核・放射性物質), Biological (生物剤), Chemical (化学剤)) テロ対策の推進
 - (3) その他実効性の確保



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
避難実施要領のパターン作成市町村数	目標	27	30	30	30	30	36	40	45	48
	実績	18	18	21	23	32	35	39	調査中	
国民保護訓練の実施	目標	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	1	1	1	1	※0		

※本県に対し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されたことから中止した。

【指標の考え方】

- ・ 国民の保護に関する基本指針における市町村の作成努力義務である「避難実施要領のパターン」作成市町村数を指標とする。
- ・ 令和3年度以降の目標数については、作成率の全国平均（66%）を上回る、県内市町村数の3／4（75%）である45市町村を目標とする。
- ・ 福岡県国民保護計画に掲げている対処能力の向上を目的とした訓練の実施を目標とする。毎年1回以上の実施を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 避難実施要領のパターン作成については、県内市町村の約3割が未作成の状況であることから、引き続き、市町村への支援が必要である。

4 有 效 性 ・ 效 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から、原則、毎年度国民保護図上訓練等を実施し、国民保護体制整備の検証を行ってきている。 本事業による支援の結果、県内市町村でも、作成した計画に基づいて、国民保護訓練（単独のテロ対策訓練や安否情報システム訓練）やJ-ALERTの整備の開催に取り組んでいる。
【事業の効率性】	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と共に国民保護訓練を実施し、市町村が訓練の経験を活かして避難パターンを作成することで、個別指導に要する経費を節減している。

5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	1,848	4,798	5,344	時 間	3,584	3,584	3,584
(うち一般財源)	199	3,284	3,284	人件費(千円)	14,473	14,473	14,473

6 見直しの内容							
継続	(拡充	改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの)		一部改善		縮小)	
終了	(完了	再構築 (他の事業に組み替え)		廃止)			
【上記の理由】							
<ul style="list-style-type: none"> 市町村毎に避難パターンをあらかじめ作成しておくことは、緊急対処事態が発生した場合に住民を素早く避難させるために非常に重要であり、本事業は継続する必要がある。 また、県の国民保護訓練についても毎年度実施し、万が一の事態に備える必要がある。 							
【見直し内容】							
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、これまでの訓練成果を踏まえ、訓練内容を決定の上、自衛隊を始めとする関係機関との連携強化に加え、県の防災危機管理体制、地域防災力の充実・強化を図る。 また、国と共同で、市町村国民保護担当職員を対象とした弾道ミサイル初動訓練を実施することにより、県全体の武力攻撃事態の初動対処能力の向上を図る。 市町村が「避難実施要領のパターン」を作成するよう、個別訪問・相談対応、作成パターンの共有により支援の強化を図る。 							

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	防災意識重点強化事業			部課(室)	総務部防災危機管理局 防災企画課	事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靭な社会をつくる	中項目	29	地域防災力と危機管理の強化	
	小項目	1	地域防災力と危機管理の強化	具体的な取組	1	地域防災力の向上	

1 事業のねらい・目的

防災意識を重点的に強化する必要のある特定の対象者に向けて、それぞれの特性に応じて内容を厳選した、分かりやすい資料により、説明会や研修会等を行うことにより、今後、発生する災害において、人的、物的被害を最小限に食い止めるため、地域全体の力で適切な災害対応ができるようとする。

2 事業概要

①高齢者に向けた重点的な防災意識啓発

- ・研修会の実施（市町村、気象台と合同で高齢者対象の研修会を開催）

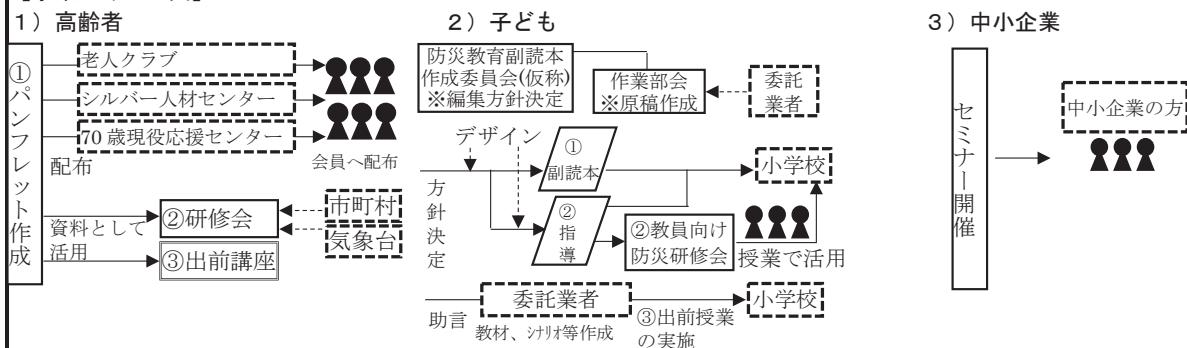
②子どもに向けた重点的な防災意識啓発

- a 小学生向け授業用副読本の作成（災害の基礎知識や対応方法などをまとめた副読本（低学年用）を作成）
- b 教員向け防災研修会の開催（教員向けの副読本指導用冊子を作成し研修会を開催）
- c 出前授業の実施（防災局員が希望する小学校に出向き、出前授業を実施）

③中小企業に向けた重点的な防災意識啓発

- ・セミナーの開催（企業の防災対策に必要な内容に特化したセミナーを開催）

【事業スキーム図】



3 事業目標等

特定の対象者に対し、重点的に防災意識を強化し、今後発生する災害において、人的・物的被害を最小限に食い止める。

成果指標	H31・R1	R2	R3	R4
高齢者向け研修会の開催	目標 10市町村 実績 11市町村(694人)	25市町村 (中止)	25市町村 (中止)	25市町村
小学生向け授業用副読本の作成	目標 風水害編(高学年用) 実績 作成済み	地震津波編(高学年用) 作成済み	風水害編、地震・津波編(低学年用) 作成中	－
小学生向け授業用副読本の配布	目標 － 実績 －	－ －	－ －	法改正反映版風水害編(高学年用)配布
教員向け防災研修会の開催	目標 8地域 実績 2地域	8地域 2地域	8地域 8地域(予定)	－
小学生向け出前授業の実施	目標 － 実績 －	30校 14校	30校 5校(R3.10月現在)	－
中小企業向けセミナーの開催	目標 4地域(800人) 実績 4地域(202人)	4地域(800人) 4地域(173人)	4地域(800人) 4地域(予定)	－

【指標の考え方】

県内全域で特定の対象者に対する防災意識啓発を重点的に行う。

- ・高齢者向け研修会はコロナ禍で中止しているが、R4にコロナ禍の状況を踏まえつつ25市町村で研修会を開催。
- ・小学生向けの副読本は、3年間で4冊子を作成。全ての小学校に配布。
- ・教員向けに、毎年、各副読本の説明（研修会）を実施。県内を8地域（2政令市、6教育事務所）に分け、全ての小学校を対象に実施。
- ・出前授業の実施学校数は、3年間で各市町村1校以上の開催を目標に実施。
- ・中小企業向けセミナーは、県内を4地域（福岡、北九州、筑豊、筑後）に分け、各地域200名の参加を目標に実施。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

新型コロナウイルス感染症拡大のため、高齢者向け研修会や出前授業を開催できない時期があった。

4 有 效 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者：災害時に適切な避難行動を取り、人的被害を軽減する。 ・子ども：災害時に適切に対応することができる子どもを育成する。 ・外国人：災害時に孤立することなく行政からの支援を受けられる。 ・中小企業：被災後の事業再開の動きが迅速になる。 ・ハンドブック：数多くの災害の教訓を蓄積し、県民に周知することで、地域防災力の向上が期待できる。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の対象者に対し、それぞれの特性に応じた取組を行うことで、地域全体としてより一層の防災意識の向上に繋がり、人的・物的被害の軽減を図ることができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	5,081	9,089	3,438	時間	3119	3119	1000
（うち一般財源）	5,081	9,089	3,438	人件費（千円）	12,813	12,595	4,038

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）

終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

○重点的な意識啓発について、令和3年度までに一定の成果が得られたが、コロナ禍で実施できていない高齢者向け研修会については、令和4年度にコロナ禍の状況を踏まえつつ25市町村で開催。

【見直し内容】

- 小学生向け副読本（風水害編）について、令和3年度の災害対策基本法改正を踏まえた修正版を作成し、配布。△5,054千円
- 教員向け防災研修会、小学生向け出前授業については一定の成果が得られたため令和4年度以降は実施しない（必要に応じて既定経費で対応）。△248千円
- 中小企業向けセミナーについては、重点的な取り組みを完了。△349千円
<予算削減額>計△5,651千円

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

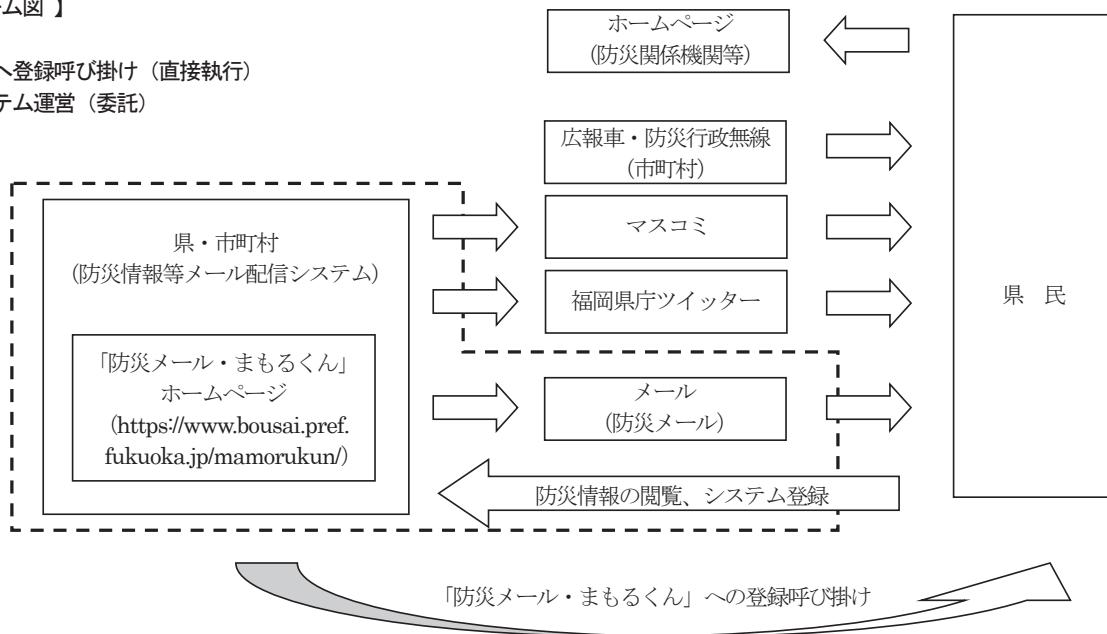
事業名	防災危機管理体制強化推進事業 (防災情報伝達推進事業)		部課(室)	総務部防災危機管理局 防災企画課	事業開始年度	H18
-----	--------------------------------	--	-------	---------------------	--------	-----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靭な社会をつくる	中項目	29	地域防災力と危機管理の強化
	小項目	1	地域防災力と危機管理の強化	具体的な取組	2	災害対応力の強化

1 事業のねらい・目的	災害時における県民への防災情報伝達手段を拡充し、防災情報の迅速・確実な伝達を行う。
2 事業概要	
	<p>(1) 防災気象情報、避難勧告等の避難情報、地域の安全情報、災害時の安否確認通知などをメールで配信</p> <p>(2) メールで配信した情報の詳細内容や、避難場所等を地図上で確認できる避難支援マップ等をホームページで提供</p> <p>(3) 避難情報の発表時にマスコミに自動的に情報を配信 → マスコミはテロップへの表示等により県民へ伝達</p> <p>(4) 避難情報及び防災気象情報（地震情報、各種警報等）の発表時に、福岡県庁ツイッターに自動的にアラートを投稿</p> <p>(5) 市町村にも配信権限を付与することで、市町村から住民へ直接防災情報を伝達する手段としても活用</p>

【事業スキーム図】

- (1) 県民へ登録呼び掛け（直接執行）
 (2) システム運営（委託）



3 事業目標等					
成果指標	目標	R1	R2	R3	R4
配信所要時間	目標	5分以下	5分以下	5分以下	5分以下
	実績	約 3.6分	約 3.9分	約 4.0分	
(参考) 配信速度	—	34,200件/分	34,200件/分	34,200件/分	34,200件/分
(参考) 「防災メール・まもるくん」登録者数	—	123,033件	131,718件	136,613件	

R3実績は9月末時点

【指標の考え方】

- 情報伝達の迅速化の観点から、配信所要時間 5分以下を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 配信所要時間は目標値内に保たれている。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 「防災メール・まもるくん」を使ったメール配信により、自治体から県民に対する直接的な情報伝達や、マスコミに対する情報提供を通じたテレビへのテロップ表示等の迅速化など、災害時における迅速な情報伝達に効果を発揮している。 県及び市町村から配信されるメールは年間約1,200件となっており、情報発信ツールとして有効に活用されている。 簡易な操作で、いつでも直接県民に防災情報を提供できる点でメール配信は効果的である。
【事業の効率性】	
	<ul style="list-style-type: none"> 効率よく登録者を増やす工夫として、一般的な防災意識の普及・啓発に加え、市町村の広報や県広報誌への掲載、リーフレットの配布、各種イベントを通じた周知・啓発の実施等に取り組んだ。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	6,184	5,855	6,236	時間	948	948	948
(うち一般財源)	6,184	5,855	6,236	人件費（千円）	3,829	3,829	3,829

6 見直しの内容
継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小)
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) <input type="checkbox"/> 廃止)
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な情報手段を使って、気象情報や避難勧告等の情報を迅速かつ確実に県民に伝達することは非常に重要であり、本事業は継続する必要がある。 登録者数の維持のため、普及啓発活動についても改善を行う。 <p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡県庁ツイッターを利用した緊急情報の配信等により、幅広い年齢層へ向けて広報を行う。 コンビニやスーパー・マーケットなどの企業へのリーフレット、ポスター配架を行い、広報先の拡大を進める。 若年層へのPRのため、インターネットを活用した広報を行う。

事業名	自主防災組織活性化事業			部課(室)	総務部防災危機管理局 消防防災指導課	事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靭な社会をつくる	中項目	29	地域防災力と危機管理の強化	
	小項目	1	地域防災力と危機管理の強化	具体的な取組	1	地域防災力の向上	

1 事業のねらい・目的	<p>地域防災の主体となる自主防災組織等において、中心的役割を担う人材の確保及び育成を図り、永続的かつ地域の実状に即した防災活動を実現する。</p>																			
2 事業概要	<p>○防災士養成研修事業 県内市町村と連携し、市町村の推薦により、地域防災に貢献し得る住民を対象に養成研修を開催する。</p> <table border="1"> <tr> <td>教本代</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>防災士養成研修講座</td> <td>53,900円</td> </tr> <tr> <td>受験料</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>防災士登録料</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>65,400円</td> </tr> </table> <p>A ⇒ 県が講座を開催することで、受講者の費用負担を減らす。 B C 11,500円（A+B+C）は受講者の個人負担（もしくは市町村負担）</p> <p>○スキルアップ研修事業 県内在住の防災士（新たな防災士資格取得者を含む）に対し、防災に関する専門知識の普及や先進事例の情報共有等をカリキュラムとしたスキルアップ研修を開催し、防災士資格保有者の地域防災活動を支援する。</p> <p>※ 上記研修で養成した防災士をリスト化し、市町村と人材情報の共有を行い、県や市町村における各種防災事業等に活用する。</p>		教本代	3,500円	防災士養成研修講座	53,900円	受験料	3,000円	防災士登録料	5,000円	合 計	65,400円								
教本代	3,500円																			
防災士養成研修講座	53,900円																			
受験料	3,000円																			
防災士登録料	5,000円																			
合 計	65,400円																			
【事業スキーム図】	<pre> graph LR A[研修本機防災会士講師機構] --> B[実施計画書の提出] B --> C[実日程本計画災の士承認機構による] C --> D[～市町講師の消推防本] D --> E[防災士養成研修講座] E --> F[防災士資格の取得] F --> G[人材リストの活用] G --> H[人材リストへの登録] H --> I[取組・市町活用の] I --> J[県内の防災士へ周知] J --> K[スキルアップ研修] K --> L[～市町講師の消推防本] L --> M[防災士養成研修講座の開催] M --> N[人材リストの活用] N --> O[人材リストへの登録] O --> P[取組・市町活用の] P --> Q[県内の防災士へ周知] Q --> R[スキルアップ研修] </pre>																			
3 事業目標等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県事業での養成目標（累計）</td> <td>目標 400名</td> <td>800名</td> <td>1,200名</td> <td>1,600名</td> <td>2,000名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績 313名</td> <td>未確定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【指標の考え方】 自主防災組織のリーダー等を対象として、防災に関する知識、技能を備えた防災士を養成することにより、地域防災力の強化を図る。県内の自主防災組織に防災士が最低1名は在籍する体制を実現するためには、令和6年度に1,728名が不足すると見込まれるため、5年間で2,000名の防災士資格の取得を目指とする。</p> <p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】 目標未達成（県ホームページ、福岡県だより、テレビ、ラジオ、Twitter、LINE等の様々な媒体を利用して周知を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、養成者数は目標の78.3%にとどまった。）</p> <p>※ 令和3年度は、478名が受講予定。（令和2年度は受講者数343名に対して313名養成（養成率91.3%））</p>		成果指標	R2	R3	R4	R5	R6	県事業での養成目標（累計）	目標 400名	800名	1,200名	1,600名	2,000名		実績 313名	未確定			
成果指標	R2	R3	R4	R5	R6															
県事業での養成目標（累計）	目標 400名	800名	1,200名	1,600名	2,000名															
	実績 313名	未確定																		

4 有 効 性	【事業の有効性】 県が養成した防災士313人のうち、8割を超える256人が地域の自主防災組織において活動、又は、地域の自主防災組織の設立に携わっており、地域防災力の強化に寄与している。
	【事業の効率性】 ・受講者の募集、推薦や受講者との各種手続については、地域の実情を知る市町村の協力を得て行った。 ・福岡地区で実施する研修について、令和2年度は外部の会場を使用したが、令和3年度は、吉塚合同庁舎を利用することにより会場使用料の削減を図った。△363千円

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	1,419	5,444	5,718	時間	1,032	1,032	1,307
(うち一般財源)	1,419	5,444	5,718	人件費（千円）	4,168	4,168	5,278

6 見直しの内容
(繼続) (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) (一部改善) 縮小)
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】 ・毎年、大雨による災害が起きる中、地域防災力を強化するため、自主防災組織のリーダー等を対象として、防災に関する知識・技能を有する防災士を養成するとともに、防災士の資格保有者を対象として、スキルアップを図る必要がある。
【見直し内容】 ・ 令和2年度から令和3年度の受講者数の増加の状況を鑑みて、令和4年度は防災士養成研修の開催回数を増やす。（+860千円 +2回）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	市町村における防災情報の伝達強化事業			部課(室)	総務部防災危機管理局 消防防災指導課	事業開始年度	H30
総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靭な社会をつくる	中項目	29	地域防災力と危機管理の強化	
	小項目	1	地域防災力と危機管理の強化	具体的な取組	2	災害対応力の強化	

1 事業のねらい・目的

【平成29年7月九州北部豪雨における課題】

■事例

- 土砂災害等により孤立した地域において、固定電話と携帯電話が途絶したため、外部との連絡が取れなくなる事例が発生した。

災害により孤立するおそれがある地域における通信手段の確保支援に取り組む

2 事業概要

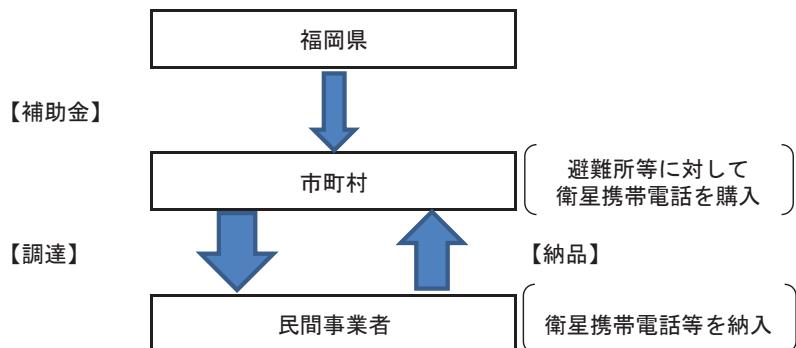
■災害により孤立するおそれがある地域における通信手段の確保支援

- 災害により孤立するおそれがある地域を有する市町村を個別に訪問し、情報伝達手段の現状を把握する。
- 地域の実状に応じ、情報伝達・収集手段の多重化として有効な衛星電話等の普及促進を図る。

対象自治体：孤立するおそれがある集落・避難所を持つ市町村
 利用者：避難所運営者、自主防災組織代表者等
 対象経費：市町村が通信手段確保を目的として衛星携帯電話等を整備する導入経費（維持費は市町村負担）
 補助率：1/2

【事業スキーム図】

災害により孤立するおそれがある地域における通信手段の確保支援



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4
衛星携帯電話等を整備済みの地域（累計）	目標	88地域	176地域	220地域	220地域	220地域
	実績	64地域	161地域	170地域	197地域（見込）	
事業活用市町村数（累計）	目標	8市町村	16市町村	20市町村	20市町村	20市町村
	実績	6市町村	15市町村	18市町村	18市町村（見込）	

【指標の考え方】

- 整備済みの地域、事業活用市町村数を事業の妥当性評価の指標とする。
- 災害時に孤立のおそれのある地域に通信手段を確保することは、迅速な人命救助活動や被災者支援のために大変重要であることから、未整備のすべての地域で、衛星電話等を整備することを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 目標未達成（理由：ランニングコストを理由に衛星電話等の整備に消極的な市町村が多く、災害時の情報伝達手段確保の重要性が十分に認識されていない。）

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災直後の被災地内での情報伝達・収集の信頼性が向上し、適時・適切な救助活動、避難所支援が可能になる。
【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業概要について、市町村にメールにて通知を行ったほか、副市町村長会議や防災担当課長会議で改めて周知した。 ・ 対象市町村と個別にヒアリングを行い、情報伝達手段確保の必要性について説明し、事業の活用を促した。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	1,150	4,206	1,509	時 間	1,074	836	716
(うち一般財源)	1,150	4,206	1,509	人件費（千円）	4,337	3,376	2,892

6 見直しの内容
継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 每年大雨による災害が起きる中、孤立するおそれがある地域に通信手段を確保することは非常に重要であり、県としても継続して市町村に対する支援を行う必要がある。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信手段確保済み地域増加に伴い、補助金申請予定数減（48台→24台） △2,697千円 ・ 未整備市町村に対し、近年の災害における状況を踏まえ、情報伝達手段確保の重要性及び本事業の活用について、継続して働きかける。

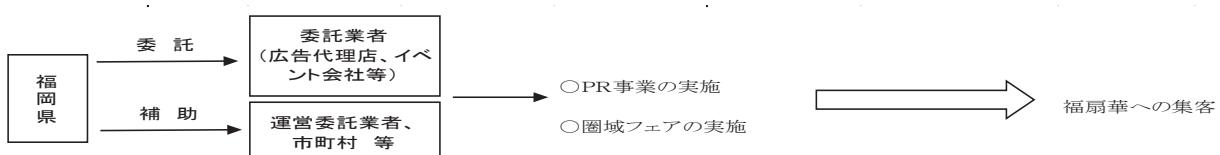
(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	アンテナレストランを活用した情報発信事業			部課(室)	企画・地域振興部 総合政策課	事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	10	地域と調和した観光産業の振興	
	小項目	4	マーケティングに基づく戦略的な国内外からの誘客・県内周遊の促進	具体的な取組	3	ターゲットにあわせた情報発信	

1 事業のねらい・目的
<ul style="list-style-type: none"> ・アンテナレストラン「福扇華」を活用し、「福岡の食」をはじめ物産、観光、文化、住環境など福岡の魅力を首都圏で総合的に発信することにより、「福扇華」への集客を図る。 ・府内各部に、アンテナレストラン「福扇華」の活用を促す。
2 事業概要
<p>1 アンテナレストラン活用事業委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福扇華」を活用したPRイベント等の実施にかかる委託経費。 ・年度当初、府内各部に「福扇華」を活用した事業の企画・立案を募集し、提案された事業の経費を当該課へ配付。 ・事業については、イベントやフェア等を年5件程度（1件あたり1,000千円程度）想定。 <p>2 レストラン顧客拡大PR事業</p> <p>(1) 在京メディア・外国大使館関係者招へいによる「福扇華」のPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の雑誌やニュース等に取り扱ってもらうため、在京の海外メディアを招へいする。 「福扇華」周辺（半蔵門、麹町エリア）は大使館が多く立地しているエリアであることから、大使館関係者を通じて、訪日・在住外国人に対するアプローチを図る。 <p>(2) 新規ターゲット層が集う場所でのPRイベントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規顧客を開拓するため、百貨店等でPRイベントを実施し、「福扇華」の知名度向上を図る。 都内の高級百貨店において福岡フェア等が開催される際、「福扇華」でブース出展し、新規顧客の取り込みを図る。 <p>3 アンテナレストラン等を活用した地域フェア事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の圏域ごとの魅力的な食材、物産・工芸品、観光名所等を首都圏でPRするためのフェアを「福扇華」で開催。 「福扇華」で地域の食材を活かした料理を楽しんでもらうとともに、東京事務所のPRコーナーにパンフレットの配架や、工芸品等を展示することで、地域の魅力を発信する。 <p>4 ターゲット層へのアプローチと顧客取り込み</p> <p>(1) DMや特別メニューの提供による顧客取り込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県ゆかりの企業や東京福岡県人会といったリピーター確度の高いターゲットに対し、DMによる情報発信を行う。 <p>(2) ターゲットに合わせたアプローチと顧客取り込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺企業や近隣住民などをターゲットに、「福扇華」のパンフレットを作成・配布し、誘客を図る。 <p>(3) 機内誌での広報やHP開設等による周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福扇華」専用のHPを運用し、食をはじめ物産、歴史・観光情報のほか、「福扇華」で開催するイベントについて広く情報発信する。 <p>5 関係機関との連携等による福岡の魅力発信</p> <p>(1) 九州各県のアンテナレストラン等と連携したフェア開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州各県のアンテナレストランと連携し、食に関する情報のフェアや観光・物産など総合的に「福岡の魅力」を発信する。 <p>(2) 市町村等のプロモーション・商談会支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等による農林水産物を中心とするプロモーションや商談会に対する支援を実施する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
アンテナレストラン「福扇華」への来店者数	目標	—	20,000	21,000	22,000		
	実績	—	10,256				

【指標の考え方】

- ・開店から10か月で来店者数20,000人を達成したが、時間の経過とともに、来店者数が減っている。
- ・開店当初の来店者数を維持しつつ、委託事業終了年度までに来店者数を1割程度増やす。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態措置等により、令和2年5月末までの店舗休業、令和3年1月から3月末にかけての時短営業及び酒類提供制限等の営業の制限を受けたことと、外出制限等による人流抑制の影響により、来店者が激減し、目標達成に至らなかった。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・アンテナレストラン「福扇華」で、地域の食材を活かした料理と併せ、観光・物産等の情報を総合的に発信するフェア等を定期的に開催することで、「福扇華」の魅力向上と新たな顧客やリピーターの獲得につなげることができる。

【事業の効率性】

- ・事業実施にあたっては、府内各部や市町村等がアンテナレストラン「福扇華」を活用する第一歩とし、主体性を持って取り組めるよう、執行委任や補助という形での実施とする。
- ・総合的な情報発信や新たな分野の顧客開拓については県で実施し、近隣住民や既存顧客への情報発信は運営委託事業者への補助により実施することで、役割分担を行う。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	26,223	30,401	29,297	時間	1,800	1,350	1,300
(うち一般財源)	15,360	16,718	15,966	人件費（千円）	7,269	5,452	5,250

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- ・今後も、新型コロナウイルス感染症の影響によりレストランが通常営業できないような状況となる可能性があり、レストラン自体の経営が非常に厳しいような状況下で、他県のアンテナレストランと連携したフェアを実施するのは困難。
- ・「レストラン顧客拡大PR事業」について、在京メディア・外国大使館関係者招へいによる海外向けPRや百貨店など新規ターゲット層が集う場所でのイベントは、新型コロナウイルス感染症の影響が今後も残る中で確実な実施を見込むのは困難。

【見直し内容】

- ・今後は、「福扇華」主体でコロナ禍でも対応できるPR事業等に注力することとし、「九州各県のアンテナレストラン等と連携したフェアの開催」については、事業終了とする。
- ・「レストラン顧客拡大PR事業」について、主にインバウンドに向けた「観光客に向けた魅力発信事業」と「物販スペースを活用した県産品の情報発信事業」へと再構築し、アフターコロナを見据えた取組を行う。

事業名	再生可能エネルギー等導入促進事業			部課(室)	企画・地域振興部 総合政策課エネルギー政策室	事業開始年度	H24
総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	6	グリーン社会の実現	
	小項目	1	脱炭素化の推進と産業の育成	具体的な取組	2	脱炭素化に資する産業の振興	

1 事業のねらい・目的	
○ 再生可能エネルギーの導入支援のための各種施策を展開し、市町村・民間事業者による県内への再生可能エネルギーの導入を活発化することにより、エネルギー源の多様化・分散化を図る。	
○ 再生可能エネルギー分野に関する市町村・民間事業者の取組を支援することにより、地域経済の活性化を図る。	

2 事業概要

1. エネルギー利用モデルの構築

(1) 市町村等によるエネルギー利用モデル構築への支援

市町村等	①エネルギー利用モデル構築促進事業費補助 (可能性調査への支援)	市町村等が行う、①地域資源を活用した再エネ発電設備導入、②再エネ熱利用、③省エネモデル、④エネルギー関連産業の地域振興・雇用創出モデルの実施検討(事業計画の作成)に対する支援(定額補助)	9,000千円 (3市町村程度) (調査委託費、先進地視察等)
	②「地域で取り組む再エネ・省エネ促進セミナー(成果報告会)」の開催	エネルギー利用モデル構築に関する情報共有を図るために、県内外の先進事例等の紹介を内容とした市町村・民間事業者・県民向けのセミナーを開催(1回)	234千円(報償費、旅費等)
その他	③審査委員会経費等	採択事業を決定するための委員会経費	473千円(報償費、旅費、委託費等)

(2) 民間事業者等への再生可能エネルギー導入支援アドバイザーの派遣

- エネルギーに関して専門的知見を有するアドバイザーを県内の民間企業等に派遣し、助言・指導を行うことにより、再生可能エネルギーの導入に向けた事業構築、課題解決を支援する。 6 民間事業者等 × 1回 = 計6回

2. 再生可能エネルギー導入支援システムの運用・改良

- 再生可能エネルギー導入検討に必要となる基本データを提供する「再生可能エネルギー導入支援システム」をインターネット上において運用することにより、民間企業等における再生可能エネルギー導入を支援する環境整備を図る。
- 支援システムの利便性を維持するため、メンテナンス作業を行う。

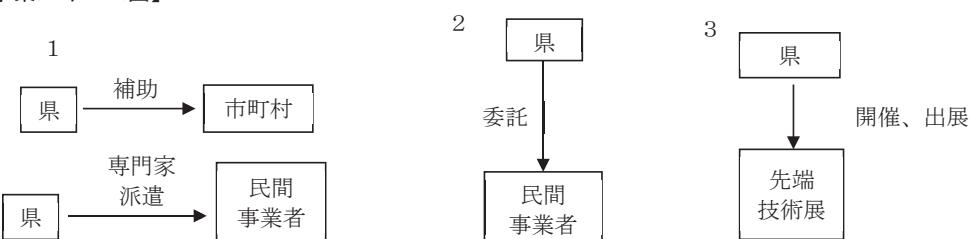
3. エネルギー先端技術展の開催

- エネルギーに特化した産業界向け(BtoB)の展示会(会場及びオンラインのハイブリッド)を開催する。

4. 再生可能エネルギー総合調整事務費

- 再生可能エネルギー普及促進に向けた施策の方向性検討・府内調整、事業者・市町村等への助言・支援、エネルギーに関する情報収集等を行うための事務費

【事業スキーム図】



3 事業目標等									
【事業目標】再生可能エネルギー普及促進による地域のエネルギー自給力向上									
【県計画・成果指標等】「福岡県総合計画」									
(細) 事項名	成果指標		(現) 福岡県総合計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基準 (R2末)									
再生可能エネルギー発電設備導入容量 (単位 : kW)	累積導入容量	目標・KPI	2,600,000	2,750,000	3,170,000	3,380,000	3,530,000	3,900,000	4,050,000
	実績		2,686,886						

(指標の考え方)

※ 令和8（2026）年度までに、再生可能エネルギー発電設備導入容量を405万kW（令和2年度から50%増）まで向上させることを目標とした。

※ 現行の福岡県総合計画から成果指標の名称を変更しているが、数値目標の定義に変更なし

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
令和3年度は目標達成に向け順調に推移している。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー導入促進に向けた県の役割は、①エネルギーに関する県民意識の改革、②市町村・民間事業者による再生可能エネルギー導入のための環境整備の2つと考えており、本事業において重点的に取り組んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> (市町村・民間事業者による再生可能エネルギー導入のための環境整備) <ol style="list-style-type: none"> 市町村等によるエネルギー利用モデル構築への支援、民間事業者等へのエネルギーアドバイザー派遣 再生可能エネルギー導入支援システムの運用・改良 (エネルギーに関する県民意識の改革に向けた施策) <ol style="list-style-type: none"> 市町村等によるエネルギー利用モデル構築への支援（再掲）※モデル事業の構築 エネルギー先端技術展の開催 これらの取組みにより、事業目標（令和3年度目標）達成に向け順調に推移しており、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づき県内に導入された発電設備の容量も令和2年度末時点で全国第9位（約261万kW）となるなど、再生可能エネルギー先進県として高い評価を受けている。 なお、再生可能エネルギー導入支援システムについては、複数の基本情報をワンストップで提供し、再生可能エネルギー導入の可能性を検討する支援システムとして優れているとの評価を受け、平成26年度新エネ大賞の新エネルギー財団会長賞を受賞している。
【事業の効率性】	
<ul style="list-style-type: none"> 「1. 市町村等によるエネルギー利用モデル構築への支援（補助事業）」については、その対象を広く公募するとともに、採択審査を外部有識者で構成する委員会で行うなど、事業の効率的・効果的な執行に努めている。 セミナーについても他事業分と合同開催するなど、事業の効率的・効果的な執行に努めている。 	

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	12,966	12,618	3,842	時間	4,160	3,550	2,582
(うち一般財源)	12,966	12,618	3,842	人件費（千円）	16,799	14,335	10,427

6 見直しの内容
（継続）（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
（終了）（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組により本県においては再生可能エネルギーの普及が進んでいるが、令和2年10月、政府は2050年の温室効果ガスを実質的にゼロとするカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、令和3年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画では、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについては主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととされ、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの比率は、これまでの目標から1.5倍強に引き上げられており、県として継続して普及拡大に努める必要がある 太陽光発電を中心導入が進んできていることから、多様な再生エネ導入を促していく必要がある。

【見直し内容】
（1. エネルギー利用モデルの構築）《縮小》
・今後は、関係各課と連携しながら本事業で得られた成果を市町村に広げるとともに、事業化に向けた取組を支援していくことし、本事業を廃止。
（▲8,733千円）
（2. 再生可能エネルギー導入支援システムの運用・改良）《縮小》
・システム運用のための作業が共用PCのみで作業可能となつたため、所属導入PCを廃棄し、光回線利用料等の経費を削減。
（▲49千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	風力発電産業育成・参入促進事業			部課(室)	企画・地域振興部 総合政策課エネルギー政策室	事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	6	グリーン社会の実現	
	小項目	1	脱炭素化の推進と産業の育成	具体的な取組	2	脱炭素化に資する産業の振興	

1 事業のねらい・目的

- 他地域に先行して風力発電事業に必要なメンテナンス技術者を育成し、人材育成拠点としての地位の確立を図る。
- 調査、製造、運搬、施工、保守、点検、修理といった風力発電関連産業への県内企業の参入促進を図る。

2 事業概要

1. 風力発電メンテナンス技術者の育成等

(1) 離職者向け職業訓練

- ・離職者を対象に、風力発電設備のメンテナンス業務に必要な技能を習得する公共職業訓練（委託訓練）を実施（令和3年度に開講、職業能力開発課の求職者技能習得訓練事業費（国委託事業）により実施）
- ・地域の産業界の求めに応じた人材を育成するため、訓練の実施に当たり、関係機関による地域コンソーシアムにおいて訓練内容等を協議

(2) 学生向け就業体験

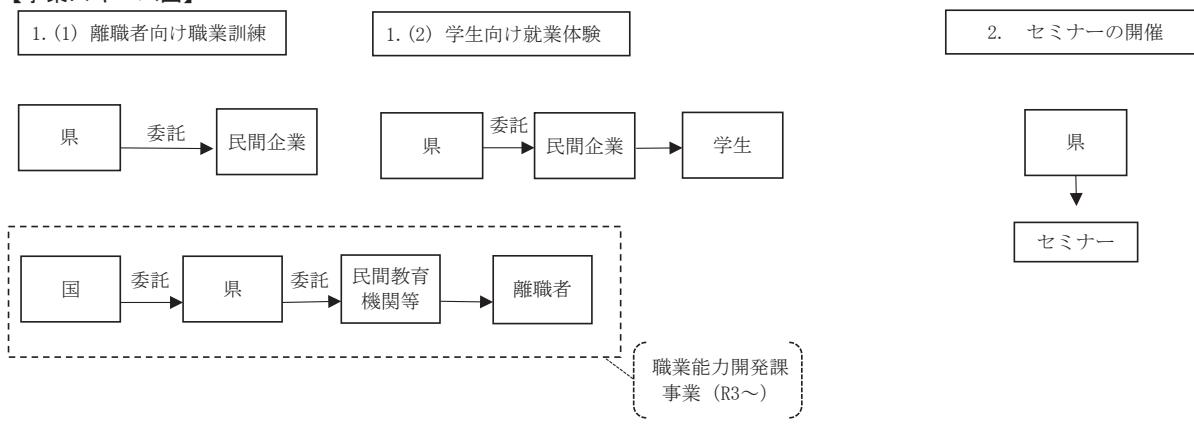
- ・工業高等専門学校の学生を対象に、風力発電設備のメンテナンス業務を体験する本格的なインターンシップを実施

2. 風力発電産業への参入促進

(1) 風力発電産業参入促進セミナー

- ・風力発電産業に関する政策や業界の動向等を紹介するセミナーを開催

【事業スキーム図】



3 事業目標等

【事業目標】風力発電メンテナンス技術者の育成による地域振興・雇用創出

(細) 事項名	成果指標	基準(R1)	R2	R3	R4
風力発電メンテナンス技術者の育成	職業訓練による育成技術者数（累計）	目標 実績	— —	10 —	20 中止

(指標の考え方)

響灘地区で計画されている洋上風力発電設備に必要なメンテナンス技術者数（20人）の育成を目標とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・職業訓練実施に向け募集をかけたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により訓練実施に必要な人数を下回ったため、訓練は中止となった。

4 有 效 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関による地域コンソーシアムにおいて、職業訓練内容等を協議することで、魅力的な訓練カリキュラムの作成につながった。 ・風車メンテナンス人材の育成の必要性について、委託先及び工業高等専門学校と認識を共有しながら進めることで、学生からの応募があり、インターンシップの実施につながった。
【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練について、訓練期間終了後、地域コンソーシアムにおいて、結果報告及び課題整理等を行うことにより、事業の効率的・効果的な執行に努める。 ・セミナーについて、他事業と合同開催することで、事業の効率的・効果的な執行に努めている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	1,555	6,168	5,078	時間	524	216	268
(うち一般財源)	930	3,250	2,601	人件費（千円）	2,116	873	1,083

6 見直しの内容
(繼続) 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 (縮小)
終了 (完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止)
<p>【上記の理由】</p> <p>・風力発電は風車の故障や不具合による稼働率の低下を防ぐため、適切なメンテナンスが不可欠であるが、国内における風力発電の導入拡大による風車メンテナンス技術者不足が懸念されており、風車メンテナンス技術者の確保・育成が急務となるため事業を継続して実施する。</p> <p>【見直し内容】</p> <p>風力発電産業参入促進セミナー 《縮小》</p> <p>・風力発電産業の集積促進に係る取組の中で実施することとし、本事業を廃止。 (▲1,139千円)</p>

事業名	福岡県移住・定住促進事業		部課(室)	企画・地域振興部 広域地域振興課	事業開始年度	H26
-----	--------------	--	-------	---------------------	--------	-----

総合計画	4つの柱	1	世界を見据えて成長し、発展する	中項目	4	移住定住の促進
	小項目	1	移住定住の促進	具体的な取組	3	相談体制、情報発信の強化

1 事業のねらい・目的

情報の共有とネットワーク構築による効果的な情報発信、首都圏の移住相談窓口の運営等により、移住・定住を促進する。

2 事業概要

(1) 移住相談窓口「ふくおかよかとこ移住相談センター」の運営

- ・幅広い世代に対する相談対応、情報提供業務
- ・「ふくおか住みたか会員」募集：協力事業者「ふくおかよかとこ移住応援企業」による特典・サービス（レンタカー料金の割引、「移住者向け金利優遇住宅ローン」適用など。）
- ・首都圏・大阪での移住相談会の開催 等

東京窓口：「ふるさと回帰支援センター」内に設置（39道府県が同様に設置）…移住相談員を3名配置
福岡窓口：「若者仕事就職支援センター」内に設置…移住相談員を1名配置

(2) 福岡県移住・定住ポータルサイト「福がお～かくらし」の運営

- ・移住者に必要な情報を提供し、県内市町村の魅力を発信するため、サイトの更新やコンテンツの追加を実施

(3) 福岡県移住・定住ガイドブック「福岡移住読本」の作成・配布

- ・県・市町村の魅力や各支援制度を紹介するガイドブック「福岡移住読本」の各種データやコンテンツを随時更新

(4) オンライン移住セミナーの開催

- ・仕事・就職・農業等のテーマ別のセミナーをオンラインで開催

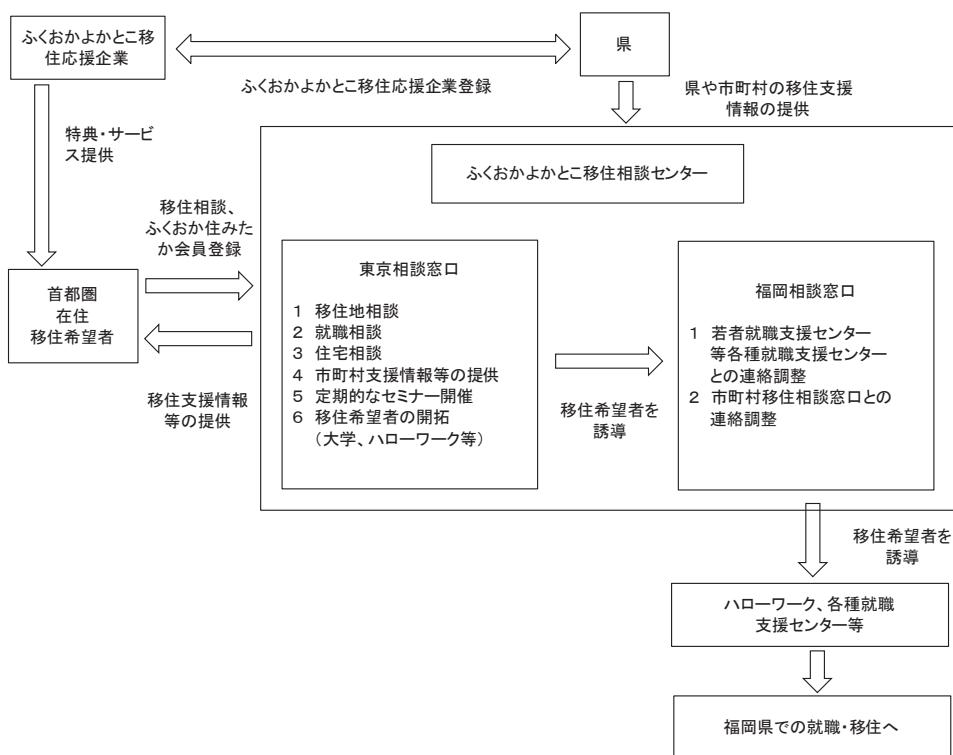
(5) AIチャットボットを活用した移住相談システムの構築・運営

- ・AIチャットボットによる移住相談システムを構築し、24時間365日移住希望者からの相談に対応

(6) 市町村と連携した「移住コンシェルジュ」による移住促進

- ・移住希望者の移住前後のフォローや、地域住民と移住者との交流活動を支援する「移住コンシェルジュ」が実施する移住促進活動に対する補助金の支給

事業スキーム図(首都圏等からの移住・定住の促進)



3 事業目標等

【事業目標】

一元的な窓口体制の整備、情報の共有とネットワーク構築による効果的な情報発信、移住希望者への積極的な誘致策の展開等により交流人口・移住・定住人口の拡大を図る。

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
移住相談件数	目標	2,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	実績	5,138				
ふくおか住みたか会員の登録者数	目標	1,000	1,000	1,000	1,000	1000
	実績	496				
移住世帯数	目標	-	-	1,000	1,000	1,000
	実績	876				
「お試し居住」を実施している市町村数	目標	35	40			
	実績	34				

【指標の考え方】

移住相談窓口を運営することで福岡県への移住・定住に対して興味を持つ人を増やし、移住者の増加を目指す。

・移住相談件数：令和元年度の実績3,125件に対して、コロナ禍の影響による増も見込み約3割増の4,000件を設定

・ふくおか住みたか会員登録数：相談件数の1/4を目標として設定。

・移住世帯数：令和2年度実績の約1割増となる1,000世帯の移住を目標として設定。

※令和3年度までは、県の移住相談センターを利用した方で県内に移住した人数（移住者数）を成果指標としてきたが、より正確に事業の効果を図るために、令和4年度以降は市町村が把握する県外からの移住世帯数及び県事業を利用し、県外から移住した世帯数としている。

・「お試し居住」を実施している市町村数：令和3年度末までに県内市町村の2/3で実施することを目標として設定。（目標を一定程度達成したことから令和4年度以降は成果指標として採用しない予定）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

ほとんどの成果指標において、目標を大きく上回る実績を達成した。

ふくおか住みたか会員の登録者数については、移住相談件数の伸びほどには増加していない。コロナ禍の影響による移住イベントの中止などの影響により、新たな移住希望者の取扱い困難だったことによるものと考えられる。令和3年度はこのことに対応し、オンラインセミナーの開催など、コロナ禍に対応したイベント開催による新規会員の獲得を図っている。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

東京都及び福岡県で相談窓口を運営することで、潜在的な福岡県への移住希望者が、具体的な行動に踏み出す大きなきっかけとなる。さらに来所者の「ふくおか住みたか会員」への登録により、セミナー開催等の情報提供やその後のフォローが可能となり、実際に移住するまでの過程に深く関与することが出来る。

【事業の効率性】

専任の就職・移住相談員を配置することにより、相談者に対して専門的な観点から効率的なアドバイスが出来る体制が整備でき、移住者の増加につながっている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	44,865	107,118	84,122	時間	10,676	12,420	12,420
(うち一般財源)	33,311	94,491	69,763	人件費（千円）	43,110	50,152	50,152

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

本県への移住をさらに促進するため、移住相談システムを含む相談対応を充実させていくとともに、移住・定住ポータルサイトの再構築による移住希望者のニーズに合わせた情報提供等の取組みにより、新たな移住希望者の発掘を図っていく。

【見直し内容】

（情報発信の一層の強化）（+12,182千円）

・利用者のニーズに合わせ、ポータルサイトのリニューアルを実施。ページデザインの変更とともに検索機能を拡充し、移住希望者が必要とする情報を提供。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	福岡県移住・定住促進事業 (移住支援金の支給)			部課(室)	企画・地域振興部 広域地域振興課	事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	4	移住定住の促進	
	小項目	1	移住定住の促進	具体的な取組	3	相談体制、情報発信の強化	

1 事業のねらい・目的

- 国（内閣官房・内閣府）は、東京圏の一極集中是正を目的として、地方創生交付金を活用し、一定の要件に該当する東京23区から東京圏以外への移住者に支援金を支給し、移住を後押しする取組みを創設。
- このスキームを活用し、三大都市圏からの移住者の経済的負担を軽減することで、移住を促進するとともに、県内企業等の人材確保に繋げるもの。

2 事業概要

1 東京23区在住者に対する移住支援金の支給

- 県の運営する就業マッチングサイトを利用して就業した方等、一定の要件に該当する方に移住支援金を支給する。
- 国の示した規定に基づき、定額（60万円／単身世帯、100万円／2人以上世帯）を支給。
※地方交付金を活用したうえ、実施市町村が一定の割合を負担
国（地方創生交付金）1／2、県1／4、市町村1／4

2 三大都市圏在住者（1を除く）に対する移住支援金の支給

- 1の要件に加え、県独自に対象地域と対象職を拡大し、要件に該当する三大都市圏在住者に対して移住支援金を支給する。

【対象地域の拡大】

東京23区在住者に加え、23区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）及び大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）の在住者を対象化

【対象職の拡大】

医療福祉・農林漁業で県の就職支援サイトに掲載している求人への就職の場合等、人材不足職種に就業した場合を対象化

- 1と同様の定額（60万円／単身世帯、100万円／2人以上世帯）を支給。
※実施市町村が一定の割合を負担
県3／4、市町村1／4

【移住支援金の主な要件】

(移住元要件)

- ・住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上三大都市圏に在住していること
- ・住民票を移す直前に連続して1年以上三大都市圏に在住していること

(移住先要件)

- ・県内の事業実施市町村に転入したこと
- ・転入先の市町村に5年以上継続して居住する意思を有すること

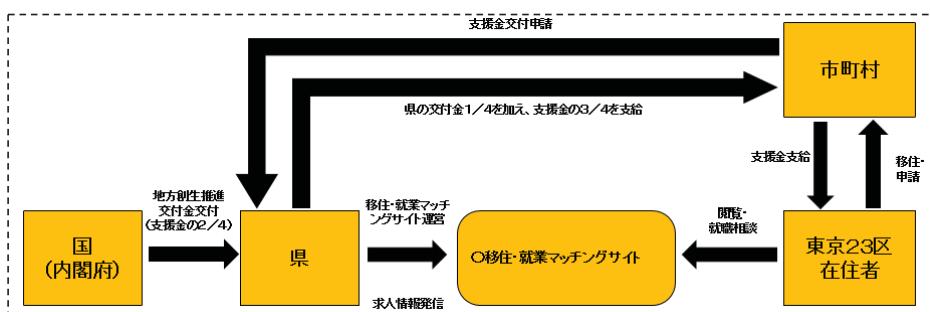
(就業等要件)

- ・就業マッチングサイト掲載求人への就職であること
- ・転勤・出向等ではなく、自己の意思により移住して、テレワークで移住元での業務を引き続き行うこと

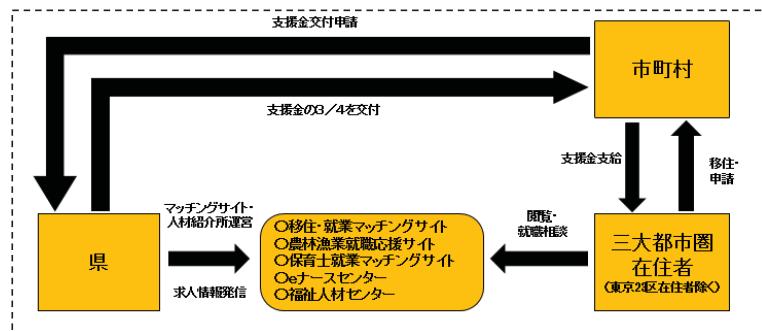
等いずれかの要件に該当すること

【事業スキーム図】

○東京23区在住者に対する移住支援金の支給



○三大都市圏在住者（東京都23区在住者除く）に対する移住支援金の支給



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3 (11月末時点)	R4	R5	R6
移住支援金支給件数	目標	30	100	200	37	37	37
	実績	0	1	3			

【指標の考え方】

(令和元年度～令和3年度)

- ・「移住就業者数」について、2015年の国勢調査によれば、福岡県の人口は約510万人であり、東京圏を除く43道府県の人口の合計9,100万人に対する割合は、5.6%である。国の1年あたりの目標10,000人の5.6%は560人となる。一方、福岡県における他県からの転入者約10万人のうち、世帯主として期待される35～44歳の人数は1万5000人程度（全体の15%）であることから、560人の15%（84人）に基づき、概算で100件と設定。（初年度である令和元年度は、予算措置の時期等も踏まえ、30件とした。）
- ・令和3年度においては、県の要件拡充分を上乗せして200件に設定。

(令和4年度)

- ・他都道府県における移住支援金事業の支給件数を鑑み、見直しを実施。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・目標と比べて実績が上がっていない状況。
- ・東京23区在住者に対する移住支援金については、同様の事業を実施している他道府県での支給件数も平均6.9件（令和2年度）と伸び悩んでおり、全国的に未だ事業の認知が進んでいない。
- ・県内市町村の支援金事業の実施率が他県に比べて低く、県内の移住者でも一部しか利用できない状況にあること（県内市町村の半数以上が未実施）。県独自の要件拡充についても、今年度からの実施であり、認知が進んでいないと考えられる。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・「新型コロナ感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和3年6月内閣府調査）では、東京圏在住者の33.2%が地方移住への関心を持っているとされている。また、移住に関心のある方が、最も多く課題として回答しているのは「仕事・収入」（49.2%）である。
- ・本事業では就業マッチングサイトや就職支援サイトと連携しており、移住後の就業先を確保するとともに移住に係る一時的な費用を軽減することができる。

【事業の効率性】

- ・他の移住・定住促進事業における情報発信と併せて広報を実施することで、移住希望者層に向けた効果的な情報発信を図っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	450	120,133	47,834	時間	531	531	531
（うち一般財源）	300	80,067	19,967	人件費（千円）	2,145	2,145	2,145

6 見直しの内容

継続（ 拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	一部改善	縮小 ）
終了（ 完了	再構築（他の事業に組み替え）	廃止 ）	

【上記の理由】

- ・国において、当該事業の活用促進を図るため、来年度新たに子育て世帯への支援金加算の追加が予定されているところ。
- ・県においても、市町村に対し本制度の活用を働きかけており、来年度新たに6市町村が活用を検討中。
- ・県の移住相談センターの実績では、移住者数、移住相談件数ともに大きく増加しており、一昨年度はそれぞれ189人、3,125件であったのに対し、昨年度は268人、5,138件と、1.4～1.6倍に増えており事業の継続が必要とされている。

【見直し内容】

- ・国の制度改正にあわせ、子育て世帯への支援金加算（18歳未満の子1人につき30万円の加算）を実施することにより、取組を強化していく。
- ・実施市町村の増加につなげるため、今年度から市町村に訪問し、個別の事業説明を実施。次年度以降も引き続き実施市町村の増加に向け取り組んでいく。
※今年度1市が新たに実施。来年度は6市町村が新たに実施を予定。
- ・毎月開催している移住希望者向けオンラインセミナーにおいて、広報を実施。広く移住者へ呼びかけることで事業の認知度向上を図る。

事業名	福岡県移住・定住促進事業 (関係人口の創出・拡大)			部課(室)	企画・地域振興部 広域地域振興課	事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	1	世界を見据えて成長し、発展する	中項目	4	移住定住の促進	
	小項目	1	移住定住の促進	具体的な取組	3	相談体制、情報発信の強化	

1 事業のねらい・目的

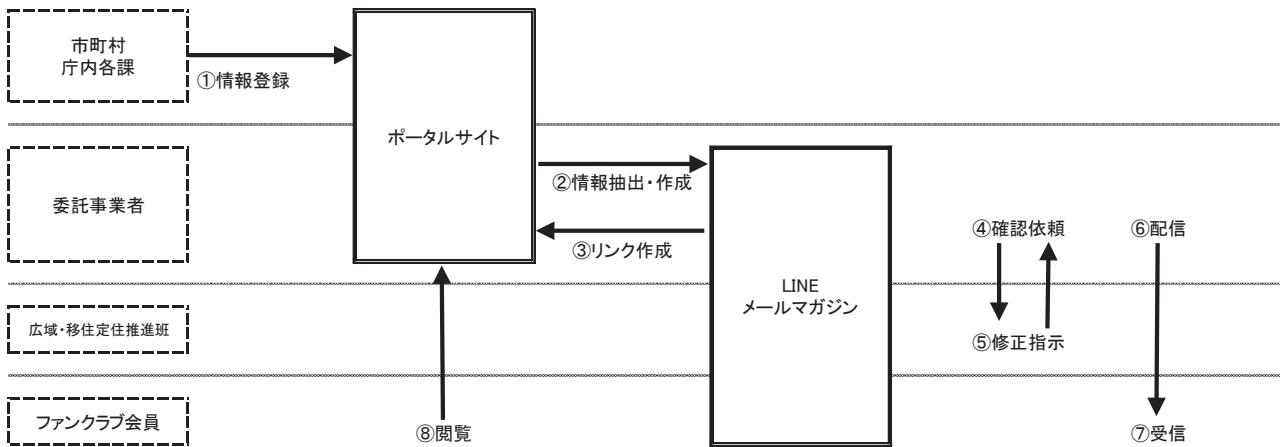
移住・定住の施策については、これまで移住検討者層を対象としたアプローチを行ってきたところ。これらの層の前段階として、現時点では移住を検討していないが、本県に関心がある方を移住へつなげる機会を提供していく必要がある。本県への移住・定住に至らないものの、本県と多様に関わる者である「関係人口」に着目し、本県への継続的なつながりを持つ機会を増やし、将来的な移住に向けた裾野の拡大を図る。

2 事業概要

- (1) 「ふくおかファンクラブ」の情報発信強化
 - ・「ふくおかファンクラブ」LINEアカウントの取得・開発
 - ・県全体の移住・定住施策、各種イベントの情報等を一元的にかつ迅速にLINEで提供
 - ・会員限定のLINEスタンプの作成・配布
- (2) 「ふくおかファンクラブ」会員交流会の開催
 - ・会員を対象としたオンライン交流イベントを開催

【事業スキーム図】

○会員への情報発信のスキーム

**3 事業目標等****【事業目標値】**

(細)事項名	成果指標	R2	R3 (9月末)	R4	R5	R6
関係人口の創出・拡大	ふくおかファンクラブ会員数	目標 2,800	3,600	4,400	5,200	6,000
	実績 2,270	2,568				

【指標の考え方】

移住支援情報を提供している移住検討者数（住みたか会員メールマガジン登録者数（R1年度末））約1,200名の5倍（6,000名）の会員登録を目標とし、これを目標として各年度における達成目標を設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

コロナ禍の影響により物産展等のイベントが中止となった影響により、新規会員の獲得が困難だったことによるものと考えられる。令和3年度は情報発信の一層の強化を行い、LINEでの会員登録・情報発信に対応するなど、コロナ禍に対応した取組を実施している。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 関係人口の創出・拡大を図る取組により、将来的な移住者層の掘り起こしができるほか、地域の魅力の発信にもつながる。
	【事業の効率性】 LINEの機能を活用し、メッセージ配信のほかリッチメニュー(※)等を利用した継続的な情報提供を実施。また、移住に関する相談対応が可能なAIチャットボットを備えることで、関係人口から移住希望者に至るまで包括的な情報発信を実施している。 ※LINEのトーク画面下部に固定で表示されるメニュー機能

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	2,819	9,106	3,468	時 間	1,460	1,164	692
(うち一般財源)	1,449	7,291	2,380	人件費（千円）	5,896	4,701	2,795

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小)
<input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) <input type="checkbox"/> 廃止)
【上記の理由】 関係人口の創出・拡大については、広く会員の掘り起こしを図るとともに、県への愛着を醸成するための継続的な取組みが必要不可欠であることから、一層の情報発信強化を実施していく。
【見直し内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ LINEスタンプ配付キャンペーンの終了 (△3,190千円) LINE公式アカウント開設に伴うスタンプ配付のキャンペーンについては一定の成果を得たため終了。代替として若年層をターゲットにしたオンラインイベントの開催を実施する等、新たな層の取り込みを図る予定。 ・ 委託業務の見直し (△1,360千円) 業務委託の内容を一部見直し効率的な事務の遂行を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	筑豊地域活性化事業 (田川地域)			部課(室)	企画・地域振興部 広域地域振興課	事業開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	21	地域の活力向上	
	小項目	1	県内各地域の振興	具体的な取組			

1 事業のねらい・目的

- 田川地域の数ある魅力に満ちた資源を広域的に繋げ、地域全体を一つのバーチャルな博物館になぞらえて、「田川地域全体がまるごと博物館」であるという統一コンセプトの下で戦略的なイメージ発信や、展示物である地域資源の整備を行ってきた「田川まるごと博物館プロジェクト」。これまで取り組んできた当プロジェクトで整備した地元の人的ネットワークや地域資源を最大限活用し、この事業が地域で自立・自走していくような様々な取組を展開する。また、地域住民にも地域が一体となって観光による地域づくりを進めているという認識を持ってもらい、地域全体で観光客を受け入れていくという意識の醸成を図っていく。
- 田川地域の喫緊の課題である人材育成を図るため、将来のリーダーとしての資質や生きていくためのたくましさ、地域への愛着・誇りを持った地域に貢献する人材育成プログラム「田川飛翔塾」を実施する。「日本の次世代リーダー養成塾」との連携や、卒塾生同士の交流を図るための同窓会等の取組を加えていき、地域に貢献する若者を輩出し、地域内で人財育成の自主的な取組が継続していく機運を醸成していく。

2 事業概要

I プロジェクトの推進

1 田川まるごと博物館プロジェクト

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| (1) 「田川はひとつ」発信事業 | ①田川地域共通の資源をPRする情報誌の作成 |
| | ②「田川はひとつ」都市圏プロモーションの開催 |
| | ③田川地域共通の資源をめぐる「あったがわの旅」の開催 |
| | ④田川地域共通の資源をめぐるスタンプラリー、PRイベントの実施 |

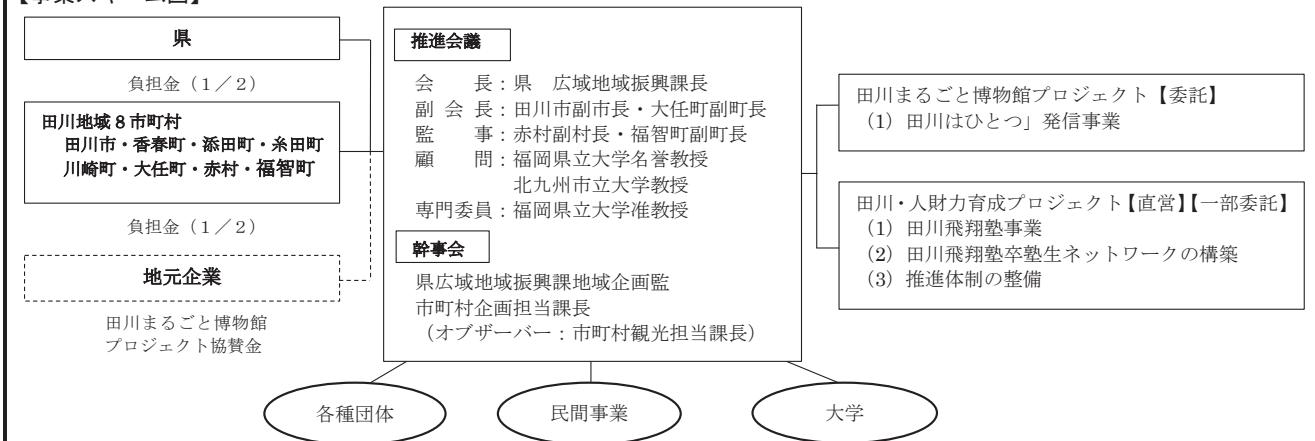
2 田川・人財力育成プロジェクト

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 田川飛翔塾事業 | 田川地域の将来を担う中学生を、地域リーダーとして養成する4泊6日のサマースクール |
| (2) 田川飛翔塾卒塾生ネットワークの構築 | 卒塾生のネットワークづくりとフォローアップのための同窓会 |
| (3) 推進体制の整備 | 民間、行政で構成する会議の開催、地域住民へプロジェクトのPRのための活動事例集の作成 |

II 田川広域連携プロジェクト推進会議の運営等

顧問等への謝金、消耗品、事務局（県）の活動旅費等。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

		成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1 田川まるごと博物館プロジェクト (1) 「田川はひとつ」発信事業	参加者の参加後の田川地域に対するイメージの変化の割合 (%)	目標	90	90	90	90	90	90	90	90
		実績	76	72	64	70	60			
2 田川・人財力育成プロジェクト (1) 「田川飛翔塾」事業	参加者の参加後の将来の夢や目標に対する意識の変化の割合 (%)	目標	90	90	90	90	90	90	90	90
		実績	94	93	93	94	中止	中止		

【指標の考え方】

1 田川まるごと博物館プロジェクト

- (1) 「田川はひとつ」発信事業は、イベント参加者に対してアンケートを実施し、地域の疲弊したイメージの払拭につながった割合を目標「平均90%以上」と設定。

2 田川・人財力育成プロジェクト

- (1) 「田川飛翔塾事業」は、参加者に対してアンケートを実施し、参加後の将来の夢や目標に対する意識が好転した割合を目標「平均90%以上」と設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・「田川はひとつ」発信事業についてアンケートを行った結果、地域の疲弊したイメージの払拭につながった割合は目標を下回っているものの、事業満足度に係る設問については、満足度割合は非常に高い（83%の参加者が「満足・ほぼ満足」）結果となった。また、元々「田川地域に悪いイメージを持っていない」という方も多いため、今後アンケートの設問の見直しを行う。
- ・「田川飛翔塾」事業について、事業の実施ができなかつたため評価できない。

4 有 效 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	・各プロジェクトにおける事業を通じて、地域住民や地域団体等の有機的な結びつきが始まっており、地域力が全体的に高まっている。
【事業の効率性】	・事業の計画及び実施に当たっては、前例踏襲にせず、地元へのノウハウの蓄積のためにも可能な限り委託を行っているが、効率的に実施する必要がある場合は直営で行うなど、事業実施の工夫に努めている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	4,385	5,523	5,103	時間	5,280	5,280	5,280
（うち一般財源）	2,274	2,926	2,683	人件費（千円）	21,321	21,321	21,321

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・事業の実施に当たっては、地元市町村や地域住民、地域団体等の意見、事業実績を十分に踏まえ、見直しを行う予定。広域連携の取組により、地域団体等が有機的に結びつき、全体の地域力が向上しつつあり、今後も継続が必要である。

【見直し内容】

- 費用対効果の向上
 「田川まるごと博物館プロジェクト」は、今後の自立・自走も見据え、さらに地元企業からの協賛金を得ていく予定。
- 部局間の調整及び連携
 「田川まるごと博物館プロジェクト」は、観光政策・観光振興課、市町村の観光部門、福岡県観光連盟、「田川・人財力育成プロジェクト」は、青少年育成課及び筑豊教育事務所、英彦山青年の家、市町村の教育部門との調整や連携を図る。いずれの事業も、引き続き関係部局と調整及び連携を行う。
- その他
 「田川まるごと博物館プロジェクト」のまちづくりプロデューサー部会の数について見直しを行う予定。（▲68千円）
 「田川・人財力育成プロジェクト」については、地元市町村や地域住民の意見を踏まえ、カリキュラムの内容の拡充及び効率化を行っていく予定。また、田川飛翔塾事業の総会プロデューサーを東京在住者から福岡在住者に変更及び卒塾生ネットワーク事業の回数を減らす予定。（▲352千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	「立花宗茂・闇千代」を活用した地域活性化事業			部課(室)	企画・地域振興部 広域地域振興課		事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	21	地域の活力向上		
	小項目	1	県内各地域の振興	具体的な取組				

1 事業のねらい・目的

- NHK大河ドラマ招致を契機として、立花宗茂・闇千代を本県の新たな戦国ヒーロー・ヒロインとして大きく打ち出し、歴史ファンのみならず、ゲーム等に関心を持つ若年層も取り込みながら、ゆかりの地を有する市町村との連携により、その地の歴史やエピソードの掘り起こし、観光スポットとしての磨き上げを行うことで、地域活性化へつなげる。
- 招致実現には地元での関心の高さが成功の鍵であり、多くの県民に宗茂・闇千代の魅力を知ってもらい、招致に向けて関心を高めていく。
- NHK大河ドラマの傾向に詳しい専門家からの助言によると、招致実現の最も可能性が高い年は令和5年とのことから、立花宗茂の柳川藩再封から400年となる令和2年から令和3年にかけ、関係自治体との連携により、県全体の盛り上がりを促進し、集中的に機運の醸成を図っていく。

2 事業概要

【プロジェクトの概要】

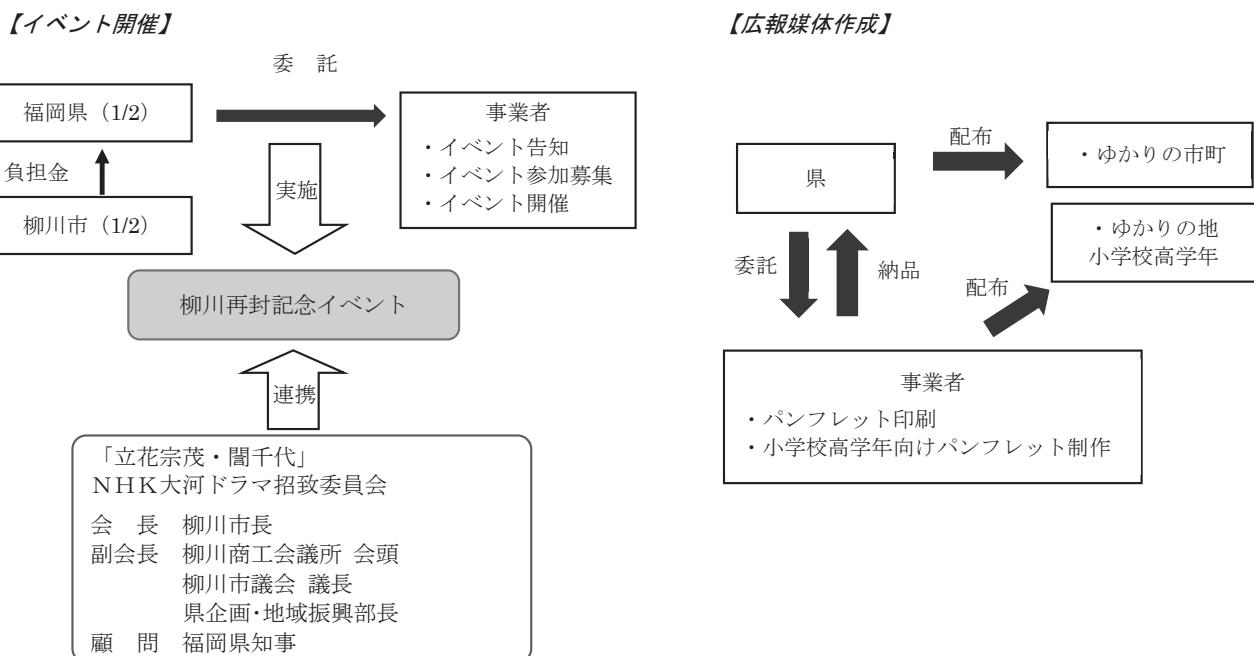
○ 立花宗茂公 柳川再封記念イベントの開催

- 立花宗茂・闇千代に造詣の深い歴史学者等の専門家による基調講演
- 著名な宗茂ファンによるトークショー
- 展示や販売ブースの設置 等

○ 「宗茂・闇千代」及び県内“ゆかりの地”的周知強化

- 「宗茂・闇千代」や“ゆかりの地”を紹介するパンフレットの印刷
- ゆかりの地の小学校高学年向けの「立花宗茂・闇千代」及びゆかりの地紹介するパンフレットの作成

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		基準 (R1)	R2	R3
宗茂・闇千代に関する講座等を開催した県内ゆかりの自治体数	目標	13	13	
	実績	2	2	4 (見込み)

【指標の考え方】

- 関係自治体と協力して、宗茂・闇千代に関する講座を実施し、県民への知名度向上を図り、招致活動に対する県全体の盛り上がりを促進し、招致への機運の醸成を図る。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、講座等のイベントの開催が難しく、目標値を達成していない。
- 令和3年度も前年度同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各地でのイベント等の開催は難しい状況であった。しかし、県と柳川市の共催事業で実施したセミナーのオンライン配信や、ユーチューブ番組の配信では、総再生回数が9万回を越え、県全体の招致への機運醸成を図ることができた。

4

有効性

【事業の有効性】

- 立花宗茂・闇千代ゆかりの地を有する市町村と連携し、各地の歴史やエピソードの掘り起こし、観光スポットとしての磨き上げを行い、地域の活性化へつなげるとともに広域的な観光資源として活用する。
- 関係自治体と協力して、宗茂・闇千代に関する講座を実施し、県民への知名度向上を図り、招致活動に対する県全体の盛り上がりを促進し、招致への機運の醸成を図る。

5

効率性

【事業の効率性】

- イベント開催については、県と柳川市が予算を折半し、事業を実施することで、県の財政支出を抑制

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	7,089	8,774	—	時間	1,953	1,953	—
(うち一般財源)	2,592	3,037	—	人件費（千円）	7,887	7,887	—

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小 ）

終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止 ）

【上記の理由】

- 大河ドラマの招致実現には至っていないものの、イベントを開催したことにより、多くの県民に立花宗茂・闇千代の魅力について知ってもらうことができた。
- ゆかりの地に関するパンフレットを作成したことで、各ゆかりの地の観光スポットとしての魅力を底上げし、ゆかりの地の観光振興や地域活性化、県全体での大河ドラマ招致に関する機運の醸成を図ることができた。

【見直し内容】

- 特になし。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	地域おこし協力隊支援事業			部課(室)	企画・地域振興部 広域地域振興課	事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	21	地域の活力向上	
	小項目	1	県内各地域の振興	具体的な取組	4	地域おこし協力隊制度の活用促進	

1 事業のねらい・目的

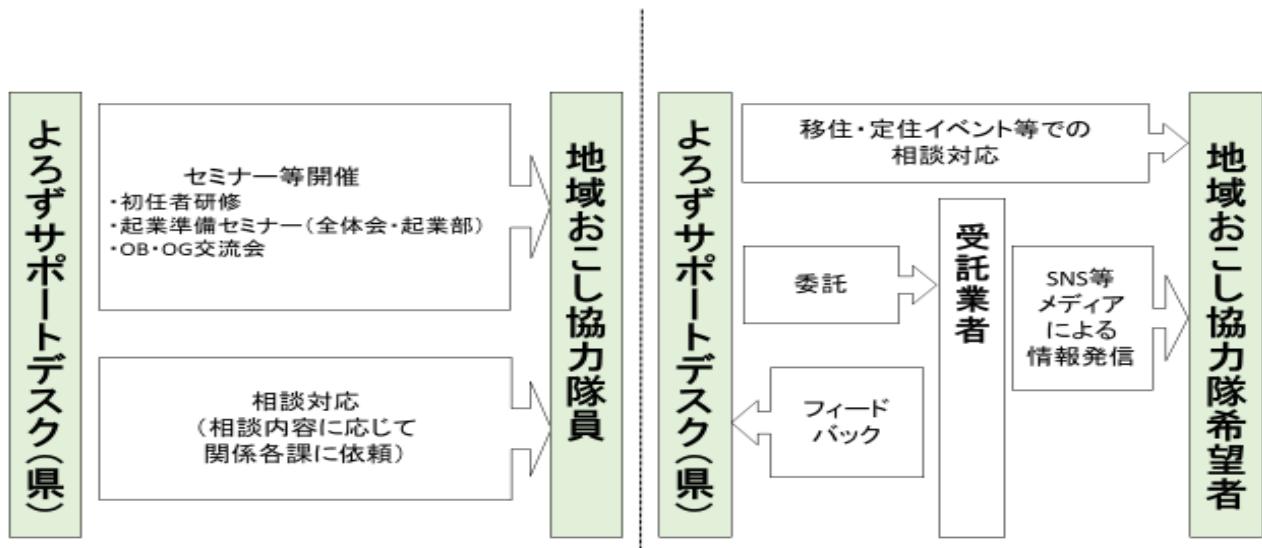
○研修の開催等により、県内地域おこし協力隊員の活動を支援し、活動の活性化及び退任後の定住率向上を図る。

○移住イベント等での相談対応や、メディアを活用したPR事業により、福岡県の地域おこし協力隊員数の増加を図る。

2 事業概要

- [1] ふくおか隊員 人と心のリンク作戦
 - (1) 隊員同士のタテとヨコのつながり応援
 - ・初任者研修
 - ・事例研究研修
 - ・地域おこし協力隊OB・OG交流会
- [2] ふくおか隊員新生活応援作戦
 - (1) 福岡県隊員よろずサポートデスクの運営
 - ・相談対応
 - ・隊員サポート連絡会議の開催
 - (2) 起業準備セミナー
 - ・全体会
 - ・起業部
- [3] ふくおか隊員合同招致作戦
 - (1) 移住定住イベント等での相談対応
 - (2) SNS等メディア活用による情報発信

【事業スキーム図】



3 事業目標等

(目標値は次期総合計画にてKPIに掲げるもの)

(単位：人)

	年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域おこし協力隊員数 (総合計画)	目標	143	151	122	126	130	133	137
	実績	119						

【指標の考え方】

県内地域おこし協力隊員数を毎年3%増加させ、令和8年度の隊員数137人を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

各隊員へのサポートを手厚くし、定住率を向上させる目的から、市町村において任用者数の見直しを行った結果、県内隊員数が減少し、令和2年度は目標値を下回った。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	県による支援事業の実施により、県内隊員数の増加及び任期後の定住率の向上を図り、地域の担い手となる人材を長期的に確保することで、地域を活性化することができる。
【事業の効率性】	県内の隊員及び任用自治体が共通して持つ課題等については、県が事業主体となり支援事業を実施するほうが効率的である。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	315	3,823	3,823	時間	2,091	2,691	2,126
(うち一般財源)	315	3,823	3,823	人件費（千円）	8,444	10,867	8,585

6 見直しの内容
継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築 （他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】
・事業開始から年数が経ち、隊員の活動内容や自治体の方針に変化が生じたことから、現状に即した事業内容に改める必要があるため。
【見直し内容】
・隊員数の増加と併せてより適切なマッチングを実現できるよう、市町村の募集・採用活動の質を図る事業に再構築する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	地域コミュニティ活性化支援事業 (小さな拠点形成支援事業)			部課(室)	企画・地域振興部 市町村支援課		事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	21	地域の活力向上
	小項目	1	県内各地域の振興			具体的な取組	5	地域コミュニティの活性化の支援

1 事業のねらい・目的

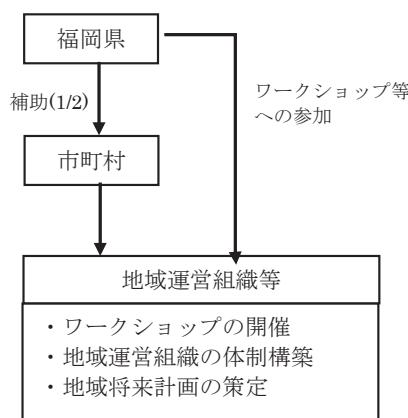
- 人口減少、高齢化が進み日常生活に必要な機能・サービスが低下している中山間・過疎地域において、買い物、福祉、交通手段などの機能・サービスを基幹集落に集め、確保する「小さな拠点」の形成が求められている。
- 小さな拠点の形成は、①地域住民の意識醸成、②今後の地域の在り方について地域住民が主体となり検討・合意形成し、③持続的な取組体制(地域運営組織)の形成というプロセスを経て、④で②、③を具現化した将来計画に基づき、具体的な事業を実施することとなる。
- 県内では6市町において取組が開始されているが、これを除く多くの地域では、未だ地域住民の意識醸成の段階にある。
- 小さな拠点づくりに取り組む拠点数を令和3年度までに累計27箇所に、令和6年度までに32箇所にそれぞれ増加させる。
- 併せて、本事業により形成した小さな拠点を県内のモデル事例とすることで、県内各地における小さな拠点の形成促進を図る。

2 事業概要

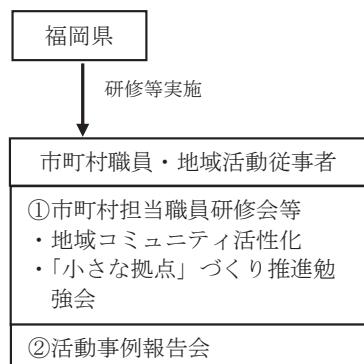
- (1) 小さな拠点形成促進事業補助金
 - ・地域住民自らによる地域課題の発見・合意形成に係る活動に対し、補助金を交付(対象経費の1/2以内)
- (2) 小さな拠点を担う人材の育成
 - ・地域コミュニティ・地域運営組織に関する研修会等を開催
 - ・自治会等や地域運営組織の活動事例報告会を開催
- (3) 地域活性化のための先進事例情報提供
 - ・自治会等や地域運営組織の先進的活動を掲載する情報誌をホームページに掲載(年2回)

【事業スキーム図】

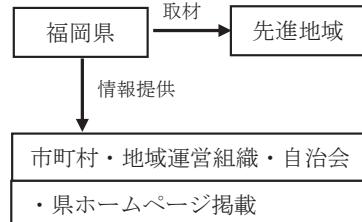
(1) 小さな拠点形成促進事業補助金



(2) 小さな拠点を担う人材の育成



(3) 先進事例情報提供



3 事業目標等

【事業目標】地域住民が自立して様々な地域の課題に取り組む「小さな拠点」づくりを推進する。

【県計画・成果指標等】

第1期福岡県人口ビジョン・総合戦略 「小さな拠点」づくりに取り組む市町村数 10市町村 (R1)

第2期福岡県人口ビジョン・総合戦略 小さな拠点形成数 32箇所 (R6)

福岡県総合計画 「小さな拠点」づくりに取り組む市町村数 14市町村 (R3)

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
小さな拠点形成数	目標		25	27	29	30	32
小さな拠点形成数	実績	23	26	27			
小さな拠点づくりに取り組む市町村数	目標	10	10	14			
小さな拠点づくりに取り組む市町村数	実績	6	6	調査中			

【指標の考え方】

小さな拠点形成のためには、地域住民自らの活動を推し進めるために市町村の支援が不可欠であることから、小さな拠点づくりに取り組む市町村数を指標とした。(R3年度まで)

また第2期総合戦略(R2年度～)において成果指標を「小さな拠点づくりに取り組む市町村数」から「小さな拠点形成数」へ変更。市町村内に複数の小さな拠点が必要な場合もあることから、より実態に即した指標とした。(年1回内閣府が実施している「小さな拠点の形成に関する実態調査」の数値とした。)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・小さな拠点づくりに取り組む市町村数は、令和3年度の目標値14に対し令和2年度実績6であり、進捗が遅れている。令和3年度に「小さな拠点形成促進事業補助金」を新たに活用した市町村が2件あるが、目標値に達することは困難な見通しである。その主な理由は、すでに小さな拠点を形成済みの市町村が、新たな小さな拠点づくりに取り組む場合が想定以上に多く、市町村数の実績は変わらないためである。また、小さな拠点づくりは以下に示すステップを踏む必要があり、これまで小さな拠点づくりに取り組んだことがない市町村が新たに取り組む場合、当初の想定以上に時間を要することも理由として挙げられる。
 - 【取組みのステップ】
 - I 地域住民への説明・意識の喚起、ワークショップの開催、検討体制の確立、地域の現状や住民ニーズの把握等
 - II 地域将来計画の策定、運営体制の確保
 - III 取組・活動の始動
- ・令和3年度の小さな拠点形成数は、目標値を達成している。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の実施により、市町村担当職員への「小さな拠点」形成に関する理解を深めるとともに、必要性を認識していただいている。
5 事業費（千円）	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間・過疎地域で暮らす住民の日常生活に必要な機能・サービスを基幹集落に集め、確保する「小さな拠点」の形成が促進できる。 ・県が研修会を開催し小さな拠点の取組方法や先進事例の紹介等を行うことで、市町村職員が各自で情報収集するより、効率的な人材育成が可能となっている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	345	4,392	2,294	時間	453	355	305
(うち一般財源)	196	2,268	1,203	人件費（千円）	1,830	1,434	1,232

6 見直しの内容
継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）
【上記の理由】 令和元年度から、地域住民が自立して様々な地域の課題に取り組む「小さな拠点」づくりを促進するため、勉強会の開催や市町村への働きかけ、補助金の交付等を実施してきた。その結果、県内の小さな拠点形成数が27箇所となるなど一定の成果が得られた。これまでの働きかけにより小さな拠点の形成に動き出した市町村があることから、取組に向けた助言を行いながら引き続き実施する。
【見直し内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・小さな拠点形成促進事業補助金について、これまでの実績及び次年度の市町村の活用希望をもとに補助対象数を見直す。 ・研修会等において先進事例を市町村に情報提供し、機運醸成を促進する。 ・小さな拠点づくりに取り組む地域に市町村と連携して足を運び、課題の聞き取り、国の各種補助金の活用に係る助言等を行う。これらにより、住み慣れたところで「働く」「暮らす」「子どもを生み育てる」ことができる地域づくりを推進する。

(様式 1 号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	RPA導入事業		部課(室)	企画・地域振興部 情報政策課デジタル戦略推進室	事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	1 世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	5 デジタル社会の実現		
	小項目	1 地域社会と行政のデジタル化	具体的な取組	2 行政のデジタル化		

1 事業のねらい・目的

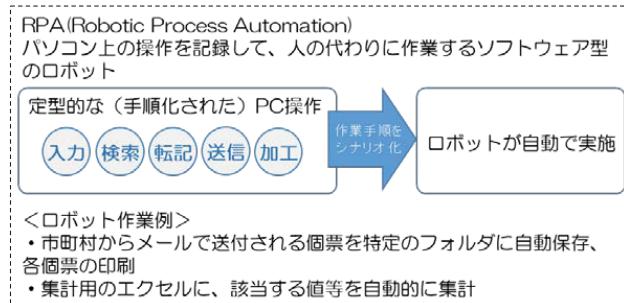
- RPA（パソコン上の操作を記録して、人の代わりに作業するソフトウェア型のロボット）を業務に導入することにより、作業時間の削減及び作業精度の向上を図る。

2 事業概要

○RPAは、調査照会の集計業務など、定型的で量が多い業務に対して効果的である。

○府内において実施したRPA活用可能性調査から、RPA導入により効果があるもののうち、R2年度に①及び②を先行導入。その後③を導入し、業務効率化を図る。

- ①多くの所属において、共通で行っている業務で、その業務を集約しRPAで処理すると効果が高い業務
- ②特定の所属で行っている業務であるが、RPAで処理すると効果があると認められる業務のうち、作成したシナリオが他課でも活用可能な業務
- ③定型的で量が多い、特定の所属で行っている業務



【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
RPA利用所属数	目標	3	15	16	36	56	76
	実績	3	11				

※R3.12月時点

【指標の考え方】

- 毎年度RPAを導入する所属の拡大を行い、着実な先端技術導入を促進する。
(※これまで、導入業務数を成果指標としていたが、全庁展開を目指すにあたり、本庁での導入所属数を指標とする。)
- 令和8年度までに本庁全所属（95所属）への導入を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- <R2>効果が高いと思われる業務について、3課に対しRPAを導入済。
- <R3>効果が高いと思われる業務について、8課に対しRPAを導入済。
今後、既存のシナリオを4課に対して横展開する予定。

4 有 効 性	【事業の有効性】
	・令和2年度に導入した業務において、令和3年4月1日～6月30日の期間における利用調査を行ったところ、業務対応時間が約6.6%～8.3%削減した。 ・入力ミスが発生しやすい入力業務等に導入することで、間違いによって起こるリスクを減らすことができる。
・ 効 率 性	【事業の効率性】
	・横展開が可能なシナリオについては、既存のシナリオを利用することで導入の効率化を図る。 ・AI—OCRと組み合わせることにより、業務全体の自動化を行うことで効率性が高まる。 ・24時間稼働できるため、時間的な制約が少なくなる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	7,203	7,207	6,821	時 間	875	875	875
(うち一般財源)	7,203	7,207	6,821	人件費（千円）	3,534	3,534	3,534

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 繙続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小)
<input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) <input type="checkbox"/> 廃止)
【上記の理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・日本の生産労働人口が減少局面にある中、RPAは働き方改革を推進し、生産性を向上させるための一助となる。 ・一方で、導入範囲が狭すぎて導入効果が薄く、限定的になっている部分もある。 <p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RPA導入前のBPMを十分に行うことで、RPAに即した作業内容の見直しを行い、効率的な業務効率化を図る。 ・AI—OCRと組み合わせ、紙帳票からのデータを抽出、データ入力、集計・加工、出力といった一連の業務を自動化することで、更なる業務効率化を目指す。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	自転車活用推進事業			部課(室)	企画・地域振興部 交通政策課		事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	6	グリーン社会の実現		
	小項目	1	脱炭素の推進と産業の育成	具体的な取組	1	温室効果ガスの排出削減と吸収源対策の推進		

1 事業のねらい・目的	<p>○法(第4条)に掲げられる地方公共団体の責務である、基本理念に関する県民の理解を深めるため、自転車の活用を総合的、計画的に推進する。</p> <p>○自転車活用により得られる多様な効果を県民に広く発信し、自転車の活用促進を総合的に図るとともに、交通体系における自転車による交通の役割の拡大を図る。</p>
2 事業概要	<p>1 自転車通勤の普及促進 自転車通勤の普及促進を図るため、写真を見た人が自転車通勤をしたくなるような自転車通勤フォトコンテストを実施する。</p> <p>2 自転車の魅力発信 自転車が持つ魅力を県民に発信し、自転車の交通手段としての役割拡大を図っていくため、県内で実施されている自転車イベントに共催する。</p> <p>3 「福岡サイクルステーション」の整備 自転車活用推進のために必要な情報提供を行う場として、自転車販売店を「福岡サイクルステーション」として整備する。自転車販売店には、サイクルツーリズムのモデルルート紹介や自転車保険加入などの情報提供と併せ、サイクリング環境の充実の一環として、サイクリストへのサービス提供を依頼する。上記内容を理解し、提供可能な店舗についてはのぼり旗、ポスター等の提供を行い、県民への認知度を高める。</p> <p>4 次期福岡県自転車活用推進計画策定（改定） 現計画の計画期間が令和3年度までとなっていることから、次期計画を策定する。</p>

【事業スキーム図】



成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
自転車の魅力を体験する機会の提供回数（回）	目標	17回	20回	13回	28回	45回	64回	85回
	実績	4回						
「福岡サイクルステーション」の設置数（件）	目標	150件	200件	250件	270件	290件	310件	330件
	実績	226件						

【指標の考え方】

- 自転車イベント数を毎年度13回以上ずつ増やし、令和4年度から令和8年度までに累計85回開催する。
(令和3年度は各年度の実施回数、令和4年度以降は累計実施回数)
- 「福岡サイクルステーション」を毎年20件ずつ、令和8年度までに330件設置する。

※令和3年度までは、現自転車活用推進計画に基づく目標値

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 自転車の魅力を体験する機会の提供回数について、新型コロナウイルス感染症の影響により中止したイベントが多く、令和2年度実績は4回であり、目標を大きく下回っている。
- 「福岡サイクルステーション」の令和2年度実績は、226件であり、目標を達成している。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 既存の大規模自転車イベントに共催し、県が実施する自転車の施策や自転車活用により得られる多様な効果を発信することで、普段から自転車を利用している層だけでなく、普段利用していない層に対しても、広く魅力を発信することができる。 自転車に乗る人が気軽に立ち寄り、各種サービスの提供を受けることができる施設を「福岡サイクルステーション」として登録することで、自転車利用者の利便性向上が図られるとともに、情報発信の場とすることができます。
【事業の効率性】	既存の大規模自転車イベントに共催することで、効率的に自転車の魅力を発信することができる。
	<ul style="list-style-type: none"> 福岡サイクルステーションにのぼり旗を設置し、視認性を高めることで、福岡サイクルステーションの認知度を高めている。また、福岡サイクルステーションで情報発信を行うことにより、日常的な情報発信力が高められる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	4,266	13,278	7,473	時間	2,036	2,036	2,036
(うち一般財源)	4,266	9,971	3,940	人件費（千円）	8,222	8,222	8,222

6 見直しの内容
継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】
本事業は、自転車活用推進法に規定された地方公共団体の責務である、基本理念に関する県民の理解を深めるため、自転車の活用を総合的、計画的に推進するために実施しているものである。引き続き、県民に対し、自転車活用により得られる多様な効果を広く発信し、交通手段や健康増進などにおける自転車の活用促進を総合的に図るとともに、交通体系における自転車による交通の役割の拡大を図る必要があるため。

【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> 自転車通勤を更に普及させるため、事業の対象を企業の労務担当者向けから、実際に自転車通勤を行う県民向けの事業への見直しを行う。（所要額 1,274千円） 自転車通勤セミナーの実施 ⇒ 自転車通勤チャレンジ事業
<ul style="list-style-type: none"> 自転車の魅力発信事業については、これまで県自らが自転車イベントを実施し取り組んできたが、今後は地域が主体となった自転車イベントを後押しすることによって自転車の魅力発信を更に促進させるため、県内自転車イベント事業に対する補助への見直しを行う。（所要額 5,685千円） 県内で実施されている大規模自転車イベントへの共催 ⇒ 県内自転車イベントに対する補助
<ul style="list-style-type: none"> 次期福岡県自転車活用推進計画策定（改定）については、令和3年度事業により改定を終えたため、事業終了。（△5,875千円）

(様式 1 号)

R3 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	鉄道整備促進対策事業 (第三セクター鉄道等補助)			部課(室)	企画・地域振興部 交通政策課	事業開始年度	H13
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	21	地域の活力向上	
	小項目	1	県内各地域の振興	具体的な取組	6	地域公共交通の維持・確保	

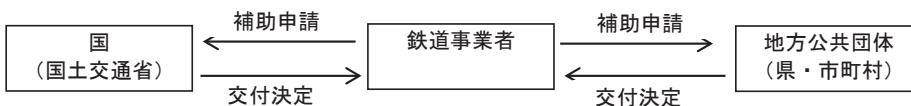
1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営基盤の脆弱な第三セクター鉄道・中小民鉄に対し、沿線市町村と協調して、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に要する経費の一部を補助することにより、安全性の向上に資する設備の整備を促進し、鉄道軌道による輸送の安全の確保を図る。 ○ 第三セクター鉄道の協議会等に対し、事務費補助を行うことにより、鉄道の円滑な運行と沿線地域の振興促進を図る。 																													
2 事業概要																														
1 事業概要																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助</td> <td>国及び地方公共団体が、鉄道事業者の実施する鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（安全性の向上に資する設備の整備及び法定点検）に要する経費の一部を補助</td> <td>31,260</td> </tr> <tr> <td>甘木線推進事業費補助</td> <td>甘木鉄道の円滑な運行を確保し、沿線地域の振興を促進するための協議会事業に対する補助（補助率：定額）</td> <td>6,100</td> </tr> <tr> <td>平成筑豊鉄道推進事業費補助</td> <td>平成筑豊鉄道の円滑な運行を確保し、沿線地域の振興を促進するための協議会事業に対する補助（補助率：定額）</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>平成筑豊鉄道事業費補助</td> <td>平成筑豊鉄道の事業を円滑に推進し、筑豊地域の振興を促進するための同鉄道が行う事業に対する補助（補助率：定率）</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td>46,160</td></tr> </tbody> </table>					事業名	事業内容	事業費	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助	国及び地方公共団体が、鉄道事業者の実施する鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（安全性の向上に資する設備の整備及び法定点検）に要する経費の一部を補助	31,260	甘木線推進事業費補助	甘木鉄道の円滑な運行を確保し、沿線地域の振興を促進するための協議会事業に対する補助（補助率：定額）	6,100	平成筑豊鉄道推進事業費補助	平成筑豊鉄道の円滑な運行を確保し、沿線地域の振興を促進するための協議会事業に対する補助（補助率：定額）	3,800	平成筑豊鉄道事業費補助	平成筑豊鉄道の事業を円滑に推進し、筑豊地域の振興を促進するための同鉄道が行う事業に対する補助（補助率：定率）	5,000	計		46,160								
事業名	事業内容	事業費																												
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助	国及び地方公共団体が、鉄道事業者の実施する鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（安全性の向上に資する設備の整備及び法定点検）に要する経費の一部を補助	31,260																												
甘木線推進事業費補助	甘木鉄道の円滑な運行を確保し、沿線地域の振興を促進するための協議会事業に対する補助（補助率：定額）	6,100																												
平成筑豊鉄道推進事業費補助	平成筑豊鉄道の円滑な運行を確保し、沿線地域の振興を促進するための協議会事業に対する補助（補助率：定額）	3,800																												
平成筑豊鉄道事業費補助	平成筑豊鉄道の事業を円滑に推進し、筑豊地域の振興を促進するための同鉄道が行う事業に対する補助（補助率：定率）	5,000																												
計		46,160																												
2 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助																														
(1) 令和3年度事業費 三セク：71,513 中小民鉄：11,667																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象事業者</th> <th>事業内容</th> <th>R3 当初</th> <th>R2 補正</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甘木鉄道(株) (三セク)</td> <td>線路設備（レールの重軌条化、軌道道床の改良）、信号保安設備（CTC 装置更新、器具箱取替）、全般検査、重要部検査、車輪取替</td> <td>10,623</td> <td>27,000</td> <td>37,623</td> </tr> <tr> <td>平成筑豊鉄道(株) (三セク)</td> <td>マクラギ PC 化、マクラギ同種交換、法面固定、運動制御盤更新、電気転けつ機更新、信号機 LED 化、踏切器具箱取替、踏切しゃ断器更新、列車情報制御装置更新、通信ケーブル更新、重要部検査、軸バネゴム取替</td> <td>8,970</td> <td>24,920</td> <td>33,890</td> </tr> <tr> <td>筑豊電気鉄道(株) (中小民鉄)</td> <td>線路設備（マクラギ PC 化、レールの重軌条化）、車体設備更新</td> <td>11,667</td> <td>0</td> <td>11,667</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td>31,260</td><td>51,920</td><td>83,180</td></tr> </tbody> </table>						補助対象事業者	事業内容	R3 当初	R2 補正	計	甘木鉄道(株) (三セク)	線路設備（レールの重軌条化、軌道道床の改良）、信号保安設備（CTC 装置更新、器具箱取替）、全般検査、重要部検査、車輪取替	10,623	27,000	37,623	平成筑豊鉄道(株) (三セク)	マクラギ PC 化、マクラギ同種交換、法面固定、運動制御盤更新、電気転けつ機更新、信号機 LED 化、踏切器具箱取替、踏切しゃ断器更新、列車情報制御装置更新、通信ケーブル更新、重要部検査、軸バネゴム取替	8,970	24,920	33,890	筑豊電気鉄道(株) (中小民鉄)	線路設備（マクラギ PC 化、レールの重軌条化）、車体設備更新	11,667	0	11,667	計		31,260	51,920	83,180
補助対象事業者	事業内容	R3 当初	R2 補正	計																										
甘木鉄道(株) (三セク)	線路設備（レールの重軌条化、軌道道床の改良）、信号保安設備（CTC 装置更新、器具箱取替）、全般検査、重要部検査、車輪取替	10,623	27,000	37,623																										
平成筑豊鉄道(株) (三セク)	マクラギ PC 化、マクラギ同種交換、法面固定、運動制御盤更新、電気転けつ機更新、信号機 LED 化、踏切器具箱取替、踏切しゃ断器更新、列車情報制御装置更新、通信ケーブル更新、重要部検査、軸バネゴム取替	8,970	24,920	33,890																										
筑豊電気鉄道(株) (中小民鉄)	線路設備（マクラギ PC 化、レールの重軌条化）、車体設備更新	11,667	0	11,667																										
計		31,260	51,920	83,180																										
※令和3年度鉄道軌道安全輸送設備等整備補助については、一部令和2年度に前倒し実施（R3年2月補正対応）																														
(2) 補助制度の概要																														
<input type="checkbox"/> 補助対象事業者 次の①～④を除いた鉄道事業者 ①地方公共団体（第三種鉄道事業者を除く）、②JR西日本及びJR貨物、③大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者、④鋼索鉄道のみを経営する事業者																														
<input type="checkbox"/> 補助対象事業 下記の補助対象設備の新設、改良、更新																														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>①信号保安設備</td> <td>自動列車停止装置、自動閉そく装置、連動装置、踏切保安設備（新設を除く）、運転士異常時列車停止装置など</td> </tr> <tr> <td>②保安通信設備</td> <td>列車無線設備、通信線、落石等警報装置</td> </tr> <tr> <td>③防護設備</td> <td>落石防護設備（法面固定など）、防風設備、融雪設備、雨量計、地震計</td> </tr> <tr> <td>④停車場設備</td> <td>ホーム（新設を除く）、駅構内通路、誘導ブロック</td> </tr> <tr> <td>⑤線路設備</td> <td>レール、マクラギ、橋梁、トンネルなど</td> </tr> <tr> <td>⑥電路設備</td> <td>電柱、き電線、電車線、吊架線など</td> </tr> <tr> <td>⑦変電所設備</td> <td>変成機器、遮断装置</td> </tr> <tr> <td>⑧車両設備</td> <td>車両（新設を除く）（冷暖房化を除く）、制動装置</td> </tr> <tr> <td>⑨その他設備</td> <td>保守用車両</td> </tr> <tr> <td>⑩法定点検</td> <td>車両の全般検査（1回/8年）、重要部検査（1回/4年）、車輪取替 ※第三セクター鉄道のみ</td> </tr> </tbody> </table>						①信号保安設備	自動列車停止装置、自動閉そく装置、連動装置、踏切保安設備（新設を除く）、運転士異常時列車停止装置など	②保安通信設備	列車無線設備、通信線、落石等警報装置	③防護設備	落石防護設備（法面固定など）、防風設備、融雪設備、雨量計、地震計	④停車場設備	ホーム（新設を除く）、駅構内通路、誘導ブロック	⑤線路設備	レール、マクラギ、橋梁、トンネルなど	⑥電路設備	電柱、き電線、電車線、吊架線など	⑦変電所設備	変成機器、遮断装置	⑧車両設備	車両（新設を除く）（冷暖房化を除く）、制動装置	⑨その他設備	保守用車両	⑩法定点検	車両の全般検査（1回/8年）、重要部検査（1回/4年）、車輪取替 ※第三セクター鉄道のみ					
①信号保安設備	自動列車停止装置、自動閉そく装置、連動装置、踏切保安設備（新設を除く）、運転士異常時列車停止装置など																													
②保安通信設備	列車無線設備、通信線、落石等警報装置																													
③防護設備	落石防護設備（法面固定など）、防風設備、融雪設備、雨量計、地震計																													
④停車場設備	ホーム（新設を除く）、駅構内通路、誘導ブロック																													
⑤線路設備	レール、マクラギ、橋梁、トンネルなど																													
⑥電路設備	電柱、き電線、電車線、吊架線など																													
⑦変電所設備	変成機器、遮断装置																													
⑧車両設備	車両（新設を除く）（冷暖房化を除く）、制動装置																													
⑨その他設備	保守用車両																													
⑩法定点検	車両の全般検査（1回/8年）、重要部検査（1回/4年）、車輪取替 ※第三セクター鉄道のみ																													

○補助率

	国	県	市町村	事業者
三セク	1/3	2/9	1/3	1/9
中小民鉄	1/3	1/6	1/6	1/3

※第三セクター鉄道の場合は、設立経緯や県・自治体が出資・出捐等の措置を講じていることから事業者負担を軽減している。

【事業スキーム図】



3 事業目標等													
【県計画・成果指標等】													
事業者名		項目	成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
甘木鉄道(株)	安全施設等の整備	安全輸送設備整備数(累計)	目標	7	14	20	25	31	40	46			
			実績	7	14	20	25	31					
平成筑豊鉄道(株)	利用促進	利用者数(千人)	目標	1,390	1,390	1,390	1,390	1,390	1,390	1,390			
			実績	1,366	1,384	1,415	1,437	1,060					
筑豊電気鉄道(株)	安全施設等の整備	安全輸送設備整備数(累計)	目標	8	16	30	43	54	66	76			
			実績	8	16	30	43	54					
【指標の考え方】													
<ul style="list-style-type: none"> 「安全施設等の整備」については、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業計画における設備の整備数とした。 													
<p>※成果指標について、これまで安全輸送設備整備進捗率（事業計画における各年度の予算額）としていたが、進捗を管理しやすいよう、事業計画に盛り込んだ設備数へ変更。</p>													
<ul style="list-style-type: none"> 甘木鉄道及び平成筑豊鉄道における「利用促進」については、両事業者の各年度における利用者数を指標とした。 													
<p>※成果指標について、両事業者の各年度における鉄道事業の経常損益としていたが、各種取組により利用促進策を推進していることや、事業目的と達成度を比較しやすい指標となるよう、利用者数へ変更。第2次鉄道軌道安全輸送設備等整備事業計画（H28～）前の利用者数の実績値（H27）を目標値と設定（沿線人口が減少する中、利用者数の維持を目標として設定）。</p>													
【目標達成状況、未達成のときはその理由】													
<p>安全施設等の整備については、令和2年度は全事業者が目標を達成し、令和3年度においても、全事業者が目標を達成する見込みである。</p>													
<p>令和2年度の利用者数については、甘木鉄道、平成筑豊鉄道とともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛や在宅勤務の拡大で、利用者数が落ち込んだ。</p>													

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	経営基盤が脆弱な第三セクター鉄道や中小民鉄にとって、安全運行を確保・維持するために必要な鉄道施設の適切な更新や改修が困難な状況にある。 国、県及び市町村が協調して補助を行うことにより、概ね計画通りに整備が進み、安全な輸送を確保できている。
【事業の効率性】	【事業の効率性】
	国、県、沿線市町村、鉄道事業者とで協議会を設け、協議会で今後5カ年の事業計画を策定することで、関係団体間での円滑な連絡・調整を図っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	78,770	98,080	99,370	時間	1,110	1,110	555
(うち一般財源)	26,570	26,680	26,770	人件費（千円）	4,483	4,483	2,242

6 見直しの内容	
継続（拡充）	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
終了（完了）	再構築（他の事業に組み替え）

【上記の理由】
○ 地域鉄道は、通勤・通学等の重要な移動手段として沿線地域の人々の暮らしを支えているが、依然として、経営基盤が脆弱で厳しい経営状況が続いている。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛や在宅勤務の拡大で利用者が低迷しているため、今後も、国・沿線市町村とともに支援を継続していく必要がある。
【見直し内容】
○ 県及び沿線市町村で構成する協議会において、安全運行を確保・維持するため、老朽化が著しい設備を優先的に更新するなど、計画の見直しを実施（事業計画は毎年度見直しを実施）。

○ 令和4年度については、安全運行を確保・維持するために更新の必要がある設備の対象が昨年度と比較し多いため、予算額を増大して対応する。（+1,290千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	地方バス運行確保対策事業 (生活交通確保事業)			部課(室)	企画・地域振興部 交通政策課		事業開始年度	H23
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	21	地域の活力向上
	小項目	1	県内各地域の振興			具体的な取組	6	地域公共交通の維持・確保

1 事業のねらい・目的			
<input type="checkbox"/> 広域的な観点から、市町村と連携したコミュニティバスや路線バスの維持・確保 <input type="checkbox"/> 市町村域を跨いだ広域的な移動手段の確保 <input type="checkbox"/> コミュニティバスの実証運行支援による最適な交通モードの導入促進 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症によるコミュニティバス・路線バス利用者及び収入減を踏まえた安定的な支援 <input type="checkbox"/> コミュニティバスと他の交通モードとの連携による住民の広域移動の利便性向上			
2 事業概要			
1 コミュニティバス及び路線バスの維持・確保を実施する市町村への助成措置			
助成内容、要件等			補助率
運行経費	コミュニティバス等 【新規：R3年度重点】 ○市町村が運行するコミュニティバスの欠損（赤字）額の一部を助成	①路線定期運行 【要件】収支率25%以上の路線 (R3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を加味して、「収支率20%以上の路線」に要件を緩和)	20%
		②デマンド交通 【要件】乗合率1.5人/便の路線	
	○コミュニティバスの新規開設路線への優遇措置（R1、R2年度運行開始分）	③単一市町村内の路線 新規開設路線の内、単一市町村内の地域生活拠点等と集落を結ぶ路線については、収支率に関わらず導入後3年間は補助率を優遇	(2年目25%) (3年目20%)
		④複数市町村間を結ぶ路線 新規開設路線の内、複数市町村を結ぶ路線については、収支率に関わらず導入後3年間は補助率を優遇	(2年目40%) (3年目30%)
		○他の交通モード（デマンド交通等）への転換路線（R1、R2年度運行開始分）	⑤他の交通モードへの転換路線について、3年間補助率を優遇
路線バス 【新規：R3年度重点】 ○市町村が行うコミュニティバス等の実証運行に係る費用の一部を助成 補助期間：1年以内	○市町村が広域路線バスを維持するためにバス事業者に対して補助する経費の一部を助成 【要件】1日当たりの輸送量15人以上のもの。ただし、生活交通路線維持費国庫補助金（国県各1/2）の対象路線を除く。（R3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を加味して、「1日当たりの輸送量10人以上のもの」に要件を緩和）	50%	
	車両購入等 車両更新 新規車両	○コミュニティバス等又は地域コミュニティ運送の車両の買い替え経費の一部を助成 【要件】原則、車齢10年以上の車両の買い替えが対象。ただし災害・事故等により車両が損壊し、安全運行に支障が生じている場合を除く。	50%
		○コミュニティバス等又は地域コミュニティ運送の車両、車両管理システム、停留所等の新規導入経費の一部を助成	
利便性向上	【新規：R3年度重点】 ○コミュニティバスと他の交通モードとの相互連携による利便性向上事業費の一部を助成 補助金上限額：50万円	50%	

※運行経費等及び車両購入費等の合計額は、市町村当たり10,000千円を上限とする。（実証運行事業及び利便向上事業を除く）

※国庫補助対象となる場合及び地方債を充当する場合は、県補助金の対象外とする。（新型コロナウイルス感染症に係る国、県等の補助を除く）

2 生活交通確保対策事業

- ・地域のニーズに即した乗合運送サービスの運行形態、サービス水準、運賃等について協議するため、市町村等が主催する会議（道路運送法施行規則第9条の3に基づく地域公共交通会議、地域公共交通活性化再生法第6条に規定する法定協議会等）への出席
- ・実証運行支援や利便向上事業支援等の活用に関する市町村とのワーキンググループの開催、補助事業に係る協議等の実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
収支率25% (又は乗合率1.5人)以上 の 県補助路線の拡大	路線数	目標	1増	1増	1増	1増	1増	1増	1増	1増	1増
	実績	5増	9減	1増	4減	2増	3増	2増	調査中		
デマンド交通導入市町村数の拡大	市町数	目標	-	12	13	14	15	16	17	18	
	実績	-	12	12	13	15	16	20			
コミュニティバス等の広域運行の路線数	路線数	目標	-	27	29	32	34	37	39	40	
	実績	24	28	28	31	33	40	40			

注：「乗合率1.5人以上」の指標は、デマンド交通（オンデマンド交通含む）にのみ適用（R3年度以降）

注：「市町村負担額」の指標は「収支率25%以上の県補助路線の拡大」の指標と類似するため削除

【指標の考え方】

- ①コミュニティバスの経営改善努力を示す指標として、「収支率25%（又は乗合率1.5人）以上の県補助路線数」を設定する。
※ R2年度は新型コロナウイルス感染症による影響を加味して、令和元年10月1日～令和2年3月31日までの期間の収支率により算定
- ※ R3年度は新型コロナウイルス感染症による影響を加味して、収支率20%以上の路線数を計上
- ②地域生活拠点等と集落を結ぶ小さな拠点づくりの推進を示す指標として「デマンド交通導入市町村数」（R3年度まで）
- ③自治体及び地域住民が運行する生活交通の普及を示す指標として、「地域コミュニティ運送の団体数」（R3年度まで）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・「収支率25%以上の県補助路線の拡大」について、R2年度は2路線増となっており、目標を達成している。

4 有効性・効率性 【事業の有効性】

- ・車両購入やバス停新設等の初期投資に対する支援や、コミュニティバス等の実証運行に対する支援（R3年度新設）を実施することで、市町村におけるコミュニティバスの運行ルート見直し・再編等が円滑に行われ、効果的・効率的な経営に寄与している。
- ・近年は収支率25%以上の県補助路線が増加するなど、自助努力により経営改善を行っている市町村も見られ、コミュニティバス等の安定的な運行の維持が図られている。

【事業の効率性】

- ・住民の広域移動を支える生活交通の維持・確保を推進できる。
- ・市町村が主催する地域公共交通会議などを通じて、コミュニティバスの効率的な運行、住民の利便性向上策について助言を行うことにより、補助事業との相乗効果が図られる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	118,482	155,722	129,791	時間	3,735	3,735	3,735
（うち一般財源）	118,482	155,722	129,791	人件費（千円）	15,082	15,082	15,082

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）

終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

少子高齢化やモータリゼーションの進展により、県内の路線バスは、平成14年の道路運送法改正以降、県内路線バス287路線1,891.5kmが廃止されており（R3年10月1日現在）、また、免許を返納した高齢者の移動手段の確保という観点からも、地域における生活交通確保対策は引き続き喫緊の課題であることから、市町村と連携してより有効な対策を講じる必要がある。

【見直し内容】

地域公共交通活性化再生法に規定された法定協議会が計画主体となるコミュニティバス等の運行等が見られるようになっており、地域主体の地域公共交通体系構築を後押しするため、補助対象者に法定協議会を追加する。

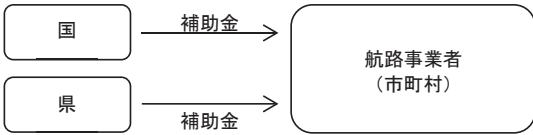
コミュニティバス等又は地域コミュニティ運送の車両の購入費に対する補助について、年度ごとの運行実績に応じて適切に支援できるよう、国の補助制度と同様に、減価償却費相当の補助（償却期間5年）へ見直しを行う。

コミュニティバスへの補助について、補助率優遇措置を講じる件数の見直しを行う。（▲15,343千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	離島航路運航対策事業			部課(室)	企画・地域振興部 交通政策課		事業開始年度	H28	
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	21	地域の活力向上	
	小項目	1	県内各地域の振興			具体的な取組	6	地域公共交通の維持・確保	

1 事業のねらい・目的																																																																																																										
○ 島民の唯一の公共交通機関である離島航路の維持・改善を図り、離島住民の民生の安定と向上に資することを目的とする。																																																																																																										
2 事業概要																																																																																																										
1 福岡県離島振興対策事業補助金の交付（運営費補助（欠損補助））																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>要求額</th> <th>R2 予算額</th> <th>増減</th> <th>増減理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算</td> <td>137,001</td> <td>118,147</td> <td>18,854</td> <td>新型コロナウイルスの影響による減収に伴う補助額の増</td> </tr> </tbody> </table>			要求額	R2 予算額	増減	増減理由	当初予算	137,001	118,147	18,854	新型コロナウイルスの影響による減収に伴う補助額の増																																																																																															
	要求額	R2 予算額	増減	増減理由																																																																																																						
当初予算	137,001	118,147	18,854	新型コロナウイルスの影響による減収に伴う補助額の増																																																																																																						
【欠損補助算定額（予算）】																																																																																																										
<p>事業期間：令和元年10月1日～令和2年9月30日（過年度補助）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">(単位:千円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>実績欠損額 【A】</th> <th>認定欠損額 【B】</th> <th>①認定欠損額 の20% 【C】=【B】×20%</th> <th>国補助金 【D】</th> <th>②補助上限額 【E】=([A]-[D])/2</th> <th>①と②の いずれか低い方 【F】</th> <th>経営改善カット カット率 【G】=[F]*カット率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>【F】-[G]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗像市</td> <td>地島</td> <td>90,757</td> <td>73,648</td> <td>14,730</td> <td>44,854</td> <td>22,952</td> <td>14,730</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大島</td> <td>153,256</td> <td>118,220</td> <td>23,644</td> <td>45,805</td> <td>53,726</td> <td>23,644</td> </tr> <tr> <td>新宮町</td> <td>相島</td> <td>67,379</td> <td>49,881</td> <td>9,976</td> <td>12,557</td> <td>27,411</td> <td>9,976</td> </tr> <tr> <td>福岡市</td> <td>玄界島</td> <td>206,475</td> <td>178,206</td> <td>35,641</td> <td>80,406</td> <td>63,035</td> <td>35,641</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小呂島</td> <td>92,394</td> <td>90,535</td> <td>18,107</td> <td>47,787</td> <td>22,304</td> <td>18,107</td> </tr> <tr> <td>糸島市</td> <td>姫島</td> <td>62,845</td> <td>44,014</td> <td>8,803</td> <td>25,808</td> <td>18,518</td> <td>8,803</td> </tr> <tr> <td>北九州市</td> <td>藍島</td> <td>163,825</td> <td>139,743</td> <td>27,949</td> <td>48,002</td> <td>57,911</td> <td>27,949</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>836,930</td> <td>694,248</td> <td>138,850</td> <td>305,218</td> <td>265,856</td> <td>138,850</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,889</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>136,961</td> </tr> </tbody> </table>		(単位:千円)										実績欠損額 【A】	認定欠損額 【B】	①認定欠損額 の20% 【C】=【B】×20%	国補助金 【D】	②補助上限額 【E】=([A]-[D])/2	①と②の いずれか低い方 【F】	経営改善カット カット率 【G】=[F]*カット率								【F】-[G]	宗像市	地島	90,757	73,648	14,730	44,854	22,952	14,730		大島	153,256	118,220	23,644	45,805	53,726	23,644	新宮町	相島	67,379	49,881	9,976	12,557	27,411	9,976	福岡市	玄界島	206,475	178,206	35,641	80,406	63,035	35,641		小呂島	92,394	90,535	18,107	47,787	22,304	18,107	糸島市	姫島	62,845	44,014	8,803	25,808	18,518	8,803	北九州市	藍島	163,825	139,743	27,949	48,002	57,911	27,949		計	836,930	694,248	138,850	305,218	265,856	138,850								1,889								136,961
(単位:千円)																																																																																																										
		実績欠損額 【A】	認定欠損額 【B】	①認定欠損額 の20% 【C】=【B】×20%	国補助金 【D】	②補助上限額 【E】=([A]-[D])/2	①と②の いずれか低い方 【F】	経営改善カット カット率 【G】=[F]*カット率																																																																																																		
							【F】-[G]																																																																																																			
宗像市	地島	90,757	73,648	14,730	44,854	22,952	14,730																																																																																																			
	大島	153,256	118,220	23,644	45,805	53,726	23,644																																																																																																			
新宮町	相島	67,379	49,881	9,976	12,557	27,411	9,976																																																																																																			
福岡市	玄界島	206,475	178,206	35,641	80,406	63,035	35,641																																																																																																			
	小呂島	92,394	90,535	18,107	47,787	22,304	18,107																																																																																																			
糸島市	姫島	62,845	44,014	8,803	25,808	18,518	8,803																																																																																																			
北九州市	藍島	163,825	139,743	27,949	48,002	57,911	27,949																																																																																																			
	計	836,930	694,248	138,850	305,218	265,856	138,850																																																																																																			
							1,889																																																																																																			
							136,961																																																																																																			
【算定方法】																																																																																																										
「①認定欠損額の20%」(=【C】)もしくは「②補助上限額」(=【E】)のうちいづれか低い方から、経営改善カット額を除いた金額を補助																																																																																																										
<ul style="list-style-type: none"> ・認定欠損額…実績欠損額のうち一部の費目（船員費、減価償却費、税金・利子、店費（営業所費用））を標準化補正し算出した欠損額 ・補助上限額…実績欠損額【A】から国補助金【D】を除いた額の1/2 ・経営改善カット…収支率の対前年度伸び率の3カ年平均が悪化している場合、悪化した率分を補助金カットする 																																																																																																										
※ただし、航路会計令和2年度（R1.10-R2.9）の収支については、新型コロナウイルスによる影響（特殊事情）が大きいため、算定除外とする。																																																																																																										
2 福岡県離島振興対策航路事業（航路事業者への現地調査）																																																																																																										
【事業スキーム図】																																																																																																										
<p>■福岡県離島振興対策航路事業補助金</p>  <pre> graph LR K[国] -- 補助金 --> A[航路事業者 (市町村)] X[県] -- 補助金 --> A </pre>																																																																																																										

3 事業目標等

成果指標	県補助 実施年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	航路事業 補助対象期間	H27.10～ H28.9	H28.10～ H29.9	H29.10～ H30.9	H30.10～ R1.9	R1.10～ R2.9	R2.10～ R3.9
経営改善カットを受けない 航路数	目標	6	6	6	7	7	7
	実績	4	4	3	3	3	

【指標の考え方】

航路改善カットを受けない航路数を増やすことで、航路運営の改善を図る。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 島民主体の催し物や離島留学などの島外交流人口の増加、世界遺産や猫などの観光資源を活用した観光需要の取り込みによる利用促進、省エネ運航、自主点検の徹底、船舶点検時の機関解放省略によるコスト抑制策により、収支改善を図っている一方、老朽化した既存船舶の更新のための新船建造による減価償却費の増や燃料費の増等により、収支が悪化している状況も見られる。
(例) 新船建造年：平成26年10月新宮町、平成27年11月福岡市、平成28年4月糸島市、平成29年9月宗像市
- また、R3年度補助の補助対象期間であるR1.10～R2.9は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、すべての航路で前年度収入を下回った。(当該補助対象期間は、特殊事情として、経営改善カットの算定からは除外している)

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- 国とともに、離島航路の運航経費に対する補助を行うことにより、航路事業者の負担を軽減し、離島航路の維持・確保に寄与している。

【事業の効率性】

- 補助対象航路については、国から認定を受けた計画航路であり、計画に位置づけるためには、航路改善に向けた目標等の設定が必要となる。計画策定は、航路事業者（市町）を中心に、国（九州運輸局）、福岡県、島民代表者で構成する協議会で協議、承認されたものであり、関係者の同意のもと協力して経営改善に取り組んでいる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	102,358	137,001	161,736	時間	370	370	370
（うち一般財源）	102,358	137,001	161,736	人件費（千円）	1,495	1,495	1,495

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- 離島航路は、離島住民にとって島と本土を結ぶ唯一の公共交通手段であり、その役割は陸上交通における県道の幹線道路網に相当する海上交通機能である。
- 一方で、島民人口の減少や高齢化に伴う外出機会の減少により、航路利用者は減少する傾向にあり、事業者単独で航路を維持していくには困難な状況にある。
- 離島航路は、島と本土間の移動の確保、生活物資等の輸送、島の活性化等の観点から、島民の生活に直結する問題や、今後さらに離島振興施策を推進していく点においても、必要不可欠なものである。そのためには、引き続き運行経費の負担軽減が必要である。

【見直し内容】

- 観光需要の創出など、島外からの交流人口増を目指した取組みを協議するため、国（九州運輸局）、福岡県、島民代表、事業者（市町）からなる協議会の場等を活用するとともに、現地視察や航路事業者へのヒアリングを行い、航路改善に向けた目標設定を計画に積極的に反映していくよう航路事業者に働きかける。
- 県内関係部署（観光や地域振興等）とも連携し離島に関連した企画を実施し、利用者増を図る。（ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見極めながらの対応が必要）
- R4年度補助については、補助対象期間がR2.10～R3.9であり、船舶修繕費等の支出が多く発生する見込みのほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収が見込まれるため、予算額を増額して対応する。（+24,735千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	地方バス運行確保対策事業 (新たなモビリティサービス導入促進事業)			部課(室)	企画・地域振興部 交通政策課		事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	21	地域の活力向上		
	小項目	1	県内各地域の振興	具体的な取組	6	地域公共交通の維持・確保		

1 事業のねらい・目的

- 人（オペレーター）が事前に予約を受け、運行計画の策定や配車指示を行う従来型デマンド交通を、リアルタイムな予約を可能とするAI等を活用したオンデマンド交通に転換することにより、利用者の利便性と乗合率の向上を図る。
- 時間帯やエリアによって定時定路型コミュニティバスと役割分担することで、最適化・効率化を図り、持続可能な地域公共交通を維持する。

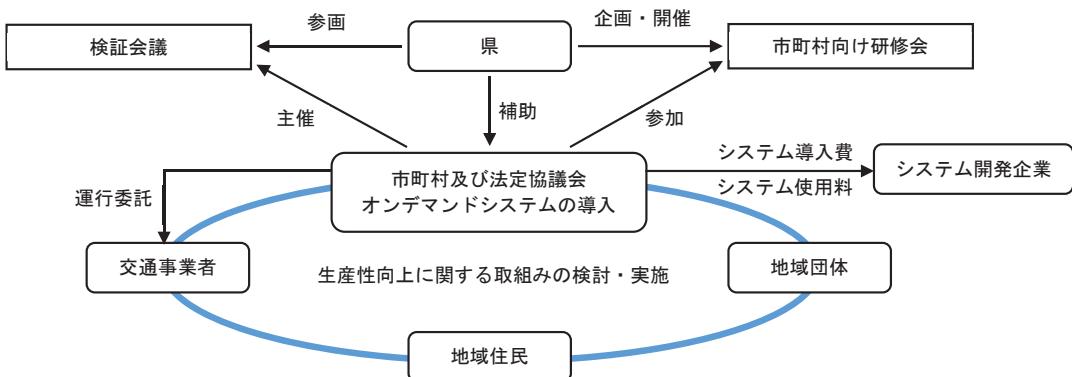
2 事業概要

- 1 AI等を活用したオンデマンド交通の導入補助
 AI等を活用したオンデマンド交通システムの導入費及びシステム使用料、生産性向上の取組みに係る経費に対する補助
 (1) 補助対象者 市町村（市町村が実施する乗合サービスが条件）
 (2) 補助率 市町村負担分の1/2
 (3) 対象経費 ①システム導入費
 ②システム使用料 ※補助対象開始年度を含む3年間
 ③生産性向上の取組み ※補助対象開始年度を含む3年間
 （住民に対するシステム説明、利用者の拡大（広報）、乗合率向上等に資する取組みに必要な経費）

2 AI等を活用したオンデマンド交通の導入促進等（市町村向け研修会の開催等）

- (1) 補助事業完了後における検証会議の開催
 (2) 新型輸送サービス（自動運転やグリーンスローモビリティ）先進地域への視察

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	目標	R1	R2	R3	R4	R5	R6
新たな輸送サービスの導入件数（累計）	目標 — 実績 —	4	5	19	22	25	

【指標の考え方】

県内市町村において導入された新たな輸送サービス（AI等を活用したオンデマンド交通や自動運転移動サービス、小型モビリティを活用した移動サービス等）の導入件数を指標とする。
 R6年度までの導入件数（累計）を25件とし、毎年3件程度の増加を見込む。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

市町村におけるAI等を活用したオンデマンド交通の導入の検討が進んでおり、R3年度においても新たに2件の導入があったことから目標を達成している。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	・AI等を活用したシステムの導入費や使用料に対する補助を行うことで、市町村における既存の定時定路型デマンド交通との役割分担が進み、より効率的な運行が図られた。
【事業の効率性】	・市町村に対する研修会などを開催し、導入事例等の紹介を行うことにより、市町村における導入の検討が進み、補助事業との相乗効果が図られる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	5,707	19,918	42,083	時間	1,308	1,308	1,308
(うち一般財源)	3,142	10,459	32,623	人件費（千円）	5,282	5,282	5,282

6 見直しの内容
継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）
【上記の理由】 AI等オンデマンド交通の導入やデマンド交通への転換など、より持続可能な運行形態の実現を目指す市町村が導入の検討を行うための実証運行等について、支援を行うため。
【見直し内容】 地域公共交通活性化再生法に規定された法定協議会が計画主体となるコミュニティバス等の運行等が見られるようになっており、地域主体の地域公共交通体系構築を後押しするため、補助対象者に法定協議会を追加する。 地域の実情に応じた最適な運行形態を検討するための実証運行に対する補助及び新たなコミュニティバス路線の開設等に伴う車両購入補助を追加するもの。（+17,295千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	北九州空港対策事業 (旅客路線拡大支援事業)			部課(室)	企画・地域振興部空港対策局 空港事業課	事業開始年度	H24
総合計画	4つの柱	4	将来の発展を支える基盤をつくる	中項目	30	生活と産業の発展を支える社会基盤の整備	
	小項目	1	福岡空港・北九州空港の機能強化、鉄道ネットワークの強化	具体的な取組	2	北九州空港の滑走路延長 (3,000メートル化)	

1 事業のねらい・目的

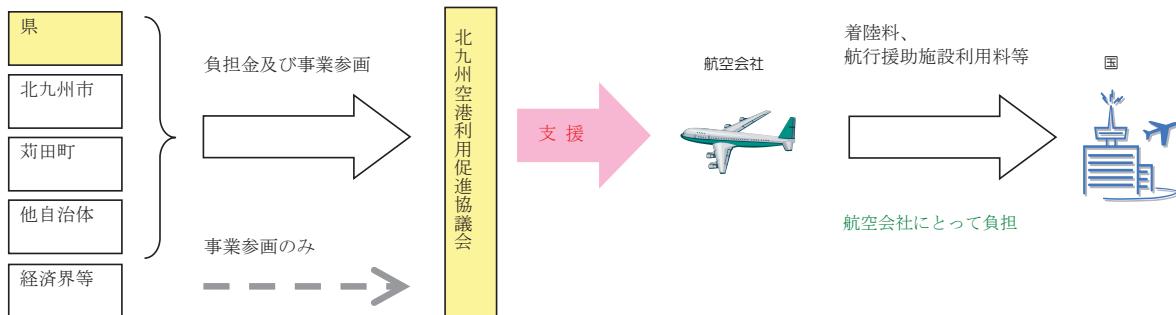
○国内外の航空会社が運航する旅客便を北九州空港に誘致することによって、北九州空港発着路線の拡大を実現し、人・物の交流拠点となる空港の活性化を促すとともに、利便性の高い航空ネットワークの県民への提供を図る。

2 事業概要

○運航経費助成：新規就航路線の運航経費（着陸料、航行援助施設利用料（以下航援料）等）の一部について、航空会社に対して助成を行う。

事業費 (R3当初)	
国際線	168百万円
国内線	14百万円
再就航促進	46百万円
合計	228百万円

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
国内・国際航空路線数	目標	国内1~2 国際1~2	国内1~2 国際1~2	国内1~2 国際1~2	国内2~3 国際2~3	国内2~3 国際2~3	国内3~ 国際4~	国内3~ 国際4~	国内3~ 国際4~
	実績	国内2 国際0	国内2 国際3	国内3 国際3	国内3 国際6	国内2 国際0	国内1 国際0	国内1 国際0	

【指標の考え方】

- ・国内・国際路線を維持・拡充することが目的であるため、路線数を指標とする。
- ・R3年度については、推進強化期間中に誘致した路線の維持・拡大が重要であるため、目標値は新型コロナウイルスの影響が出る以前のR1年度12月末時点実績以上としている。
- ・各年度の実績数値は3月下旬時点（当該年度冬ダイヤ時点）での路線数。
- ・R3年度路線数は10月末時点。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・R3年度は新型コロナウイルスの影響を受け、路線の多くが運休・減便することとなった。
- 今後は、新型コロナウイルスの状況を踏まえながら航空会社とも連携し、路線の早期再就航（復便）に努めるほか、新たな路線の獲得のため、引き続き路線誘致活動を実施していく。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	・航空会社へのエアポートセールスにおいて他の空港と競合しうる魅力的なインセンティブを提示することができる。
【事業の効率性】	
	・旅客動態に関する基礎的な調査を実施し、路線の必要性や就航可能性を検証して誘致対象路線を選定し、効率的な誘致活動を実施している。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	1,314	227,198	192,154	時間	1,200	1,200	1,200
(うち一般財源)	1,314	227,198	192,154	人件費（千円）	4,846	4,846	4,846

6 見直しの内容
継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）
【上記の理由】
・新型コロナウイルス感染症の影響により、羽田路線以外の全ての路線が運休を余儀なくされるなど大きな打撃を受けており、航空会社に対して早期の再就航（復便）を促す必要がある。
【見直し内容】
・北九州空港の路線数・運航便数を早期に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の水準まで回復させるため、航空会社に対する助成制度を見直し、運航支援を強化する。
・対象路線について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた路線数に見直しを行う。

事業名	北九州空港広域アクセス向上事業		部課(室)	企画・地域振興部空港対策局 空港事業課	事業開始年度	H27
総合計画	4つの柱	4 将来の発展を支える基盤をつくる	中項目	30 生活と産業の発展を支える社会基盤の整備		
	小項目	1 福岡空港・北九州空港の機能強化、鉄道ネットワークの強化	具体的な取組	2 北九州空港の滑走路延長（3,000メートル化）		

1 事業のねらい・目的

- 福岡都市圏⇒北九州空港間のリムジンバスを運行し北九州空港の広域アクセスを向上させることで北九州空港利用者の増加を図る。
- 早朝深夜便接続の路線バスを運行し、空港アクセスの向上を新規就航のインセンティブとしてバス運行を提示し就航を図る。
- 北九州空港に福岡空港の補完機能を持たせることで LCC 等福岡空港就航路線を北九州空港へ誘導し両空港の相互発展を図る。
- 北九州空港の路線展開やアクセスを幅広く周知し、知名度を向上させることで利用者の増加、路線の維持拡大を図る。

2 事業概要

I 広域アクセス向上のためのバス運行支援

○福北リムジンバス運行支援

実施主体:北九州空港利用促進協議会

実施方法:バス運行会社に対し助成

助成金額:運行経費から運賃収入を差し引いた収支差額を補助



【福北リムジンバス】

運行区間:福岡都市圏(天神・博多等)→北九州空港

運行本数:早朝・深夜時間帯や新規路線の航空ダイヤに合わせ運行(4便)

所要時間:約 80 分

運 費:既存のバス運賃を参考に採算性、利用者の利便性を考慮した運賃を設定

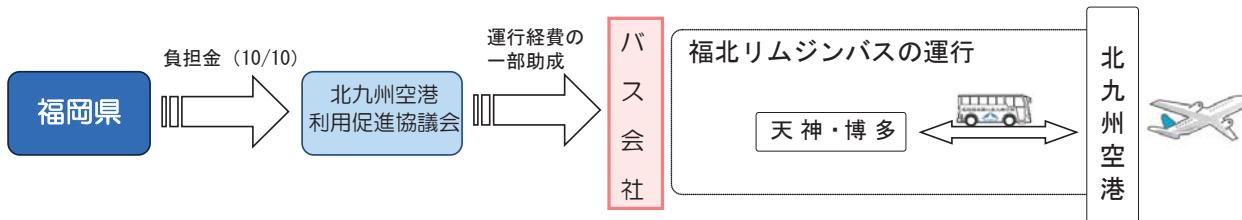
(参考:天神一小倉 1,150 円、東京駅→成田空港[約 60 分] 900 円~、大阪駅→関西空港[約 75 分] 1,600 円)

車両:座席 16 席程度(中型バス)

II 北九州空港の就航路線やリムジンバスの運行等を周知する広報活動

	事業費
運行支援	35 百万円
広報費	2 百万円
合計	37 百万円

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
国内・国際航空路線数	目標	国内1~2 国際1~2	国内2~3 国際2~3	国内2~3 国際2~3	国内3~ 国際4~	国内3~ 国際4~	国内3~ 国際4~
	実績	国内3 国際3	国内3 国際6	国内2 国際0	国内1 国際0	国内1 国際0	
【指標の考え方】							
<ul style="list-style-type: none"> 国内・国際路線を維持・拡充することが目的であるため、路線数を指標とする。 R3年度については、推進強化期間中に誘致した路線の維持・拡大が重要であるため、目標値は新型コロナウイルスの影響が出る以前のR1年度12月末時点実績以上としている。 各年度の実績数値は3月下旬時点（当該年度冬ダイヤ時点）での路線数。 令和3年度路線数は10月末時点。 							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
<ul style="list-style-type: none"> R3年度は新型コロナウイルスの影響を受け、路線の多くが運休・減便することとなった。 今後は、新型コロナウイルスの状況を踏まえながら航空会社とも連携し、路線の早期再就航（復便）に努めるほか、新たな路線の獲得のため、引き続き路線誘致活動を実施していく。 							

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 福岡空港が利用できない早朝深夜時間帯にも福岡都市圏へアクセスでき、利用者の利便性が向上する。 エアポートセールスにおいて航空会社が早朝深夜に新規就航を検討する際のインセンティブとすることができる。
【事業の効率性】	・事業者にも一定の収益目標を課す形をとることで必要最小限の助成で事業が実施できるようにしている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	12,691	37,427	37,427	時間	400	400	400
(うち一般財源)	12,691	37,427	37,427	人件費（千円）	1,616	1,616	1,616

6 見直しの内容							
継続	（ 拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）		一部改善		縮小	）
終了	（ 完了	再構築（他の事業に組み替え）		廃止			）
【上記の理由】							
<ul style="list-style-type: none"> 早朝深夜における北九州空港へのアクセス利便性確保により、「福岡県の空港の将来構想」に記載された福岡空港と北九州空港の役割分担と相互補完を実現するための事業であり、北九州空港の特性を生かすために継続して実施していく必要がある。 福岡空港と北九州空港との連携を進める中、福北リムジンバスは福岡都市圏の方々が北九州空港を利用するうえで、欠くことのできない大切な移動手段となっており、効率的な事業実施を図りながら引き続き事業を継続していく必要がある。 							
【見直し内容】							
<ul style="list-style-type: none"> バスの収益改善のため、積極的な広報を行い、利用者数の増加を図っていく。 							

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	北九州空港の利用促進事業 (航空貨物拠点化推進事業)			部課(室)	企画・地域振興部空港対策局 空港事業課	事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	4	将来の発展を支える基盤をつくる		中項目	30	生活と産業の発展を支える社会基盤の整備
	小項目	1	福岡空港・北九州空港の機能強化、鉄道ネットワークの強化		具体的な取組	2	北九州空港の滑走路延長（3,000メートル化）

1 事業のねらい・目的

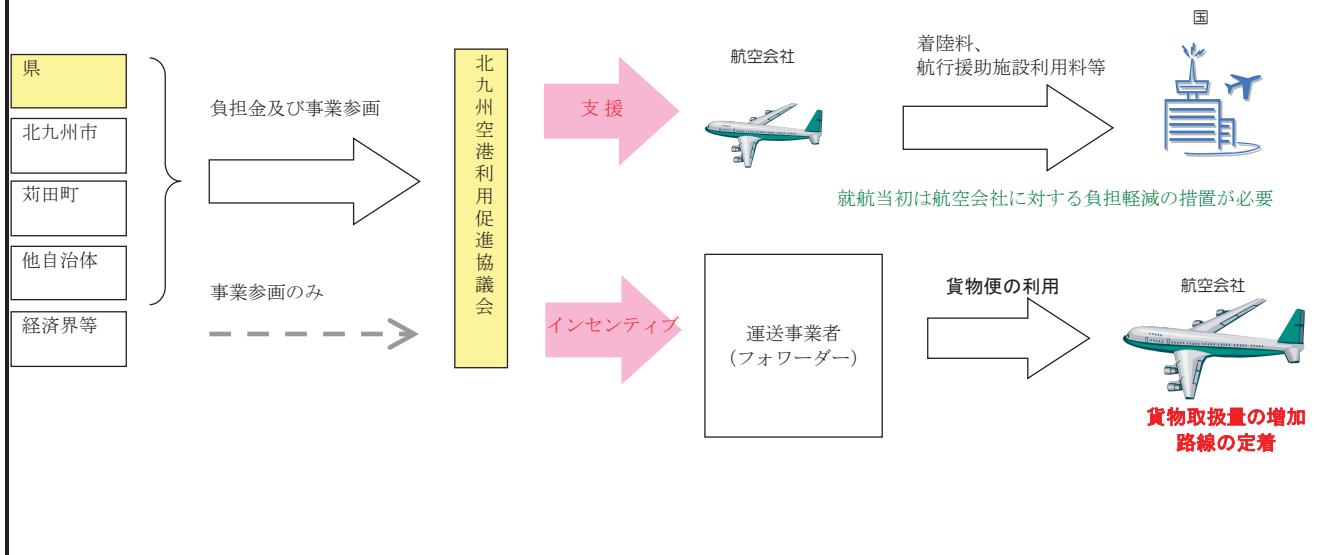
○本県が取り組む産業振興や観光戦略を支える重要な交通基盤である空港の利用促進（路線拡充、貨物取扱量の増加）を図ることにより、航空ネットワークを充実させ、人・モノの移動を促進し、アジアの活力を取り込み、本県の経済発展を目指す。

2 事業概要

- 國際定期貨物便誘致助成：航空会社への着陸料等の助成を行い、貨物便就航及び定着を目指す。
- 集貨促進への取組み：定期便の増便により、増加が見込まれる国際貨物需要を確実に取り込むため各種事業に取り組む。
 - ① 國際貨物集貨に係る重量助成：北九州空港を利用する国際航空貨物の取扱い事業者への助成
 - ② 新規荷主開拓事業：北九州空港から輸出をする新規荷主を開拓した物流事業者への助成
 - ③ 北九州空港保税転送助成事業：北九州空港近傍の通関事業者に対する空港への運送費用の一部助成

	事業費
貨物便誘致助成	121百万円
集貨促進への各種事業	234百万円
合 計	355百万円

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
貨物取扱量 (総合計画)	目標				30,000トン	→	→	→	→	42,000トン
	実績	8,752トン	8,970トン	15,362トン						

【指標の考え方】

- ・目標値については、福岡県総合計画の施策目標値（R8）。
- ・各年度の実績数値は国土交通省資料（空港管理状況調書）による確定値。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により国内旅客路線の多くの便に運休が発生したこと、国内貨物取扱量は減少したが、大韓航空貨物便の増便等に伴い、貨物取扱量は過去最高を更新した。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	・航空会社へのエアポートセールスにおいて他の空港と競合しうる魅力的なインセンティブを提示することができる。 ・航空貨物運送事業者が輸送ルートを検討する際に、北九州空港が利用されやすくなる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	112,112	355,115	426,347	時間	3,600	3,600	3,600
(うち一般財源)	112,112	355,115	426,347	人件費（千円）	14,537	14,537	14,537

6 見直しの内容
継続（ <input checked="" type="checkbox"/> 拡充）改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善縮小）
終了（完了再構築（他の事業に組み替え）廃止）
【上記の理由】
・令和4年度には、新たな国際貨物上屋が整備され、更に多くの貨物の取扱いが可能となり、新たな航空会社の国際定期貨物便の就航が可能となるほか、滑走路延長の事業採択に係る評価も控えており、これまで以上に北九州空港の潜在的需要を確実に捉え、取扱量の増加を更に加速させていく必要がある。
【見直し内容】
・貨物便を確実に定着させ、貨物取扱量の増加を図るため、航空会社への誘致助成及び国際貨物に対する集貨助成を実施。

(様式 1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	留学生支援連携事業			部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課		事業開始年度	H20
-----	-----------	--	--	-------	----------------------	--	--------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	19	外国人材に選ばれる地域づくり		
	小項目	1	外国人材が活躍できる地域づくり	具体的な取組	1	外国人が安全・快適に生活できる環境整備		

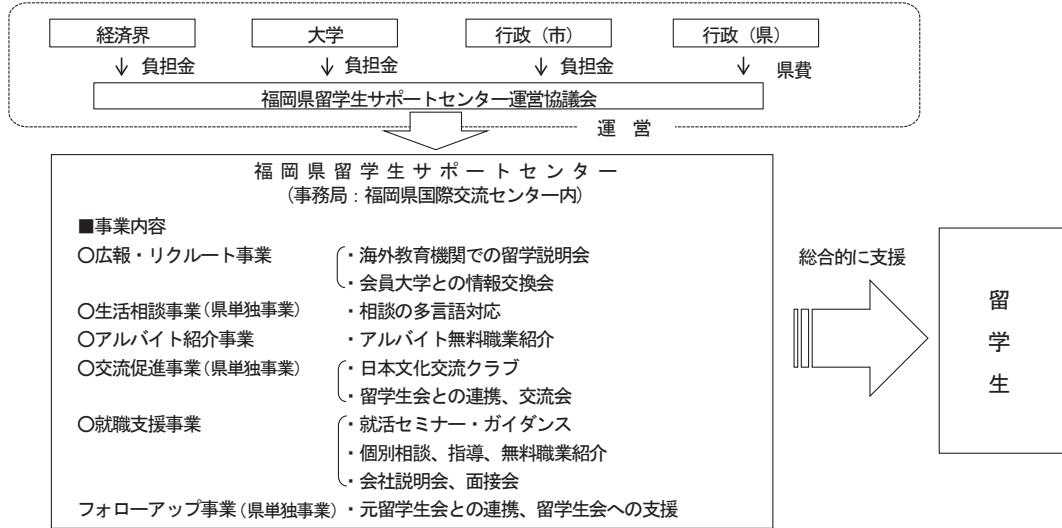
1 事業のねらい・目的								
地元経済界、大学、行政の連携のもと設立した「福岡県留学生サポートセンター」により、留学前から留学終了後まで、本県で学ぶ留学生を総合的にサポートすることで、本県を多様で優秀な人材の交流拠点とし、地域活性化を促進する。								

2 事業概要								
--------	--	--	--	--	--	--	--	--

- (1) 広報・リクルート事業
 　・海外の教育機関において県内の留学環境や会員大学を広報するための留学説明会を実施する。
 　・国内の日本語学校の学生等を対象とした県内会員大学との情報交換会、オープンキャンパス視察、進学説明会等を行う。
- (2) 生活相談事業
 　・会員大学の新入生ガイダンスに合わせ、福岡県留学生サポートセンターの各種支援を説明し、利用を促進する。
 　・留学生からの各種相談に、多言語（日本語を含む21言語）で対応する。
- (3) アルバイト紹介事業
 　・センター内に無料職業紹介所を設置し、語学を活かした仕事等、留学生向けのアルバイト紹介を行う。
- (4) 交流促進事業
 　・福岡県留学生会等と連携し、新入生歓迎会、留学生文化ショー等のイベントを通じ、留学生間及び日本人学生との交流を促進する。
 　・留学生同士が有益な情報を交換する場として、福岡県留学生会、各大学留学生会、各国留学生会が一堂に集う交流会を実施する。
- (5) 就職支援事業
 　・就職活動に係る各種セミナー・ガイダンスを実施する。
 　・就活専門員による個別相談対応、就職指導、大学での個別相談会及び、無料職業紹介を行う。
 　・留学生の企業訪問、会社説明会・面接会等、企業と留学生の出会いを支援する。
 　・福岡外国人留学生会と連携し、元留学生や内定を得た留学生と就活を始める現役留学生の交流会を実施する。
 　・九州グローバル人材活用促進事業「Work in Kyushu」の運営を行い、留学生の九州地元企業への就職を促進する。
- (6) フォローアップ事業
 　・福岡県及び各國・地域の元留学生会と連携し、留学生の母国・地域との交流を一層促進する。
 　・福岡県留学生会等、現役留学生の活動を支援する。

※これら事業の実施にあたっては、「ウィズコロナ」の観点から、オンラインも活用。

【事業スキーム図】



3 事業目標等												(単位:人)
(細)事項名	成果指標		H19(基準)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	目標(R3)	目標(R4)
本県への留学生の集積	県内に学ぶ留学生数	目標	5,129	16,500	18,448	21,600	23,700	25,800	27,900	30,000	26,880	24,080
		実績		14,252	15,103	15,755	17,519	19,296	19,629	19,260		
(細)事項名	成果指標		H19(基準)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	目標(R3)	目標(R4)
留学生の県内就職 (総合計画)	就職者数	目標			480	485	600	700	1,070	1,260	1,400	940
		実績		475	525	703	892	781	929	993		

*留学生数：出典は（独）日本学生支援機構（JASSO）「外国人留学生在籍状況調査」。H20～R21は、毎年2,100名ずつの増加目標。ただし、R3の目標値は、新型コロナ感染拡大に伴い、留学生の新規入国が困難な状況が続いてきたことから、R2年度の目標値30,000に、R1年5月の全国留学生総数に対するR2年5月のそれの比率を掛けたものとしている。R4年度の目標値も、新型コロナ感染の影響で、引き続き留学生の新規入国が困難な状況が続いていることから、前年度（R3）の目標値×89.6%とする。

【計算式】 $26,880 \text{ (R3目標)} = 30,000 \text{ (R2目標)} \times 89.6\% (279,597 \text{ (R2.5全国留学生数)} / 312,214 \text{ (R1.5全国留学生数)})$ 、 $24,080 \text{ (R4目標)} = 26,880 \text{ (R3目標)} \times 89.6\% \text{ (一の位を四捨五入)}$

*就職者数：出典は出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」。R3年度の目標値は福岡県総合計画（H29年度策定）、R4年度以降の目標値は福岡県総合計画（R3年度策定）の目標値とする。

【指標の考え方】

- ・留学生の集積→就職者増→留学生の集積の好循環を生み出す観点から、2つの指標を設定
- ・県内に学ぶ留学生数と県内企業への就職者数を設定

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・県内留学生数については、当初設定した目標には達していないものの、令和2年5月時点の留学生数は東京、大阪に次ぎ全国第3位を維持している。
- ・留学生数がR1年度からR2年度にかけて減少した理由としては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、留学生の新規入国が困難な状況が続いてきたことが主な要因。
- ・就職者数については、H30年度からR2年度にかけて増加したものの、目標には届かなかった。その理由としては、留学生の大都市（東京圏・関西圏）志向が主な要因と考えられる。

4 【事業の有効性】

- ・行政だけではなく、産学官一体となって留学生を総合的に支援する体制を整え、留学生誘致や生活支援、就職支援などをワンストップで提供することが可能となったことから、円滑な留学生支援に寄与している。
- ・大学等が応分の事業経費を負担することで、産学官が当事者意識を持ち、地域一体となった取組みができている。
- ・大学単独での開催が難しい海外でのリクルート（留学生誘致）について、県の友好提携都市等で定期開催が可能となっている。
- ・無料職業紹介事業許可を取得したこと、留学生に対し、アルバイト及び就職を直接斡旋することが可能となっている。

【事業の効率性】

- ・留学生支援に関する総合窓口として、留学生が、自分が求める支援にスムーズに辿り着くことに貢献。
→留学生サポートセンターで対応できないものがあっても、当該支援を実施している関係機関へ繋ぐことで留学生を支援。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	29,321	41,997	41,329	時間	7,435	7,435	7,435
（うち一般財源）	29,321	41,997	41,329	人件費（千円）	30,023	30,023	30,023

6 見直しの内容

（ 繼続 ）（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・グローバル化が進む中、本県が将来に向けて発展していくためには、海外からの多様な高度人材を本県に誘引し、その力を活用することで福岡のポテンシャルを引き出すことが必要である。
- ・一方、その高度人材を巡って、今日世界中で人材の獲得競争が繰り広げられており、国においては、外国人留学生が日本で就職しやすいよう、令和元年5月から在留資格が見直された。
- ・在留資格の見直しは、本県においても留学生就職者数をより増加させる好機となり、産学官が一体となった本事業の強みを生かして、高度人材の最たる存在である留学生の誘致・集積・定着・フォローアップの一層の強化を図ることが必要である。
- ・また、新型コロナウイルス感染拡大により、アルバイト先の休業、求人数の減少、授業のオンライン化による留学生、日本人学生等との交流機会の減少等、留学生を巡る状況は厳しさを増した。
- ・福岡県に高度人材を誘致するのみならず、多くの選択肢の中から福岡県を選び、福岡県で留学をしている留学生の生活を支援するためにも、本事業は継続する必要がある。

【見直し内容】

- ・「ウィズコロナ」の観点から、引き続き各種セミナー等のオンライン開催を推進。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	外国人材受入対策事業			部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	19	外国人材に選ばれる地域づくり	
	小項目	1	外国人材が活躍できる地域づくり	具体的な取組	1	外国人が安全・快適に生活できる環境整備	

1 事業のねらい・目的

県をはじめ関係機関全体で外国人材を受け入れる環境を整備し、優秀な外国人材を福岡に引き寄せ、地域の活性化につなげる。

2 事業概要

<新たな外国人材受入体制の構築>

①「福岡県外国人材受入対策協議会」、「外国人相談窓口部会」、「労働環境部会」、「外国人材日本語教育部会」の運営

〔実施内容〕

- 外国人材受入環境の整備に向け、地域関係機関による「福岡県外国人材受入対策協議会」、「外国人相談窓口部会」、「労働環境部会」、「外国人材日本語教育部会」を運営。
- 本県における外国人受け入れに向けた現状を把握し、課題を整理。受入環境整備のための取組みを検討する。
- 行政機関、外国人を受け入れる業界、外国人材を送り出す大学等教育機関など、各主体が連携して必要な取組みを実施し、その進捗状況を隨時把握・点検する。

〔構成〕

- 県、国（出入国在留管理局、労働局、経済産業局）、市町村、外国人材受入業界団体、地域国際化協会、留学生関係団体、士業団体

②福岡県外国人相談センターの運営

〔実施内容〕

- 在住外国人にとって最も身近である市町村ほか公的機関と、県が設置する「福岡県外国人相談センター」（以下「センター」という。）が連携して、外国人からの相談に多言語で対応。

(1) 多言語による相談対応

- 市町村ほか公的機関の窓口で受ける外国人の相談に対し、①外国人（または市町村窓口職員）、②センター相談員、③通訳業者の三者間通話システムを活用して相談に対応。
- 民間の電話通訳・翻訳サービスを利用し、対応言語は21言語（日本語含む）。

(2) 専門機関との連携

- 在留資格や労働環境の分野など、専門的な相談については、内容に応じて最適な専門機関へ取次ぐ。
- 多言語に対応していない専門機関に対しては、通訳支援を実施。
- 行政書士会、法務局等専門機関と連携して、県内各地域で定期的（月2回）に出張相談会を実施。

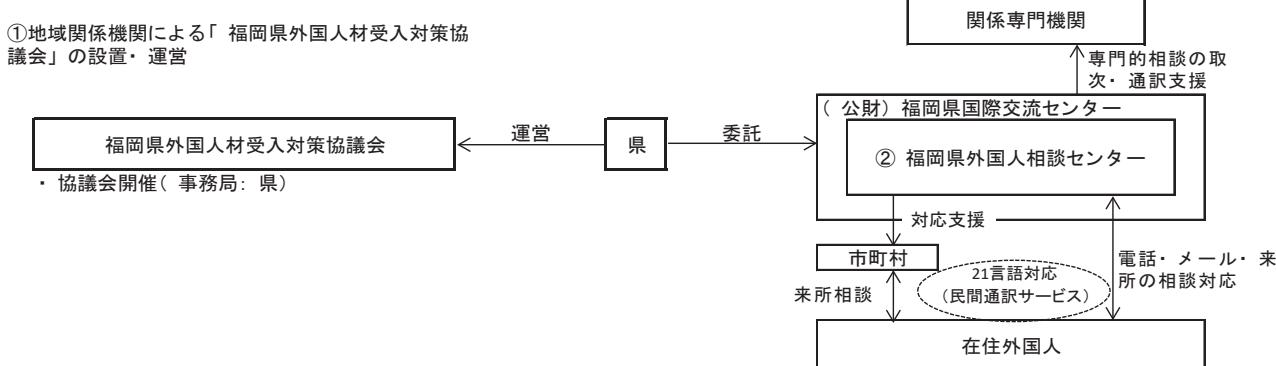
(3) 相談員の養成

- 市町村職員を対象とした研修会を開催し、市町村職員の外国人相談対応の能力向上を図る。

〔実施方法〕

「福岡県外国人相談センター」の運営は（公財）福岡県国際交流センターに委託。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4
特定技能県内在留者増加数(累積)	目標	1,000	3,000	5,000	7,000
	実績	228	1,016	調査中	

【指標の考え方】

外国人を受け入れる環境を整備し、優秀な外国人材を福岡に引き寄せ、地域の活性化につなげるという目的を踏まえ、平成30年度に新たに創設され、国が5年間で最大約34万5千人を見込んだ「特定技能」の在留資格を有する外国人数を指標とする。

※平成30年度に新たに創設された在留資格「特定技能」は、国が5年間で最大約34万5千人を見込むなど、同資格による外国人数の急増が予想されたところであるが、受入企業側の事務作業負担等の理由により人数の増加の伸びが低調であるため、以下のとおり目標数値を設定したもの。

- ・国が見込む特定技能外国人の5年間の最大受入れ人数：345,150人（①）

- ・福岡県の在住外国人が全国の外国人に占める割合：2.8%（②）

$$\textcircled{1} \times \textcircled{2} = 9,664\text{人} \quad \textcircled{3}$$

初年度は、制度開始年度のため、受入予想数③を5年で割った人数の半分を見込む。

$$\textcircled{3} \div 5\text{年} \div 2 = 966\text{人} \doteq 1,000\text{人}$$

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

当KPIは、国の今後5年間の受入れ見込みから算定したものであるが、R1年度には特定技能試験が想定どおり実施されなかったことや、R2年度以降は新型コロナウイルス感染症に係る国の水際対策で外国人の入国が制限されたことなどにより、国全体での受入れ数自体が当初の想定を大幅に下回っているため。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・福岡県外国人材受入対策協議会は、県、市町村、経済団体・事業者団体、地域国際化協会、留学生関係団体、士業団体等からなる60団体で組織され、外国人材受入れに係る情報共有を行うほか、個別のテーマに対しては協議会の下に部会を置いて協議している。
- ・これまで「外国人相談」、「労働環境」、「外国人への日本語教育」の3つのテーマの部会を設置し、専門的に協議する体制を構築している。
- ・福岡県外国人相談センターで受け付けた相談の内容に応じて、福岡労働局や県行政書士会、県社会保険労務士会等の雇用や在留資格、社会保険といった専門分野の相談窓口についていく仕組みをつくり、ワンストップで外国人の抱える様々な悩みや課題を解決できる体制を構築している。
- ・相談窓口において、対応に苦慮した困難事例や関係する機関との連携により解決につながった事例など、上記の外国人相談窓口部会において、具体的な相談事例を共有し、各相談窓口における相談対応能力の向上を図るとともに、顔の見える関係を構築する機会を設け、機動的な連携体制づくりに寄与している。

【事業の効率性】

- ・外国人材に関して特に議論が必要なテーマについては、協議会の下に部会を設けることで機動的に対応している。
- ・公益財団法人福岡県国際交流センターは、県レベルの地域国際化協会として総務省から認定されている県内唯一の組織であり、長年にわたり多文化共生推進、在住外国人支援を行っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	12,660	17,871	16,560	時間	1,562	1,562	1,562
(うち一般財源)	6,274	8,966	8,310	人件費（千円）	6,308	6,308	6,308

6 見直しの内容

（継続）（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・少子高齢化に伴う若い労働力の不足を背景に、技能実習生や新しい在留資格「特定技能」の在留資格等を有する働き手となる外国人の受入れが今後も進むことで、県内の在住外国人は増加していくことが予想される。
- ・県内の在住外国人の増加に伴い、文化・慣習の違い等により生じる困りごとに対し多言語で相談できる「外国人相談センター」のような機能、また、上記の協議会やテーマ別部会を通じた情報共有、課題の把握の重要性はますます高まり、こうした機能を維持していくことが大切なため。

【見直し内容】

- ・外国人相談センターの通訳を必要とする件数を、実績を踏まえて見直し、相談センターに係る経費を圧縮（▲1,311千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	日本語教育環境整備事業			部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	19	外国人材に選ばれる地域づくり	
	小項目	1	外国人材が活躍できる地域づくり	具体的な取組	1	外国人が安全・快適に生活できる環境整備	

1 事業のねらい・目的

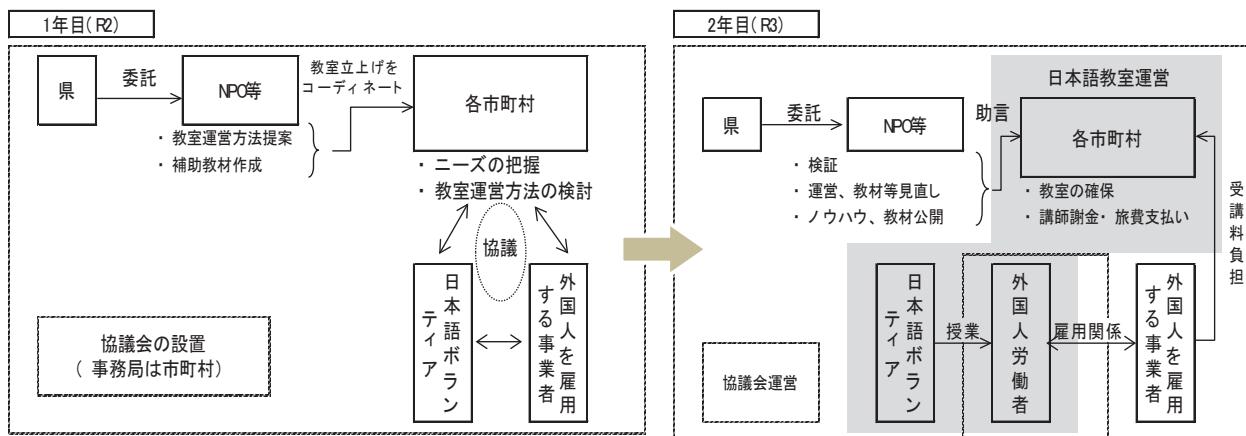
- 行政・事業者・ボランティアが連携し、地域における日本語教室の安定的な運営体制のモデルを構築する。
- また、これを活用し、県内の他地域への横展開を図り、希望する外国人材が身近な場所で日本語教育を受けられる体制を構築する。

2 事業概要

○外国人材を対象とした教室運営モデルの構築

- モデルとなる県内4つの市町村を選定。※事業1年目及び2年目で2市町村ずつ。
- モデル市町村ごとに、市町村、県、外国人を雇用する事業者、日本語教室ボランティア等による協議会を設置する（事務局は市町村）。
- 協議会では、事業者や外国人材の日本語教室に対するニーズを集約し、そのニーズに基づき、日本語教室の運営方法を検討する。
- 県は、協議会立上げ準備、教室運営方法の提案、ニーズ調査、協議会の意向を踏まえた補助教材作成、などの支援に取り組む。
- 当該事業により得られた運営ノウハウや教材を他市町村へ提供し、県内各地域での日本語教室の充実を図る。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	R2	R3	R4	R5	R6
市町村、地域、企業等で運営される日本語教室数	目標 実績 モデル市町村 選定	モデル市町村 選定	2	4	5

【指標の考え方】

市町村等が独自に運営する教室の設置数を成果指標とする。各モデル市町村で少なくとも1教室設置を目指し、その後県内他市町村への横展開により、R6年度までに5教室の設置を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和2年度、直方市と古賀市をモデル市町村に選定し、令和4年度の教室開設に向け準備を進めている。
- 令和3年度、追加モデル市町村を選定中。

4 有効性	【事業の有効性】
	・地域日本語教室の運営方法等について、県単独ではなく、市町村や地域の事業者等と連携した協議を行うことにより、地域の実情に合った形で検討することが可能となっている。
・効率性	【事業の効率性】
	・日本語教育の専門家である日本語教育コーディネーターに業務委託し、関係団体との協議に参加してもらうことにより、専門的な見地から効率的に事業の課題を整理し、円滑に事業を進めるために寄与している。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	3,420	5,230	4,004	時間	805	805	805
(うち一般財源)	1,710	2,615	2,002	人件費（千円）	3,251	3,251	3,251

6 見直しの内容
(繼続)(拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) (一部改善) 縮小)
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】
・少子高齢化に伴う若い労働力の不足を背景に、技能実習生の受け入れが今後も進むことが予想されることから、外国人材が身近な場所で日本語教育を受けられる体制を整備することが必要である。 ・現在県内にある日本語教室の多くはボランティアによる運営であり、資金面や人手の点で脆弱な場合が多い。 そのため、行政・事業者・ボランティアが連携した、地域における日本語教室の安定的な運営モデルを構築し、県内の他地域に横展開していくことが重要である。
【見直し内容】
・直方市、古賀市、追加モデル市町村において、令和4年度の日本語教室開設に向けた運営体制の検討を継続する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	九州グローバル人材活用促進事業			部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業開始年度	H27
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して生み育てることができる	中項目	19	外国人材に選ばれる地域づくり	
	小項目	1	外国人材が活躍できる地域づくり	具体的な取組	2	外国人材が働きやすい環境整備	

1 事業のねらい・目的

- 九州7県等で構築・運営する留学生と企業をつなぐ人材マッチングシステム「Work in Kyushu」の利用促進を図り、留学生の地元企業への就職促進を図る。
- 外国人留学生が地元企業に就職し地域に定着することにより、地元産業のグローバル化・活性化を図る。

2 事業概要

(1)九州グローバル人材活用促進協議会の運営

- 構成メンバー：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、九州経済産業局、九州経済連合会
- 事務局：福岡県国際局国際政策課

(2)人材マッチングサイト「Work in Kyushu」の管理・運営

- 問い合わせ対応、コンテンツ制作
- 保守管理

(3)広報活動

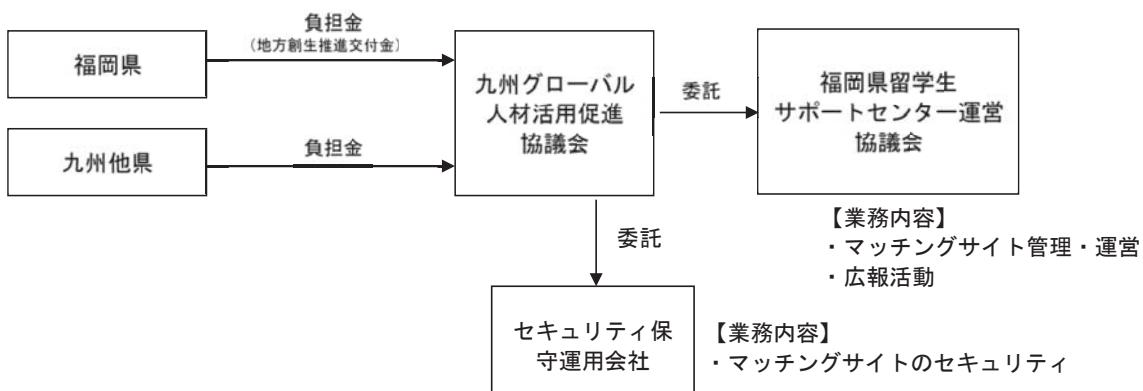
- 各県でのセミナー等の開催、各団体が実施するセミナー等における周知広報活動

(4)イベントの開催

- 留学生と企業のマッチングを促進するための、九州内の企業及び全国の留学生を対象としたオンライン方式のセミナー及び合同企業説明会

(5)各県内企業における留学生活用優良事例に係る情報収集及び啓発

【事業スキーム図】



3 事業目標等

(単位：人)

成果指標	区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
留学生の県内企業への就職者数 (総合計画)	目標			600	700	1,070	1,260	1,400	940
	実績	525	703	892	781	929	993		

<指標の考え方>

※就職者数：出典は出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」。R3年度の目標値は福岡県総合計画（H29年度策定）、R4年度以降の目標値は福岡県総合計画（R3年度策定）の目標値とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 就職者数については、H30年度からR2年度にかけて増加し、過去最高を記録したものの、目標には届かなかった。その理由としては、留学生の大都市（東京圏・関西圏）志向が主な要因と考えられる。

4 有効性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に伴う労働力不足が懸念される中、企業の成長発展に欠かせないグローバル人材とのマッチングの場を提供。 ・九州7県が一体となって取り組むことにより、事業対象が九州広域となり利用者の多様なニーズに対応することが可能。 ・九州経済産業局、九州経済連合会と連携することにより企業側への情報提供をより有効に行うことができる。 ・インターネットを活用することにより、時間・場所に制限されることなく利用者にとって利便性が高い。
・ 効率性	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生への総合的な支援にノウハウ・経験のある福岡県留学生サポートセンターに業務委託することにより、事業の実効性、効率性の向上を図る。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	8,506	8,030	7,300	時 間	900	900	900
(うち一般財源)	4,253	4,015	3,650	人件費（千円）	3,635	3,635	3,635

6 見直しの内容

○ 繼続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ○ 一部改善 ○ 縮小
 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

グローバル化が進む世界において、福岡県が将来に向けて発展していくためには、海外の多様な高度人材を本県に誘引し、その力を活用することで福岡のポテンシャルを引き出すことが必要である。

平成28年度から福岡県を中心に九州7県などで留学生と企業をつなぐマッチングサイト「Work in Kyushu」を構築し、運用を開始。留学生サポートセンターが実施する就職支援に係るセミナー等との連携により、留学生就職支援の総合的な体制を強化し、地元企業への就職促進や九州内企業及び留学生への「Work in Kyushu」の広報を促進し、知名度向上を図る。

引き続き高度人材の最たる存在である留学生の地元企業への就職を促進し、福岡県をはじめ九州企業のグローバル化を図るため、本事業は継続する必要がある。

【見直し内容】

- ・利用者からマッチングサイトに対して、「マッチングツール『LINE WORKS』の使い方がよく分からない」、「マッチングサイトで何ができるか不明瞭」等の意見が寄せられたことから、マッチングサイト等、一連の登録システムの改善・簡素化を実施。
- ・「ウィズコロナ」の観点から、オンライン形式を活用したセミナーを開催し、企業と留学生のマッチングの機会を確保。
- ・セミナーをオンラインで開催するなど、セミナー開催に係る経費等を圧縮（△730千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	アジアンビート推進事業			部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	19	外国人材に選ばれる地域づくり	
	小項目	2	海外との地域間交流・国際貢献の推進	具体的な取組	1	地域間交流・連携の推進	

1 事業のねらい・目的

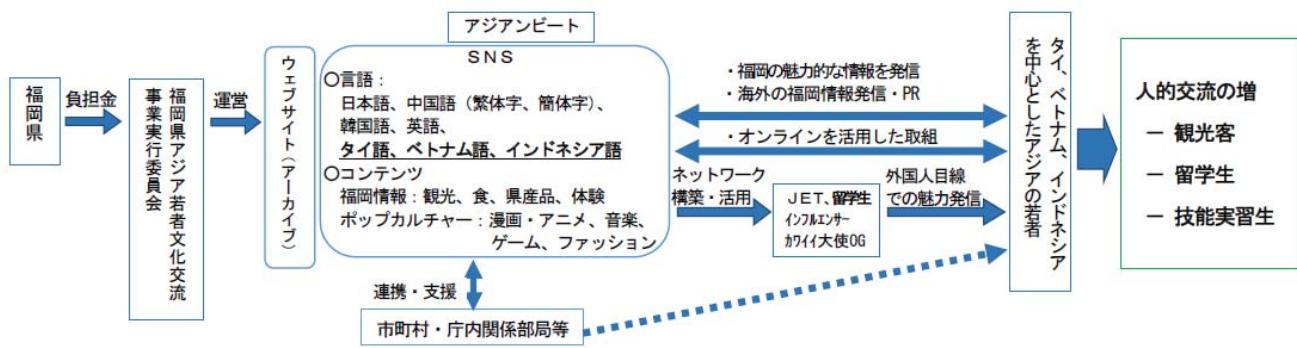
- 県の交流先としてのポテンシャルが高く、かつ若者人口が多いタイ、ベトナム、インドネシアをメインターゲットとして、若者文化を切り口とした本県の魅力発信を行う。
- これにより福岡のファンを増やし、観光客、留学生、外国人労働者等の人材を福岡に呼び込む。
- コロナの影響により国境を越えた往来が制限される中、インターネットの強みを生かし、ダイレクトに本県の魅力を発信できるアジアンビートを今後も積極的に活用していく。
- これまで培ったネットワークを生かし、現地からの福岡魅力発信やオンラインを活用したイベント等により、切れ目無く海外の読者に“福岡”を身近に感じてもらえる機会を提供しアフターコロナに繋げていく。

2 事業概要

「アジアンビート」による多言語情報発信

- ・言語 日本語、中国語繁体字、中国語簡体字、韓国語、英語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語 計8言語
- ・コンテンツ
 - (1) 福岡の魅力発信
 - ①地元留学生や県内各地のJET(ALT等)をレポーターとして、福岡で定番・人気のスポットやショップ、食べ物などを海外へ紹介
 - ②SNSインフルエンサーヤカワイイ大使OGを活用した福岡の魅力発信
 - (2) 海外で接することができる福岡のモノ・グルメ等、福岡に関する海外からの情報発信
 - (3) オンラインを活用した本県をより身近に感じることができるイベントの実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等

(単位：人)					
成果指標	R1(基準)	R2	R3	R4	R5
入国者数（タイ、ベトナム、インドネシア）	目標	—	—	31,500	55,125
	実績	98,022	18,810		98,022

【指標の考え方】

- 観光客、留学生、技能実習生の来福への寄与を評価するため、タイ、ベトナム、インドネシアからの入国者数を指標とする。
- コロナの影響によりR2年の入国者数が著しく落ち込むことから、R5年にR1年の水準を回復することを目指す。
- R2年が18,000人程度となる見込みであることから、R3年以降、前年比1.75倍の増加数を設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、国境を越えた往来が依然として制限されているため

4 有効性・効率性	【事業の有効性】																		
	<ul style="list-style-type: none"> ○「アジアンビート」による多言語情報発信を通じて、海外読者の福岡に対する知名度が向上。 (アンケート結果) 福岡について「名前も場所も知っていた」 H30 51% ⇒ R2 68% ○行政機関や民間団体と連携して企画を立ち上げ、自走化とともに、地域の国際化に貢献。 (事例) ①4コマ漫画コンテストを北九州市と連携して実施 (H24-27) ⇒ (H28-) 北九州市が継承し国際漫画大賞に発展 ②海外で活躍する福岡の若手ミュージシャンを発掘するWebコンテストを地元音楽関係者等と連携して実施 (H24-27) ⇒ (H28-) 地元音楽関係者等が継承し、発掘コンテストに加えて、海外の音楽祭出演やアジアの若手ミュージシャンとの交流を可能とするイベントに発展 ○アジア諸国・地域の若者への情報発信や交流を積み重ねてきた結果、県主催の海外事業において大勢の若者を集客。 更には、海外の要人等にも本県独自の魅力として、若者文化の交流拠点・福岡をアピール。 (主な県主催の海外イベント) 																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"> </th><th style="width: 15%;">時期</th><th>事業名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国</td><td>H24</td><td>江蘇省友好提携20周年記念事業(5,000人)、FACo in 大連(1,000人)</td></tr> <tr> <td>台湾</td><td>H25</td><td>台湾プロモーション(250人)</td></tr> <tr> <td>タイ</td><td>H26</td><td>クールジャパン・Fukuoka FACo in パンコク(1,500人)</td></tr> <tr> <td>ベトナム</td><td>H25 H30</td><td>ハノイ友好提携5周年記念事業(15,000人) 福岡県・ハノイ市友好提携10周年記念事業「アジアンビートFUKUOKA祭り2019」(8,000人)</td></tr> <tr> <td>インドネシア</td><td>H28</td><td>福岡フェア(5,000人)</td></tr> </tbody> </table>			時期	事業名	中国	H24	江蘇省友好提携20周年記念事業(5,000人)、FACo in 大連(1,000人)	台湾	H25	台湾プロモーション(250人)	タイ	H26	クールジャパン・Fukuoka FACo in パンコク(1,500人)	ベトナム	H25 H30	ハノイ友好提携5周年記念事業(15,000人) 福岡県・ハノイ市友好提携10周年記念事業「アジアンビートFUKUOKA祭り2019」(8,000人)	インドネシア	H28	福岡フェア(5,000人)
	時期	事業名																	
中国	H24	江蘇省友好提携20周年記念事業(5,000人)、FACo in 大連(1,000人)																	
台湾	H25	台湾プロモーション(250人)																	
タイ	H26	クールジャパン・Fukuoka FACo in パンコク(1,500人)																	
ベトナム	H25 H30	ハノイ友好提携5周年記念事業(15,000人) 福岡県・ハノイ市友好提携10周年記念事業「アジアンビートFUKUOKA祭り2019」(8,000人)																	
インドネシア	H28	福岡フェア(5,000人)																	
<ul style="list-style-type: none"> ○観光地、グルメ、県産品等の魅力を海外の若者に発信する効果的なツールとして、府内、市町村の活用が増加。 (事例) 「とんこつラーメンキャンペーン」を6言語で紹介（観光振興課） 英語冊子「fukusake guide」を制作する際にアジアンビートコンテンツの英語原稿データを提供（輸出促進課） タイのSNSインフルエンサーを招へいし、朝倉市の観光地・グルメなどを発信（朝倉市） ○アジアンビートの取材や連携を希望する県内企業等の存在。 (事例) 「アジアンビートの記事をきっかけに海外メディアからの問い合わせが増えた」 																			
【事業の効率性】																			
<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度の36,737千円に比べ、令和3年度は26,642千円に縮減（△10,095千円）。 ○スマートフォンの普及やSNSの拡大に伴い、スマートフォンに対応したページ構成に改修し、SNSによる発信強化を行うなど、ユーザーの環境や嗜好に合わせたアプローチを行っている。 																			

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	23,815	26,642	23,924	時間	4,860	4,860	4,860
(うち一般財源)	23,815	26,642	23,924	人件費（千円）	19,625	19,625	19,625

6 見直しの内容	
継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)	
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)	

【上記の理由】
○「アジアを向いた一大拠点」を目指す本県の発展には、アジアの若者に直接働きかけができるインターネットを通じて、福岡の若者文化や魅力を発信し、本県の知名度や好感度の向上を図るとともに、人、モノの交流を促進することが重要である。
○8言語にわたる定期的な福岡の情報発信はアジアンビート以外には無く、特に、発展著しい東南アジア（タイ、ベトナム、インドネシア）へ情報発信を行う媒体として、当ウェブサイトの希少性は高い。
○コロナ禍において対面の交流が叶わない中、インターネットの活用がますます重要になっている。

【見直し内容】
○SNS解析やアクセス分析の精度を高め、重点地域（タイ、ベトナム、インドネシア）でエンゲージメント率の高いトピックを増やすなどの効果的なアプローチを図る。
○オンライン上で福岡についてより深く知ってもらえるよう外部リンクを見直すとともにこれまで発信したコンテンツをより細かくカテゴライズしアーカイブ化する等、レイアウトや構成を工夫し視聴者が望む情報をHP上で得やすくすることで、情報発信の効率や費用対効果を高める。
○現地イベントへの出展回数の見直し。（▲2,718千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	国際交流推進事業 (海外県人会人材育成・活用推進事業)			部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業開始年度	H26
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	19 外国人材に選ばれる地域づくり
	小項目	2	海外との地域間交流・国際貢献の推進			具体的な取組	1 地域間交流・連携の推進

1 事業のねらい・目的

- 県人会の次世代を担う子弟を福岡に招き、福岡や日本語・日本文化に対する興味を高めてもらうことにより、将来、県人会の中核を担う人材として育成する。
- 若い世代の県人会事業への積極的な参加により、県人会活動の活発化、会員数の維持・増加に繋げる。
- 本県青年を県人会に派遣することにより、県人会の若者の福岡への関心を高めるとともに、事業終了後も県内青年との交流(SNS等による)を継続することで、日本・福岡への関心を維持し、県人会活動への参加を促進する。
- 県内青年にとっては、先達の開拓者精神を学び、海外に目を向ける機会となるとともに、県人会への理解を深めた県内青年が、県人会との交流事業に対する協力者となることが期待される。

2 事業概要

- 県人会担い手育成事業（招へい）
 - ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。代替案として、福岡県の魅力を紹介する動画を作成し、県人会子弟向けのオンライン日本語教室において活用する予定。（1月～）
- 9カ国20県人会にある移住県人会の子弟、青年リーダーを福岡に招へいする。
 - ・対象：海外福岡県人会の子弟、青年リーダー
 - ・期間：9泊10日
 - ・人数：30名 子弟20名（原則11歳、各県人会から1名）、青年リーダー10名（原則各国1名、但し米国（ハワイ含む）2名）
 - ・プログラム：小学校訪問、小学生との合同キャンプ、ホームステイ、工場視察、日本文化体験
- 県人会担い手育成事業（派遣）
 - 本県青年を移住県人会に派遣する。
 - ・対象：県内青年
 - ・期間：11日間
 - ・派遣先：北米もしくは中南米
 - ・人数：県内青年7名（18歳～30歳）引率2名
 - ・プログラム：県人会との交流、移住関連施設訪問、ホームステイ、特定テーマでの研修
- 県人会担い手育成事業（日本語教室）
 - 県人会の子弟に向けて、オンライン上で日本語教育を実施し、日本語を学びながら福岡県についても知ってもらう。
 - ・対象：県人会子弟、その他日本語に興味がある県人会会員
 - ・実施内容：県人会の子どもたちが関心を持ちやすい日本アニメなどを題材とした初級レベルの日本語教室を、オンラインで実施。

【事業スキーム図】

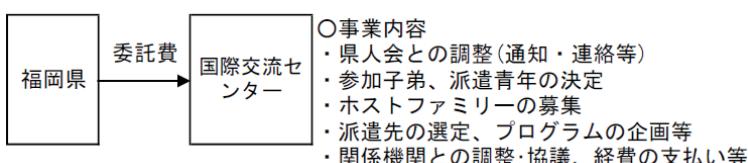
【県人会担い手育成事業：招へい（移住県人会）】（R3.10）

【企業駐在員等で組織される県人会】（R3.10）

国・地域名	県人会	会員数	子弟	青年
ブラジル	ブラジル福岡県人会	2002	4	1
	ペレシ福岡県人会	138		
	トメアス福岡県人会	15		
	マナウス福岡県人会	82		
パラグアイ	パラグアイ福岡県人会	178	1	1
ボリビア	在ボリビア福岡県人会	132	1	1
コロンビア	コロンビア福岡県人会	144	2	1
アルゼンチン	アルゼンチン福岡県人会	501	1	1
メキシコ	メキシコ福岡県人会	124	2	1
ペルー	ペルー福岡県人会	248	1	1
カナダ	バンクーバー福岡県人会	140	2	1
	レスブリッジ福岡県人会	42		
	トロント福岡県人会	134	1	1
アメリカ	ハワイ福岡県人会	296	1	1
	ハワイ島福岡県人会	236		
	コナ福岡県人会	116		
	カウアイ福岡県人会	106		
	南加福岡県人会	433	2	1
	サンフランシスコ福岡県人会	111		
	シアトル・タコマ福岡県人会	43	1	1
9カ国	20県人会	5221	19	12

国・地域名	県人会	会員数
韓国	ソウル博多会	250
中国	在上海福岡県人会	651
	大連福岡県人会	164
	香港福岡県人会	126
	北京福岡県人会	150
台湾	台湾福岡県人会「梅友会」	85
タイ	タイ国福岡県人会	768
インドネシア	ジャカルタ福岡県人会(飛び梅会)	200
インド	インド福岡県人会	70
シンガポール	シンガポール福岡県人会	100
マレーシア	在マレーシア福岡県人会	40
ベトナム	ホーチミン福岡県人会 ハノイ福岡県人会「ぱってん会」	150
イギリス	英國福岡県人会	100
オランダ	オランダ福岡県人会	75
フランス	在仏福岡県人会	15
フィリピン	マニラ福岡県人会	25
オーストラリア	シドニー福岡県人会	129
ミャンマー	ヤンゴン福岡県人会	50
15カ国・地域	19県人会	3298

※会員数についてはR3.10月時点であるが、子弟招へい数と青年派遣数については、R1年度実績。（新型コロナ感染症拡大の影響により、R2年度は招へい及び派遣の実施なし）



3 事業目標等

(単位：人)

成果指標		基準 (H25)	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県人会の会員数の維持・増加	目標	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
	実績	4,200	4,064	3,910	4,127	3,966	5,221	

【指標の考え方】

県人会活動の活発化を図り、県人会会員 H25 実績（4,200 人）を維持・増加する

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

R3年は、ブラジルほか各地の県人会会員が増加したことにより目標達成。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

高齢化が進む中、本事業を実施することで、若者が福岡県に興味を持ち県人会の会員数の増加・維持に繋がると共に、今後福岡県と各国をつなぐ懸け橋になる人材育成にも繋がる。毎年原則30名（子弟、青年リーダー）受け入れをし、累計349名が来県しており、その後県人会の活動を促進している。青年派遣についてもこれまで49名を派遣しており、今後の国際活動に関わる人材育成を促進している。

【事業の効率性】

招へい事業については、出来るだけ多くの国々から招へいしている。青年派遣事業については、派遣国を1年～数年ごとに変えて派遣しており、プログラムの見直しを行っている。また、本事業を国際交流に精通した団体に委託しており、内容の充実を図っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	316	13,564	11,044	時間	3,348	3,348	3,348
（うち一般財源）	316	13,564	11,044	人件費（千円）	13,520	13,520	13,520

6 見直しの内容

（継続）（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

世界24か国・地域にある39の海外福岡県人会（企業県人会、移住県人会）の会員の中には、現地で活躍する様々な分野のビジネス人財が多く含まれている。これらの会と県とのネットワークを生かして、世界で活躍できる国際人財を育成することが必要。

【見直し内容】

県人会担い手育成事業（派遣）を見直し、新たに国際人財育成事業（令和4年度重点）として実施予定。

○派遣先を企業県人会も加えた海外県人会全体に拡大。

○県内の大学生、専修学校生を対象。

○実際に海外ビジネスに携わる現地会員との交流やビジネスを通じて、海外へのチャレンジ精神を持つ若者を育成。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	アジアンビート推進事業 (アジアンビートを活用したインドネシアからの誘客促進事業)			部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課		事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	19	外国人材に選ばれる地域づくり		
	小項目	2	海外との地域間交流・国際貢献の推進	具体的な取組	1	地域間交流・連携の推進		

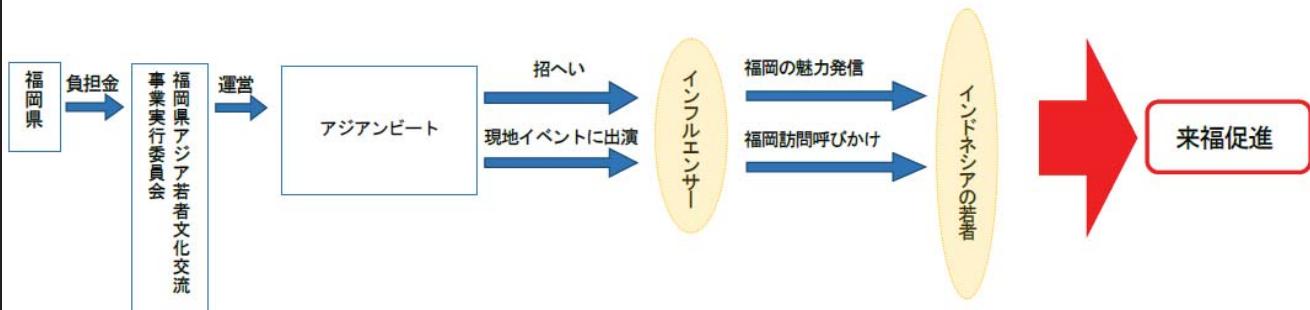
1 事業のねらい・目的

- インドネシアは世界第4位の人口を有し、20代以下の若者人口が1億3,524万人と多く、堅調に成長を続けている。また、訪日旅行においては、2014年の査証緩和をきっかけに、訪日旅行者数が急速に伸び、日本への入国者数は2倍以上増加しており、年代別に見ると、20代以下の若者が約4割と最も多く、30代を含めると全体の6割を占めている。
- 一方、訪日旅行の人気コースは東京・大阪間のゴールデンルート、北海道に集中し、本県は訪日インドネシア人を取り込めていない。
- 訪日インドネシア人を年代別に見ると、20代以下の若者が約4割と最も多く、30代を含めると全体の6割を占め、若者への情報発信が効果的であることから、アジアンビートを通じて福岡の魅力を効果的にPRし、インドネシアの若者を福岡のファンにして来福を促す。

2 事業概要

- ①インフルエンサーを活用した働きかけ
SNS上で影響力を持つインフルエンサーを福岡に招へいし、得意分野に応じたテーマで県内数か所を紹介した動画や記事を配信する。また、②において福岡への来訪を呼びかける。
- ②リアルな場への出展を活用した働きかけ
潜在的に日本文化への関心が高い層が集まる現地日本文化発信イベントに出展し、アジアンビートの読者に限定されない形で福岡の魅力を発信することで、福岡ファンの面的拡大を図り、観光誘客に繋げる。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28 (基準値)	R1	R2	R3	R4
インドネシアからの入国外国人数	目標	—	6,958人	—	2,520人	4,536人
	実績	4,576人	8,174人	1,487人		

【指標の考え方】

- インドネシア人の誘客促進を目的とした事業であることから、インドネシアからの入国者数を成果指標とする。
- 令和元年までの目標値
インドネシアは「第一次福岡県観光振興指針」で個別に成果指標（KPI）が設定されていなかったため、同指針「その他アジア」カテゴリの成果指標算出方法（平成28年実績を基準として平成31年まで前年比15%増）を用いて計算した数値を目標値とした。
- 令和2年以降の目標値
「第二次福岡県観光振興指針」の成果指標を参考に目標値を設定する予定であったが、コロナの影響によりR2年の入国者数が著しく落ち込むことから、R5年にR1年の水準を回復することを目指す。R2年が1,400人程度となる見込みであることから、R3年以降、前年比1.8倍の増加数を設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、国境を越えた往来が依然として制限されているため

4
有
效
性
・
効
率
性

【事業の有効性】

- 「アジアンビート」による多言語情報発信を通じて、海外読者の福岡に対する知名度が向上。
(アンケート結果) 福岡について「名前も場所も知っていた」 H30 51% ⇒ R2 68%
- 行政機関や民間団体と連携して企画を立ち上げ、自走化とともに、地域の国際化に貢献。
(事例) ①4コマ漫画コンテストを北九州市と連携して実施 (H24-27) ⇒ (H28-) 北九州市が継承し国際漫画大賞に発展
②海外で活躍する福岡の若手ミュージシャンを発掘するWebコンテストを地元音楽関係者等と連携して実施 (H24-27) ⇒ (H28-) 地元音楽関係者等が継承し、発掘コンテストに加えて、海外の音楽祭出演やアジアの若手ミュージシャンとの交流を可能とするイベントに発展
- アジア諸国・地域の若者への情報発信や交流を積み重ねてきた結果、県主催の海外事業において大勢の若者を集客。更には、海外の要人等にも本県独自の魅力として、若者文化の交流拠点・福岡をアピール。
(主な県主催の海外イベント)

	時期	事業名
中国	H24	江蘇省友好提携20周年記念事業(5,000人)、FACo in 大連(1,000人)
台湾	H25	台湾プロモーション(250人)
タイ	H26	クールジャパン・Fukuoka FAcO in バンコク(1,500人)
ベトナム	H25 H30	ハノイ友好提携5周年記念事業(15,000人) 福岡県・ハノイ市友好提携10周年記念事業「アジアンビートFUKUOKA祭り2019」(8,000人)
インドネシア	H28	福岡フェア(5,000人)

- 観光地、グルメ、県産品等の魅力を海外の若者に発信する効果的なツールとして、府内、市町村の活用が増加。
(事例) 「とんこつラーメンキャンペーン」を6言語で紹介 (観光振興課)

英語冊子「fukusake guide」を制作する際にアジアンビートコンテンツの英語原稿データを提供 (輸出促進課)
タイのSNSインフルエンサーを招へいし、朝倉市の観光地・グルメなどを発信 (朝倉市)

- アジアンビートの取材や連携を希望する県内企業等の存在。

(事例) 「アジアンビートの記事をきっかけに海外メディアからの問い合わせが増えた」

- R3年度よりアジアンビート事業を、タイ、ベトナム、インドネシアをメインターゲットとすることとし、うちインドネシア向けの取り組みを当事業で行っている。

【事業の効率性】

- インドネシア語への翻訳などは、既存のアジアンビート推進事業を活用し費用を節減している。

- 実施に際しては観光局と緊密に連携し事業効果を高めている。

5 事業費 (千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	1,786	3,551	1,799	時間	663	663	663
(うち一般財源)	893	2,138	900	人件費 (千円)	2,678	2,678	2,678

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・インドネシアは世界第4位の人口を抱える潜在的な市場であり、かつ若年人口が多いものの、本県はその優位性を取り込めていないことから、令和元年度より当事業において取り組みを強化してきたところ。
- ・当事業により令和2年度に来福したインフルエンサーの関連投稿 (Instagram・YouTube) が計70万回以上再生 (R3.2月現在) されるなど、現地若者に向け、福岡の魅力を効果的にPRできている。

【見直し内容】

- ・現地イベントへの出展を終了 (△1,752千円)
- ・インフルエンサーが来福体験をSNS等で発信するのに合わせ、日本に関心を持つ若者をターゲットにキャンペーン等を実施し、インフルエンサーのファン、フォロワーにとどまらず、より広範囲の若者へ話題の拡散を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	アジア地域連携促進事業			部課(室)	企画・地域振興部国際局 地域課	事業開始年度	H18	
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる		中項目	19	外国人材に選ばれる地域づくり	
	小項目	2	海外との地域間交流・国際貢献の推進		具体的な取組	1	地域間交流・連携の推進	

1 事業のねらい・目的	<p>アジアの成長著しい地域と相互交流に関する協定を締結し、経済、環境、文化等、互いのメリットとなる分野における交流を一層促進することにより、本県を目指すアジアとの交流拠点の実現と国際的な地域づくりに寄与する。</p>	
2 事業概要	<p>本事業は、本県の友好提携締結地域の国際関係部局との交流（派遣・受入）を通して両地域の基礎的な友好関係を構築し、環境・経済・青少年など、様々な分野の交流を促進するもの。 対象地域：バンコク都（タイ）、デリー準州（インド）、ハノイ市（ベトナム）</p> <p>1 派遣事業 (1) バンコク都 バンコク都における友好都市紹介イベント等への参加に合わせ、関係部局との協議を行う。 (2) デリー準州 交流の幅を広げるため、都市開発局等のデリー準州関係部局とのワーキンググループ会議を開催する。 (3) ハノイ市 交流の幅を広げるため、外務局等のハノイ市関係部局とのワーキンググループ会議を開催する。</p> <p>2 受入事業 3 地域それぞれから幹部を招へいし、本県の主要施策の説明、施設視察、人材交流等を行う。</p>	
<p>【事業スキーム図】</p>		

3 事業目標等	(単位：人)											
成果指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
タイ人の県内入国者数	目標	9,955	18,772	26,643	31,652	37,603	62,185	47,039	44,996	52,960	7,733	8,297
	実績	16,197	22,427	42,057	60,317	49,432	37,813	38,229	58,584	7,207		
インド人の県内入国者数	目標	1,409	1,445	1,544	1,612	1,683	3,710	3,002	3,260	3,837	427	458
	実績	1,389	1,479	1,551	2,080	2,949	2,413	2,770	3,036	398		
ベトナム人の県内入国者数	目標	3,163	4,317	7,671	9,596	12,005	20,131	26,404	29,813	35,090	10,854	11,646
	実績	3,702	6,132	8,174	12,273	16,002	21,225	25,330	31,264	10,116		

【指標の考え方】

- アジア諸地域との活発な交流関係を構築し、福岡県の認知度向上を目標とするが、その測定が困難なことから、交流先国からの来県者数を指標とする。また、過去の実績と平均伸び率から目標値を設定（実績数は法務省「出入国管理統計」）
- H19～R2年までの伸び率1.73%

【目標達成状況、未達成の時はその理由】

- H28年までタイ、インド、ベトナムとも実績が目標を大きく上回っている。なお、タイは、H29年、H30年に目標を下回ったが、この主な理由は、H24年6月に就航したLCC（ジェットスター・アジア航空）がH28年10月に撤退したためである。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により3か国とも入国者が大幅に減少している。
- インドは、H27、28年度に入国者数が大きく増加し、H29年度に一度減少に転じたものの、その後は堅調に増加していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により入国者が大きく減少した。
- ベトナムは、H25年からH29年にかけて予想を上回る伸び率で入国者数が増加したが、H30年は、伸び率が若干鈍化したため、目標には達しなかった。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	[アジア地域連携促進事業] 本事業はタイ・バンコク都、インド・デリー準州、ベトナム・ハノイ市の国際関係部局との交流・協議を通して両地域の基礎的な友好関係を構築・促進するものであり、本事業を受け、各所管部局における交流が以下のように幅広く展開されている。
【これまでの主な交流状況】	
<ul style="list-style-type: none"> ・タイ・バンコク都とは、平成18年2月に友好提携を締結。これを機に、高校生の相互交流事業や大学間の友好提携が実施され、タイからの留学生も増加している。経済分野では中小企業などの交流を行い、環境分野では環境人材育成のための研修生受入等を実施。また、福岡県及びバンコク都双方においてそれぞれの地域をPRするイベントを実施した。平成30年10月には、在福岡タイ総領事館が設置され、さらに交流を拡大していく基盤が整った。 ・インド・デリー準州とは、平成19年3月に友好提携を締結し、その後、留学誘致フェア、福岡フェアをデリー準州で開催し、インドからの福岡留学につなげている。環境分野では、福岡の経験・ノウハウを現地に紹介する「環境ワークショップ」の開催、環境人材育成のための研修生受入等を実施。平成30年1月の友好提携10周年に際し覚書を更新し、文化遺産分野での交流を開始した。 ・ベトナム・ハノイ市とは、平成20年2月に友好提携を締結。これを機に、青少年交流では、大学間の友好提携の締結が進むとともにベトナムからの留学生数も増加し、また平成25年度から県内の高校がベトナムへ修学旅行を実施。経済分野では中小企業などの交流も活発化し、環境分野では環境人材育成のための研修生受入等を実施するとともに「福岡方式」の廃棄物処分場がハノイ市に竣工し、技術指導等を継続している。また、福岡県及びハノイ市双方においてそれぞれの地域をPRするイベントを実施した。平成30年6月の友好提携10周年に際し新たに農業分野での交流を拡大する旨の協定を締結し、農業研修の受入を開始した。 	
【事業の効率性】	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたっては、福岡県を紹介するフェアと併せて留学生フェアや観光プロモーションを実施するなど、府内各部の事業を一堂に集め効率的、効果的に実施している。 	

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	578	4,121	4,121	時間	2,046	2,046	2,046
(うち一般財源)	578	4,121	4,121	人件費（千円）	8,262	8,262	8,262

6 見直しの内容	
（継続） 拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
（終了） 完了	再構築（他の事業に組み替え）
改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小	
廃止	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・アジアの交流拠点の実現に向けて各部局の交流事業を促進するためには、友好提携地域との信頼関係の構築・維持が重要であり、それぞれの地域との関係強化に資する本事業は継続する必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・タイは、H30年に設置された総領事館と連携を深め、バンコク都を中心に行交流拡大を進める。 ・インド・デリー準州は、H30年度に開始した文化遺産分野の今後の交流について協議する。 ・ベトナムは、R1年に設立10周年を迎えた総領事館と引き続き連携し、これまでの交流事業を継続して実施するとともに、R3年度はベトナム・福岡歴史文化交流展を開催し、更なる交流の深化に取り組む。また、H30年6月に新たに開始した農業分野の交流を着実に進める。 	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	外国青年招致事業 (タイ語国際交流員の配置)			部課(室)	企画・地域振興部国際局 地域課	事業開始年度	H30
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して住み育てることができる	中項目	19	外国人材に選ばれる地域づくり	
	小項目	2	海外との地域間交流・連携の推進	具体的な取組	1	地域間交流・連携の推進	

1 事業のねらい・目的

○本県は、「アジアに開かれた交流拠点をつくる」を基本目標とし、地域間交流・連携を推進している。

○本県とタイ・バンコク都は友好提携を締結し、経済・環境・青少年・教育・文化・学術など幅広い分野で交流している。また、一度閉鎖されていたタイ政府観光庁が2018年8月に再度開設、2018年10月にはタイ国総領事館が開設するなど、交流の基盤がますます確固たるものになる中、タイ語国際交流員を活用し、あらゆる分野でタイとの交流拡大を進めます。

2 事業概要

○JETプログラムを活用し、国際交流員(CIR)を配置。

○配置された国際交流員(CIR)は県職員と協働し、以下の業務を実施。

- 1 タイ国及びバンコク都との連絡調整(通訳含む)、新規事業の企画立案
- タイ国との総領事館開設及びタイ訪問団来県に関する連絡調整
- バンコク都との青少年交流事業に関する連絡調整
- バンコク都との未来技術交流事業実施に向けた企画立案
- バンコク都との友好提携15周年記念事業実施に向けた企画立案
- 市町村におけるタイ国との交流事業(学校交流など)への支援

2 タイ国総領事館との連絡調整

- タイ国総領事館を通じた在留タイ人向け情報発信
(新型コロナ感染症対策、災害対応)
- タイ国総領事との連携による留学生支援(健康証明書の取得、出国手続き等)

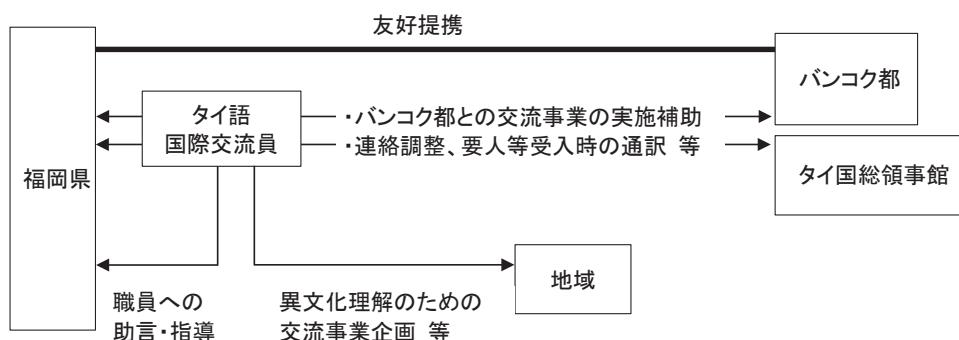
3 タイ現地情報の収集および資料翻訳

- タイ国内の政治情勢、要人人事
- タイ国際航空の経営状況ほかタイ経済概況

4 その他

- 福岡県国際交流センター及び福岡県留学生サポートセンターにおける補助業務
- 他部署の国際関連施策への助言・支援

【タイ語国際交流員事業スキーム図】



○外国青年招致事業(JET プログラム)

1主体:地方公共団体(総務省、外務省、文部科学省及び(一財)自治体国際化協会(CLAIR)の協力により実施)

2目的:地方公共団体等が外国青年を招致し、外国語教育の充実、地域レベルでの国際交流を推進

3内容:JET プログラム参加者による、学校等での語学指導、地域における国際活動及びスポーツ国際交流等(任用期間1年間)

・国際交流員(CIR):所属長の指示を受け、主に国際交流活動に従事する(地方公共団体の国際交流担当部局等に配置)

4備考:45 都道府県及び 18 政令指定都市を含む約 1,000 の地方公共団体等が JET 参加者を受け入れている(2018 年 7 月 1 日現在)

3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
国際交流関係事業数 (予算措置事業計画)	目標		532	569	608	650	695
	県事業		90	96	103	110	117
	市町村事業		442	473	505	540	578
	実績	498	527	496	540		
	県事業	79	101	87			
	市町村事業	419	426	409			

【指標の考え方】

県および市町村における国際交流関係事業数（予算措置事業計画）の各年それぞれ7%増を目指す

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和元年度の目標達成度合いは99.1%と、ほぼ目標に達することができた。
- 令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大を受けて事業計画見直しを行う場合は、目標に達しない可能性がある。

4

有効性

【事業の有効性】

- ・タイ国、バンコク都との交流事業の企画・実施にあたり、翻訳・通訳・連絡調整等を日本語及びタイ語でやりとりできるなど、スムーズな事業実施に貢献している。

効率性

【事業の効率性】

- ・JETプログラムを活用することで、効率的に有用な人材を任用することができた。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	15,060	16,360	16,620	時間	976.5	976.5	976.5
（うち一般財源）	15,060	16,360	16,620	人件費（千円）	3,944	3,944	3,944

※5 事業費は、外国青年招致事業全体の予算、決算額（タイ語国際交流員の配置を含む。R3 当初の当該分は 4,817 千円）。

6 見直しの内容

（継続） 拡充

改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）

（一部改善）

縮小）

終了（完了

再構築（他の事業に組み替え）

廃止）

【上記の理由】

- ・タイ国、バンコク都は、本県との交流に対する期待が大きく、本県としてもこれまで行ってきたバンコク都との交流の幅を広げ、友好関係をさらに促進する必要があり、タイ語国際交流員は、交流事業の推進において重要な役割を担っている。

【見直し内容】

- ・福岡県とバンコク都が令和3年に友好提携15周年を迎えるにあたり、交流をさらに発展させるため、タイ語国際交流員によるバンコク都との連絡調整をより密に行い、連携強化を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	福岡県NPO・ボランティアセンター事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 社会活動推進課	事業開始年度	H18
-----	---------------------	--	-------	-----------------------	--------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てができる	中項目	22	共助社会づくり、生涯学習の推進
	小項目	1	NPO・ボランティア団体等多様な主体の協働の推進	具体的な取組	1	NPO・ボランティアとの協働の推進

1 事業のねらい・目的	<p>NPO・ボランティア、企業、行政など多様な主体が互いに協力し支え合う共助社会を目指し、福岡県NPO・ボランティアセンターにおいて、情報の発信、ネットワークづくり、交流機会の創出、協働のコーディネートを行う。</p>					
2 事業概要	<p>福岡県NPO・ボランティアセンターでは、総合計画で定める施策の方向に沿って、①NPO・ボランティアとの協働の推進と②NPO・ボランティアの活動基盤強化に資する以下の事業に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報発信、優良事例の紹介 センターのホームページでの情報提供や、優れた協働事例を表彰する「ふくおか共助社会づくり表彰」を行う。 ホームページの情報充実のため、関係機関への働きかけ、連携を強化、幅広く情報収集を実施する。 (2) ネットワークづくり、交流機会の創出 ホームページにおいて、登録団体がイベントや協働相手募集などの情報の発信や交換を行える場を提供。 (3) 協働のコーディネート NPO、企業、行政等の多様な主体による協働を仲介・促進する。 (4) NPO・ボランティアと企業、行政との協働実践会議 有識者・企業・経済団体・NPO等で構成し、協働を進めるに当たっての具体的な課題等について意見交換を行い、各主体において協働に向けた自主的な行動を実践する。(平成22年7月20日設置) (5) その他（NPO団体への活動支援） 設立・認証相談から運営相談まで一貫して対応する相談窓口や活動スペース・機器提供による活動支援を行う。 会計・税務相談会等を開催し、NPOの活動基盤強化を図る。 					
<p>【事業スキーム図】 多様な主体の参加により、NPO・ボランティア、企業、行政による協働を促進する。</p> <pre> graph TD A[企業] --> C[福岡県NPO・ボランティアセンター 各主体のネットワークの拠点] B[経済団体] --> C D[NPO・ボランティア] --> C E[行政] --> C F[地域組織] --> C C --> G[協働実践会議] G --> H[各主体の自主的な協働実践を促進] </pre> <p>事業スキーム図は、複数の主体が福岡県NPO・ボランティアセンターを通じて協働を実現するプロセスを示す。左側には「企業」「経済団体」「NPO・ボランティア」「行政」「地域組織」の5つの枠があり、それぞれに矢印で「福岡県NPO・ボランティアセンター」という中心組織に向かって示されている。このセンターは、「各主体のネットワークの拠点」として機能している。センター内では、情報発信、優れた協働事例の顕彰、交流機会の提供、協働の仲介・促進、NPOの活動支援などの活動が行われている。最終的には、これらの活動が「各主体の自主的な協働実践を促進」する目標へとつながっている。</p>						

3 事業目標等			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
① センター利用者数	目標	17,200人	18,000人	7,500人	7,500人	7,500人	7,500人	7,500人	7,500人
	実績	7,489人	6,799人	7,046人	5,848人	2,981件	調査中		
② ホームページのアクセス件数 (ページビュー数)	目標	700,000件							
	実績	613,358件	612,967件	554,838件	497,186件	588,995件	調査中		
③ NPO・ボランティアと県との協働事業件数（総合計画）	目標	177件	187件	197件	207件	217件	227件	148件	
	実績	179件	187件	202件	207件	143件	調査中		
④ NPO・ボランティアと市町村との協働事業件数	目標	1,600件	1,650件	1,700件	1,750件	1,800件	1,850件	1,257件	
	実績	1,637件	1,715件	1,753件	1,748件	1,207件	調査中		
⑤ 認定等NPO法人数	目標	25件	30件	28件	31件	34件	37件	40件	
	実績	24件	25件	26件	31件	33件	調査中		

【指標の考え方】

- ① : NPO法人数の増加の鈍化や利用者数の実績を鑑みて目標値を設定。
- ② : H25実績値に基づき目標値を設定。
- ③④ : センターによる協働コーディネート機能を評価する指標として、NPOと県・市町村との協働事業件数を設定。
- ③ : 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたR2実績値に基づき、R4以降は5件増の目標値（総合計画数値目標）を設定。
- ④ : 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたR2実績値に基づき、R4以降は50件増の目標値を設定。
- ⑤ : H29実績値に基づき、H30以降は3件増（県・福岡市・北九州市で各1件増）の目標値を設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ①②③④⑤
- 目標未達成：新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、センター利用者数が激減した。
協働事業件数については、イベントの中止や新型コロナウイルス感染症の影響による事業見直しにより、協働で事業を行う機会が減少したため、件数が大幅に減少した。
認定等NPO法人数の新規認定件数は例年どおりだが、認定の有効期間5年が経過し、更新をしない法人が1件あったため未達成となった。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 設立・認証相談から運営・認定相談まで一貫した対応や活動スペースの提供等を通して、NPOの活動支援の拠点として有効に機能している。 優れた協働事例等をこれまでに153件（H20～R2）表彰することで、NPO等の公益的活動の促進と社会的な信頼性の向上につながっている。 平成22年度に設置したNPO・ボランティアと企業、行政との協働実践会議において、各構成員の立場から協働の課題等について意見交換を行い、多様な主体による協働の活性化につなげている。
【事業の効率性】	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 窓口運営業務や専門相談等業務をNPOに委託することで、NPOの専門性を生かし、市町村のボランティア支援センターのスタッフを対象とした支援や、NPOの事業運営への適切かつ的確な助言を行うことができている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	15,971	14,053	13,714	時間	8,799	8,362	9,086
（うち一般財源）	15,971	14,053	13,714	人件費（千円）	35,531	33,766	36,690

6 見直しの内容	
（継続） 拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
終了（完了）	一部改善（再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

- 少子高齢化や人口減少、さらにはコロナ禍の中で貧困や格差の拡大が懸念される中、NPO・ボランティア、企業、行政が一体となって地域住民と知恵や力を出し合い、支え合う共助社会づくりが求められており、引き続き、こうした協働による取組みを促進していく必要がある。

【見直し内容】

- NPO法に基づく諸手続きや補助金の申請等をオンラインで行えるようにするなど電子申請業務を拡充し、事業の効率化を図る。
- R3年度に改訂を行った認定取得に資する読本（NPO法人事務体制整備ノート）を活用し、セミナー等において認定NPO法人の新規掘起し及び認定取得支援を行う。
- 連絡会議や研修会等を通じて市町村との連携を図り、市町村での協働を促進させる。

(様式 1 号)

R 3 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	NPO活動基盤強化支援事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 社会活動推進課	事業 開始年度	R 2
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	22	共助社会づくり、生涯学習の推進
	小項目	1	NPO・ボランティア団体等多様な主体の協働の推進	具体的な 取組	1	NPO・ボランティアとの協働の推進

1 事業のねらい・目的

○NPOが行う活動評価、成果公表を支援することで、助成金・寄附金の獲得や企業等との協働を促進し、NPOの活動基盤を強化する。
 ○NPOと企業のマッチングの場を設定することで、相互理解を図り、NPOと企業との協働を促進する。

2 事業概要

1 NPO活動評価支援事業

評価セミナーの実施、NPOの自己評価事例の創出、事例や成果の発信を行い、県内のNPOに対し、評価の意義や手法を周知し、助成金等の獲得や、企業との協働促進につなげる。

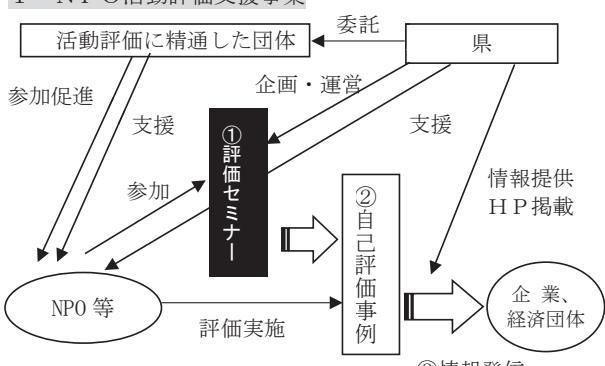
- ① 評価セミナーの開催 【内容】自己評価の必要性や手法について伝えるセミナー（2地区で実施）
- ② 自己評価事例の創出 【対象】評価セミナー受講NPOのうち、自己評価に意欲のある団体
【内容】各団体の活動内容に応じた評価指標の選定、事前・事後評価、公表資料などの作成支援
- ③ 意欲あるNPOの情報発信 【内容】②で作成した評価事例をHPで情報発信する他、経済団体、企業に情報発信を行う

2 NPO・企業による元気なふくおか共創事業

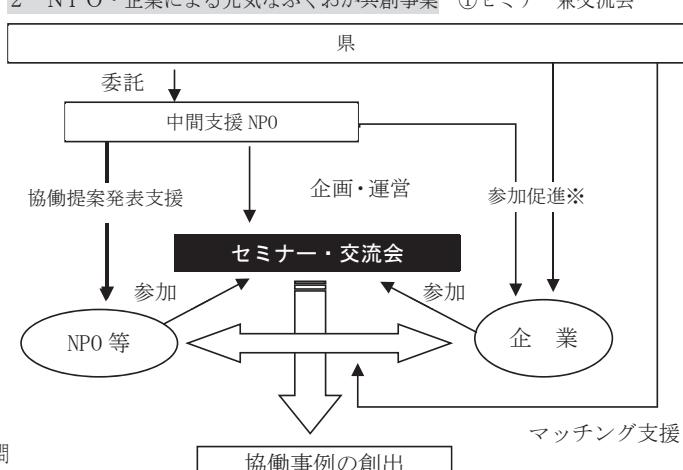
NPOから企業への協働提案を交えたセミナーや両者の交流会の実施、NPOの活動現場訪問により、企業・NPOとの協働の取組を創出。

- ① セミナー兼交流会の実施
- ② 企業によるNPOの活動現場訪問（経済団体と連携したNPOの活動現場訪問ツアーの実施）

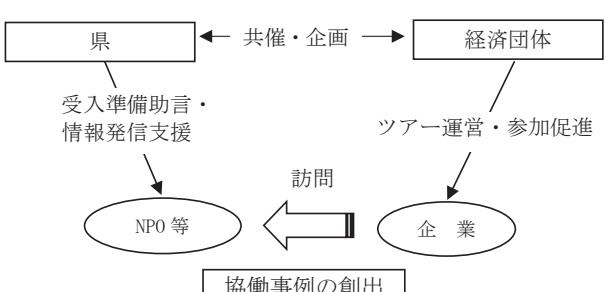
1 NPO活動評価支援事業



2 NPO・企業による元気なふくおか共創事業 ①セミナー兼交流会



2 NPO・企業による元気なふくおか共創事業 ②企業によるNPOの活動現場訪問



※経済団体との連携セミナーでは、経済団体が会員企業（経営者）に参加を促す

3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5
① NPOと企業との新規協働事業件数	目標	10	10	10	10
	実績	4	調査中		
② 事業規模が拡大した団体数	目標	-	8		
	実績	-	調査中		

【指標の考え方】

- ①…セミナー1回につき5件、年10件の協働事例創出を目指す。
- ②…支援対象年度の収入額を基準値とし、基準年度と比較し、収入額が増加した団体の数を増やす。
年間10団体を個別支援の対象とし、支援対象の8割が事業規模拡大するものとする。
なお、本指標は、令和3年度で終了する「活動評価支援事業」に基づくものであるため、令和4年度以降は削除。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ①…コロナ禍によりセミナー日程が年度末にずれ込んだことから、令和2年度実績としては未達成となっているが、令和3年度は超過達成の見込み。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

○NPO活動評価支援事業

- ・ 個別支援により実際に自己評価を行い、評価結果をホームページで公表することで、NPOの理解促進につながった。
- NPO・企業による元気なふくおか共創事業
 - ・ セミナーの開催等により、協働についての理解促進やNPOとの顔の見える関係づくりの場を提供することで、企業とNPOの協働のきっかけとなっている。

【事業の効率性】

○NPO活動評価支援事業

- ・ NPOは自己評価を行い、組織や事業を見直すことで適切な組織運営、事業実施ができ、団体の信頼性の向上につながっている。
- ・ NPOの活動分野は多岐にわたり、一律の評価基準はないが、評価に精通した団体によって事業を行うことで、個々の状況に合わせた評価が実施でき、より効果的な評価内容となっている。

○ NPO・企業による元気なふくおか共創事業

- ・ 経済団体との連携により、会員企業に対するネットワークを活用して参加募集を行うことで、より効果的・効率的な事業の推進につながっている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	4,626	4,812	1,477	時間	2,275	2,863	979
(うち一般財源)	3,114	3,285	1,477	人件費（千円）	9,187	11,561	3,954

6 見直しの内容

継続)(拡充

改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）

一部改善

縮小)

終了(完了

再構築（他の事業に組み替え）

廃止)

【上記の理由】

- ・ NPOと企業とが出会う機会が少ないため、引き続きセミナーや活動現場訪問の開催は必要である。
- ・ 経済団体との連携による社会貢献セミナーに関しても、会員企業に協働への理解が徐々に浸透してきていることからも、引き続き実施していく。

【見直し内容】

- ・ NPO活動評価支援事業については、評価に係る事例・ノウハウを記載した活動評価マニュアルの活用等により、NPOが自分たちだけで評価を行うことが可能となったため、委託を終了する。（▲3,335千円）。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	アクロス福岡事業 （「匠ギャラリー」を活用した伝統工芸品の魅力発信）			部課（室）	人づくり・県民生活部 文化振興課		事業開始年度	R2
-----	---------------------------------------	--	--	-------	---------------------	--	--------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らしこどもを安心して産み育てができる	中項目	14	文化芸術の振興		
	小項目	1	文化芸術の振興	具体的な取組	1	文化芸術活動の推進		

1 事業のねらい・目的
<ul style="list-style-type: none"> アクロス福岡の匠ギャラリーでは、オープン当初から福岡県の国指定及び県知事指定の伝統工芸品を常設展示するとともに、週替わりで県内の民工芸品作家による企画展を開催し、来場者に対して伝統工芸品の魅力をPRしている。 しかしながら、年々来場者数が漸減し、特にここ数年は10万人を下回るなど減少が顕著となっている。 場所も含めて、展示のあり方を抜本的に見直して、リニューアルを行い、福岡県の伝統工芸品の魅力を県内外に広くPRする。

2 事業概要

令和4年度のリニューアルオープンに向けて、整備・運営業者の選定及び基本設計・実施設計を行う。

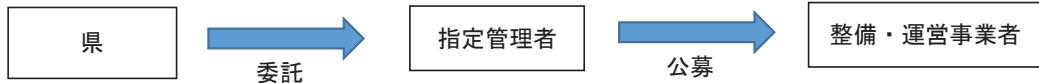
リニューアル概要

- 「匠ギャラリー」をアクロス福岡1階「コミュニケーションエリア」（文化・観光情報発信コーナー）に移転。
- 企画展示スペースを十分に確保し、週替わりで多様な企画展を開催。
- 常設展示スペースは、映像機能を充実させ、伝統工芸品について、職人技、製造工程、歴史的背景などをストーリー性のある分かりやすい映像（プロモーションビデオ）により紹介。
- 伝統工芸品を見て、購入できる販売所を設置。販売所ではここでしか購入できないオリジナル商品や伝統工芸体験キット（大川組子キットなど）を販売。
- 伝統工芸品（カッブ、ランチマットなど）を使ったカフェを設置。
- 音声ガイドや触れる展示品など障がいのある人に配慮した機能を充実。
- インバウンド観光客の利用を促進するため、多言語解説を提供。
- 現匠ギャラリーの跡地については、多目的スペースとして整備し、伝統工芸体験会や文化イベントを開催し、にぎわいを創出。

スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
R2年度			契約事務	基本計画策定										
R3年度	整備・運営業者選定					契約事務	基本設計・実施設計							
R4年度	契約事務	制作・施工					●リニューアルオープン予定							

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4
匠ギャラリーを活用した伝統工芸品の魅力発信	目標	基本計画策定	基本・実施設計	制作・施工・リニューアルオープン
	実績	基本計画策定		

【指標の考え方】

伝統工芸品の魅力発信のため、R4年度のリニューアルオープンを目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・匠ギャラリーリニューアルに係る基本計画を策定し、R2年度は目標達成。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・匠ギャラリーを情報発信のあり方や、展示手法等運営について抜本的に見直し、本県における伝統工芸品の体験・交流型情報発信拠点として再整備することで、本県の伝統工芸品の魅力を県内外に広くPRできる。

【事業の効率性】

- ・アクロス福岡、県内伝統工芸品産地組合等との関係者ヒアリングによるニーズ把握、リニューアルオープン後の1階と2階の運用方法、類似施設のトレンド等の調査により効率的な事業進捗を図っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	1,078	23,589	265,291	時間	360	360	360
(うち一般財源)	1,078	8,589	91	人件費（千円）	1,454	1,454	1,454

6 見直しの内容

（継続）（ 拡充 ） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了（ 完了 ） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・令和2年度に策定した基本計画に沿って、引き続き整備・運営事業者を企画提案公募により選定し、リニューアルオープンに向けた制作・施工を行うため。

【見直し内容】

- ・令和2年度に策定した基本計画に沿って、令和3年度は整備・運営事業者を企画提案公募により選定し、基本設計及び実施設計を行う。
- ・令和4年度は制作・施工を行い、令和4年10月のリニューアルオープンを目指す。（+241,702千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	世界文化遺産保存・活用事業			部課(室)	人づくり・県民生活部文化振興課 九州国立博物館・世界遺産室	事業開始年度	H21
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	14	文化芸術の振興	
	小項目	1	文化芸術の振興	具体的な取組	1	文化芸術活動の推進	

1 事業のねらい・目的

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」を人類共通の宝として適切に保存し未来へ継承していく。

2 事業概要

【明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業】

- 「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会
(8県11市／事務局：鹿児島県)
 - ・協議会の開催
 - ・世界遺産委員会からの勧告への対応
 - ・普及啓発グッズの作成、国内外へ向けた情報発信等
 - ・資産の価値を伝える人材育成及び保全管理に係る人材育成
 - ・内閣官房、文化庁、専門家等との協議・調整
- 「明治日本の産業革命遺産」福岡県世界遺産連絡会議
(福岡県、北九州市、大牟田市、中間市／事務局：県)
 - ・県内構成資産の保全・活用に係る全体方針、政策決定、総合調整等の連絡会議の開催
 - ・世界遺産キッズアカデミーの開催
 - ・デジタル企画展による他エリアとの交流促進
 - ・県内資産のパンフレット作成等の広報・啓発
 - ・八幡・三池関連資料巡回展等の開催

○県直接執行

- ・「明治日本」スタンプラリーの開催
観光振興課が実施する世界遺産スタンプラリーと連携
- ・三池港における臨時駐車場等の整備
- ・三池港情報発信
- ・史跡整備等の補助

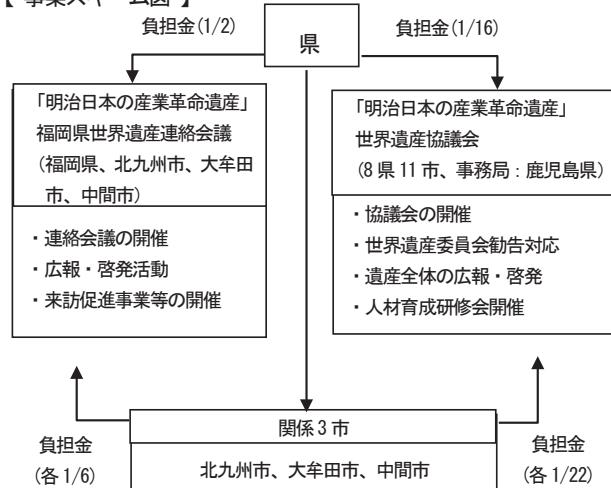
【「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群】

- 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会
(福岡県、宗像市、福津市、宗像大社)
 - ・保存活用協議会の開催
資産の保存活用に係る全体方針、政策決定、総合調整
 - ・専門家会議の開催
資産の保存活用に係る専門的知見からの検討
包括的保存管理計画改定
 - ・海の日を契機とした遺産群周遊イベントの開催
宗像・福津地域の文化施設や直売所等を巡るスタンプラリー
 - ・首都圏における遺産群PR実施
葛飾北斎生誕260周年特別展での遺産群プロモーション
 - ・関東・西日本の文化施設との誘客促進連携企画
日本の信仰・文化をたどるミュージアムガイド制作
 - ・公開講座（全8回、オンライン含む）の実施
 - ・旅客船運航体制の整備
 - ・パネル展の開催
 - ・守り伝える活動の普及啓発
 - ・近隣港への啓発リーフレット配布
 - ・調査研究
沖ノ島奉納品等の整理、交流・航海・祭祀に関する調査研究
 - ・広報・啓発の実施

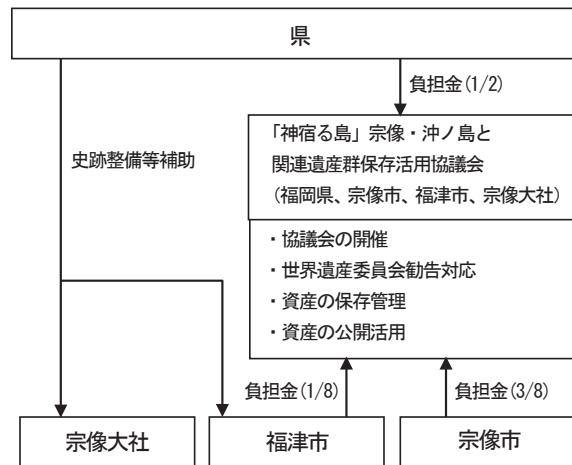
○県直接執行

- ・史跡整備等の補助

【事業スキーム図】



【事業スキーム図】



3 事業目標等								
成果指標			H29	H30	R1	R2	R3	R4
シンポジウム等参加者	目標	700	800	800	800	800	800	800
「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」	実績	1,035	1,322	1,059	525	調査中		
海の道むなかた館来訪者の「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群への理解度	目標	-	-	80%	80%	80%	80%	
	実績	-	77%	81%	88%	調査中		
(単位：人)								
【指標の考え方】								
<ul style="list-style-type: none"> (明治日本) 世界遺産登録後の遺産の保存・活用にあたっては、遺産及び周辺地域の保存管理や環境整備、地域振興等関係機関や地元住民の協力が必要不可欠である。そこで、遺産の保存・景観維持についての意識醸成を図るために、広報・啓発イベント等の参加者数を指標とし、事業創設当初（H21年度）の県内世界遺産における実績値を踏まえ成果目標を設定とする。 (沖ノ島) 世界遺産とは、将来にわたって適切に保存管理するとともに、正しく価値を理解することが重要であるため、「海の道むなかた館来訪者の「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群への理解度」という定性的な成果を指標とする（来訪者アンケートで「わかった」「ややわかった」と答えた人の割合が8割となることを目標とする）。 								
【目標達成状況、未達成のときはその理由】								
<ul style="list-style-type: none"> (明治日本) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴うイベント中止により目標未達。 (沖ノ島) 海の道むなかた館来訪者の「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群への理解度については、目標達成。 								
4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】							
	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」（平成27年7月登録）及び「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群（平成29年7月）の保存活用に向けて、構成資産を巡る周遊促進事業や映像コンテンツの充実、学習講座（オンライン含む）等を実施し、世界遺産としての価値、構成資産について、参加者や来訪者の理解を深めることができた。 							
	【事業の効率性】							
	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県だけの取組みではなく、関係自治体・団体との調整、学術面での整理検討、文化庁、内閣官房との連絡調整や広報活動等、保存活用に向けた協議会を設置し、総合的・効率的に事業を実施している。 							
5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4	
歳出	44,652	62,784	151,954	時間	17,360	17,360	17,360	
(うち一般財源)	28,043	36,365	145,893	人件費(千円)	70,100	70,100	70,100	
6 見直しの内容								
<p>継続（<input checked="" type="checkbox"/> 拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（）</p> <p>終了（<input checked="" type="checkbox"/> 完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（）</p>								
【上記の理由】								
<ul style="list-style-type: none"> 今後も世界遺産として次世代へ継承していくために、資産を適切に保存管理するとともに、保存活用に向けた県民の理解促進、国内外に向けた遺産群の情報発信のための広報啓発活動等を引き続き実施していく必要がある。 								
【見直し内容】								
<ul style="list-style-type: none"> (明治) 史跡整備補助（大牟田市への補助金）の減（▲8,850千円） 世界遺産キッズアカデミーの拡充（+261千円） 県内小学校をターゲットとした社会科見学誘致（+1,339千円） デジタル企画展による他エリアとの交流促進（+22千円） (沖ノ島) 世界遺産登録5周年事業の実施（+2,119千円） 来訪促進のためのコンテンツ制作、受入環境整備（文化観光推進事業）の実施（▲115千円） 新原・奴山古墳群の保存管理に係る補助金の増（+99,068千円） 宗像大社の保存管理に係る補助金の減（▲1,680千円） (共通) イベントの開催及び県広報媒体（テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等）の積極的な活用により、効果的な理解促進に取り組む。 今後も、国や構成自治体、関係企業、地域住民とより一層連携を図りながら、資産の保全、広報・啓発、来訪者対応について取り組みを進める。 								

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	九州国立博物館運営事業 (ナイトミュージアム開催事業、展示解説の充実等事業)		部課(室)	人づくり・県民生活部 文化振興課 九州国立博物館・世界遺産室	事業開始年度	H29
-----	---	--	-------	--------------------------------------	--------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てができる	中項目	14	文化芸術の振興
	小項目	1	文化芸術の振興	具体的な取組	1	文化芸術活動の推進

1 事業のねらい・目的

①ナイトミュージアム開催事業

- ・文化財の保存、展示を行う博物館を観光資源として活用することで、文化や経済を含む地域社会全体の活性化を図る。

②展示解説の充実等事業

- ・外国人や障がいのある方、高齢者など多様な方々に配慮した展示解説を充実させるとともに、来館者が安全に観覧できるよう周辺設備の再整備を進めることで、来館者数の増加を目指す。

2 事業概要

①ナイトミュージアム開催事業

毎週、金曜日・土曜日に午後8時まで開館時間を延長し、4階の文化交流展示室、1階の体験型展示室「あじっぱ」、ミュージアムホール、エントランスホールの開場運営を行う（特別展は、主催企業と個別協議）。

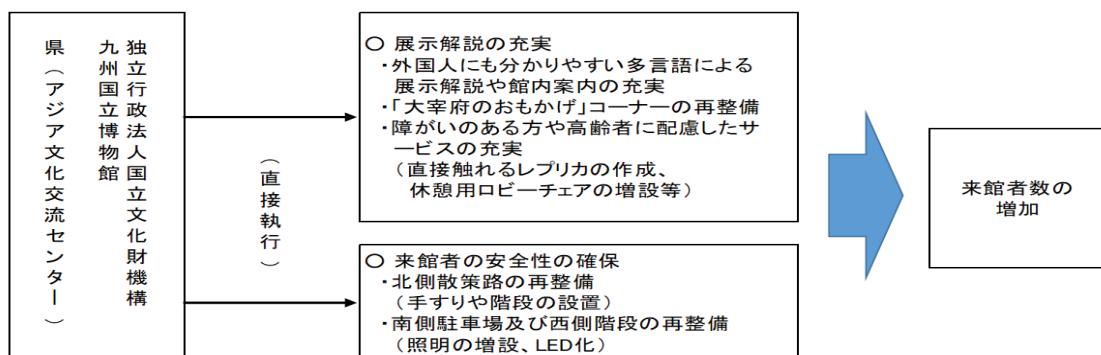
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、臨時休館（R2.2.27～R2.6.1）開始以降、夜間開館は実施していない。
【事業スキーム図】



②展示解説の充実等事業

外国人向けの多言語展示解説、障がいのある方や高齢者に配慮したサービスの充実を図るなど展示の改善を行う。あわせて、来館者の安全確保のため、散策路や照明の再整備を行う。

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
文化交流展示	目標	—	432,949	432,949	432,949	432,949	432,949
入場者数	実績	393,590	350,848	349,114	348,563	81,230	(※) 76,530

(※)R3年12月末時点

【指標の考え方】

- 先行して夜間開館を実施した他の国立博物館（東京、京都、奈良）の夜間開館による入場者増は概ね10%であったことから、九州国立博物館においても、夜間開館実施前の平成28年度を基準として文化交流展示入場者数の10%増を目指とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○R2年度目標達成状況

未達成（目標達成率 約19%）

○未達成の理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、文化交流展示入場者数が目標に及ばなかった。

※特別展入場者数 H28年度：528,878人 R2年度：50,432人 (R2/H28 : 9.5%)

文化交流展示入場者数 H28年度：393,590人 R2年度：81,230人 (R2/H28 : 20.6%)

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	①ナイトミュージアム開催事業 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、夜間開館は実施しなかった。 ②展示解説の充実等事業 ・開館以来整備してきた古代大宰府を紹介する「大宰府のおもかげコーナー」において、遣唐使船復元模型を新たに設置するとともに、令和2年度に広域認定された日本遺産「古代日本の『西の都』～東アジアとの交流拠点～」に関する解説台を設置することで、コーナー全体をさらに充実させることができた。
【事業の効率性】	
① ナイトミュージアム開催事業 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、夜間開館は実施しなかった。 ②展示解説の充実等事業 ・高齢者から要望の多かった休憩用ロビーチェアの増設にあわせ、チェア全体について、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも配慮した配置へ見直しを行った。	

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	14,582	30,050	18,874	時間	2,728	964	957
（うち一般財源）	7,927	26,250	16,858	人件費（千円）	11,016	3,893	3,865

6 見直しの内容
繼続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小 ） 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ①ナイトミュージアム開催事業
 ・九州国立博物館の夜間開館の開始にあわせ、県・国と地元関係者で「太宰府ナイトエリア創出委員会」を設置しており、地域一体となって観光客等の誘客や地域の魅力拡大に努めている。新型コロナウイルス感染症の感染状況を勘案しながら、九州国立博物館の魅力向上、地域の賑わい創出に引き続き取り組んでいく必要がある。

【見直し内容】

- ①ナイトミュージアム開催事業
 ・今後も、文化交流展示や夜間イベントの更なる充実を図るとともに、交通機関や旅行代理店への働きかけにより国内外からの集客を図り来館者の増加に努める。
- ②展示解説の充実等事業（▲14,094千円）
 ・これまで、触れるレプリカの作成や多言語によるガイドアプリの導入など展示の充実を進めてきた。今年度で本事業は廃止し、今後は、本事業で整備した展示を活かしながら、下記③のとおり多様な来館者に観覧機会を提供する事業を展開する。
- ③障がい者博物館体験促進事業（+2,918千円）
 ・視覚・聴覚障がいのある方に対して、貴重な文化財を十分に観覧できる環境の整備・機会を提供することで、誰もが楽しめる博物館を目指す。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	新・県立美術館基本計画策定事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 文化振興課新県立美術館建設室	事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	14	文化芸術の振興	
	小項目	1	文化芸術の振興	具体的な取組	4	文化芸術に親しむ環境づくり	

1 事業のねらい・目的

新県立美術館の整備に向けて、基本計画を策定する。

2 事業概要

【検討内容】

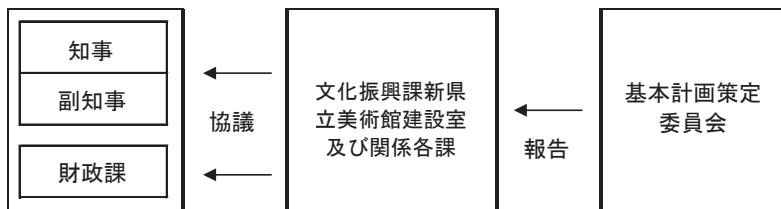
令和2～3年度 ○基本計画策定

建設地選定委員会の選定結果を受け、外部有識者で構成する基本計画策定委員会を開催し、基本計画を策定。併せて、PFIの検討も行う。

令和4年度 ○基本計画に基づき、基本設計を行う。



【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
建設地の選定	目標 建設地選定		
基本計画の策定	目標 基本計画策定委員会設置	実績 基本計画策定委員会設置	目標 基本計画策定

【指標の考え方】

新県立美術館の整備に向けて、令和3年度に基本計画を策定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○令和2年度

基本計画策定委員会を設置し、委員会を3回開催。

○令和3年度

委員会を3回開催。11月に基本計画を策定。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 本事業の実施により、県HPでの資料公表やメディアに取り上げられることで、県民の期待が高まっている。
	【事業の効率性】 基本計画策定委員会を開催し、専門家から意見を聴取することで、効率的な事業運営を図っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	28,335	28,435	—	時間	7,200	9,000	—
(うち一般財源)	28,335	28,435	—	人件費（千円）	29,074	36,342	—

6 見直しの内容
<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小 ）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>（ <input checked="" type="checkbox"/> 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p> <p>【上記の理由】 基本計画の策定に伴い、事業目的を達成するため。</p> <p>【見直し内容】 特になし</p>

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名		地域における女性の活躍推進事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課		事業開始年度	H28
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	15	ジェンダー平等の社会づくり		
	小項目	1	ジェンダー平等・男女共同参画の推進	具体的な取組	1	ジェンダー平等・男女共同参画の推進		

1 事業のねらい・目的

地域で活発に活動する女性人材、地域の政策・意思決定の場に参画できる女性人材の育成を図る。

2 事業概要

1 「女性による元気な地域づくり応援講座」の開催

地域活動に積極的に関わっている女性等（これから活動を行う女性も含む）を対象に、市町村・男女共同参画センター・地域団体等が連携して、地域の課題を解決するために必要な知識やスキルを習得するための研修を実施する。

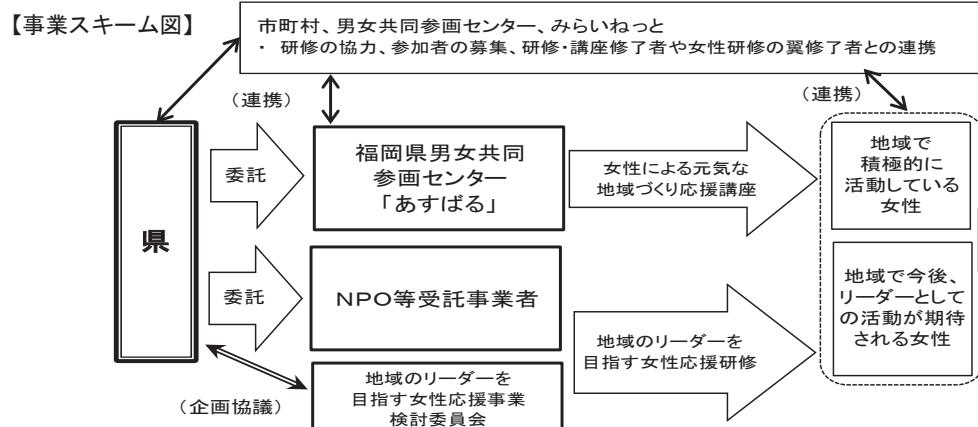
- 対象者：自治会活動など地域活動に積極的に関わっている女性等
- 開催地域：県内4か所
- 内容：講義、グループワーク等

2 「地域のリーダーを目指す女性応援研修」の開催

地域の政策・意思決定の場に参画することができ、男女共同参画の推進のために活動する女性人材を育成する。

- 対象者：地域の女性団体や自治会などで積極的に活動し、今後、リーダーとしての活動が期待される女性等
- 定員：20名程度
- 内容
 - ・ 講座・ワーク 講義（男女共同参画の基礎知識、交渉力、地域コミュニティ団体の運営等）
 - ・ 県外研修 <岡山県>地域交流の場「語らい座大原本邸」の運営を学ぶ、県外の講師による講義
 - ・ 自主研究（グループワーク）、成果報告会

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、上記1、2の事業を中止。



3 事業目標等

成果指標	R2	R3	R4	R5	R6	R7
自治会長における女性の割合（総合計画）	目標 12.0%以上	10.3%	11.0%	11.7%	12.4%	13.0%
	実績 9.6%	調査中				
市町村審議会等の女性委員割合（総合計画）	目標 40.0%	34.3%	35.74%	37.16%	38.58%	40%
	実績 32.9%	調査中				

【指標の考え方】

第5次福岡県男女共同参画計画において掲げる成果指標を本事業の指標とする（「自治会長における女性の割合」「市町村審議会等の女性委員割合」は県総合計画においても設定）。

なお、令和2年度の目標値については、第4次福岡県男女共同参画計画において掲げる成果指標を本事業の指標としている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

地域における意識改革がなかなか浸透しないため、目標は達成できなかったが、数値は上昇傾向。

なお、令和2年度の市町村審議会等の女性委員割合は全国1位（全国平均27.1%）、自治会長における女性の割合は全国7位（全国平均6.1%）であり、両指標とも全国水準よりは高い。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 研修の参加者が新たに地域の団体に所属したり、参加者同士でネットワークを構築したりするなど、参加者が地域で活躍していくための礎がつくられているので、研修事業の実施は有効。
	【事業の効率性】 市町村や関係団体と連携することで、効率よく事業の周知や参加者の募集などを実施。 元気塾については、各地での講座開催をホームページに掲載することにより、他の地域団体・女性団体等に情報発信を行い、効果的な実施につなげている。また、地域団体・女性団体と行政が協働することで、効果的な活動の実施に繋がっている。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適宜オンラインでの実施を行い、会場費等の削減に効果があった。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	0	5,174	3,009	時 間	878	878	798
(うち一般財源)	0	4,112	3,009	人件費（千円）	3,545	3,545	3,223

6 見直しの内容
（継続）（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ジェンダー平等の実現に向けて政策意思決定の場への女性の参画、地域づくりへの女性の参画を引き続き推進していくことが必要。
【見直し内容】 (女性による元気な地域づくり応援講座) 県内の多くの市町村で取組が進み、一定の成果を得られたことから、本事業を廃止する。（▲2,165千円） (地域のリーダーを目指す女性応援研修) 地域のリーダーを目指す女性応援事業検討委員会の意見を踏まえ、地域で活動する女性が政策・方針決定過程に参画していく上で、必要な実践力を身に付けるよう研修内容の充実を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	配偶者からの暴力防止対策強化事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課		事業開始年度	H15
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	1	DV防止対策及び被害者支援			具体的な取組	1	配偶者や交際相手からの暴力防止対策及び被害者支援

1 事業のねらい・目的	<p>(1) 配偶者暴力相談支援センターを中心にDV被害者に対する相談体制を充実させる。</p> <p>(2) 広報啓発活動や職務関係者の研修や会議を通してDVの正しい知識、相談窓口等の情報について周知を図る。</p> <p>(3) 男性やLGBTなど多様なDV被害者に対応できる相談体制を整備し、DV被害の早期発見と重大な被害を未然に防止する。</p>	
2 事業概要	<p>(1) 広報啓発</p> <p>ア 県民に対する広報啓発の実施 街頭啓発の実施や啓発リーフレットの配布により、広く県民にDVについての理解を進める。</p> <p>(2) 相談</p> <p>ア DV相談電話の設置 配偶者暴力相談支援センター（10か所）に相談電話を設置。</p> <p>イ 相談員やDV被害者支援に関する職員に対する研修の実施</p> <p>①相談員向け 新任者研修、婦人保護事業研修（基礎・実践編、中堅者向け）、スーパーバイジョン研修、相談員等訪問支援</p> <p>②民生委員や市町村、民間団体などDV被害者支援に関する職員向け研修</p> <p>ウ 女性相談所電話相談員の配置 平日夜間及び土日祝日（年末年始を除く）の電話相談に対応するため、非常勤の電話相談員を配置する。</p> <p>エ 男性・LGBT専用相談窓口の設置 男性やLGBTのDV被害者専用の相談窓口を設置し、ホテルを活用した緊急時の一時保護やその後の自立支援を行う。</p> <p>(3) 連携、自立</p> <p>ア 弁護士による法律相談、身元保証人の確保 保護命令、離婚、子どもの親権等の法的な問題について弁護士相談を実施。自立に向け、身元保証人が必要な場合の保険加入。</p> <p>イ 配偶者からの暴力防止対策（地域）連絡会議の開催 目的：DV被害者の支援体制強化のため、関係機関同士の連携を図る。 内容：情報交換、連携のあり方、今後の施策に関する協議等 構成メンバー：弁護士会、医師会、民生委員児童委員協議会、保育協会、法務局、日本司法支援センター、検察庁 等</p>	
【事業スキーム図】	<pre> graph TD Fukuoka[福岡県] -- "広報・啓発" --> Jijin[県民] Fukuoka -- "研修" --> Minna[市町村・民生委員] Fukuoka -- "開催" --> Renraku[暴力防止対策連絡会議 【構成メンバー】 弁護士会、医師会、警察、 民生委員児童委員協議会、 保育協会、法務局、 日本司法支援センター、検察庁 等] Minna <--> Keisatsu[警察] Minna <--> Benkai[弁護士] Keisatsu <--> Benkai Benkai -- "依頼" --> Benkai_Support[配偶者暴力相談支援センター 12か所 県 9 北九州市 1 福岡市 1 女性相談所 男性・LGBT] Benkai_Support -- "自立" --> Benkai_Support Benkai_Support <--> Renraku Benkai_Support <--> Jijin Benkai_Support <--> Keisatsu Benkai_Support <--> Benkai </pre>	

3 事業目標等								
相談窓口周知度	目標	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	実績	74.7%	→	→	→	→	90%	
DV相談窓口設置市町村数	目標	→	→	60団体				
	実績	60団体	60団体	60団体				
被害者支援に関する府内連絡会議を設置した市町村の数（総合計画）	目標	→	→	50団体	52団体	55団体	58団体	60団体
	実績	49団体	年度末調査					

【指標の考え方】

○成果指標

- ・DV防止のためには、被害の早期発見や被害者を早い段階で相談につなぐことが重要であるため、「相談窓口周知度」※を事業の成果指標とする。※5年に1度の調査
- ・相談しやすい体制を強化するためには住民に身近な相談窓口を整備することが必要であり、全ての市町村にDV相談窓口を設置することを目指した結果、令和元年度に目標を達成した。
- ・重大な被害を未然に防止するとともに、被害者の情報保護や行政手続きのワンストップ化等被害者の支援を充実させるためには、各市町村においてDV対策の関係部署からなる府内連絡会議の設置が重要であることから、今年度から新たに「被害者支援に関する府内連絡会議を設置した市町村の数」を指標とする。

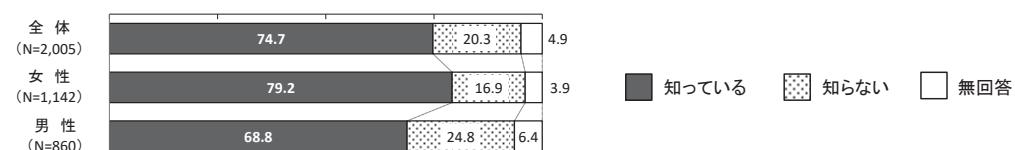
○数値目標

- ・「相談窓口周知度」については、第3次福岡県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）（H28～R2）に基づく取組により周知度はかなり向上してきており、第4次DV防止基本計画（R3～R7）においてさらなる周知を目指すため、周知度90%を目標値とする。
- ・「被害者支援に関する府内連絡会議を設置した市町村の数」については、県内全市町村で設置されることを目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和元年度に実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」の結果は以下のとおり。

- ・DV（配偶者からの暴力）について相談できる窓口があることを知っているか



平成26年度調査に比べて認知度が上昇したものの、男性の認知度が低いことから、目標には到達していない。

- DV相談窓口は全ての市町村に設置され、目標を達成した。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・啓発リーフレット、新聞、ポスター掲示、ステッカーなど様々な媒体を活用し、広く県民へDV防止啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図ることにより、DV被害の早期発見につなげている。
- ・24時まで相談を受け付けることにより、昼間電話をかけられない状況にいる被害者などより多くの県民の相談に対応できている。
- ・DV被害者支援に関わる関係機関とのネットワークを構築することで、DV対策に係る情報共有ができ、適切な支援につながっている。
- ・研修による相談員の資質向上により、被害者が安心して相談できる環境が整備されている。
- ・弁護士による法律相談の実施により、離婚や親権などの問題を抱えた被害者を法的に支援することで、被害者の問題解決と自立につながっている。
- ・男性、LGBT専用相談窓口の開設（平成28年度）によって、多様な被害者の状況に配慮した相談対応ができる。

【事業の効率性】

- ・夜間・休日の電話相談や男性・LGBTの専用相談について、相談手法など専門的ノウハウのある人材を電話相談員（会計年度任用職員）として配置することにより、専門性が確保でき、県民サービスの向上に効果があった。
- ・DV防止啓発に関して、コロナ禍でも感染対策に留意の上、工夫して街頭キャンペーンを行うことで、マスコミ等にも取りあげられ、効率的な広報を実施できた。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	11,962	14,287	14,121	時 間	4,553	4,553	4,553
（うち一般財源）	9,963	12,415	12,219	人件費（千円）	18,386	18,386	18,386

6 見直しの内容

- | | | |
|----|-----------------------------------|----|
| 継続 | (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善) | 縮小 |
| 終了 | (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) | |

【上記の理由】

- ・DVの未然防止や被害の早期発見、自立支援のためには、広報啓発や配偶者暴力相談支援センターの機能の維持・充実、多様なDV被害者に応える相談窓口、法律相談などの事業を継続実施する必要がある。
- ・DV被害者支援制度の多様化に伴い、関係機関が拡大しており、円滑な被害者支援を進めるためには、連絡会議等によるネットワークづくりの取組が引き続き必要である。
- ・DV被害者の状況が多様化し、さらにコロナ禍におけるDV被害の深刻化が懸念される中、相談対応スキルの向上を図るために、相談員向け研修の充実が必要である。

【見直し内容】

- ・相談員等訪問支援研修を廃止し、WEBによる研修を活用する等、DV対策をめぐる社会情勢の変化や多様化するDV被害者に対応した研修を効率的に実施することで、相談員の資質向上に取り組む。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	若年層における交際相手からの暴力防止対策事業 (中学生・高校生に向けたDV防止啓発事業)	部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課	事業開始年度	H30
-----	---	-------	-------------------------	--------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	1	DV防止対策及び被害者支援	具体的な取組	1	配偶者や交際相手からの暴力防止対策及び被害者支援

1 事業のねらい・目的

- 中学生・高校生に対し、交際相手からの暴力に関する正しい理解をすすめ、重大な被害に発展する前に予防する。
- 学校現場における生徒の被害・加害を早期に発見して、日常的な相談対応を図り、学校現場だけでは解決が困難なケースを、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につなぐ。

2 事業概要

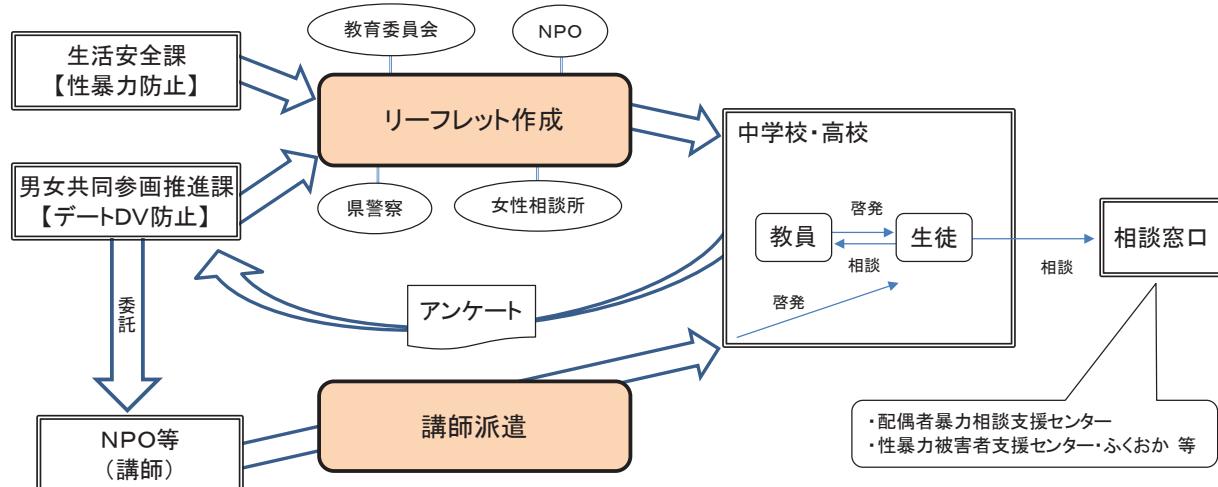
(1) リーフレット作成

- 中学生・高校生に対し、交際相手からの暴力及び性暴力に関する啓発用リーフレットを作成・配付
- 記載内容：交際相手からの暴力や性暴力に関する現状、対策、事例、相談窓口等
 - 配付対象：中学1年生、高校1年生
 - 作成部数：中学生向け55,000部、高校生向け50,000部
 - 活用方法：生徒自身が読んで理解できる内容とする。学校の授業や講演会等でも教材として活用

(2) 講師派遣

- データDVや性暴力について詳しく講義できる専門知識を持つNPO等の講師を、希望がある学校へ派遣
- 派遣学校数：30校
 - 実施方法：NPO等に委託

【事業スキーム図】



3 事業目標等								
成果指標			H29	H30	R1	R2	R3	R4
交際相手からの暴力に関する相談件数	目標			→	→	→		240件
	実績	120件	121件	126件	84件	調査中		
講師派遣学校数	目標	一	60校	70校	80校	30校	30校	
	実績	一	27校	46校	33校	実施中		
派遣講師による講話に対する理解度	目標	一	90%	90%	90%	90%	90%	
	実績	一	97.2%	97.3%	96.2%	実施中		

【指標の考え方】

- ・交際相手からの暴力に関する相談件数を成果指標とし、近年の実績(120件前後)の概ね倍の相談件数を目標とする。
- ・講師派遣によって啓発を行った学校数を成果指標とし、H28年2月実施のデータDVに関する調査において講師派遣を望む回答があった高校数(58校)を目安に目標を設定、以降校数を拡大した。また、R3年度からは事業の有効性・効率性を高めるため、性暴力対策アドバイザー派遣事業(生活安全課)にデータDV防止を加える等の連携を図ることから、目標を見直し、過去の実施状況を鑑みて30校としている。
- ・派遣講師による講話に対する生徒や教師の理解度を成果指標とし、受講者の理解度90%以上を目標に、効果的かつ効率的な講義を実施する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・リーフレットの配布及び講師派遣により、データDVについての理解や相談窓口の周知は進んでいると思われるが、相談件数は100件前後となっている。若年女性は自ら悩みを抱え込み公的な支援を求めない傾向が強いことが、相談窓口につながらない要因の一つとして考えられる。
- ・令和2年度は、前年度から学校への周知を行うなど、学校での授業時間の確保ができるよう工夫したが、新型コロナウイルス感染症による一斉休校等の影響で、授業時間の確保が難しいこともあり、目標には到達しなかった。
- ・講話の理解度は、目標を達成した。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<input type="radio"/> 啓発用リーフレット及び講師派遣による講義を通じて、中学生・高校生に対し、交際相手からの暴力等に関する正しい理解を進めることができた。 <input type="radio"/> 配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関を周知することができた。
	【事業の効率性】
	<input type="radio"/> 中学生・高校生に対し、正しい理解をすすめることで、将来の被害・加害を未然に防止することができ、被害の根絶につなげている。 <input type="radio"/> NPOの専門性を活かし、生徒及び教師に効果的かつ効率的にデータDVの啓発を実施することができた。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	3,567	3,443	3,605	時間	2,742	2,742	2,742
(うち一般財源)	3,567	3,443	3,605	人件費（千円）	11,073	11,073	11,073

6 見直しの内容	
継続(拡充	改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの)
終了(完了	再構築(他の事業に組み替え)
<input type="radio"/> 縮小)	
【上記の理由】	
<input type="radio"/> DV被害の根絶、将来の被害・加害を未然に防止するためには、若年層のうちから交際相手からの暴力に関する正しい理解をすすめることが重要であり、毎年、継続的に中学生・高校生に対する事業を実施する必要がある。	
【見直し内容】	
<input type="radio"/> 学校への派遣後、講師や学校側に効果等のヒアリングを行い、理解度向上に資する有効的な内容に改善していく。	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	困難を抱える若年女性支援事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課	事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	2 誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援		
	小項目	1 DV防止対策及び被害者支援	具体的な取組	1 配偶者や交際相手からの暴力防止対策及び被害者支援		

1 事業のねらい・目的	<p>○困難を抱えながら既存の相談機関につながらない若年女性に対してアウトリーチ支援を行うとともに、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築し、若年女性の自立を推進する。</p>	
2 事業概要	<p>(1) 困難を抱える若年女性に対するアウトリーチ支援事業 アウトリーチ支援や安心・安全な居場所の確保、自立支援等について、民間団体と密接に連携し実施。 ○実施主体：県（NPO法人等に委託） ○対象者：性暴力や虐待等の被害に遭った、又は、遭うおそれのある主に10代から20代の女性 ○内容：①アウトリーチ支援（夜間見回り、相談窓口（メール、電話等）、面談等） ②居場所の提供（一時的な保護（食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援）） ③自立支援（学校や家庭等の調整、居住地、就労、生活保護等に係る支援）</p> <p>(2) 関係機関連携会議 行政機関、民間団体等で構成する関係機関連携会議を設置し、支援内容に関する協議、事例検証等を行い、相互に情報を共有。 月1回程度。</p>	
【事業スキーム図】		

3 事業目標等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間見回り回数</td> <td>目標</td> <td>24</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>調査中</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係機関連携会議開催回数（代表者会議／実務者会議）</td> <td>目標</td> <td>3/7</td> <td>3/12</td> <td>3/12</td> <td>3/12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td>1/1</td> <td>1/2</td> <td>調査中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		成果指標		R1	R2	R3	R4	夜間見回り回数	目標	24	48	48	54		実績	14	11	調査中		関係機関連携会議開催回数（代表者会議／実務者会議）	目標	3/7	3/12	3/12	3/12		実績	1/1	1/2	調査中	
成果指標		R1	R2	R3	R4																											
夜間見回り回数	目標	24	48	48	54																											
	実績	14	11	調査中																												
関係機関連携会議開催回数（代表者会議／実務者会議）	目標	3/7	3/12	3/12	3/12																											
	実績	1/1	1/2	調査中																												
<p>【指標の考え方】 アウトリーチ支援事業の夜間見回りの実施回数（月4回）と関係機関連携会議の開催回数（代表者会議年3回、実務者会議月1回）を成果指標とする。 ※R1年度は10月支援開始にあわせて目標設定。</p>																																
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響による外出自粛期間については、夜間見回り活動も制限を行ったため、目標を下回った。なお、SNS上でのアウトリーチについては、年間で延べ786件実施をした。 会議開催数については、新型コロナウイルスの影響により目標を下回ったが、関係機関・関係団体と都度連携をとりながら事業を実施した。 																																

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性相談所や児童相談所など公的機関へつないだ実績があり、公的機関の支援に繋がりにくい若年女性の支援事業として有効である。 ○電話、メール、面談等での相談件数は年間400件以上であり、被害の未然防止に寄与している。 <p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○NPOの専門性を活かし、効果的かつ効率的に、困難を抱える若年女性の支援を実施している。
-----------	---

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	9,173	14,508	14,505	時間	2,258	2,258	2,258
(うち一般財源)	1	7,315	3,717	人件費（千円）	9,118	9,118	9,118

6 見直しの内容

(繼続) (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
 (一部改善 縮小)

【上記の理由】

・新型コロナウイルス感染症の影響は依然として大きく、生活不安やストレスによるDVや性被害の深刻化が懸念されている。特に、若年女性については、経済的困窮により、援助交際等による性被害リスクの高まりが懸念され、困難を抱える若年女性に対しては、アウトリーチ支援、居場所の影響、自立支援等の包括的な支援を行うことが引き続き求められているため。

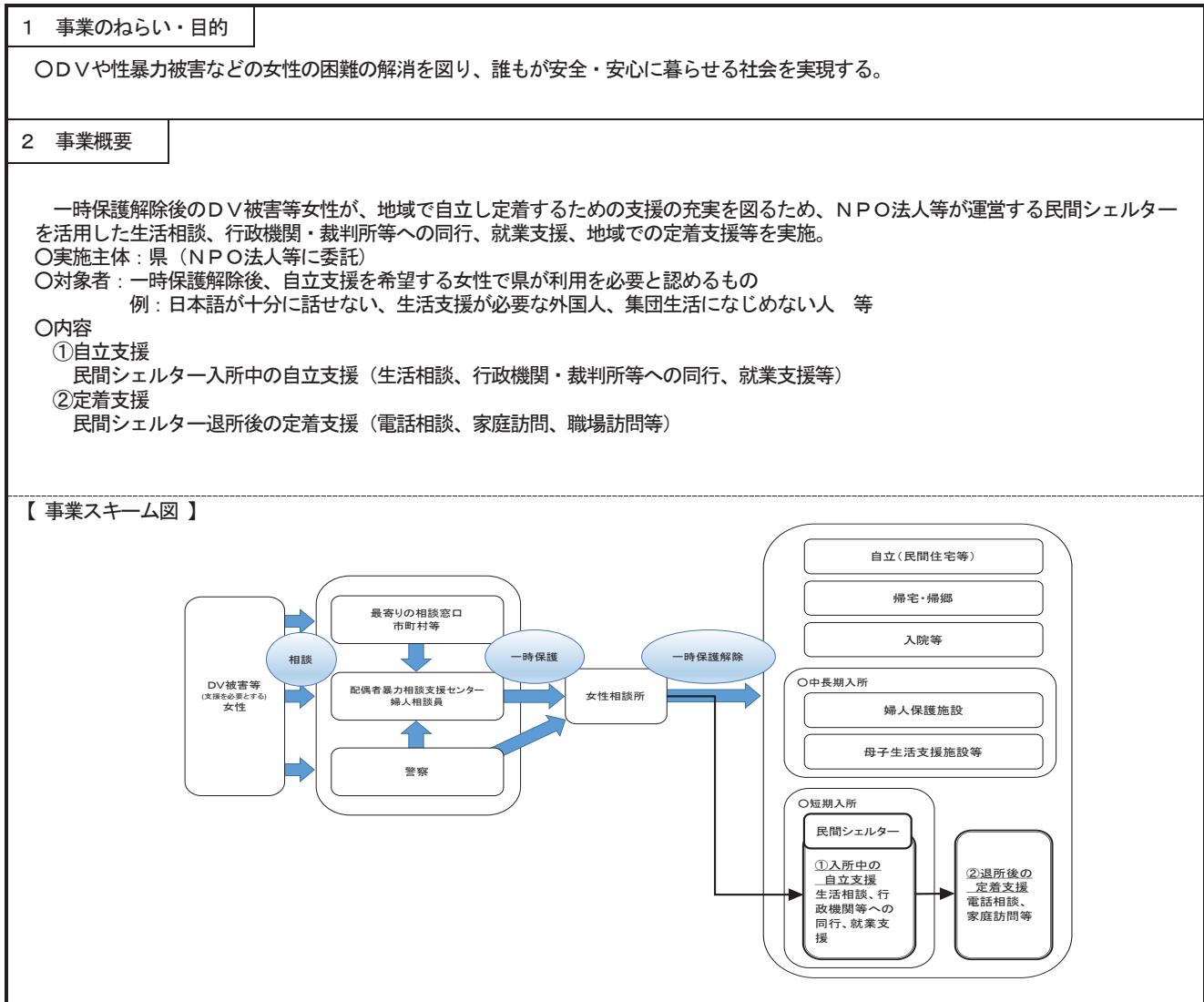
【見直し内容】

・直接学校を訪問するなど、学校や大学等への周知を強化するとともに、関係機関との連携をさらに強め、効果的な取組としていく。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	配偶者からの暴力防止対策強化事業 (DV被害者等自立生活援助事業)		部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課	事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2 誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援		
	小項目	1 DV防止対策及び被害者支援	具体的な取組	1 配偶者や交際相手からの暴力防止対策及び被害者支援		



3 事業目標等						
成果指標		R1	R2	R3	R4	R5
自立や定着支援の実施件数	目標	—	10	10	10	10
	実績		2	調査中		

【指標の考え方】

- ・自立支援や定着支援の実施件数を成果指標とする（国のモデル事業実施要綱にある支援対象数を成果目標とする）。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・被害者の希望や状況等に応じて、一時保護解除後の処遇を決定していくため、目標件数には達していないが、自立・定着支援が必要とされる方には、きめ細やかな対応ができる。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語が十分に話せない被害者に対し、通訳や関係機関への同行支援等、自立に向けてのきめ細かや支援ができた。
	【事業の効率性】 <ul style="list-style-type: none"> ・NPO等民間団体の専門性を活かし、通訳から在留資格、生活保護等の手続きまで、自立に向けた一貫した支援を効果的かつ効率的に実施することができた。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	3,752	4,325	4,324	時間	199	334	334
(うち一般財源)	1,876	2,163	2,162	人件費（千円）	804	1,349	1,349

6 見直しの内容	
(継続) 拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
終了（完了）	一部改善 縮小 再構築（他の事業に組み替え） 廃止
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護解除後、日本語が十分に話せない方や、生活支援が必要な方などが、地域で自立した生活を行うためには、継続的なきめ細やかな支援が必要不可欠である。そのために、NPO等民間団体の専門性を活用し、実施していくこと必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当窓口や関係機関等へ、この事業を周知していく。 	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	働く場における女性の活躍推進事業 (企業等における女性活躍推進)			部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課女性活躍推進室	事業開始年度	H28
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる		中項目	15	ジェンダー平等の社会づくり
	小項目	1	ジェンダー平等・男女共同参画の推進		具体的な取組	1	ジェンダー平等・男女共同参画の推進

1 事業のねらい・目的	<p>企業における女性活躍の取組みが着実に実施されるよう支援を行うとともに、アンコンシャス・バイアスに関する認知と理解を広め、女性をはじめとした誰もが活躍できる企業風土へ変革する。</p>		
2 事業概要	<p>1 企業への専門家派遣（平成30年度～） 企業等の女性活躍に関する課題を分析し、目標設定や取組実施の方法等を、実情に応じて支援 ○支援方法：企業等への訪問相談3回（各4時間）、電話相談によるサポート ○取組内容：事業主行動計画の策定、採用・人材育成計画の作成、就業規則の整備等</p> <p>2 アンコンシャスバイアスの認知と理解に向けた普及・啓発（令和2年度～） <アンコンシャス・バイアス勉強会> ○報道機関の協力を得て、女性活躍や男女共同参画に関する知見を高めるとともに、アンコンシャス・バイアスの認知と理解に向けた取組や参考事例等を報道等へ活かすために有識者を交え学習を重ね、女性活躍やアンコンシャス・バイアスなどに焦点を当て記事化するなどキャンペーンへと促す。 ○研究会構成員：主な新聞社・テレビ局などの報道従事者（論説委員やデスクを含む。） ※R3年度から、企業経営に携わる中小企業診断士協会・社会保険労務士協会などを加え、当団体を通じた女性活躍への取組を実施 <アンコンシャスバイアス啓発素材の配布> ○女性活躍の阻害要因といわれるアンコンシャス・バイアスの認知と理解を深めるにあたり、啓発素材をR2年度に作成 ○女性をはじめ誰もが働きやすい企業風土へ改革を促すため、中小企業を中心に配布</p> <p>3 リーダーシップとキャリアアップ意識啓発（平成29年度～） ○自分らしいリーダーシップとキャリア形成・不安払しょくの意識啓発セミナーを開催 ○オンライン 60名（各20名×3回）</p> <p>4 よくわかる女性活躍支援の手引き作成・配布（平成28年度～） ○H28年度、女性を活かす取組を推進する上で、企業に必要な情報を一括集約した手引書を作成 ○企業向け支援制度等の変更を反映させ、中小企業を中心に配布（2,000部）</p> <p>5 情報発信・取組支援（平成29年度～） ○『福岡県女性の活躍推進ポータルサイト』において、優良事例やノウハウ等を公開 ○協議会で情報共有を行い、構成団体を通じて傘下企業等へ発信し、取組実施を促進</p>		
【事業スキーム図】	<pre> graph TD K[県] -- 委託 --> ASB[アンコンシャスバイアス勉強会] K -- 委託 --> SD[専門家派遣] K -- 委託 --> CA[キャリアアップ意識啓発セミナー開催] K -- 直執行/作成・配布 --> SH[手引き] K -- 直執行/作成・配布 --> ASB_K[アンコンシャスバイアス啓発素材] ASB -- 活用 --> K SD -- 活用 --> K CA -- 活用 --> K SH -- 活用 --> K ASB_K -- 活用 --> K K --> KZ[普及啓発] KZ --> Z[県民] KZ --> E[企業] KZ --> E KZ --> E </pre>		

3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
一般事業主行動計画策定企業数(300人以下)	目標			200	250		
	実績	131	187	218	282	—	—
一般事業主行動計画策定企業数(100人以下)	目標					200	
	実績	—	—	—	—		
専門家派遣が「役立つものであった」とする企業の割合	目標	80%	80%	80%	80%	80%	
	実績	88%	100%	100%	調査中		
事業所管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	目標					23%	
	実績	—	—	—	—	調査実施	
固定的性別役割分担に賛成しない人の割合	目標	50%以上					
	実績	—	56.7%	—	—	—	—

【指標の考え方】

- 県内企業の女性活躍推進を支援するために専門家を派遣するため、県内の一般事業主行動計画策定の策定が努力義務である中小企業（令和3年度までは常時雇用労働者数300人以下、令和4年度以降は法改正により常時雇用労働者数100人以下）における策定企業数を目標とともに、支援の効果を年次で測るため専門家派遣による支援（指導・助言）が「役立つものであった」とする企業の割合をH30年度から指標として加える。
- 県内企業における女性活躍推進が事業目的であることから、県内事業所に占める管理職登用率を数値目標とし、R4の目標値については、H24（14.1%）からH29（17.3%）の倍程度の上昇を目指し23%としている。
- 女性の働く場における活躍を推進する上で、アンコンシャス・バイアス（性差に対する無意識の偏見や固定的性別役割分担意識）が、女性の個性と能力の発揮を阻害する原因と言えるため、固定的性別役割分担に賛成しない人の割合を数値目標とする。※令和6年度調査実施時に65%以上

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・一般事業主行動計画策定企業数（300人以下）及び専門家派遣が「役立つものであった」という企業の割合については、目標を達成している。
- ・事業所管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合の現状値は17.3%（H29）であり、R4の調査実施時に23%を目標としている。
- ・固定的性別役割分担に賛成しない人の割合については56.7%（R1）と半数を超えており、R7において65%以上を目標としている

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・一般事業主行動計画策定企業数（300人以下）も着実に増加しており、企業を支援する専門家派遣についても「役立つものであった」との回答が100%であることを勘案すると、専門家派遣の有効性が確認できる。
- ・アンコンシャス・バイアスの認知と理解の促進については、メディアとの勉強会終了後に一部メディアが記事化するなど認知促進に向けて取組んでいる。
- ・リーダーシップとキャリア意識啓発セミナーでは、県内中小企業の女性従業員を対象に、ロールモデルとの対話を重視したキャリアビジョンを明確化することで、リーダーシップへの不安払拭やモチベーションを向上することができた。

【事業の効率性】

- ・福岡県女性の活躍応援協議会を通じて、各構成団体から傘下企業へ事業を周知することが可能となっている。
- ・ポータルサイトにより、専門家派遣の実施企業や女性活躍推進に取り組む企業の情報、アンコンシャス・バイアスに関する情報を集約・発信することができている。
- ・オンラインセミナーとすることで、遠方の企業からも参加がしやすく、会場費に係るコストを削減することができた。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	13,845	12,208	12,707	時間	2,380	2,380	2,380
(うち一般財源)	8,037	7,439	7,937	人件費（千円）	9,611	9,611	9,611

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- ・企業における女性活躍を推進し、誰もが活躍できる企業風土の醸成のためには、専門家による企業支援やアンコンシャス・バイアスの認知と理解の促進が引き続き必要である。

【見直し内容】

- ・令和3年度のアンコンシャス・バイアス勉強会参加者の声等実施状況を踏まえ内容の充実を図る。
- ・新たに九州・山口知事会を通じたロールモデル発信を行う。（+500千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	働く場における女性の活躍推進事業 (女性活躍推進のための官民連携基盤強化)			部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課女性活躍推進室	事業開始年度	H28
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる		中項目	15	ジェンダー平等の社会づくり
	小項目	1	ジェンダー平等・男女共同参画の推進		具体的な取組	1	ジェンダー平等・男女共同参画の推進

1 事業のねらい・目的

福岡県女性の活躍応援協議会における実効性ある取組の推進及び女性の活躍に向けた県内の気運を醸成するとともに、先駆的な女性経営者により県内企業の女性の活躍をリードし、女性活躍先進県を目指す。

2 事業概要

1 福岡県女性の活躍応援協議会の運営(平成28年度～)

H28年6月、県、行政、経済団体、業界団体など多様な主体が一体となり、本県の働く場における女性の活躍を促進するため、女性活躍推進法23条に基づく「協議会」を設置。H29年2月、「福岡の女性の活躍行動宣言」を採択し、構成団体ごとに具体的な取組目標を設定、女性の活躍を支援する取組みを進める。

構成：福岡県、福岡労働局、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県経営者協会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会、福岡県中小企業家同友会、

福岡県中小企業経営者協会連合会、福岡県農業協同組合中央会、日本労働組合総連合会福岡県連合会

所掌事項：女性の活躍に関する情報共有に関すること、女性の活躍に関する取組みの協議及び推進に関すること、その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること

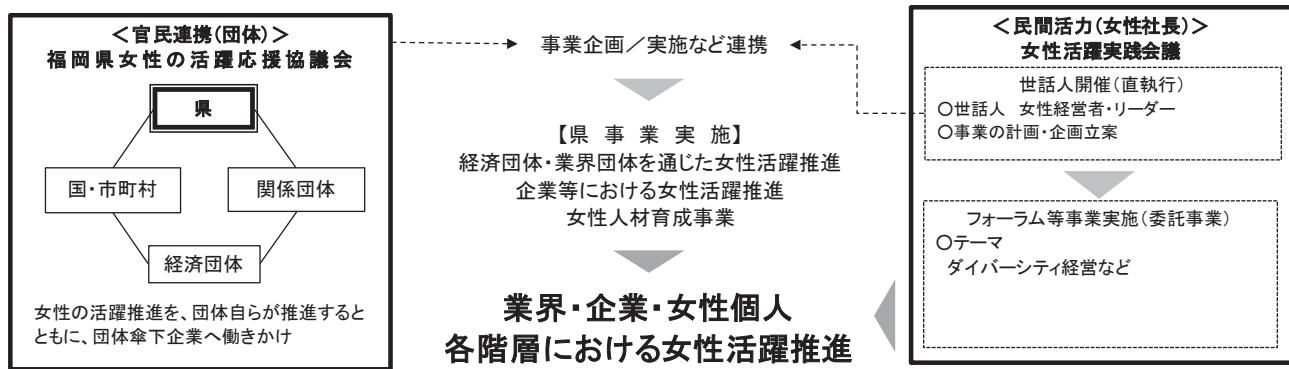
2 女性活躍実践会議の開催・運営(令和2年度～)

福岡で現在活躍する女性リーダーの業界横断的ネットワークを構築し、女性リーダーの更なる活躍と、男性経営者や若手(男女)を巻き込み、所属する経済団体などの垣根を越えた女性活躍を推進する。

○事業の計画・企画立案を担うため、各業界の第一線で活躍している女性経営者やリーダーによる世話人会を設置

○女性経営者と女性リーダーによるネットワークを構築し、企業の経営発展や女性活躍の取組み拡大を目指す。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
事業所管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	目標						23.0%
	実績	17.3%	—	—	—	—	調査実施
25～44歳の女性就業率	目標						77.0%
	実績	74.3%	—	—	—	—	調査実施
一般事業主行動計画策定企業数(300人以下)	目標				200	250	
	実績	119	131	187	218	282	—
一般事業主行動計画策定企業数(100人以下)	目標						200
	実績	—	—	—	—	—	

【指標の考え方】

県内企業における女性活躍推進が事業目的であることから、県内事業所に占める管理職登用率を数値目標とし、R4の目標値については、H24(14.1%)からH29(17.3%)の倍程度の上昇を目指し23%とし、子育て期(25～44歳)の女性就業率77%とともに、県内的一般事業主行動計画策定の策定が努力義務である中小企業(令和3年度までは常時雇用労働者数300人以下、令和4年度以降は法改正により常時雇用労働者数100人以下)における策定企業数を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

事業所管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合の現状値は17.3%(H29)であり、R4の調査実施時に23%を目標としている。
 25～44歳の女性就業率は74.3%(H29)であり、R4の調査実施時に77%を目標としている。
 一般事業主行動計画策定企業数(300人以下)については、目標を達成した。

4 有効性・効率性**【事業の有効性】**

福岡県女性の活躍応援協議会では、これまで「福岡の女性活躍行動宣言」に基づき各構成団体自らが取組目標を設定し活動してきたが、設立から5年経過したことにより、これまでの取組を総括し、新たな取組目標を設定。一般事業主行動計画策定など企業への取組支援、アンコンシャス・バイアスの認知と理解促進、人材育成、各企業での取組事例の発信など各団体の取組により、企業の個々の着実な取組みに繋がっている。

【女性活躍実践会議】

女性活躍実践会議では、各業界の第一線で活躍する女性経営者やリーダーにより、県内の女性活躍を後押しするため、「アンコンシャス・バイアスの克服」「誰もが活躍できる社会風土の形成」「持続可能な社会への貢献」「磨く・広げる・育てる」を活動指針として活動。ダイバーシティ&インクルージョンフォーラムの開催など、県内の企業風土改革に向けて、積極的な情報発信を実施することで、女性活躍の機運醸成に繋がっている。

【事業の効率性】

福岡県女性の活躍応援協議会を通じて、各構成団体から傘下企業へ事業を女性活躍に関する情報を周知することが可能となっている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	780	5,019	5,504	時間	3,176	3,176	3,176
(うち一般財源)	540	3,033	3,207	人件費（千円）	12,825	12,825	12,825

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

・女性がいきいきと働き活躍する社会を実現するため、経済団体や業界団体等と連携し、女性の活躍の強化・加速化への気運の醸成や企業の取組支援を継続して取り組むことが必要。

【見直し内容】

・事業のオンライン化を行うとともに、新たにSDGs討論会等を開催する。（+485千円）

(様式 1号)

R 3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	性犯罪防止対策事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課		事業開始年度	H 28
-----	-----------	--	--	-------	---------------------	--	--------	------

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てができる	中項目	15	ジェンダー平等の社会づくり	事業実績
	小項目	1	ジェンダー平等・男女共同参画の推進		20	安全で安心して暮らせる地域づくり	

暴力団壊滅、飲酒運転撲滅及び性暴力根絶の対策の推進

具体的な取組

2 誰もが安心して暮らせる環境づくり

3 性犯罪をはじめとする性暴力根絶対策の推進

1 事業のねらい・目的	<p>○ 「性暴力根絶の意識」の高揚や性犯罪をはじめとする性暴力の加害者を生まない諸対策により、県民が安心して安全に暮らせる地域社会の実現を目指す。</p>	
2 事業概要	<p>1 性暴力対策アドバイザー派遣事業</p> <p>(1) アドバイザー派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒等に対し、発達段階に応じた性暴力根絶及び被害者支援に関する総合的な教育を行うアドバイザー派遣制度を創設 ・小・中・高・特別支援学校（約200校）にアドバイザーを派遣 <p>(2) アドバイザー養成・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県臨床心理士会等から推薦された心理職等に対し、アドバイザー養成講座及びスキルアップ研修を実施 <p>2 性暴力根絶のための広報啓発</p> <p>性暴力を未然に防止し、加害者、被害者、傍観者を出さないための効果的な広報啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民及び事業者向けSNS広報や啓発動画の作成・配信 ・小学校低学年及び保護者向け啓発冊子及び動画の作成 等 <p>3 性暴力加害者相談窓口の設置</p> <p>住所等届出制度の運用をはじめ、カウンセリングや生活相談により、加害者の再犯防止及び社会復帰を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者相談窓口に専門相談員を配置（精神保健福祉士：1名） ・再犯リスクに応じた支援（再犯防止専門プログラム、専門医療機関の紹介等）を実施 <p>4 「協議・検討の場」の設置</p> <p>条例に基づき、指針等の策定や性暴力対策について協議・検討を行うため、関係機関及び有識者による性暴力対策会議を設置。</p>	
【事業スキーム図】		
<p>○アドバイザー派遣</p> <pre> graph TD Prefecture[県] -- "①派遣希望日及び事前打合せ候補日の提出" --> School[学校] Prefecture -- "④講義資料等の送付" --> Advisor[アドバイザー] School -- "⑥実施報告書提出" --> Prefecture Advisor -- "⑤講義の実施" --> School Advisor -- "②派遣するアドバイザーの人選及び事前打合せ日の調整" --> Prefecture Advisor -- "⑦旅費・謝金支払い" --> Prefecture </pre> <p>○加害者相談窓口</p> <pre> graph TD subgraph "1 住所等届出、支援の申出" 1_1[対象者① ・届出書 ・法務省への照会に対する本人の同意書 ・支援を求める申出書] 1_2[対象者②～④ ・相談受付票（氏名、連絡先等の登録） ・支援を求める申出書] end 1 --> 2[2 届出内容の確認 ・矯正施設への照会 ・訪問等] 2 --> 3[3 支援内容の検討 (1) 支援員による面談 (2) 心理検査や精神科医診察等によるリスク等の分析 (3) ケース会議 精神科医、スーパー・バイザー、支援員により再発リスクの度合いを判定。 対象者のリスクに応じた支援を決定。] 3 --> 4_1[4-(1) 高リスク者の支援 性嗜好障害に関する専門的な医療機関による専門プログラム指導や治療（投薬を含む） (一部公費負担) 県窓口の支援員による社会復帰支援] 3 --> 4_2[4-(2) 低リスク者の支援 県窓口の支援員による専門プログラム指導 県内の精神科医療機関による治療（原則3回まで公費負担） 県窓口の支援員による社会復帰支援 相談による対応] 4_1 --> 5[5 再アセスメント（診察やケース会議等）] 4_2 --> 5 5 --> 6[6 支援のつなぎ 民間支援団体 医療機関 社会復帰支援機関 自助グループ 県相談窓口での継続見守り等] </pre>		

3 事業目標等							
成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R8
性犯罪認知件数（総合計画）	目標	—	前年比マイナス	前年比マイナス	前年比マイナス	前年比マイナス	190以下
	実績	411	381	321	228	251	

【指標の考え方】

- ・本事業の目的は、性犯罪をはじめとする性暴力の根絶であることから、性犯罪認知件数の減少を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・前年比で23件増加し、目標未達成。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力対策アドバイザーの派遣により、児童・生徒の発達段階に応じた性暴力の根絶及び被害者の支援に関する総合的な教育を実施している。 ・性暴力加害者相談窓口において、加害者の再犯防止及び社会復帰を支援し、被害者も加害者も出さないための社会づくりに取り組んでいる。
【事業の効率性】	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力対策アドバイザー派遣事業については、効率的な事業実施のため、R3年度まで先行実施校において効果検証を行うこととしている。 ・性暴力加害者対策については、住所等届出、再犯防止及び社会復帰支援を窓口で一元的に実施し、効率的な事業運営を図っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	22,834	57,471	61,244	時 間	1,817	1,817	1,817
(うち一般財源)	22,829	57,451	61,212	人件費（千円）	7,338	7,338	7,338

6 見直しの内容							
継続	(<input checked="" type="checkbox"/> 拡充)	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	一部改善	縮小	（ ）		
終了	(完了)	再構築（他の事業に組み替え）	廃止				
【上記の理由】							
<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力対策アドバイザー派遣の全校実施を開始（公立の小・中・高を対象に全校で実施） ・学校向け事前説明動画の配信や打合せのオンライン化により、新型コロナ感染防止にも配慮した効率的な事業実施体制を確保 							
【見直し内容】							
<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力対策アドバイザー派遣の全校実施及び説明用動画配信等による効率的な事業実施 (+9,699千円) 							

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	飲酒運転撲滅運動推進事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H24
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	1	暴力団撲滅、飲酒運転撲滅及び性暴力根絶の対策の推進	具体的な取組	2	飲酒運転撲滅対策の推進	

1 事業のねらい・目的

令和2年の飲酒運転事故件数は111件と、前年から22件の減少となった。また、全国順位はワースト7位と依然として高い水準であり、飲酒運転の撲滅は未だ道半ばである。飲酒運転撲滅のためには、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という県民意識を定着させていくことが重要である。

また、令和2年6月議会において、更なる撲滅運動の強化と県民の意識改革を推進するため、飲酒運転撲滅条例が一部改正された。

このため、飲酒運転を見かけた場合の通報義務をはじめとする県民の責務、飲食店や事業所の責務の周知、「飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店」の普及拡大など改正飲酒運転撲滅条例の内容を着実に執行していく必要がある。

2 事業概要

○ 飲酒運転撲滅大会・キャンペーンの実施

- ・海の中道事故から10年以上が経過し、痛ましい事故の記憶の風化が懸念される。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という県民意識を確実に定着させるため、キャンペーンを実施するとともに、関係団体等の協力を得て若者に対する啓発を推進していく。

○ 事業所、飲食店及び酒類販売業者等に対する直接訪問活動

- ・交通安全業務従事経験者（県警OB等）の持つノウハウを活用し、関係機関・団体の協力を得ながら、安全運転講習会等の機会の活用や直接訪問により、飲酒運転撲滅条例の周知、通報訓練の実施及び「飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店」の制度周知と登録拡大を図る。

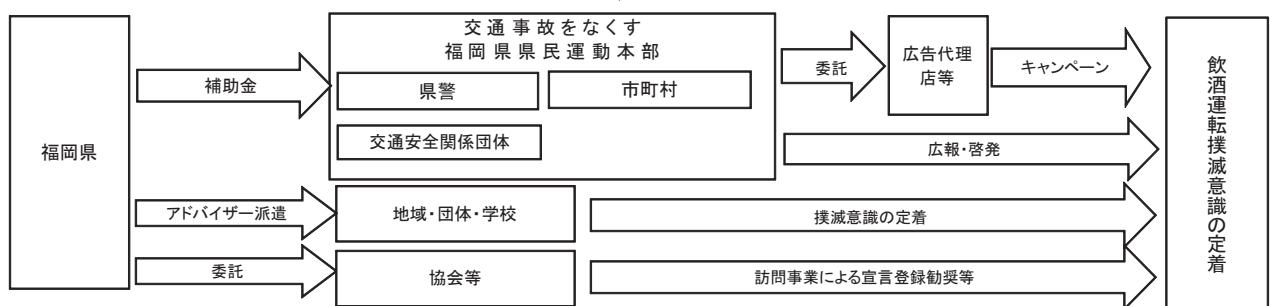
○ 飲酒運転撲滅活動アドバイザーの派遣

- ・飲酒運転撲滅に取り組む市町村、地域団体、学校等に飲酒運転事故の現状やアルコール問題に関する専門家をアドバイザーとして派遣し、講演による啓発を実施

○ 常習飲酒運転者に対する相談窓口の運営

- ・常習飲酒運転者の周囲の者や本人からの相談に応じるための相談窓口を設置し、専門家による電話、面接による相談対応、医療機関や団体等の紹介を行い、飲酒運転の防止を図る。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
飲酒運転事故件数（暦年値） (総合計画)	目標	→	→	120	→	→	→	110以下	60以下
	実績	156	158	126	144	133	111	94	
飲酒運転撲滅宣言企業の登録件数	目標	→	→	50,000	→	→	→	70,000	策定中
	実績	26,085	32,138	48,118	57,509	63,144	66,525	調整中	
飲酒運転撲滅宣言の店の登録件数	目標	→	→	10,000	→	→	→	12,000	策定中
	実績	6,876	9,586	10,150	10,645	11,204	11,495	調整中	

【指標の考え方】

- ・ 飲酒運転撲滅条例に基づく施策を推進し、飲酒運転事故件数のさらなる減少を図るため、平成30年度に策定した第3次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画に定めた指標と同一とする。（飲酒運転事故件数は総合計画目標と同一の数値としている）
- ・ R4の目標値（飲酒運転撲滅宣言企業、飲酒運転撲滅宣言の店）については、令和4年4月に策定予定である第4次飲酒運転撲滅計画と同一の数値とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 改正条例及び第3次飲酒運転撲滅推進総合計画に基づき各種施策を着実に執行し、目標達成に向け全力で取り組む。
- ・ 令和3年の飲酒運転事故件数は、目標達成。
- ・ 令和2年度の飲酒運転撲滅宣言企業の登録数は、66,525事業所で、飲酒運転撲滅宣言の店の登録数は11,495店となり、目標達成に向けて堅調に推移している。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ 全国初の罰則付き飲酒運転撲滅条例の制定と、これに基づく様々な取組みにより、飲酒運転撲滅の意識が県全体に広がり、令和2年は対前年比でマイナスとなった。

【事業の効率性】

- ・ 県、県警察、市町村、関係機関で構成する「交通事故をなくす福岡県県民運動本部」の構成員の各団体と密接に連携を取りながら、全県に及ぶ交通安全施策を効果的に推進している。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	29,610	36,030	40,807	時間	1,875	1,875	1,875
(うち一般財源)	29,610	36,030	40,807	人件費（千円）	7,572	7,572	7,572

6 見直しの内容

継続（拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（）
終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（）

【上記の理由】

- ・ 飲酒運転撲滅条例に基づき、「飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店」の登録拡大や「飲酒運転撲滅キャンペーン」をはじめとした啓発活動に全力を挙げて取り組み、令和2年の飲酒運転事故件数は111件と、前年と比較して22件の減少となった。しかしながら、全国順位は高水準にあるなど飲酒運転の撲滅は道半ばであり、引き続き、県警察、関係団体、市町村、県民が一体となって、撲滅意識の定着を図っていく必要がある。
- ・ 事故加害者の年齢別では40歳代（22.5%）が最多、職業別では建設業が18.9%で最多（建設業を含め約8割が就業者）事故件数が多い40歳代を中心とした就業者（特に建設業）に重点を置いた対策が不可欠である。
- ・ 本年6月、千葉県八街市で飲酒運転のトラックにはねられ、小学生5人が死傷、運転手の業務中の飲酒が報道されており、事業者における運転前・後の酒気帯びの有無の確認の徹底が必要である。

【見直し内容】

- ・ 事業者・従業員への効果的な飲酒運転撲滅意識の定着させるため、飲酒運転撲滅活動推進員が、県内の建設業者（約20,700事業所）を直接訪問し、運転前・後の酒気帯びの有無の確認等の指導や宣言企業の登録勧奨を実施するとともに、宣言企業の管理者への研修を実施（+10,893千円）。
- ・ 効果的な飲酒運転撲滅意識の定着させるため、飲酒運転撲滅活動アドバイザーの講演を聴講した高校生等からその保護者に渡すメッセージカードの作成・配付（+555千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	地域防犯活動活性化支援事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業開始年度	H17
-----	---------------	--	--	-------	---------------------	--------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	1	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

1 事業のねらい・目的	地域における防犯、安全・安心まちづくりに係る各種活動の定着、活性化及び拡大を図ることにより、県民が安心して暮らすことができる安全な地域社会づくりを推進する。					
2 事業概要						

事業名	事業主体	事業の説明
① 安全・安心まちづくり県民の集い (H19～)	県	○ 県内全域の地域防犯活動団体が一堂に集う意見交換会として「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」を開催し、これに併せて「ながら防犯」の広報・啓発を行う。
② 防犯リーダー養成講座 (H17～)	県	○ 地域で防犯活動を牽引するリーダーや地域の見守りの担い手を育成するため、活動のノウハウ等を提供するオンライン講座を開催する。 【対象者】地域防犯活動団体のリーダー、地域防犯活動を始めようとする方 【講師】地域防犯活動団体のリーダー、学識経験者など
③ 防犯活動団体の活動開始支援 (H18～)	地域防犯活動団体	○ 新たな防犯活動の開始に必要な資機材等に係る経費を助成する。 【助成額等】5万円を上限に助成(R3年度：29団体)
④ 防犯対策カメラ設置支援 (H28～)	市町村	○ 街頭犯罪対策を目的に防犯カメラを設置する市町村及び団体に、経費の一部を助成する。 【対象経費】防犯カメラの新規設置に必要な経費
⑤ 安全・安心まちづくりアドバイザー登録・派遣事業 (H20～)	県	○ 先駆的な取組みをしている地域防犯活動団体のリーダーや防犯の専門家等をアドバイザーに委嘱し、地域からの要請に基づき派遣する。 【派遣先】推進協議会、防犯団体、自治会等 【内容】新たな活動手法や団体立上げ等のノウハウを提供するなど協議会及び団体の育成や活動の活性化を図る。 【アドバイザー】防犯リーダー、防犯設備士、まちづくり活動の専門家のうち、先駆的活動や指導的立場で他の団体の指導や講演を行っている人に委嘱。(R3年度：20名)
⑥ 地域防犯活動団体のネット上の交流広場づくり (H20～)	県	○ 地域防犯活動団体間のネットワークを構築し、その活動を活性化するため、インターネット上に交流広場「あんあんネットふくおか」を開設する。 【コンテンツ】団体の紹介、団体相互の情報交換のための掲示板、情報発信・情報提供のためのメール配信システム等

【事業スキーム図】



3 事業目標等								
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
地域防犯活動団体の構成員数	目標	一	183,128	184,295	185,462	186,629	188,000	/
	実績	180,984	183,091	183,799	189,304	182,502	調査中	/
県内の刑法犯認知件数(総合計画)	目標						25,994	
	実績							

【指標の考え方】
令和3年度までは、地域防犯活動団体の構成員数とする。
令和4年度からは、新たに県内の刑法犯認知件数を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
令和2年度における地域防犯団体の構成員数は、目標未達成。
(理由)
地域防犯団体における構成員の高齢化や固定化、担い手不足といった諸問題により、団体の構成員数が減少したため。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施により地域住民の安全・安心まちづくりに対する意識、気運が高まっている。 〔防犯リーダー養成講座（及びオンライン講座）の参加者数 H17：102人（年1回） → R2：342人（年6回）H17～R2：延べ3,365人（計41回）〕 地域防犯活動団体の活動開始支援については、新たに防犯活動を開始する団体に対し県が資機材等の経費を補助することにより、その活性化に寄与している。 〔補助団体数 H18：21団体 → R3年度：29団体 H18～R3：延べ748団体〕 県内で発生した刑法犯認知件数は、毎年減少しており、地域、行政、警察及び学校が連携した地域防犯活動が安全で安心して暮らせる地域社会づくりに寄与している。 〔刑法犯認知件数 H17：約10万7千件 → R2：約2万8千件〕
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> インターネット及び市町村の窓口を通じた広報のほか、県主催行事の参加者や「女性と子どもの安全みまもり企業」の被登録企業へのパンフレットの配付等により、効率的な事業の周知とともに防犯に関する意識の向上、啓発等を図った。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	19,508	21,357	34,826	時 間	6,100	6,100	6,100
（うち一般財源）	19,508	21,357	34,826	人件費（千円）	24,632	24,632	24,632

6 見直しの内容					
継続	（ 拡充 ）	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	一部改善	縮小	）
終了	（ 完了 ）	再構築（他の事業に組み替え）	廃止		）
【上記の理由】					
<ul style="list-style-type: none"> 地域防犯活動団体の活動の定着により、本県における刑法犯認知件数はピーク期（平成14年、約16万8千件）の6分の1以下（令和2年、約2万8千件）まで減少しているが、都道府県での順位は依然として全国第8位（令和2年）の高い水準にあること。 地域によって地域防犯活動の状況に濃淡があること、活動の連携が十分でないこと、リーダー人材やノウハウ等が不足している団体が多いこと等の課題があるため、本事業を継続して実施する必要があること。 地域防犯活動は経済学的な意味での公共財であり、ボランティアのいわば手弁当による活動のみに依存した場合には社会的な過小供給が生じ得るので、公共団体が継続的に支援することが望ましいこと。 					
【見直し内容】					
<ul style="list-style-type: none"> 「デジタル防犯マップ」実証実験終了により事業費を削減。（▲1,545千円） 新しい防犯の手法である「ながら防犯」を県民全体に周知し、取り組む人の数を増やすため、登録・表彰制度や助成制度を整備し、啓発イベントを実施。（+12,036千円） 					

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	犯罪被害者支援事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業開始年度	H20
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	20
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進			具体的な取組	7

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪等の被害を受けた本人とその家族及び遺族（犯罪被害者等）が抱える福祉、雇用、住宅など様々な問題に対する総合相談窓口を開設することにより、犯罪被害者等への支援を行う。 ○ 性暴力被害者に重点化した支援体制を構築し、被害者の早期回復に向けた支援を推進する。 	
2 事業概要	<p>1 犯罪被害者支援</p> <p>(1) 犯罪被害者等に対する支援を総合的に行う窓口（福岡犯罪被害者総合サポートセンター）の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等からの相談に応じる。 ・行政の支援窓口（生活保護や公営住宅など）や専門的な支援機関（DV被害に対する支援など）を紹介。 ・面接相談により、特に精神・心理面の問題の解消を図る。 ・裁判所や警察署、病院などへの付添い支援などにより、不安感などの解消を図る。 <p>(2) 関係機関・団体との連携の強化</p> <p>福岡県犯罪被害者支援協議会（外部の支援機関を含む）及び福岡県犯罪被害者等対策会議（府内会議）を開催。行政、警察、検察庁、法テラス、弁護士会、民間支援団体等の関係機関が連携し、被害者に対する支援を実施。</p> <p>(3) 行政をはじめとする支援に携わる職員に対する研修の実施</p> <p>犯罪被害者等への適切な対応能力の向上、被害者の心情理解、二次被害の防止などを図る。</p> <p>(4) 県民に対する啓発の実施</p> <p>ホームページなどを通じ、犯罪被害者等に対する支援の必要性などの啓発を図る。</p> <p>(5) 犯罪被害者等支援計画の検証・策定</p> <p>福岡県犯罪被害者支援協議会の下に設置した専門委員会議において、現行計画での成果、今後の課題及び第2次計画に盛り込むべき施策について協議し、「第2次計画に向けた提言」を作成。</p> <p>2 性犯罪被害者支援</p> <p>(1) 性暴力被害者に対する「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談（女性相談員が対応）。必要に応じて本人との面接を実施。 ・医療面のケア、警察等への付添、カウンセリングや弁護士相談など総合的な支援を実施。 ・被害直後の被害者の回復に必要な医療費等に対する公費支出。 ・警察へ被害申告しない被害者からの証拠資料の採取。 ・子どもの性被害に対応するため、プレイセラピールームを設置し、心理専門職を配置。 <p>※プレイセラピー：遊びを通して感情や葛藤を表現し、情緒的な安定を図る心理療法</p> <p>(2) センター相談員に対する研修の実施</p> <p>男性や児童への相談対応等を円滑に実施できるよう相談知識やスキルの向上を図る。</p>	

【事業スキーム図】

3 事業目標等		被害者等に対する支援の推進															
	成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4									
	犯罪被害者相談件数 ※R3.12月末現在	目標	500	500	500	500	500	500									
		実績	498	817	787	594	361※										
	性暴力被害者相談件数 ※R3.12月末現在	目標	550	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240									
		実績	2,705	2,556	2,759	5,353	3,933※										
【指標の考え方】																	
○ 犯罪被害者相談件数	・福岡犯罪被害者総合サポートセンター（以下、「総合サポートセンター」という。）への相談件数を指標として設定する。																
	・H27以降は、H26の目標相談件数700件に、性犯罪相談の減少率を0.3とし、500件とする。（H24性犯罪相談件数割合((127件/460件=27.6%)）																
○ 性暴力被害者相談件数	・性暴力被害者支援センター・ふくおか（以下、「性暴力被害者支援センター」という。）への相談件数を指標として設定する。																
	・H29以降は、H28の目標相談件数550件に、24時間化後の相談増加件数690件を加え、1,240件とする。 (98件(H28年4~7月の1月平均の相談件数) - 41件(H26年度の1月平均の相談件数)) × 12か月 = 684件 550件(H28目標) + 690件 = 1,240件																
【目標達成状況、未達成のときはその理由】																	
○ 犯罪被害者相談件数	・平成30年度以降は目標を達成。																
	○ 性暴力被害者相談件数 ・目標達成。																
4 有効性・効率性	【事業の有効性】																
	・総合サポートセンター及び性暴力被害者支援センターにおいて、相談から付添い支援等までをワンストップで対応することで、様々な問題を抱える犯罪被害者等に対し、効果的な支援を実施している。 ・総合サポートセンター及び性暴力被害者支援センターの運営を、専門的なノウハウを持つ（公社）福岡犯罪被害者支援センターに委託することで、犯罪被害者等にとって効果の高い支援となっている。 ・（公社）福岡犯罪被害者支援センターは、福岡県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体であり、警察からの情報提供による早い段階での支援ができることで、支援を必要とする犯罪被害者等に対し、有効な支援を実施している。 ・行政をはじめとする支援に携わる職員を対象とした研修会や支援協議会等の開催により、犯罪被害者等に対する理解増進や関係機関の連携強化が図られている。 ・性暴力被害者支援センターでは、プレイセラピーの導入により、若年被害者に対する適切な支援を実施している。																
	【事業の効率性】																
	・総合サポートセンター及び性暴力被害者支援センターの運営を（公社）福岡犯罪被害者支援センターに委託することにより、公益社団法人に在籍する各分野の専門家（臨床心理士、医師、社会福祉士、弁護士、大学教授等）が携わることになり、相談・支援業務の適正化・効率化や人件費の削減に繋がっている。また、相談員の確保や養成に係る事務が削減されている。																
5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4										
歳出	60,129	69,879	73,904	時間	3,600	3,600	3,600										
(うち一般財源)	43,326	53,029	36,610	人件費(千円)	14,537	14,537	14,537										
6 見直しの内容																	
継続 (拡充)		改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）			一部改善		縮小)										
終了 (完了)		再構築（他の事業に組み替え）			廃止)												
【上記の理由】																	
・第2次福岡県犯罪被害者等支援計画（計画期間：R4～R8）に基づき、福岡犯罪被害者総合サポートセンターの相談機能の強化、犯罪被害者等の経済的負担軽減策の充実、犯罪被害者等支援に関する県民等の理解を深める広報啓発の強化等を実施。																	
【見直し内容】																	
・犯罪被害者総合サポートセンターへのコーディネーターの配置 (+5,314千円) ・犯罪被害者見舞金補助制度の創設 (+2,250千円)																	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	高齢者運転免許自主返納促進事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業開始年度	H28
-----	-----------------	--	--	-------	---------------------	--------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	8	交通安全対策の推進	

1 事業のねらい・目的	高齢者の運転免許自主返納を促進し、高齢者が加害者となる交通事故の抑止を図る。	
2 事業概要	<p>○ 高齢者運転免許自主返納促進事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う高齢者の運転免許自主返納支援事業に対する助成 補助率：2分の1 補助限度額：返納者1人につき2,500円 補助対象経費：70歳以上の自主返納者及び運転経歴証明書を有する期限切れ失効者に対するコミュニティバス回数券の交付等の支援にかかる経費 	
【事業スキーム図】		
<pre> graph LR 県([県]) -- 補助金 --> 市町村([市町村]) 市町村 -- 無料・割引交通券配付 --> 自主返納の促進([自主返納の促進]) </pre>		

3 事業目標等							
成果指標	目標	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県内交通事故発生件数（暦年値）	目標	R2年までに36,000件以下				—	
	実績	34,862	31,279	26,936	21,495	—	—
県内交通事故死者数（総合計画）（暦年値）	目標	R2年までに100人以下				—	
	実績	139	136	98	91	—	—
高齢運転者事故件数（暦年値）	目標	—	—	—	—	4,774	前年実績値以下
	実績	—	—	—	4,774	4,424	

【指標の考え方】
 高齢者の運転免許自主返納を促進し、高齢者が加害者となる交通事故の抑止を図ることが目的であることから、令和3年からの成果指標を高齢運転者による事故件数に変更する（前年実績値以下を翌年の目標数値とする）。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ・県内交通事故発生件数及び県内交通事故死者数について、令和2年は目標達成。
 ・高齢運転者事故件数について、令和3年は目標達成。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業を活用する市町村数は、増加 (H28:8 → H29:23 → H30:29 → R1:31 → R2:41 → R3:41市町村) しており、支援の取組を拡大する観点において有効と考える。 <hr/> <p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主返納支援事業を実施する市町村に対して、上限を設けて助成する枠組であることから、効率性における問題はないと考える。
--------------------------------------	---

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3当初	R4
歳 出	11,612	23,101	20,726	時 間	730	730	730
(うち一般財源)	11,612	23,101	20,726	人件費（千円）	2,948	2,948	2,948

6 見直しの内容							
継続	(拡充	改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの)		一部改善		縮小)	
終了	(完了	再構築 (他の事業に組み替え)		廃止)			
【上記の理由】							
・本補助事業の活用市町村は増加する見込みがあるため (R3:41市町村→ R4:47市町村 (新たに6市町村が実施を検討中))。							
【見直し内容】							
・補助金交付団体数の増加 (R3:41市町村→ R4:47市町村 (新たに6市町村が実施を検討中))							

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	自転車安全利用条例推進事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H29
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な 取組	8	交通安全対策の推進	

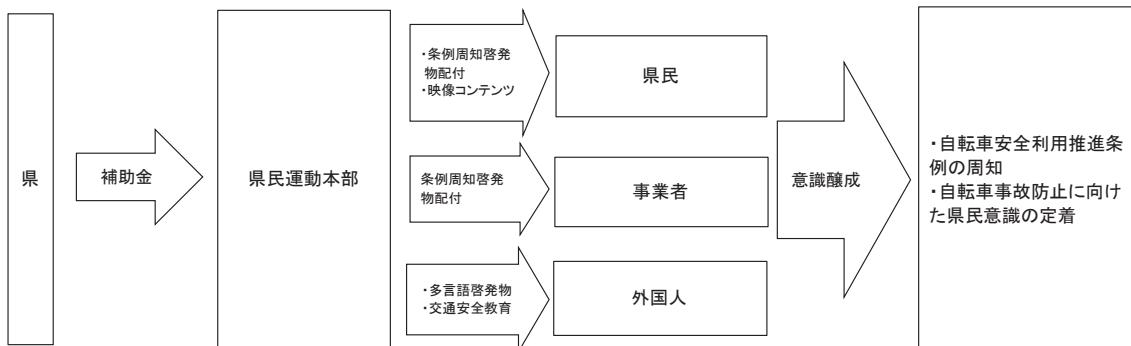
1 事業のねらい・目的

- 道路交通法、自転車安全利用条例に基づき、自転車利用に係る交通ルールの周知を徹底し、ルール順守、マナーアップを図り、交通事故抑止につなげる。

2 事業概要

- 自転車損害賠償保険等（以下「自転車保険」という。）の加入義務化を含む自転車安全利用条例の周知徹底
広く県民を対象に、自転車利用に係るルールの周知徹底、遵守の意識を確立するとともに、自転車安全利用条例の内容を周知するため、ポスター やリーフレット等を作成し、市町村、自転車販売店等へ配布
 - ・事業者…交通安全協会が開催する安全運転管理者講習や自転車安全利用に係る各種講習会等においてリーフレットを活用し周知
 - ・留学生、外国人就労者…多言語チラシ（英・中・韓・ベトナム・ネパール・フィリピン語）を作成し、日本語教育学校、監理団体等を通じて周知
 - ・インターネット広告等を活用した啓発
- 自転車貸付業者が保険に加入していることを明示するステッカーを作成し、配布
- 日本語学校における交通安全教育
・警察と連携し、日本語学校において、道路上の出来事をモニター上で疑似体験できる自転車シミュレーターを活用した交通安全教育の実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	目標	H30	R1	R2	R3	R4
自転車関連事故発生件数（対歩行者）（暦年値）	目標 実績	— —	— 117	117以下 109	117以下 107	117以下

【指標の考え方】

- ・改正自転車条例に基づき、交通ルールの遵守及びマナーアップを一層推進し、もって交通事故を抑止することを目的としていることから、令和2年からの成果指標を「自転車関連事故発生件数」のうち、対歩行者事故の件数とする（令和元年実績値以下を令和2年以降の目標数値とする）。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・自転車関連事故発生件数（対歩行者）について、目標達成。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県自転車安全利用条例を令和2年に改正し、自転車保険への加入を義務化したことによって、自転車の安全利用に対する意識が県全体に更に浸透すると同時に自転車保険の加入率も増加している。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 県、県警察、市町村、関係機関で構成する「交通事故をなくす福岡県県民運動本部」の構成員の各団体と密接に連携を取りながら、全県に及ぶ交通安全施策を効果的に推進している。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	9,608	8,211	11,747	時間	938	938	938
(うち一般財源)	9,608	8,211	11,747	人件費（千円）	3,788	3,788	3,788

6 見直しの内容
<p>継続（<input checked="" type="checkbox"/>拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（<input type="checkbox"/>完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
【上記の理由】 令和2年10月からの自転車保険への加入義務化に伴う周知啓発の更なる拡充を図る必要があるため。
<p>【見直し内容】 自転車を車両として捉え、交通ルール及びマナーを守り、安全で適正に利用する意識を定着させるため、以下のとおり啓発を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車保険加入率の低い20歳代の若者（新入社員等）及び70歳代の高齢者向けにチラシ・ポスターを作成し、商工会・商工議所、老人クラブ・社会福祉協議会へ配布、掲示を依頼する。（+219千円） 幅広い年齢層が視聴するYoutubeに自転車保険加入を呼び掛ける啓発動画広告を掲載する。（+2,456千円） 県と包括連携協定を締結している損害保険会社等と連携し、チラシ等を作成することで県民の自転車保険加入率の更なる向上を図る。（+55千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名		悪質商法被害防止強化事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H18
総 合 計 画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	3	暮らし・食品の安全の推進	具体的な取組	1	消費生活の安全・安心の確保	

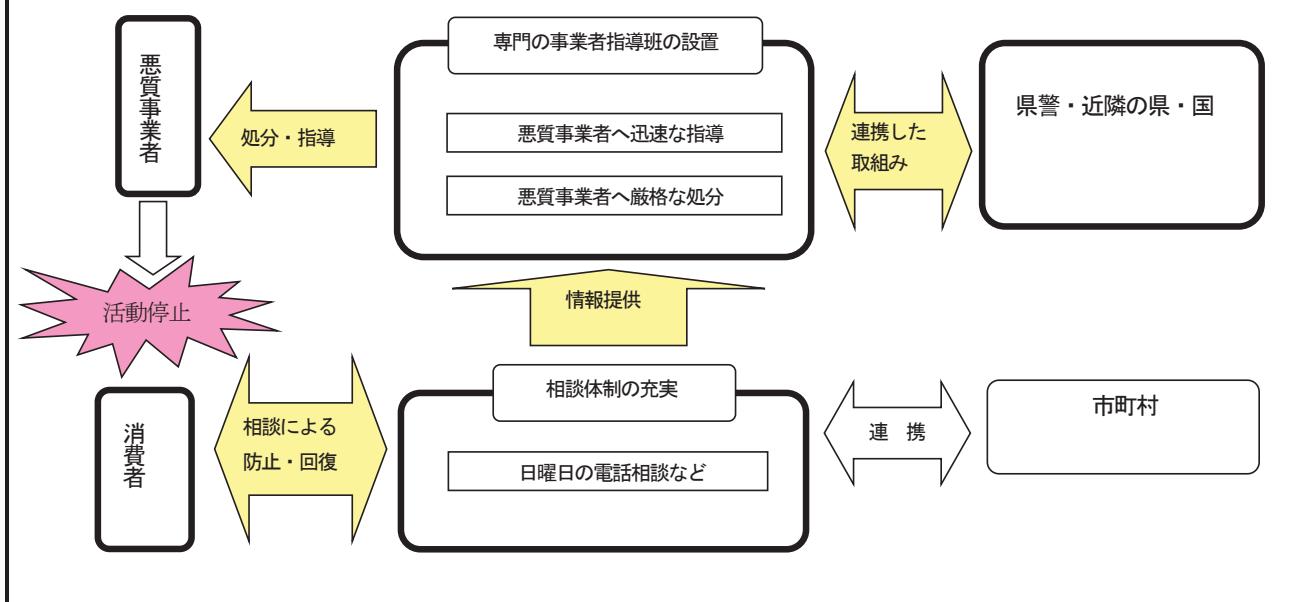
1 事業のねらい・目的

高齢者等をターゲットとした悪質商法の被害が多発し、その手口が悪質化、巧妙化している。相談体制の充実及び悪質事業者への処分・指導を強化して、悪質商法による消費者被害の回復及び拡大防止を図る。

2 事業概要

- 相談体制の構築
 - ・消費生活センターにおける日曜電話相談の実施による、緊急な消費者トラブルの救済（平成18年度）
(クーリングオフの手続などの対応策を迅速に講じることで消費者の被害防止・回復を図る。)
 - ・高齢者の家族など、周辺の方々が相談するための専用回線の設置（平成20年度～）
 - 悪質事業者に対する指導
 - ・専門の事業者指導班（現在の事業者指導課）を消費生活センター内に設置。（平成21年）
相談を通じ得た情報も活用しながら、県警等関係機関と連携し、悪質事業者に対する処分・指導を強化することで、被害の拡大を未然に防ぐ。

【事業スキーム図】



3 事業目標等															
成果指標			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
行政処分・指導件数	目標	30件													
	実績	11件	13件	11件	19件	20件	27件	28件	21件	26件	29件	30件	30件	30件	集計中

【指標の考え方】

- 平成21年度から専門の事業者指導班（現在の事業者指導課）を設置し、悪質事業者の行政処分や行政指導の強化を図ることとなつたため、事業者に対する行政処分・指導件数を指標とする。（過年度の行政処分・指導件数の推移を踏まえ、30件の目標値を設定）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年度は、30件の行政処分・指導を実施しており、目標を達成している。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 日曜日の電話相談については、平日に勤務する消費者に迅速に対応することで、被害の防止・回復に寄与している。 専門の事業者指導課を設置し、悪質な事業者に対して処分・公表を行うことで、当該事業者の活動停止はもとより他県からの流入防止による悪質事業者による消費者被害の防止に寄与している。
5 事業費（千円）	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 日曜日の電話相談及び専門の事業者指導課に係る当該事業費は、体制を維持するための最小限の人件費、事務費を計上している。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	4,945	5,647	5,643	時 間	1,875	1,875	1,875
(うち一般財源)	2,738	3,224	3,229	人件費（千円）	7,572	7,572	7,572

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- 悪質商法に係る取引行為は、多様化、巧妙化し、活動範囲も広域化の傾向にあることは変わりなく、これらに対応するためには、供述の証拠能力を高めるためにより多くの消費者供述を確保するとともに、高度な検査技術等を持った専門機関との連携を図るなど一層の事務が求められるところであり、また、国や他県と連携した広域的な調査も不可欠なものとなっている。
- さらに、処分未実施県への悪質事業者の流入が起きていることから、本県消費者の安心・安全を確保するためには、不断の対応が必要であるとともに、調査能力の維持向上が欠かせないことから、現行体制の確保及び事業の継続は不可欠である。

【見直し内容】

- 国や他県と情報交換を行い、悪質業者の動向、最新の法解釈・擬律判断、調査手法の知識を共有しつつ、広域事業者については連携して対応することで調査・指導・処分の効率化を図る。
- 早期に指導を実施することで、行政の監視体制と脱法の困難性を事業者に認知させ、悪質事業者の広域化を未然に防ぐ。
- 処分に対する行政訴訟リスクに備え、弁護士による法律相談や専門機関による鑑定などを実施するなどして、証拠資料の確保に努める。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	消費者行政活性化事業 (巣立ち応援事業)		部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課		事業開始年度	R1	
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる		中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	3	暮らし・食品の安全の推進		具体的な取組	1	消費生活の安全・安心の確保	

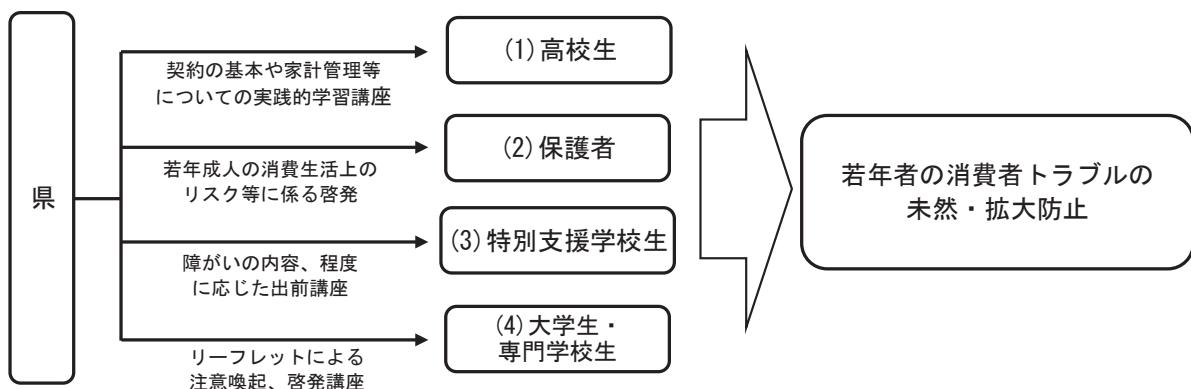
1 事業のねらい・目的

- 成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が、令和4年4月に施行されることに伴い、これまで未成年者取消権で保護されてきた18~19歳の若者が消費者被害に遭うことが懸念される。
- 高校生を中心とした若年者やその保護者に対し、出前講座等による実践的な消費者教育を実施し、若年者の消費者トラブルの未然・拡大防止を図る。

2 事業概要

- (1) 高校生向け（県立・私立）講座
高校生向けの実践的学習講座。契約の基本や家計管理について、事例等を元に実践的に学び、リスク対応方法を身につける。
- (2) 保護者向け講座
PTA総会などを活用し保護者等が行う家庭教育を支援するため、保護者に対し、成年となることに伴うリスク等について啓発する。
- (3) 特別支援学校生（高等部）向け講座
障がいの内容、程度に応じ、ロールプレイや寸劇等により実践的に学ぶことのできる出前講座を実施する。
- (4) 大学生・専門学校生等向け啓発
学生向けの注意喚起リーフレットを作成し、新入生オリエンテーション等で配付する。希望する学校には、講師を派遣し、啓発講座を実施する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	H30	R1	R2	R3
消費者教育講座の実施回数	目標 —	187	186	189 集計中

【指標の考え方】

- 県内の県立・私立高校及び特別支援学校（高等部）の数：189校（県立高校116校（全日制93校、定時制23校）、県立特別支援学校13校、私立60校）
- 改正民法が施行される令和4年4月1日に一斉に成年になる、又は（令和4年度中の）誕生日が来たら成年になる高校生全員（平成14年度～平成16年度生まれ）が実践的な消費者教育を受けることができるよう、県内の全県立・私立高校において講座を実施することを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

未達成

大半の高校において出前講座を実施したが、学校行事等の都合や新型コロナウイルス感染症の影響で出前講座を実施できない高校があった。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 ・令和4年度から成年年齢が引き下げられ、18歳から保護者の同意なく契約できることになるため、若年者（高校生、大学生等）の消費者被害の未然防止・拡大防止に寄与している。
	【事業の効率性】 ・公募型プロポーザル方式で事業者を選定・委託することで、質の高い啓発事業を実施するとともに、当該事業に係る事務負担を軽減している。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	12,896	15,172	-	時間	586	586	-
（うち一般財源）	6,449	7,587	-	人件費（千円）	2,367	2,367	-

6 見直しの内容	継続（ 拡充 終了 ）	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの 完了 ）	一部改善 再構築（他の事業に組み替え）	縮小 廃止 ）
【上記の理由】 令和4年度から新学習指導要領が全面施行され、教育現場における消費者教育が充実することから、当初の予定どおり、令和3年度をもって本事業を終了することとするもの。				
【見直し内容】 特になし				

(様式 1 号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	学習ボランティア派遣事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局政策課	事業開始年度	H 28
-----	--------------	-------	------------------------------	--------	------

総合計画	4つの柱	1 世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	1 次代を担う「人財」の育成
	小項目	1 学校教育の充実	具体的な取組	1 学力・体力の向上

1 事業のねらい・目的

福岡県立大学は、筑豊地域に所在する公立の福祉系大学であり、保健・医療・福祉の分野において活躍する人材を輩出するとともに、地域に開かれた大学として地域と連携した取組みを積極的に展開している。

福岡県立大学が市町村等の学力向上事業を支援することにより、筑豊地域の小学生・中学生の学力向上を図るとともに、より職業生活に近い継続的なボランティア活動を通して、対人支援職（看護師や保育士等）に就く福岡県立大学生の職業人としての資質向上を図る。

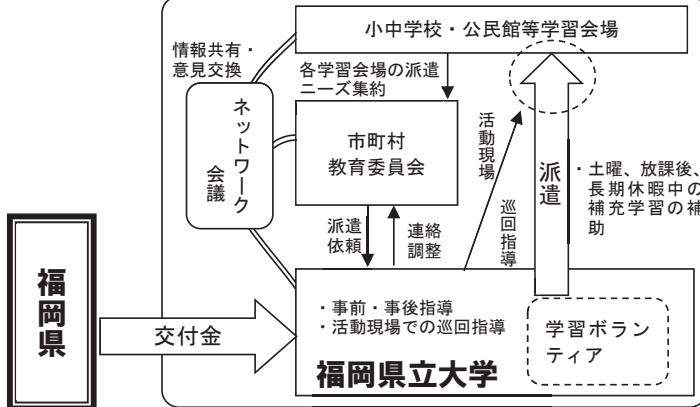
2 事業概要

- (1) 学習ボランティア（福岡県立大学生）の市町村への派遣
市町村教育委員会と連携し、各市町村等が主催する小中学校等での補充学習の場に学習ボランティアを派遣
・主な派遣機会：土曜日、放課後、長期休暇中の補充学習の補助

(2) 質の高い学習ボランティアの育成（事前・現地・事後指導）
教員免許所持者、スクールソーシャルワーカー相当者が指導員となり、学習ボランティアとして派遣される学生を各段階で指導
・主な指導内容：学習ボランティアへの教育方法や内容についての随時の指導
　　学生の活動記録に基づく事後の指導
　　学習ボランティアの活動現場に出向いての巡回指導（23か所×年6回=138件）

福岡県立大学、学習ボランティア（福岡県立大学生）、筑豊地域の市町村職員等を対象に、情報共有、意見交換のためのネットワーク会議を開催

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
派遣圏域数	目標	2圏域	3圏域	3圏域	3圏域	3圏域	3圏域
	実績	2圏域	3圏域	3圏域	3圏域	2圏域	2圏域※
学習ボランティア派遣延べ人数	目標	—	—	—	1,750	1,750	1,750
	実績	1,430	1,729	1,799	2,036	1,407	調査中

*派遣圏域数のR3実績は令和3年12月末時点の数値。

【指標の考え方】

- ・筑豊地域の市町村等に学習ボランティアを派遣する指標として、派遣圏域数を設定する。（H28は飯塚・嘉穂圏域と田川圏域の2圏域、H29以降は直方・鞍手圏域を加えた3圏域）
 - ・学生の学習ボランティア派遣に関する指標として、学習ボランティア派遣延べ人数をR1から成果指標に加える。
※70人（H29実績：68人）の学習ボランティアが、年間に25回（H29平均：25回）派遣されると想定

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和2年度は派遣圏域2圏域（飯塚・嘉穂圏域、田川圏域）、学習ボランティア派遣延べ人数1,407人と、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、目標値を下回った。※派遣市町村数は、平成28年度4市町から令和2年度8市町となっており、着実に増加している。（ボランティアへの謝金や会場の借上げに係る経費等は市町村負担）

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日や放課後等に行われる補充学習に、令和2年度は1,852人の児童生徒が登録している。継続的な学習支援を実施することで、児童生徒の学習習慣の定着が図られている。 ・福岡県立大学生については、平成28年度に延べ1,430回、平成29年度に延べ1,729回、平成30年度に延べ1,799回、令和元年度に延べ2,036回、令和2年度に延べ1,407回と、積極的にボランティア活動に参加している。継続的なボランティア活動及び事前・現地・事後指導により、参加した学生の対人支援職に就く職業人としての意識醸成・資質向上に寄与している。
【事業の効率性】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県立大学が事業を主体的に実施することで、大学が有する人的・物的資源を活用して派遣学生に専門的な指導を行うことができるとともに、補充学習の場に同じ学生を派遣することによって、継続した学習指導の実施、質問しやすい環境の構築が可能となるなど、効率的な事業の実施につながっている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	6,597	11,677	—	時 間	265	265	—
(うち一般財源)	6,597	11,677	—	人件費（千円）	1,071	1,071	—

6 見直しの内容	
継続 (拡充	改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの)
終了) (完了	一部改善
再構築 (他の事業に組み替え)	縮小)
廃止)	
【上記の理由】	
○ 学習ボランティア派遣事業	
・福岡県立大学においては、平成28年度から学習ボランティアの育成や派遣を実施し、筑豊地域の小学生・中学生の学力向上を図るとともに、より職業生活に近い継続的なボランティア活動を通して、対人支援職に就く福岡県立大学生の職業人としての資質向上を図っている。	
・こうした取組みの状況の中、市町村との調整等の事業運営方法が確立し、大学独自で実施していく体制が一定程度整ったため、県からの助成を終了する。	
【見直し内容】	
特になし	

(様式 1 号)

R3 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	アジア青少年交流事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局政策課	事業開始年度	H23
総合計画	4つの柱	1	世界を視野に未来を見据えて成長し、発展する	中項目	1	次代を担う「人財」の育成	
	小項目	3	グローバル社会で活躍する青少年の育成	具体的な取組	1	世界にはばたく青少年の応援	

1 事業のねらい・目的

「アジアをリードし、新社会を築く若者の育成」

- ・県内青年を積極的に海外に派遣することで、若者の内向き志向を打破し、国際的な視野を持ったリーダーを目指す若者を育成する。

2 事業概要

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全ての補助対象プログラムが中止となった

「世界に打って出る若者育成事業」

県内の高校・大学等が実施する海外体験プログラムを支援することで、若者の海外への興味・関心を高め、将来、長期の海外留学や調査研究、海外勤務等の活動に取り組むような世界に打って出る若者の育成を目指す。

① 補助対象

県内の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(2年制以上)、高等学校、特別支援学校高等部、高等専修学校(3年制)

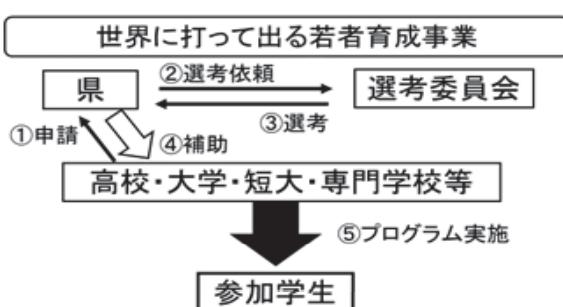
② 補助対象プログラム

県内の高校・大学等が主催し、将来、長期の海外留学や調査研究又は海外勤務等の多様な活動を起こすきっかけとなる活動内容や取組みを実施する海外体験プログラム(渡航期間1か月以内)

③ 補助金額

プログラム参加費用の定額補助(1プログラムあたり、アジア:70万円、アジア以外:150万円を上限)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
海外研修により意識向上が図られた生徒・学生の率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100% (165人)	100% (204人)	100% (190人)	100% (183人)	中止	中止	

※実績の(人)は参加者数。R3は中止の見込み。

【指標の考え方】

参加者のうち、海外への興味・関心に対する意識向上が図られた生徒・学生の占める率を指標とし、事業実施後の参加生徒・学生のレポート等により確認する。全参加者の意識向上を目標とする。

成果指標		R2	R3	R4
参加生徒・学生以外の生徒学生への意識向上を図る取組の実施校の率	目標	—	100%	100%
	実績	—	中止	

※実績の(校)はプログラム参加校数。R3は中止の見込み。

【指標の考え方】

プログラム実施校が、本事業に参加した生徒・学生の意識向上のみならず、参加していない自校の生徒・学生にも本事業の実施効果を波及させるような取組を実施した学校の率を指標とし、取組実施後の報告により確認する。プログラム実施校のすべての取組実施を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全ての補助対象プログラムが中止となったため、目標は未達成。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 事業に参加することで海外への関心度が高まったなどの刺激を受けている。 <p>(R元年度プログラム参加レポート・報告書から抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修を通して、海外でも活動できる仕事に就きたいと思った。他国の文化に触れ、現地の人とコミュニケーションをとることで、思っていた以上の大きな楽しさと喜びを感じた。(イギリス) 独自の文化や歴史を学ぶことができ、将来自分が海外で働くイメージを持つことができた。(ニュージーランド) カンボジアで働いている日本人の方々の活躍を見て、自分も日本という枠にとらわれず、世の中で必要とされる仕事ができるようになりたいと思った。(カンボジア) 日本での生活が恵まれている環境にあるということに感謝するとともに、将来海外の子どもたちと関わるような職に就きたいと思った。今回の経験で自分の新たなやりたいことが見つかった(マレーシア) 国際社会で活躍する卒業生との交流を通じて、卒業生の仕事に対する情熱と後輩に対する熱い思いに触れ、国境を越えて世のため人のために貢献したいという思いを新たにすることができた。(アメリカ)
【事業の効率性】	
<ul style="list-style-type: none"> 各高校、大学等が実施する海外研修プログラムを補助することで、各学校の教育理念、特色を生かしつつ、県が直接実行するよりも効率的に海外への視野を広める研修を実施することができる。 	

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	167	14,350	14,349	時間	900	900	900
(うち一般財源)	167	14,350	14,349	人件費（千円）	3,635	3,635	3,635

6 見直しの内容
(繼続) (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> グローバル社会が急激に進展する中で、国際的な視野を備え世界を舞台に活躍する青少年を育成する必要があり、そのためには特に若い内からの海外体験が重要である。 一方で、日本人の海外留学者数は、H16 年度の 82,945 人に対し、H30 年度は 58,720 人と低い水準が続いており、依然として若者の内向き志向が全国的に懸念されている。 このため、県内の高校・大学等が主催する海外研修プログラムに参加する生徒への継続的な支援を通して、国際的な視野を備え、地域はもとより世界を舞台に活躍する青年の育成を図る。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> 海外体験プログラムに参加した生徒・学生に対して、事業の効果や課題等を客観的に把握するため、共通フォーマットを用いたアンケート調査を実施する等、事業内容の改善点を検証しながら、引き続き事業の充実を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	高等学校英語力向上支援事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 私学振興課	事業開始年度	H27
-----	---------------	--	--	-------	------------------------------------	--------	-----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	1	次代を担う「人財」の育成	
	小項目	3	グローバル社会で活躍する青少年の育成	具体的な取組	2	外国語能力の向上	

1 事業のねらい・目的	
-------------	--

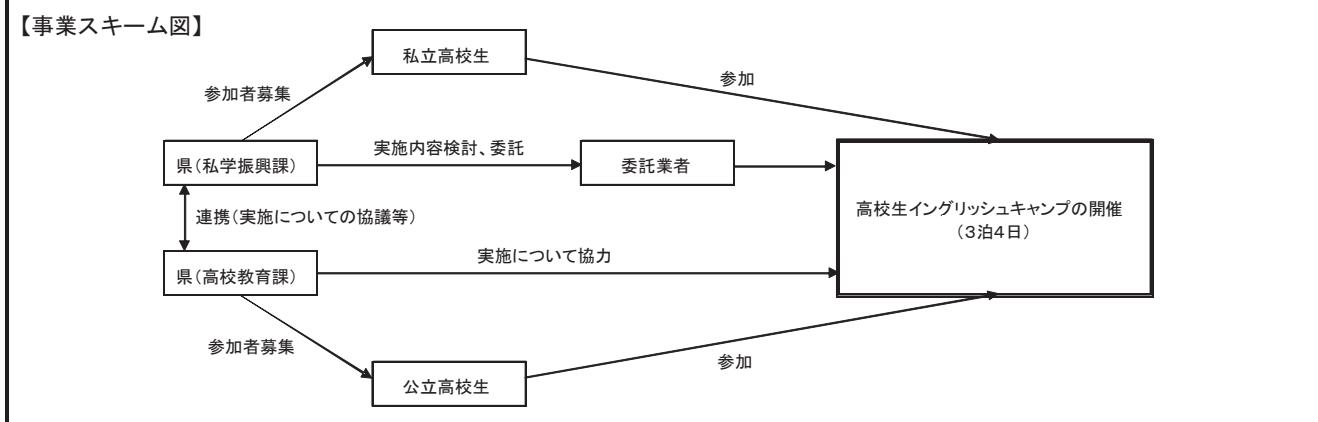
- 本県の各高等学校の英語教育の充実のため、イングリッシュキャンプを通じて生徒の英語の学習意欲向上と実践的英語コミュニケーション能力の向上を図る。

2 事業概要	
--------	--

○高校生イングリッシュキャンプの開催

- (1) 対象：県内公私立高校生 70名（英語検定準2級、2級程度の英語力を有する生徒）
 (2) 期間：3泊4日
 (3) 内容：
 ・海外渡航体験（疑似入国審査）
 ・外国人講師との異文化交流
 ・グループワーク（プレゼンテーション、ディベート）
 ・英語民間資格・検定試験対策講座（英語の4技能（読む・聞く・話す・書く）強化対策）
 ・英語日記
 ・日本人スタッフによる講話

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止。



3 事業目標等	
---------	--

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
高校生イングリッシュキャンプの参加生徒数 (H27～28)	目標	100名	100名	—	—	—	—	—
	実績	70名	70名	—	—	—	—	—
イングリッシュキャンプ参加後の英検等外部検定・ 資格の取得割合 (H29～)	目標	—	—	20%	40%	40%	40%	40%
	実績	—	14.3%	35.7%	31.9%	26.8%	—	—

【指標の考え方】

- 事業目的（生徒の英語の学習意欲向上、実践的英語コミュニケーション能力向上）に係る達成度として「参加者のキャンプ後の英検等外部検定・資格の取得割合」を指標とする。
 ※平成28年度までは「高校生イングリッシュキャンプの参加生徒数」を成果指標としていたが、事業効果の判断が難しいことから、指標を変更した。
 ○ 指標については、イングリッシュキャンプ参加者全体のうち、イングリッシュキャンプ参加後、6ヶ月以内に英検等の外部検定・資格試験を受験し、合格した生徒の割合とする。
 ○ 目標値については、H30イングリッシュキャンプ参加者アンケート結果から、イングリッシュキャンプ参加後の外部検定・資格試験の合格率（31.9%）を上回る40%に設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

目標達成状況

- R3は新型コロナウイルス感染症の影響により、イングリッシュキャンプが中止となったため目標未達成。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】									
	<ul style="list-style-type: none"> R1年度において、2泊3日の間、原則日本語禁止とし、実践的な英語力の向上を目指した内容を実施したことで、生徒の英語力向上への意識、英語のコミュニケーション能力の更なる向上を図ることができた。 イングリッシュキャンプ参加後に実施したアンケートにおいては、約7割の生徒が「英語等の学習意欲が高まった」、約6割の生徒が「英語力が向上した」と回答している。また、約7割の生徒が参加後に英検等外部検定・資格試験を受験しており、英語学習に対する意欲の高まりが見られ、本事業の実施により一定程度成果があったと考えられる。 									
	○令和元年度参加者アンケート（回答者66名） <ul style="list-style-type: none"> ・イングリッシュキャンプ後の参加者自身の変化 <table> <tr> <td>ア 英語等の学習意欲が高まった</td> <td>49名／67名</td> <td>73.1%</td> </tr> <tr> <td>イ 英語力が向上した</td> <td>42名／67名</td> <td>62.7%</td> </tr> <tr> <td>ウ 海外留学（ホームステイを含む）について 興味が高まった</td> <td>30名／67名</td> <td>44.8%</td> </tr> </table> ・イングリッシュキャンプ後の英検等外部検定・ 資格試験の受験者数 	ア 英語等の学習意欲が高まった	49名／67名	73.1%	イ 英語力が向上した	42名／67名	62.7%	ウ 海外留学（ホームステイを含む）について 興味が高まった	30名／67名	44.8%
ア 英語等の学習意欲が高まった	49名／67名	73.1%								
イ 英語力が向上した	42名／67名	62.7%								
ウ 海外留学（ホームステイを含む）について 興味が高まった	30名／67名	44.8%								
	【事業の効率性】									
	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度は英語検定3級～2級程度の英語力を有する生徒を対象としていたが、平成28年度から準2級及び2級程度の英語力を有する生徒に絞り込み、レベルの高いイングリッシュキャンプを実施することで、生徒の英語力向上への意識、英語のコミュニケーション能力の更なる向上を図った。 平成27年度は民間施設で実施していたが、平成28年度から実施施設を県有施設に変更し、施設利用に係る経費を抑えすることで、外国人講師を多数配置し、少人数指導を実施することとした。 									

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	0	4,361	—	時 間	10	10	—
(うち一般財源)	0	4,361	—	人件費（千円）	41	41	—

6 見直しの内容
継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小 ）
（終了）（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> 異文化を理解し、多様なバックグラウンドの人々と通じ合えるグローバル人材の育成のため、イングリッシュキャンプの取組をステップアップした「Stanford e-Fukuoka」プログラムを導入するため、今年度で終了。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> 特になし

事業名	私立学校英語教育強化事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局私学振興課		事業開始年度	H30
総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	1	次代を担う「人財」の育成		
	小項目	3	グローバル社会で活躍する青少年の育成	具体的な取組	2	外国語能力の向上		

1 事業のねらい・目的
<ul style="list-style-type: none"> ・高校生の英語力向上 ・民間試験受験における経済的理由による受験機会の格差是正
2 事業概要
<p>1 事業内容</p> <p>大学進学希望者など英検等受験希望者に対して、英検準2級等取得の受験料を1年生から3年生まで各学年1回受験する費用について、R5年度まで補助する。</p> <p>2 補助対象者</p> <p>私立高校生及び大学入試資格が付与されている私立専修学校高等専門課程（3校）（第1学年～第3学年）の生徒で、保護者等が高校生等奨学給付金受給対象者</p> <p>3 補助額</p> <p>受験料の1/2（上限3,450円）</p> <p>4 補助対象検定</p> <p>英検準2級、GTEC CBT、GTEC for STUDENT、TOEFL、TOEIC等 CEFR（※） A2レベル以上</p> <p>※CEFR: 外国語の学習・教授・評価のための欧洲協議会が発表したヨーロッパ共通参照区分</p>
【事業スキーム図】
<pre> graph LR A[福岡県 (私学振興課)] -- ①募集通知 --> B[高等学校等] B -- ②申請書を配布 --> C[生徒 (保護者県内在住)] C -- ③申請書提出 --> B C -- ④申請書提出 --> A A -- ⑤補助金の交付 --> C B -- ⑥補助金の交付 --> C </pre>

3 事業目標等																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>基準(H29)</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私立高校生の英検準2級取得程度の割合</td> <td>目標 実績</td> <td>30% 20.1%</td> <td>40% 30.4%</td> <td>50% 34.3%</td> <td>50% 33.5%</td> <td>50% 33.6%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動指標</th> <th>基準(R2)</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金の申請があった学校数</td> <td>目標 実績</td> <td>24校 24校</td> <td>24校 調査中</td> <td>24校 </td> </tr> </tbody> </table>	成果指標	基準(H29)	H30	R1	R2	R3	R4	私立高校生の英検準2級取得程度の割合	目標 実績	30% 20.1%	40% 30.4%	50% 34.3%	50% 33.5%	50% 33.6%	活動指標	基準(R2)	R3	R4	R5	補助金の申請があった学校数	目標 実績	24校 24校	24校 調査中	24校
成果指標	基準(H29)	H30	R1	R2	R3	R4																		
私立高校生の英検準2級取得程度の割合	目標 実績	30% 20.1%	40% 30.4%	50% 34.3%	50% 33.5%	50% 33.6%																		
活動指標	基準(R2)	R3	R4	R5																				
補助金の申請があった学校数	目標 実績	24校 24校	24校 調査中	24校 																				
【成果指標の考え方】																								
<ul style="list-style-type: none"> ・私立高校生の英語力がどの程度向上しているか判断するため、CEFR A2以上（英検準2級以上）の英語力を有する私立高校生の割合を成果指標とする（H29年を基準とし、毎年10%上昇を目指しているが、R3年の目標が達成できなかったため、R4年の目標は引き続きR2年と同様50%とする）。 																								
【活動指標の考え方】																								
<ul style="list-style-type: none"> ・県全体の英語力向上のため、幅広い私立高等学校からの申請があつてかどうか判断するため、補助金の申請があつた学校数を活動指標とする。（令和2年度実績の24校を基準とする。） 																								
【目標達成状況、未達成のときはその理由】																								
<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標の令和3年度は目標50%に対し、33.6%となり目標を達成できていない。 ・本事業の対象は私立高校生全体ではなく、保護者等が高校生等奨学給付金受給対象者等である生徒と限定的であるため、本事業の成果のみでは目標達成には至っていない。 																								

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	・英語資格検定試験の活用が各大学で広がっており、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を育成する授業が各私立学校等において実施されることが予想されるため、申請者の増加が見込まれる。
【事業の効率性】	・各私立学校等に事業の周知・申請者の募集について協力を依頼している。県のホームページに事業概要・申請情報を掲載し、申請者への事業周知を行っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	981	6,127	4,087	時間	837	837	837
(うち一般財源)	981	6,127	4,087	人件費（千円）	3,380	3,380	3,380

6 見直しの内容	
継続（拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
終了（完了	一部改善 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）
【上記の理由】	
・英語資格・検定試験の活用が各大学入試で広がっており、各私立高校等が学校単位で受験を申し込むことが予想され、申請者が増加すると思われるため、事業を継続する。	
【見直し内容】	
・高校教育課と連携し、補助対象となる英語資格・検定試験の受験料から、補助の上限額及び対象生徒について見直しを行う。 ・申請者が事業開始時に比べ増加するなど、一定の成果が得られているものの、更なる私立高校生の英語力向上及び経済的理由による受験機会の格差是正のため、引き続き受験見込調査を行い、事業のニーズや効果の検証を実施し、より効果的な事業となるよう努める。	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	私立専修学校職業実践専門課程促進事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局私学振興課		事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	1 1	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり	
	小項目	1	産業・企業ニーズを踏まえた人材育成・定着支援	具体的な取組	1	産業・企業や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進	

1 事業のねらい・目的	<p>○ 「職業実践専門課程※」として国に認定された学科を設置する専門学校に対し、県が補助することにより、認定学科の促進及び継続を支援し、県内専門学校の職業教育の質の向上・維持を図る。</p> <p>※「職業実践専門課程」（文部科学省により認定（平成26年4月から実施）） 目的：職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成 要件：企業と連携したカリキュラム編成、演習実習授業・教員研修・学校評価の実施、HPでの情報提供</p>	
2 事業概要	<p>○ 「職業実践専門課程」の認定を受けた専門学校に係る経費への補助</p> <p>(1) 内容</p> <p>① 新規に「職業実践専門課程」認定を受けた県内専門学校に対し、1校当たり300千円を上限に補助（2年目以降は、200千円を上限（既設校と同条件による補助））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規認定校 : 300千円 × 3校 = 900千円 <p>② 「職業実践専門課程」を既に設置している県内専門学校に対し、1校当たり200千円を上限に補助。学科を追加して認定を受けた場合、1校当たり100千円を上限に1年間上乗せ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既設校 : 200千円 × 66校 = 13,200千円 ・ 学科追加校（加算） : 100千円 × 2校 = 200千円 <p>※ ①②共に補助対象経費の1/2を補助</p> <p>【補助対象経費】 教育課程編成委員会への企業等外部専門委員、企業等と連携した実習、教員実務研修、学校評価の実施、学校運営等の情報提供、職業実践教育に必要な環境整備等に係る経費</p>	
【事業スキーム図】	<pre> graph LR A[専門学校設置者] --> B[申請書を提出] B --> C[県] C --> D[補助金の交付決定・交付] </pre>	

3 事業目標等						
成果指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
「職業実践専門課程」認定校数	目標	-	96	119	130	69
	実績	65	66	69	調査中	-

【指標の考え方】
 令和元年度から3年間で、全ての専門学校130校（修業年限2年以上）が「職業実践専門課程」の認定を受け、これが維持されることを目標としていた。
 令和4年度からの事業内容見直しに伴い、これまでの認定実績を踏まえ、目標認定校数についても見直しを行った。（令和5年度以降は、毎年5校の増加を目指す。）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 - 令和2年度における認定校数は69校であり、目標を達成できなかった。
 - 職業実践専門課程の認定にあたって、学校は国が定める要件を満たした教育を行い、そのカリキュラム等による卒業生が輩出された年度の翌年度でなければ認定の申請を行うことができないという制度になっており、国が定める要件を満たしていない学校は認定まで3年間を要する（専門課程の修業年限2年間+その翌年度に申請し、年度末に国が認定）ため、認定校数が微増にとどまったもの。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 各学校が企業等と連携した実習や教員の実務研修のための経費について本補助金を活用しており、学校の職業教育の質の向上・維持に有効。
	【事業の効率性】 各私立専修学校に対して、事業内容の周知を行っている。 また、一般社団法人福岡県専修学校各種学校協会にも事業内容の周知を行い、職業実践専門課程の認定や補助金の申請について加盟校に呼びかけるなどして、協力して事業を実施している。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	9,093	14,300	12,800	時間	909	909	909
(うち一般財源)	9,093	14,300	12,800	人件費（千円）	3,671	3,671	3,671

6 見直しの内容	継続（拡充 終了（完了 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの 再構築（他の事業に組み替え 一部改善 廃止） 縮小）
【上記の理由】 助成制度開始から3年が経過し、本県の新規認定校数が頭打ちとなっており、要因として、現在の補助上限額（新規30万円）が相対的に低いこと、実践的な最新の知識・技術を習得可能な同制度の魅力が生徒・企業に伝わっていないことなどが挙げられる。 また、同制度をより効果的に地域活性化につなげるためには、新規認定校の増加や県内就職の促進が必要であるため。	
【見直し内容】 ・これまでの実績を踏まえ、認定校数の目標値を見直し。 ・既認定校に対する補助要件に卒業生の県内就職率に関する要件を追加し、要件を満たさない学校への補助上限額を減額する。 (▲600千円)	

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	不登校・中途退学対策事業 (フリースクール支援事業)		部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局私学振興課		事業開始年度	H19
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる		中項目	24	教育の充実
	小項目	2	豊かな心の育成		具体的な取組	5	いじめや不登校等への対応

1 事業のねらい・目的

小・中学校の不登校児童生徒が利用するフリースクールの指導体制、体験活動等の教育環境の整備・改善を支援することで、不登校の児童生徒が早期に社会的自立や学校復帰ができるようにする。

2 事業概要

※フリースクールとは

設置者は非営利法人、株式会社、個人等であり、教育内容も様々である。また、フリースクールという名称は、一般的な呼称であり、定義はない。

不登校児童生徒にとって、フリースクールは同世代と一緒に過ごしたり、学習や社会体験、集団生活を行い、将来の社会的自立に向けた集団生活への適応やコミュニケーション能力、基礎的学力を修得する、家庭と学校や社会をつなぐ中間的な居場所である。

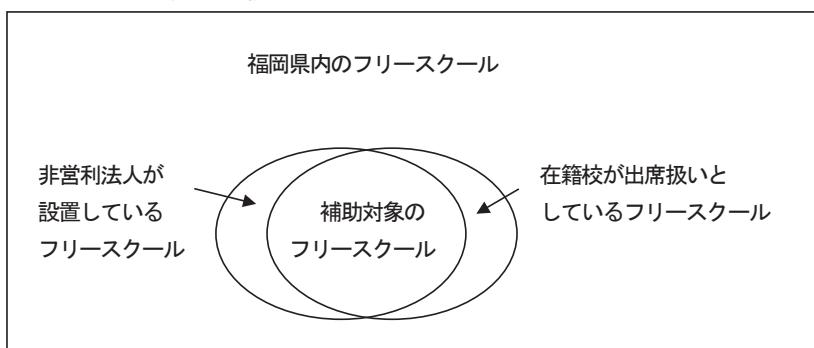
【県事業の内容】

非営利法人（NPO 法人、社会福祉法人等）が設置し、在籍校が出席扱いをしている、施設の利用料が低額等の要件を満たすフリースクールに対し、不登校児童生徒の社会的自立、学校復帰に必要な教育環境を整えるため、当該施設が必要とする指導体制の整備や学習、社会体験活動等に補助を行う。

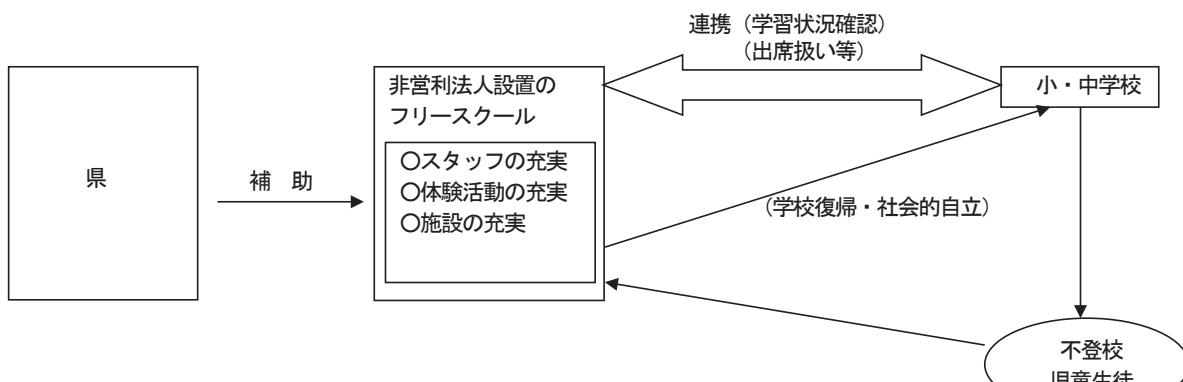
(補助の内容)

- ・常勤職員の追加配置（複数体制とするための経費）
- ・カウンセラーの配置（臨床心理士、精神科医等の配置に係る経費）
- ・体験学習、実習及び教材、参考図書、外部講師に要する謝金及び旅費、広報活動等に係る経費

本事業が支援対象とするフリースクールのイメージ図



【事業スキーム図】



3 事業目標等									
成果指標			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	目標	13.5人	14.7人	16.9人	18.8人	20.5人	全国平均以下	全国平均以下	
	実績	12.6人	13.6人	17.8人	21.0人	23.3人	調査中	調査中	

【指標の考え方】

- ・目標は、1,000人当たりの不登校児童生徒数を全国平均以下とする。
(県教委の「令和3年度福岡県教育施策実施計画」を参考とした。)
- ・令和2年度の1,000人当たりの不登校児童生徒数（国公私立小・中） 福岡県 23.3人 全国平均 20.5人
(※) 文部科学省調査「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年度における1,000人当たりの不登校児童生徒数は23.3人で、目標値20.5人にに対し2.8ポイント上回り、目標を達成できていない。

不登校となったきっかけと考えられる状況は、不安など情緒的混乱、学業の不振、親子関係をめぐる問題など様々であり、本事業の成果のみでは目標の達成には至っていない。

なお、在籍校での対応、市町村設置の適応指導教室、フリースクール等で相談、受入れ後の在籍校への復帰率は全国平均を上回っている。

R2年度 公立小・中学校：福岡県 33.5% 全国 28% 私立小・中学校：福岡県 41.9% 全国 27.4%

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースクールにおける常勤職員の追加配置、カウンセラーの配置が可能となり、学習、対人関係等さまざまな問題を抱える不登校児童生徒の学習指導、精神的ケア体制の充実が図れた。 ・教材、教具の購入、社会体験活動のさらなる実施が可能となり、学習環境の充実が図れた。 ・令和2年度は、フリースクール利用者191名のうち、40名が学校復帰（うち21名が高等学校へ進学）した。
【事業の効率性】	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・運営の継続性を確保するため、補助対象のフリースクールの設置者を非営利法人（NPO法人、社会福祉法人等）としている。 ・運営の健全性を確保するため、利用児童生徒の在籍校がフリースクールの教育環境を評価し、出席扱いとしているフリースクールを補助対象としている。 ・補助対象経費は、NPO法人の管理経費（光熱水費、消耗品費等）は対象とせず、児童生徒の対応に要する経費としている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	18,000	18,000	22,000	時間	144	144	144
（うち一般財源）	18,000	18,000	22,000	人件費（千円）	582	582	582

6 見直しの内容	
（継続）（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善）	縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）	

【上記の理由】
・不登校児童生徒数は増加傾向にあり、フリースクールの果たす社会的自立、学校復帰に向けた活動は重要である。また、教育機会確保法が施行されたため、本補助事業を効果的に行う必要がある。
【見直し内容】
・申請施設は増加傾向にある。今後も施設の意見を聴きながら、教育委員会が運営する適応指導教室等の公的支援の状況も踏まえ、受け入れ生徒数、児童数に応じて助成額を決定するように見直し、効果的な支援を行っていく（+4,000千円）。

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	不登校・中途退学対策事業 (学習支援センター支援事業)		部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局私学振興課		事業開始年度	H19
-----	--------------------------------	--	-------	--------------------------------	--	--------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	2	豊かな心の育成	具体的な取組	5	いじめや不登校等への対応	

1 事業のねらい・目的	学業不振や学校不適応に悩む私立高校の生徒、中途退学したが再度高校卒業にチャレンジする者に、学習の場を提供し、学業の継続を支援することで不登校や中途退学を防止する。	
2 事業概要	私学団体が設置する「学習支援センター」が行う不登校高校生に対する進路相談、カウンセリング、学習支援等の学校復帰のための事業に補助を行う。	

1 学習支援センターの概要

- ・設置者：一般社団法人福岡県私学教育振興会、福岡県私学協会
- ・開設：平成19年4月1日（支所：平成21年9月）
- ・所在地

名称	所在地
学習支援センター本部	福岡市博多区三筑2丁目7番8号
福岡学習支援センター	本部内に併設
北九州学習支援センター	北九州市小倉北区皿山町10番18号
飯塚学習支援センター	飯塚市吉原町6番1号
久留米学習支援センター	久留米市天神町8番地

・利用状況

	H30	R1	R2
問い合わせ	239件	246件	191件
面接・相談	213件	224件	183件
入所者	177人	184人	148人

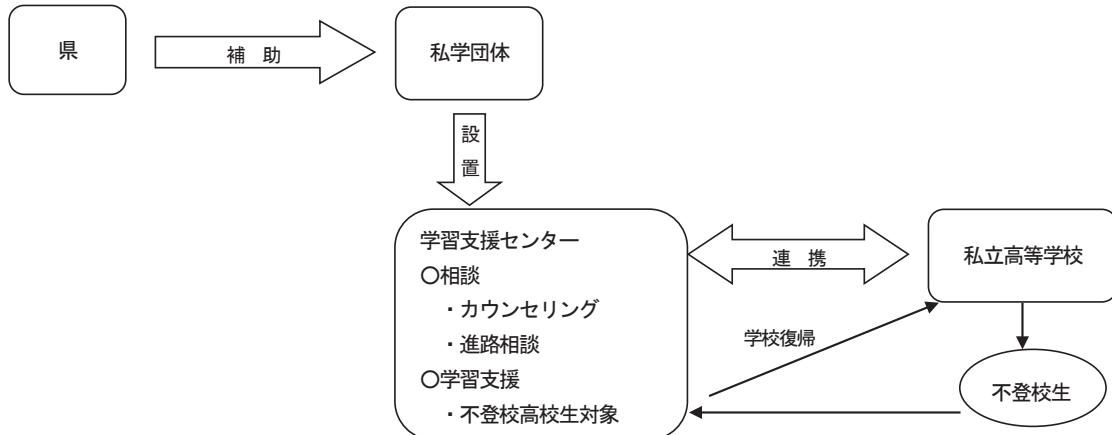
2 学習支援センターの機能

- カウンセリング・進路相談
- 学習支援
 - 基礎学力の回復プログラムと標準学力基準に基づくプログラムの2つを基本に講座制あるいは個別指導により学習支援を行う。
- その他
 - 在籍校は、学習支援センターで学習する日は出席扱いとし、学習センターにおける出席状況、学習状況等の報告を基に、単位認定、進級、卒業等の判定を行う。（学習支援センターでの学習期間は原則として1年度以内）

* 補助対象経費

- カウンセラ一人件費：生徒に対するカウンセリング、教職員や保護者への指導・助言
 教育相談一人件費：生徒に対する進路相談や在籍校・進学先等との連絡・調整
 施設賃借料：本部の施設賃借料
 管理運営費：本部の運営に係る旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等

【事業スキーム図】



3 事業目標等								
成果指標			H29	H30	R1	R2	R3	R4
私立高校の中退率	目標	1.83%	1.78%	1.73%	1.68%	1.63%	1.58%	
	実績	1.76%	1.96%	1.99%	1.26%	調査中		

【指標の考え方】
平成21年度末時点で当時の目標（中退率2.76%）を達成したため、平成22年度からは、毎年度の中退率を前年度の目標より0.05ポイント減とする目標値に再設定した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
令和2年度の福岡県の中退率は1.26%で、目標値1.68%に対し0.42ポイント下回り、目標を達成した。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 県内4か所に学習支援センターを設置することにより、県全体で在籍校での学業継続が困難な者や中途退学者に対して、学習の場を提供し、学業の継続や在籍校への復帰を支援することが可能となった。 県内私立高等学校の中退者数は、学習支援センター開設前の平成18年度の1,872人（中退率：3.47%）から、令和2年度では670人（中退率：1.26%）に減少している。
【事業の効率性】	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 不登校や中退者対策に取り組んでいる私学団体の専任スタッフが、個々の私立学校では対応が難しい学校不適応生に対応することにより、的確で効率的な対応が行われている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	9,022	10,000	10,000	時 間	36	36	36
（うち一般財源）	9,022	10,000	10,000	人件費（千円）	146	146	146

6 見直しの内容							
（ 繼続 ）	（ 拡充 ）	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	（ 一部改善 ）	（ 縮小 ）			
終了	（ 完了 ）	再構築（他の事業に組み替え）	（ 廃止 ）				

【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度時点で私立高校の中退率は全国平均の1.3%を下回っているが、引き続き不登校・中途退学防止対策に取り組む必要がある。

【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> 学校の教務部門との更なる連携強化を図るとともに、私学団体内に設置した運営委員会の研究の深化により専門性を高め、学習支援センターの一層の機能強化を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	私立幼稚園運営費補助金事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 私学振興課	事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目 2 4	教育の充実
	小項目	4	教育環境づくり			具体的な取組 2	私立学校教育の充実

1 事業のねらい・目的

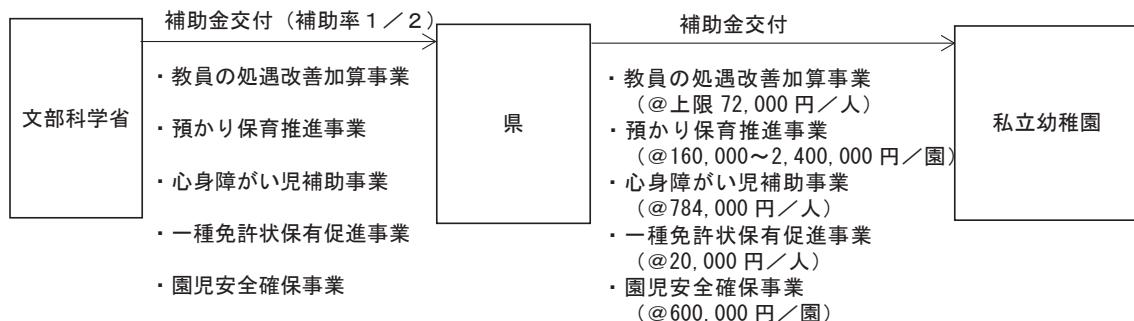
私立学校振興助成法の趣旨に沿って、私立幼稚園設置者に対し経常費補助を中心に補助を行うことにより、私立幼稚園の教育条件の維持向上、保護者等の経済的負担の軽減、私立幼稚園の経営の健全性の向上に資する。

2 事業概要

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上を図るために、私立幼稚園における教員の資質向上及び待遇改善等の支援を拡充するもの。

- ・教員の待遇改善加算事業（私立幼稚園教員の待遇改善に要した経費の補助）
- ・預かり保育推進事業（預かり保育に要する経費への補助）
- ・心身障がい児補助事業（障がいのある園児の保育に要する経費への補助）
- ・一種免許状保有促進事業（幼児教育の質の向上を図るため、一種免許状保有者数が増加するよう支援）
- ・園児安全確保事業（私立幼稚園が独自に取り組む園児の安全確保事業に要する経費に対し支援）

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助率（法人数）	目標	—	100%	100%	100%	100%	100%

【指標の考え方】

補助金申請を行った法人に対し、交付を行った割合を成果指標とする（要件を満たしていないこと等により、対象とならなかつた法人を除く）。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年度は延べ812法人が補助申請を行い、全ての法人に対し交付を行った(100%実施)。

(待遇改善加算事業：58法人、預かり保育推進事業：201法人、心身障がい児補助事業：149法人、一種免許状保有促進事業：140法人、園児安全確保事業：264法人)

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 教員の処遇改善に係る幼稚園の取組に対して助成することで、幼稚園教諭の人材確保と資質向上を図ることができる。 教育時間を超えて預かり保育を実施する幼稚園等に対して助成することで、地域の実態や保護者の要望に対応した預かり時間、教育体制を確保し、幼児教育・保育サービスの充実を図ることができる。 特別支援教育に係る担当教員の雇用や教材費購入等について助成することで、対象園児一人一人の支援の種別や程度に応じた適切な指導や必要な支援の充実を図ることができる。
【事業の効率性】	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 国の補助金を活用し実施。また、私学助成園に対する補助は経常費補助金の予算の範囲内で実施（預かり保育推進事業は除く）。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	1,423,669	1,413,555	1,553,449	時間	740	740	740
(うち一般財源)	705,485	700,888	771,135	人件費（千円）	2,989	2,989	2,989

6 見直しの内容
継続（ <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> 私立学校における教育条件の維持・向上や保護者の経済的負担を軽減するとともに、私立学校の経営の健全性を高める観点から、引き続き私学助成に努める必要がある。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> 預かり保育推進事業について、国の補助制度を踏まえ、本県補助事業も同様に見直し 保護者のニーズに応じ、長時間預かり保育を実施する幼稚園に対する加算単価を追加 開園日 800千円～2,400千円 → 800千円～5,900千円 休業日等 160千円～1,040千円 → 変更なし

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	私立高等学校等学校納付金軽減補助金事業 (専修学校高等課程への支援)	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局私学振興課	事業開始年度	R2
-----	---------------------------------------	-------	--------------------------------	--------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てができる	中項目	2 4	教育の充実
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な取組	2	私立学校教育の充実

1 事業のねらい・目的

専修学校高等課程を高等学校と同様に学校納付金軽減補助金の対象とすることにより、生活保護世帯等の生徒が経済的理由で修学を断念することのないよう支援する。

※ 専修学校高等課程：中学卒業後、職業能力等を育成する課程（看護高等課程等）

2 事業概要

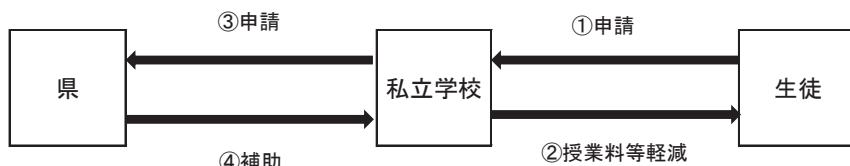
上記目的を遂行するため、専修学校高等課程に対して学校納付金軽減補助の助成を行う。

専修学校高等課程 (21校)

(対象者) 生活保護世帯等の生徒

(補助額) 月額9,900円（年額118,800円）を上限

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助率(法人数)	目標	—	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	—	100%				

【指標の考え方】

令和2年度から、対象生徒が在籍する全ての専修学校高等課程が生活保護世帯等の生徒に対して授業料の軽減を行うことを目標とする。

そのために補助金申請を行った法人に対し、交付を行った割合を成果指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

補助金申請を行った法人全てに対し補助金の交付を行い、目標を達成することができた。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 専修学校高等課程の生活保護世帯等の生徒に対して、授業料等の軽減を行うことにより、修学を支援することができた。
	【事業の効率性】 各私立専修学校に対して、事業内容の通知を行い、対象生徒の申請漏れが無いよう周知している。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	28,471	27,310	21,830	時 間	66	66	66
(うち一般財源)	28,471	27,310	21,830	人件費（千円）	267	267	267

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 繼続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小)
<input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) <input type="checkbox"/> 廃止)

【上記の理由】
今後も、生活保護世帯等の生徒が経済的理由で修学を断念することのないよう、授業料等の軽減を継続していく。

【見直し内容】
認定基準の明確化及び申請者の負担軽減の観点から事務処理を再整理し、「事務の手引き」を一部改正した。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	ふくおかグローバル青年育成事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	事業開始年度	H28
総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	1	次代を担う「人財」の育成	
	小項目	3	グローバル社会で活躍する青少年の育成	具体的な取組	1	世界にはばたく青少年の応援	

1 事業のねらい・目的

【学 生】県内の企業や自治体が世界（アジア）を舞台に活躍している現状を体感、認識させ、国際的な視野を広げるとともに、県内企業等の魅力を伝えることで、将来の選択肢を増やす。

【社会人】グローバルな視点を持ち、職場や団体等で中核的存在となるような人材の育成を目指す。

2 事業概要

(1) 事前研修 3回 (1泊2日研修 2回)

【目的】訪問国に関する事前研修などに加え、下記のプログラムを導入し、海外の青年と交流する際に、郷土の歴史や文化、産業等について語ることができるようとする。

- ・郷土の歴史（特にアジアとの交流や近現代史等）や文化、偉人、産業等について学ぶ
- ・県の課題（グローバル化、少子・高齢化等）や政策（水素戦略や70歳現役社会づくり等の新しい社会づくり）などについて学ぶ

(2) 海外研修 (7泊8日)

【目的】海外体験研修を通じて、県内企業や自治体がアジアを舞台に活躍している現状を体感、認識させる。
(観察中心ではなく、交流・体験活動を重視した内容)

【訪問先】発展著しい中・先進国と、これから発展が期待されるアジア諸国から2カ国を選定。

(3) 事後研修 2回 (1泊2日研修1回)

【目的】海外体験研修について学んだことのレビュー、成果発表、報告書作成、報告会準備など。

(4) 研修終了後の地域活動支援

【目的】研修終了後もそれぞれの地域や組織で活躍できるよう、継続した支援を実施する。

【内容】①交流会（年1回）

- ②勉強会（若手起業家など各界活躍する方と車座談義、県内留学生との交流）
- ③県事業や社会貢献活動とのマッチング

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、福岡県グローバル青年の翼事業は中止。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
国際的な視野を持ち、地域活動への関心度が増した若者の率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	24(人) 100%	24(人) 100%	20(人) 100%	0(人) 0%	0(人) 0%	

【指標の考え方】

参加者のうち、国際的な視野を持ち、地域活動への関心度が増した若者の占める率を指標とし、事業実施後の参加者のレポート等により確認する。全参加者の関心度が増すことを目標とする。

※実績の（人）は参加者数。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年度は、目標を達成した。

令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業中止。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業の参加者全てのレポートから、グローバルな知見を以て地域で活躍する事の重要性に対する気付きがあった。 ・プログラム終了後もグローバルな知見を深めるために海外に留学するなどし、継続的な学習に努める動きが見られる。 ・プログラム参加者OBの任意団体による社会貢献活動など、地域における活動にも取り組んでいる。
【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業・団体・行政などからなる「福岡県グローバル青年の翼実行委員会」において、国内での研修内容や、海外研修における訪問先や交流内容について、検討し、効率的なプログラム構築に努めている。 ・研修報告会は、研修に関係する人、団体だけでなく広く一般に向けて発信することで、効率的に事業の広報を行い、継続的な参加者募集につなげている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	0	6,366	6,376	時 間	806	806	806
(うち一般財源)	0	3,183	6,376	人件費（千円）	3,255	3,255	3,255

6 見直しの内容	
継続 (拡充	改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの)
終了 (完了	再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域創生が求められる中、グローバルな視点を持ち、地域で活躍する人財の育成はますます重要な課題。 ・アジアに近い特性を生かし、地域・郷土の歴史をグローバルな視点で学び、発展著しいアジアの現状を体感させることで、引き続きグローバル人材の育成に努める。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・海外での経験を地域の活動に繋げるため、地域実践活動への参加や、県内の国際N G Oや留学生との体験活動・意見交換をカリキュラムに加える。 	

(様式 1 号)

R 3 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	非行少年等の自立促進事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	事業開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	2	豊かな心の育成	具体的な取組	6	少年の非行防止と健全育成	
<p>1 事業のねらい・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年非行の防止や、非行少年の立ち直りを支援する社会機運を醸成し、刑法犯少年検挙補導人員の減少を目指す。 ・非行等の問題を抱える少年（非行少年等）に対し、非行が深刻化する前に社会的自立を支援する体制や受け皿をつくり、再度の非行を防止することで、健全な育成を目指す。 <p>2 事業概要</p> <p>(1) 非行少年等のための支援拠点事業（非行少年等を受け入れ、自立をサポートする市町村事業への補助） <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：市町村（3か所。補助率1／2） ・対象事業：非行少年等の自立を支援する拠点に専任スタッフが常駐し、日常の相談や生活改善、就労・就学支援を実施 </p> <p>(2) 社会奉仕・体験活動応援事業（非行少年等の立ち直りに向けた体験活動の充実） <ul style="list-style-type: none"> ・事業概要：体験活動を提供する団体の確保と、非行少年等を支援する団体等とのマッチングを県が実施 </p> <p>(3) 非行少年等に対する就労支援事業（就労による非行少年等の立ち直り支援） <ul style="list-style-type: none"> ・事業概要：進路相談から就職活動、就労後の定着支援まで一貫した寄り添い型の就労支援を実施 ・委託先：NPO法人福岡県就労支援事業者機構 ・対象者：無職少年等 </p> <p>(4) 非行少年等の就労身元保証事業（NPOが行う身元保証への負担金） <ul style="list-style-type: none"> ・非行少年等を雇用する事業所のリスク軽減のため、少年が事業所に業務上の損害を与えた場合にNPOが見舞金を支払う ・身元保証期間：就労開始後1年間 ・1件当たりの見舞金上限額100万円（累計200万円まで） </p> <p>【事業スキーム図】</p> <p>1 非行少年等のための支援拠点事業</p> <p>2 社会奉仕・体験活動応援事業</p> <p>3 非行少年等の就労支援事業</p> <p>4 非行少年等の就労身元保証事業</p>							

3 事業目標等																				
成果指標			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R8										
非行者率（総合計画）	目標	9.8人以下	—	—	—	—	→	4.5人以下	—	1.5人以下										
	実績	5.2人	4.1人	3.4人	2.9人	2.5人	調査中	—	—	—										
再犯者数（総合計画）	目標	—	—	—	—	—	→	720人以下	—	180人以下										
	実績	870人	606人	492人	377人	336人	調査中	—	—	—										
【指標の考え方】																				
非行少年の立ち直りが目的であるため、事業効果を測る指標として「非行者率」、「再犯者数」を設定する。																				
○非行者率（10～19歳までの人口1,000人当たりに刑法犯少年の占める割合）																				
R3年度に4.5人以下を目指す。（H28年の約15%減）																				
R4年度以降は、R8年度に1.5人以下を目指す。（R1年の50%減）																				
○再犯者数（14歳以上の刑法犯少年のうち2回以上検挙された少年の数）																				
R3年度に720人以下を目指す。（H28年の約20%減）																				
R4年度以降は、R8年度に180人以下を目指す。（R1年の50%減）																				
【目標達成状況、未達成のときはその理由】																				
・R2年については、非行者率、再犯者数ともに、目標に到達している。																				
・R3年も目標達成に向けて事業実施中。																				
4 有効性・効率性	【事業の有効性】																			
	・非行少年等のための支援拠点事業では、北九州市・福岡市・久留米市へ助成。スタッフが街頭で声をかけ悩みを聞いたり、ボランティア活動や就労に向けた面接指導、復学・就学に向けた学習支援を行い、少年の立ち直りにつながっている。																			
・就労支援事業では、非行や犯罪歴のある人の就労支援を行っているNPOに委託し、就労支援員（保護司）が進路相談から就職活動への同行指導、就労後の定着支援まで一貫した寄り添い型の就労支援を行った。令和2年度は受け入れた73名の少年のうち27名が就労体験を行い、26名がその後の就職につながるなど、成果が見られる。																				
・これらの事業は、他自治体からの視察や文書・電話による照会を受けるなど、非行少年等の立ち直り支援に関する先進的事例として参考にされている。																				
	【事業の効率性】																			
	・保護観察所、県警、支援拠点設置市、協力雇用主、NPOなど、少年の立ち直り支援に取り組む各機関や団体から構成する「立ち直り支援研究会」を開催し、事業の効率的な実施に向けた意見交換を行い施策に反映している。																			
・非行少年等の就労支援事業では、NPOとの協働（委託）実施により、少年の推薦機関との迅速で密な連携や受け入れ先の雇用主とのスムーズな調整や支援を行うことができている。																				
5 事業費（千円）		R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4												
歳出		11,625	12,822	11,317	時間	1,229	1,229	1,229												
(うち一般財源)		11,625	12,822	11,317	人件費（千円）	4,963	4,963	4,963												
6 見直しの内容																				
継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）																				
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）																				
【上記の理由】																				
・少年の立ち直り支援に関して具体的な効果が表れており、今後も現状に則した見直しを図りながら、継続していく意義は大きいと考えられる。																				
・支援に際しては、少年の状況や立ち直りの段階に応じたきめ細かな支援を実施。																				
【見直し内容】																				
・就労支援事業については、より多くの非行少年等に対する支援が行えるよう、各種会議の場における事業PRや、支援機関に対する個別の事業説明等をきめ細かに行い、利用の促進を図る。																				
・NPOやボランティア団体、保護観察所等と連携して課題や対応策を意見交換し、少年の再犯防止に向けた必要な取組み、また、効果的な取組みについて検討する。																				
・非行少年等の支援拠点事業について、補助額の見直し（▲1,500千円）。																				

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	放課後児童健全育成事業 (放課後児童支援員認定研修)			部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	事業開始年度	H27
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援	
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	2	多様な保育ニーズへの対応	

1 事業のねらい・目的

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、放課後児童クラブを運営する放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに放課後児童支援員を配置する必要があり、国が定めた基準に沿った支援員の資格認定のための研修を実施する。

2 事業概要

○放課後児童支援員認定研修の実施

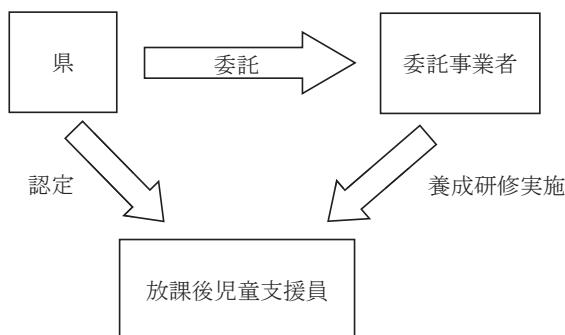
(1) 研修概要

- ①実施主体 都道府県（一部委託も可）
- ②定 員 100名程度
- ③時 間 数 24時間（16科目）
- ④研修回数 年12回

(2) 認定研修の科目及び時間数（24時間16科目）

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| ①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 | 4. 5時間（90分×3科目） |
| ②子どもを理解するための基礎知識 | 6. 0時間（90分×4科目） |
| ③放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 | 4. 5時間（90分×3科目） |
| ④放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 | 3. 0時間（90分×2科目） |
| ⑤放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 | 3. 0時間（90分×2科目） |
| ⑥放課後児童支援員として求められる役割・機能 | 3. 0時間（90分×2科目） |

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
放課後児童支援員認定件数	目標	—	800	900	1,100	1,100	1,200	1,200	900	900
	実績	0	780	820	1,017	1,068	1,038	506	集計中	

【指標の考え方】

平成26年度当時、放課後児童クラブには指導員が約4,000人従事しており、全員が5年間のうちに研修を修了する必要があるため、1年あたり800件認定することを目標値としていた。平成28年度以降は、放課後児童クラブの増加に対応し、市町村が必要とする支援員数（約5,000人）を確保するため、認定件数の目標を年間800件から、平成28年度は900件、平成29、30年度は1,100件、令和元年度は1,200件に拡大した。5年間の経過措置期間は令和元年度末に終了したが、放課後児童クラブの増加に伴い支援員も増加していることや支援員の入れ替わりが多く、未受講者も発生しているため、令和2年度は認定件数の目標を1,200件とした。令和3年度は市町村への受講意向調査の結果等を踏まえ、認定件数の目標を900件とした。

令和4年度は、受講者数は減少する見込みであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって受講の取下げや欠席等が発生していることを踏まえ、研修の受講機会を十分に確保するため、認定件数の目標を900件とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修会場の収容定員の半分以下の人数で実施したことや感染拡大の影響による受講生からの自主的な受講取下げ、講義の欠席等が発生したため、目標が達成できていない。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 事業の実施により、放課後児童支援員を認定し、国の基準に基づいた支援員の配置に寄与できた。
	【事業の効率性】 放課後児童健全育成事業に関する、支援技術の向上のための各種研修を実施している団体に委託し実施することにより、効率性を図った。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	8,400	8,744	9,014	時 間	892	892	892
(うち一般財源)	4,200	4,372	4,507	人件費（千円）	3,602	3,602	3,602

6 見直しの内容
<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が必要とする放課後児童支援員数を確保するため、引き続き研修の受講機会を提供していく必要がある。 <p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修の受講機会を十分に確保するため、市町村の要望を踏まえ、研修の開催日程及び場所の見直しを行う。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	放課後児童クラブ利用料減免事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	事業開始年度	H29
-----	-----------------	--	--	-------	-------------------------------------	--------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援	
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	2	多様な保育ニーズへの対応	

1 事業のねらい・目的

市町村の生活保護世帯等に対する放課後児童クラブ利用料減免制度を支援し、生活保護世帯等の児童が放課後児童クラブを利用しやすい環境づくりを促進することを目的とする。

2 事業概要

(1) 内容

市町村が実施する放課後児童クラブの利用料減免のうち、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に対する利用料の減免に要する経費を助成。

(2) 補助対象世帯及び補助基準限度額

ア 生活保護世帯 月5,000円／人
イ 市町村民税非課税世帯 月2,500円／人

(3) 対象経費

放課後児童クラブ利用料の減免に必要な経費。

※利用料のうち、生活保護の収入認定で控除される額については対象としない。

(4) 補助率

1/2

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実施市町村数	目標	-	40	46	52	59	59	59
	実績	34	45	52	56	57	調査中	

【指標の考え方】

令和3年度までに放課後児童クラブを実施している全ての市町村での、放課後児童クラブ利用料減免制度の創設を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

R2年度は目標未達成。R2年度についても、市町村に対し事業趣旨を説明し、継続して情報共有を行っているが、市町村側の事務の体制が整わず、制度導入には至っていない。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 事業開始前の平成28年度までは、放課後児童クラブ利用料減免制度を実施している市町村数が34市町村であったが、令和2年度には57市町村が実施しており、放課後児童クラブ利用料減免制度創設が進んでいる。
	【事業の効率性】 放課後児童クラブ利用料減免を実施している市町村に補助することにより、未実施市町村の減免制度創設を誘導できた。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	49,953	66,411	65,977	時間	600	600	600
(うち一般財源)	49,953	66,411	65,977	人件費（千円）	2,423	2,423	2,423

6 見直しの内容	継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小） 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）
【上記の理由】	
生活保護世帯等の児童が放課後児童クラブを利用しやすい環境づくりを促進するため、放課後児童クラブを実施しているすべての市町村において、放課後児童クラブ利用料減免に取り組んでもらう必要がある。	
【見直し内容】	
市町村担当者会議等を活用し、利用料減免制度を実施していない市町村に対し、個別に実施に向けての働きかけを行っていく。	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	若者自立相談事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局青少年育成課	事業開始年度	H30
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援	
	小項目	2	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	具体的な取組	3	ヤングケアラーや困難を抱える子どもへの支援	

1 事業のねらい・目的

相談のたらい回しの防止や、相談先が判らない子ども・若者やその保護者からの相談にワンストップで対応するとともに、ひきこもりや若年無業者等、社会とのつながりが切れ潜在化している困難を抱える若者を適切な支援機関につなぎ、就学や職業的自立を図るもの。

2 事業概要

(1) 若者自立相談窓口の設置・運営

※「子ども・若者育成支援推進法」第13条の規定により、地方公共団体に設置の努力義務がある「子ども・若者総合相談センター」として位置付けている。

ア 実施主体

県（社会福祉法人等に業務委託）
令和3年度：NPO 法人 JACFA

イ 業務内容

(ア) 相談業務（相談員）

○ ワンストップ相談

複数機関で支援することが必要な相談の一次的窓口として対応するとともに、相談内容に応じ、必要となる情報の提供や適切な支援機関への連携を行う。

○ 訪問相談（アウトリーク）

相談者が支援拠点まで出向くことが難しい場合に、相談員が家庭に赴いて状況を把握するほか、必要に応じ支援機関への訪問に同行するなど、状況に応じた支援を行う。

(イ) 支援調整業務（コーディネーター）

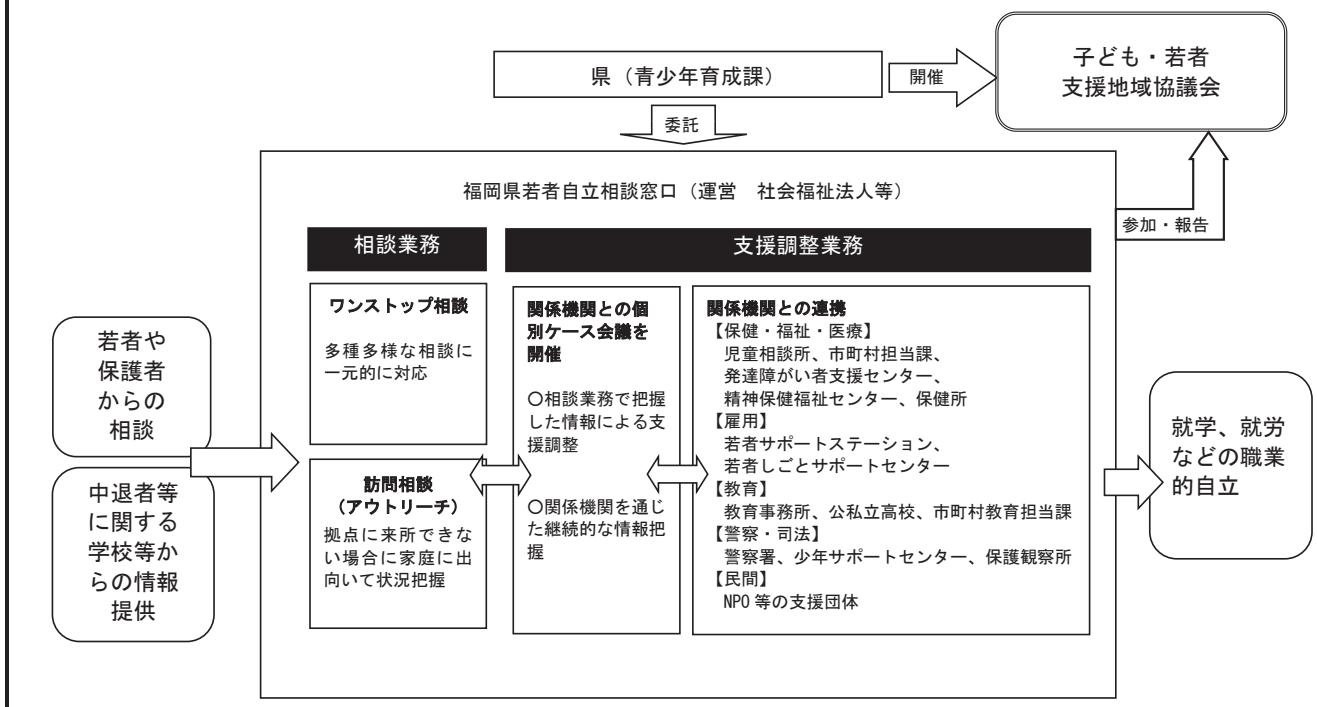
○ 各機関が対応している場合の支援調整

高校中退により学校との関わりがなくなる場合や複合的な問題を有する場合など、既に対応している機関から提供された個人情報に基づき、関係機関と個別ケース会議の上、必要な支援調整を行う。

(2) 子ども・若者支援地域協議会の運営

子ども・若者の支援に関わる関係機関との連携強化のため、協議会を開催する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th><th></th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">相談件数</td><td>目標</td><td>360</td><td>420</td><td>480</td><td>480</td><td>720</td><td></td></tr> <tr> <td>実績</td><td>171</td><td>928</td><td>1390</td><td>278</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">子ども・若者支援地域協議会代表者会議 （）内は、相談に係る個別ケース会議の 開催回数</td><td>目標</td><td>3 (20)</td><td>3 (20)</td><td>1 (20)</td><td>1 (30)</td><td>1 (30)</td><td></td></tr> <tr> <td>実績</td><td>3 (0)</td><td>1 (11)</td><td>1 (8)</td><td>0 ※(1)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>							成果指標		H30	R1	R2	R3	R4		相談件数	目標	360	420	480	480	720		実績	171	928	1390	278			子ども・若者支援地域協議会代表者会議 （）内は、相談に係る個別ケース会議の 開催回数	目標	3 (20)	3 (20)	1 (20)	1 (30)	1 (30)		実績	3 (0)	1 (11)	1 (8)	0 ※(1)		
成果指標		H30	R1	R2	R3	R4																																						
相談件数	目標	360	420	480	480	720																																						
	実績	171	928	1390	278																																							
子ども・若者支援地域協議会代表者会議 （）内は、相談に係る個別ケース会議の 開催回数	目標	3 (20)	3 (20)	1 (20)	1 (30)	1 (30)																																						
	実績	3 (0)	1 (11)	1 (8)	0 ※(1)																																							
※R3.7末現在																																												
【指標の考え方】																																												
<ul style="list-style-type: none"> ○ 困難を抱える子ども・若者を適切な支援へ繋いでいくため、若者自立相談窓口における相談件数を成果指標とする。 開設当初は北九州市を参考に目標を設定： 新規10件+継続10件 = 20件 × 12カ月 + 120件 (情報提供等) = 360件 <H30> [他機関からの依頼増] 25件 × 12カ月 + 120件 = 420件 <R1> [相談案件の増] 30件 × 12カ月 + 120件 = 480件 <R2, 3> 50件 × 12カ月 + 120件 = 720件 <R4～> 																																												
<ul style="list-style-type: none"> ○ 困難を有する子ども・若者の状況に応じた切れ目のない支援を行うためには、関係機関の情報共有及び連携が重要であることから、会議等の開催件数を成果指標とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・若者支援地域協議会代表者会議：年1回<R2～> ・ ケース会議：通常月は月1回、長期休暇期間（3, 7, 8, 12月）は月3回開催 = 20件 <H30～R2> 通常月は月2回、長期休暇期間（3, 8, 12月）は月4回開催 = 30件 <R3～> 																																												
【目標達成状況、未達成のときはその理由】																																												
<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談件数 令和2年度は目標を達成した。 ○ 子ども・若者支援地域協議会代表者会議等 代表者会議については、令和2年度は目標を達成した。 個別ケース会議については、令和2年度は、コロナ禍による感染防止対策により、会議開催に代え、各機関と個別協議を行ったため、目標に達しなかった。 																																												
4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】																																											
	福岡県若者自立相談窓口は、平成30年9月に開設して以降、相談業務に加え窓口の広報活動を進めてきたこともあり、毎年度相談件数が増加している。 また、窓口が対応した新規の相談のうち、適切な支援機関への連携や、求められた情報の提供等により相談が終了した割合も、30年度は6.3%だったものが、1年度は9.8%、2年度は17.5%と、毎年度増加傾向にある。																																											
4 有効性 ・ 効率性	【事業の効率性】																																											
	複数の機関による連携が必要なケースなど、相談窓口だけでは支援が困難な案件に備え、日頃から支援団体等の社会資源に関する情報収集を行い、迅速かつ適切な支援の実現に努めている。																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>5 事業費（千円）</th><th>R2決算</th><th>R3当初</th><th>R4当初</th><th>人件費</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳出</td><td>12,021</td><td>13,052</td><td>13,093</td><td>時間</td><td>1,914</td><td>1,914</td><td>1,914</td></tr> <tr> <td>（うち一般財源）</td><td>6,218</td><td>6,526</td><td>6,547</td><td>人件費（千円）</td><td>7,729</td><td>7,729</td><td>7,729</td></tr> </tbody> </table>								5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4	歳出	12,021	13,052	13,093	時間	1,914	1,914	1,914	（うち一般財源）	6,218	6,526	6,547	人件費（千円）	7,729	7,729	7,729													
5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4																																					
歳出	12,021	13,052	13,093	時間	1,914	1,914	1,914																																					
（うち一般財源）	6,218	6,526	6,547	人件費（千円）	7,729	7,729	7,729																																					
6 見直しの内容																																												
<input checked="" type="checkbox"/> （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 ）																																												
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止 ）																																												
【上記の理由】																																												
相談件数は毎年度増加している。今後も各支援機関との連携をより一層強化し、一人でも多くの若者の就学や職業的自立を実現させるためにも、本事業を継続して実施する必要がある。																																												
【見直し内容】																																												
<ul style="list-style-type: none"> ○ 若者本人の相談しやすい環境整備づくりのため、国（内閣府）が試行するSNS相談事業の対象地域として、昨年度に引き続き本年度も本県が指定を受けており、期間限定のSNS相談を試行実施（令和3年11月1日～11月14日）。 この効果を検証した上で、SNSの導入について検討する。 また、「子ども・若者総合相談センター」は、市町村にも設置の努力義務があることから、今後、本県主催の研修会において、複数の自治体が連携を行っている事例や既存の窓口を活用している事例を紹介するなど、市町村における相談体制の確立に向けた支援を行っていく。 																																												

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	ラグビー普及事業 (旧RWC2019福岡開催事業)			部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ企画課		事業開始年度	H29	
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	13	スポーツ立県福岡の実現	
	小項目	1	スポーツ立県福岡の実現			具体的な取組	1	スポーツ活動の推進	

1 事業のねらい・目的

- 県が考えるRWC2019の成功の姿や九州地域戦略会議で「ラグビーワールドカップのレガシーを活用したスポーツ振興・地域活性化宣言」が採択された趣旨も踏まえて、県内のラグビー普及、競技力向上のための取組みやアジアへのラグビー普及のための取組みを推進するもの。

【RWC2019成功の姿】

- ①前回同様、すばらしい試合が行われること ②会場を満員の観客で埋めること
- ③県内全体がラグビーで盛り上がること ④県内にラグビーの裾野が広がり、競技力が向上すること
- ⑤九州、さらにはアジア地域へラグビーを普及させること ⑥インバウンドの増加など、地域の活性化につなげること

2 事業概要

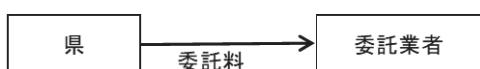
1. アジアラグビー交流フェスタの実施

- ・概要 アジア地域へのラグビー普及実現を目指して、アジアの玄関口である本県にアジア地域の子ども達を招聘し、ラグビー交流事業を実施。
 - ・時期 2021年秋頃の5日間(4泊5日)
 - ・場所 宗像グローバルアリーナ、春日公園球技場等
 - ・対象 アジア地域の中学生(海外:15チーム、国内8チーム)
 - ・内容 ラグビークリニック、交流試合、文化交流 等
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

2. ラグビ一体験授業の実施

- ・概要 県内のラグビー普及のため、県内小中学校に現役ラグビー選手等を講師として派遣し、体験授業を実施
 - ・時期 通年
 - ・場所 各学校
 - ・対象 県内4地区で2校ずつ程度
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
RWC2019福岡会場満員	目標	—	—	満員				
	実績	—	—	満員				
アジアラグビー交流フェスタ 海外参加チーム	目標	—	—	—	→	→	15	
	実績	—	9	8	0※1	0※1		

※1 大会中止のため。

【指標の考え方】

- ・R1まではRWC2019日本大会の福岡会場において、上記大会成功の姿の一つである、1試合あたり満員を目指して実施。大会が終了し、目標を達成したため、R2からは「アジアラグビー交流フェスタ海外参加チーム」を指標として実施。(R5にアジアラグビー連盟に加盟する31カ国・地域(日本を含む)の半分である15チームの参加を目指す)。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により大会中止のため目標未達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 R1時点では、目標としている海外参加チーム数15には届いていないものの、これまでの2か年でバングラディッシュ、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、スリランカ、台湾、マカオ、インドネシア、ネパール、タイなどラグビー後進国と言われているアジア10か国・地域からの参加があり、アジアにおけるラグビー普及に貢献する事業として、アジアラグビーリーグからも高い評価を得ている。
	【事業の効率性】 ラグビーフットボール協会や県内関係市町村と連携し効率的に事業を実施している。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	555	8,603	-	時間	2,170	2,170	-
(うち一般財源)	555	4,754	-	人件費（千円）	8,763	8,763	-

6 見直しの内容
継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ○ ラグビーによるまちづくり推進事業として再構築する。
【見直し内容】 特になし

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	ふくおかスポーツ振興プロジェクト事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ企画課	事業開始年度	H27	
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	13	スポーツ立県福岡の実現
	小項目	1	スポーツ立県福岡の実現			具体的な取組	5	スポーツを通じた地域経済の活性化

1 事業のねらい・目的

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ受入や交流事業を通して、キャンプ受入自治体を中心とした県内各地域における国際交流の推進を図るとともに、大会の気運を醸成し県民の関心を高めることにより、県内スポーツの振興と地域の活性化を図るもの。

2 事業概要

1. オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致・受入事業

○ キャンプ地誘致・受入事業

- ・ 事前キャンプ受入の際の歓迎セレブションの開催
- ・ 市町村連絡会議の開催

○ 福岡県キャンプ地誘致推進事業費補助金

- ・ キャンプ地視察受入支援
- ・ キャンプ受入によるスポーツ交流支援

2. オリ・パラ気運醸成事業(※1)

○ オリ・パラ気運醸成事業

- ・ 1ヶ月前イベントの開催
- ・ ロビー展の開催
- ・ 県内ゆかりの東京オリンピック・パラリンピック競技大会出場者による県民報告会の開催

(※1) 新型コロナウイルスの影響により一部中止

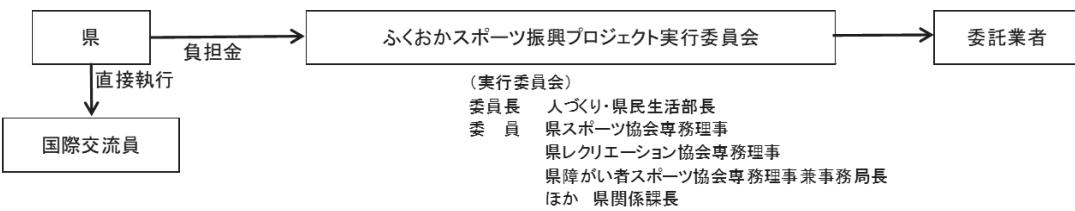
3. 東京2020大会を契機とした国際会議開催事業(※2)

○ 東京2020大会を契機とした国際会議開催事業

- ・ 運動会及び国内外のこども達による国際会議の開催

(※2) 新型コロナウイルスの影響により中止

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
スポーツの活力をいかした国際交流に取り組む市町村数	目標	—	3	7	11	15	19	21	21
	実績(累計)	1	3	5	14	15	15	16	16

【指標の考え方】

- キャンプ地誘致等に取り組む意向のあった21市町村全てにおいて、スポーツの活力を活かした国際交流が行われることを目指として設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 新型コロナウイルスの影響により、海外への渡航が制限され、誘致活動が行いにくい状況になっただけでなく、受入にあたり受入自治体に求められる負担（コロナ対策関連業務）が格段に大きくなる等、事前キャンプの誘致を巡る環境が大きく変化した結果、令和元年度以降、増加が伸び悩み目標未達成となった。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標は未達成であったものの、これまで、スウェーデン、ノルウェー、タイ、ケニア、ドイツ、南アフリカ、オセアニア諸国、カザフスタン、ロシア、ブルガリア、ルーマニア、英国、コロンビア、ベラルーシ、アフガニスタン、フィンランドの30の国・地域と事前キャンプ実施の基本合意を締結。この誘致実績は、東京都に次いで全国第2位であり、国際交流の推進や地域の活性化に寄与している。
【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方創生推進交付金を活用し、誘致活動の進展に応じて随時事業内容の見直しを実施。 ○ 本事業に着手した当初は、県の魅力を広く知ってもらうためのプロモーションを実施しながら、市町村の意向を踏まえて、国や競技などの絞りこみを実施。後半からは、対象国に対する個別具体的な誘致戦略に基づく活動を実施。

5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	6,858	103,188	-	時間	10,850	10,850	-
(うち一般財源)	6,089	101,029	-	人件費(千円)	43,813	43,813	-

6 見直しの内容
継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の閉幕に伴い基本的に事業終了。ただし、大会レガシー構築のための事業のみ、東京オリパラレガシー事業として再構築。
【見直し内容】 特になし

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	東京2020聖火リレー事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ企画課	事業開始年度	H30
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	13	スポーツ立県福岡の実現	
	小項目	1	スポーツ立県福岡の実現	具体的な取組	5	スポーツを通じた地域経済の活性化	

1 事業のねらい・目的

- 安全かつ円滑に聖火の火を繋ぐこと
- 多くの県民の皆さん的心に残るリレーとなること
- できる限り多くの皆さんに関わっていただくこと
- 福岡県内の地域の良さが、国内外に発信されること

2 事業概要

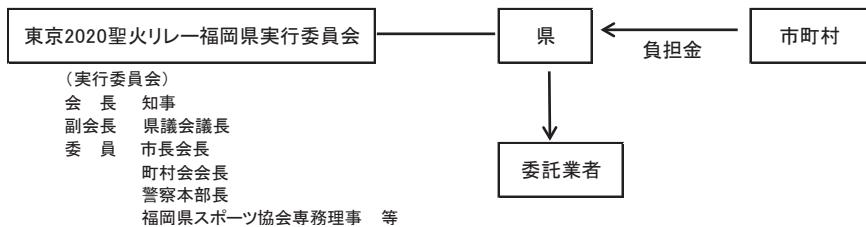
1 オリンピック聖火リレー

- (1) 実行委員会の開催
- (2) 聖火リレーの実施
※本県が緊急事態措置の区域に追加されたことを受け、無観客の点火セレモニーを実施
- (3) セレブレーション（1日の最終聖火ランナー到着時に行うセレモニー）の実施
※本県が緊急事態措置の区域に追加されたことを受け、無観客の点火セレモニーを実施
- (4) 広報・PRの実施
- (5) シティドレッシングの実施

2 パラリンピック聖火リレー聖火フェスティバル

- (1) 実行委員会の開催
- (2) 市町村が行う採火（式）等の実施に対する支援
- (3) 集火・出立式の開催
※県内の気象状況や災害発生状況を勘案し、県実行委員会事務局による集火のみ実施
- (4) 集火式（都内）・開催都市内聖火リレーへの参加

【事業スキーム図】



3 事業目標等

【指標の考え方】

本事業は安全かつ円滑に聖火の火を繋ぐこと、多くの県民の皆さん的心に残るリレーとなること等を目的としており、その達成度を示す統計数値や具体的な指標の設定は困難。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・東京2020オリンピック聖火リレーは、本県が緊急事態措置の区域に追加されたことを受け、東京2020組織委員会と協議の結果、公道での実施に代えて、両日ともセレブレーション会場で、関係者のみの参加による無観客の点火セレモニーを実施。
- ・東京2020パラリンピック聖火リレー聖火フェスティバルは、県内の気象状況や災害発生状況を勘案し、8月12日（木）から15日（日）までの4日間、29市町村において採火（式）や聖火ビジットを実施した後、天神中央公園において、県実行委員会事務局による集火のみ実施。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック聖火リレーは、多くの県民の方々に観覧いただけるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じたうえで、公道での実施を予定していたが、結果として、両日ともセレブレーション会場で、関係者のみの参加による無観客の点火セレモニーを実施となった。 ・点火セレモニーは、日本で初めての方式であり、すべての聖火ランナーがステージに上がり、オリンピックトーチに灯した聖火を、聖火皿までつないだ。ランナーの方々が聖火をつないでいく姿は、歴史に、そして県民の心に残る聖火リレーとなった。 ・パラリンピック聖火フェスティバルには県内29市町村が参加し、集火した火を「共生社会の火」として、開催都市東京都へと繋いだ。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・聖火リレー当日の警備に一部ボランティアを活用することで、制服警備員の人事費削減に努めた。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	42,839	398,377	-	時間	6,045	3,023	-
(うち一般財源)	26,046	234,558	-	人件費（千円）	24,410	12,207	-

6 見直しの内容	
継続（拡充 終了	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの 完了）
	一部改善
再構築（他の事業に組み替え なし）	縮小（廃止）
【上記の理由】 オリンピック聖火リレー及びパラリンピック聖火リレー聖火フェスティバルの完了に伴い、事業終了。	
【見直し内容】 特になし	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	スポーツの総合祭典 市町村対抗「福岡駅伝」事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課	事業開始年度	H26
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	13	スポーツ立県福岡の実現	
	小項目	1	スポーツ立県福岡の実現	具体的な取組	1	スポーツ活動の推進	

1 事業のねらい・目的

- 全県的スポーツの総合祭典として実施することにより、「福岡県スポーツ推進計画」の基本理念である「スポーツ立県福岡～福岡県のスポーツをより元気に、スポーツの力で福岡県をより元気に～」の実現を図る。また、市町村対抗・世代間交流駅伝とすることで、地域への帰属意識の高揚と世代間の交流促進を図る。
- オリンピック・パラリンピックの東京開催をとおして、スポーツへの機運が高まるなか、福岡県内全60市町村のランナーが一堂に会して、郷土の誇りを胸に襟をつなぐことにより、県民のスポーツへの参加意欲を高める。
- 障がい者スポーツ体験教室により、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツに親しむ意識の醸成を図る。
- スポーツと健康について考える場をつくることにより、スポーツ活動を通して健康で活力に満ちた長寿社会の形成を図る。
- 市町村フェアを開催することにより、人と人との交流及び地域と地域との交流の促進を図る。

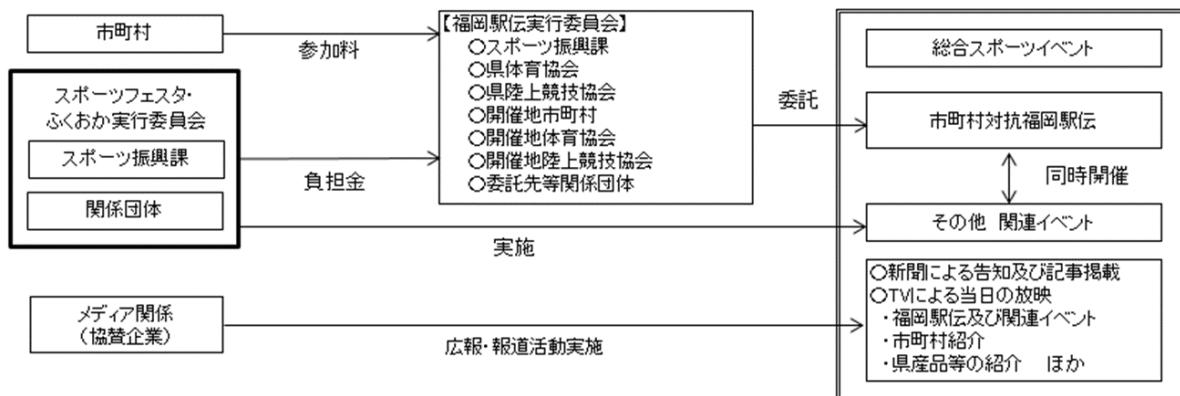
2 事業概要

■スポーツの総合祭典 市町村対抗「福岡駅伝」

○事業概要

- 1 実施期日 11月第3週日曜日（令和3年度大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止）
- 2 会場 筑後広域公園周回コースを予定
- 3 事業内容
 - (1) 福岡駅伝
 - ア 60市町村対抗 イ 中学男女、ジュニア男女、一般男女、シニアでチーム編成
 - (2) こどもあそびフェスタ・・・障がいの有無に関わらず、県民が一緒にスポーツを楽しむ
 - (3) ふるさとフェア・・・各市町村のスポーツへの関わりや文化、生活、特産品の紹介

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
市町村対抗「福岡駅伝」参加者数	目標	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	実績	45,000	50,000	40,000	中止	中止	

【指標の考え方】

福岡駅伝の参加者数（選手・競技役員・応援者）5,500人を基準とし毎年100人の増を目標とする設定していたが、同時開催イベント（ふるさとフェア、こどもあそびフェスタ・ふくおか、ウォーカラリー交流大会inちくご、第7回まかない飯グランプリ）により来場者数が非常に多かったので、スポーツの「みる」「する」「支える」といった多様な価値を多くの人が享受することを目指して、毎年5万人を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、安全な大会運営が困難であることから大会を中止としている。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各市町村での予選会の開催が困難であったこと、ガイドライン等を作成し対策を行ったとしても、参加意向のある市町村が36市町村（60市町村中）であったことから、大会を中止としている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・駅伝のチームを多世代とすることにより、世代間の交流が促進される。また、市町村対抗形式であることから、地域への帰属意識の高揚を図ることができる。 ・同時開催イベントにより来場者が多く、「みる」スポーツなど、スポーツの多様な価値を享受することができる。 ・同時開催のこどもあそびフェスタの参加者も例年増えており、「福岡駅伝」参加者のみならず、多様な目的で訪れる人が増えるなど、スポーツを通じた地域の活性化に寄与している。
【事業の効率性】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・同時開催イベントを受け持つ関係機関と連携することにより、効率的な事業実施が図られる。 ・マスコミを活用することにより、事業の内容を効率よく周知することができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	0	4,558	4,558	時間	90	90	90
(うち一般財源)	0	4,558	4,558	人件費（千円）	364	364	364

6 見直しの内容	
(継続)(拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
終了 (完了	再構築（他の事業に組み替え）
	一部改善 縮小)
	廃止)

【上記の理由】
・県と同時開催イベントの関係機関が連携協力体制を確立したことでの予算によって効率的に実施できている。
・大会を重ねるごとに充実した大会を開催できており、各市町村からも「福岡駅伝」が定着してきたこと、さらには、「福岡駅伝」を通じて地域の活性化につながっているという意見が出されているため。

【見直し内容】
・より多くの来場者獲得に向けて、観戦時の情報をより迅速に提供するため、会場内の実況映像放映や大会速報の本大会専用ホームページ掲出等、広報活動の充実を図る。
・事前の広報活動をさらに充実させるとともに、福岡全域からの来場者を獲得できるような仕組みを検討する。
・新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、新しい生活様式での大会運営を検討する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	スポーツ・運動機会創出事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課	事業開始年度	H30	
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	13	スポーツ立県福岡の実現
	小項目	1	スポーツ立県福岡の実現			具体的な取組	1	スポーツ活動の推進

1 事業のねらい・目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催をとおして、スポーツへの関心が高まったところである。

本県は週1回以上継続的に運動やスポーツに取り組んでいる成人の割合が36.3%と低い（全国平均42.5%）。特に働き盛り・子育て世代である20代～40代のスポーツ実施率は27.2%と低く、運動やスポーツを行わなかった理由として59%が「仕事や家事・育児等で忙しく時間がない」と回答している。しかし、20代～40代全体の84.6%がスポーツ実施（継続）意向を持っている。

スポーツ実施率の低い20～40歳代の、スポーツを実施したいが実施できていない県民をターゲットに、スポーツを実施するきっかけを提供する。

2 事業概要

○「スポーツスタートアップキャンペーン」の実施

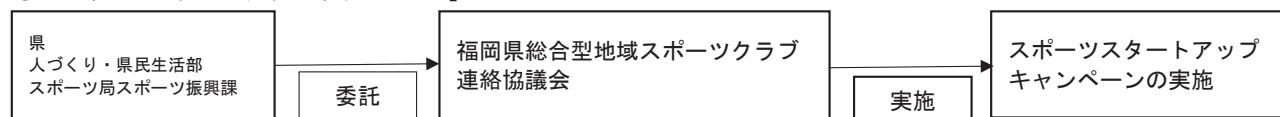
- ・県内のショッピングセンターや道の駅や商店街などの、スポーツに関心のない人も集まる場所で実施する。
- ・「誰でも」「簡単に」「気軽に」できる簡単なスポーツプログラムの紹介や体験ブースを設置する。
- ・スポーツプログラム（例）
 - レク式スポーツテスト 長座体前屈（柔軟性）/タオル絞り（握力）/棒反射（敏捷性）/
ストロー（肺活量）/閉眼5m歩行（平行性）/ボトル巻上げ（総合力）
 - ボッチャ、オーバルボールなどの軽スポーツ
 - チアーヨガなどのコンディショニングプログラム

○「スマートライフフェスタ」の実施

- ・運動プログラム、健康プログラムの提供と併せて、健康づくりや運動をサポートする食やグッズを紹介するイベントを開催。
- ・運動プログラム（例）
 - 県内各地でのヨガの実施
天神中央公園、大濠公園、シーサイドももち海浜公園、お寺、九州国立博物館、福岡市美術館など
 - ・食の安全・地産地消課や健康増進課とも連携し、各種イベントを開催

【事業スキーム図】

○「スポーツスタートアップキャンペーン」



○「スマートライフフェスタ」



3 事業目標等

成果指標		(H23)	H30	R1	R2	R3	R4	R5
県民のスポーツ実施率	目標		50%	→	→	→	→	65%
	実績	36%	40.6%	—	—	—	—	調査実施
スタートアップキャンペーンの実施数	目標	—	—	20	20	20	20	20
	実績	—	20	16	3	実施中		

【指標の考え方】

- ・福岡県スポーツ推進計画において目指す姿として設定している「県民のスポーツ実施率」を指標とする。
(H30：県民（成人）の2人に1人（50%程度）が週1回以上実施、R5：県民（成人）の3人に2人（65%程度）が週1回以上実施)
- ・年次で成果をはかるために「スタートアップキャンペーン実施数」も成果指標とする（毎年、県内4エリアで各5回程度、計20回を目標とする）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

スタートアップキャンペーンの実施数について、R2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、目標未達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	スタートアップキャンペーンは、各地域の総合型地域スポーツクラブが実施主体となることで、「スポーツが仕事や子育ての合間の短時間でもできることを感じさせること」「短時間でできるスポーツメニューを紹介すること」ができ、また、地域の受け口となるため、県民が身近にスポーツを実施できる機会となっている。 スマートライフフェスタは、スポーツ実施率の低い働き盛り世代や女性をターゲットに、ヨガを実施することで、県民のスポーツ実施率向上に寄与している。 地域のスポーツ関係者との関係性が密になることで、今後のスポーツ活動へのきっかけとなる。
	【事業の効率性】 各地域でイベントを実施する際に、地域のスポーツ関係者と連携することで、効率的に事業を実施することができた。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	2,140	4,465	4,467	時間	690	690	690
(うち一般財源)	1,116	2,233	4,467	人件費（千円）	2,787	2,787	2,787

6 見直しの内容	
継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】	
・東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催によって高まったパラスポーツやアーバンスポーツへの関心を県民のスポーツ実施率の向上につなげるため。	
【見直し内容】	
現在、実施している体力測定や軽スポーツのほか、新たにパラスポーツやアーバンスポーツが体験できる機会を提供する。	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	障がい者スポーツ推進事業 (障がい者アスリート発掘・育成事業、障がい者スポーツ基盤づくり事業、福岡県障がい者スポーツ大会、障がい者アスリート強化拠点事業)			部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課	事業開始年度	H28
-----	--	--	--	-------	----------------------------	--------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てができる	中項目	13	スポーツ立県福岡の実現	
	小項目	1	スポーツ立県福岡の実現	具体的な取組	3	障がい者スポーツの推進	

1 事業のねらい・目的	<p>○県民に夢や感動を与える世界で活躍するアスリートを輩出するため、関係機関の連携を強化し、アスリート支援を行う。</p> <p>○障がい者アスリートの発掘事業により、障がい者がアスリートを目指す機会や県民が障がい者スポーツに触れる機会を確保する。</p> <p>○東京パラリンピックに向けて障がい者スポーツへの興味関心が高まっている。この機運を逃さず、障がい者スポーツの普及のために、年に2回、パラリンピック競技を体験できる機会をつくり、障がい者スポーツの魅力を発信する。</p> <p>○スポーツ活動を通じて、必要な社会参加促進施策を実施し、障がい者に対する国民の理解を深め、障がい者スポーツの普及・振興を目的としている。</p>						
2 事業概要	<p>(1) 障がい者アスリート発掘・育成事業</p> <p>日本パラリンピック委員会加盟競技団体強化指定選手を対象に国内外大会参加に係る費用や強化合宿等の助成を行う。助成対象者については、選手選考のための選考委員会を設置し、決定を行う。</p> <p>(2) 障がい者スポーツ基盤づくり事業</p> <p>平成28年度配備し、29年度から県民にも貸出しを行っている障がい者スポーツ用具を県内2地区に運搬し、障がい者スポーツの体験会を行うとともに障がい者スポーツの魅力を発信する。</p> <p>(3) 福岡県障がい者スポーツ大会の開催</p> <p>「福岡県障がい者スポーツ大会」として、障がいの種別を超えた県内最大級の障がい者スポーツ大会を開催する。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p> <p>(4) 障がい者アスリート強化拠点事業</p> <p>① 指導者養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本障がい者スポーツ協会が認定するスポーツコーチ（水泳専門）1名、日本身体障がい者水泳連盟が認定する障がい者水泳指導員の資格取得者を6名以上養成する。 ・養成した指導員を活用し、福岡県強化指定選手を対象とした強化練習会や、スイミングスクールや特別支援学校等での指導を併せて行い、アスリートの拡大を担う。 <p>② アスリート発掘・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校等を活用し、障がいのある方を対象に、測定会を実施し選手発掘を行う。 ・福岡県強化指定選手の選定を行う。 						
【事業スキーム図】							

3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
パラリンピックを目指すアスリートに対する支援（人数）	目標	一	21	21	20	20	20	20
	実績	8	20	17	15	20	20	

【指標の考え方】

中央競技団体が指定する強化指定選手または強化指定候補選手に対し、活動費助成を行うことから、本県ゆかりの強化指定、強化指定選手数（人数）を目標とする。（助成対象選手：21名（H29, 30）、20名（R1～））

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年度、令和3年度は、目標達成。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・県内の障がい者アスリートに対し、国内外の大会に出場するための費用を助成することで、トップアスリートとして活躍し、県民に夢や希望を与えることに繋がった。（R3助成対象20名のうち、7名が東京2020大会出場、うち金メダル1・銅メダル3を獲得）
- ・障がい者スポーツ教室や体験会、用具の貸出等を行うことで、東京2020大会を契機に障がいのある県民がスポーツに親しむ機会を創出したり、継続してスポーツを行ったりすることができ、将来的に県民スポーツ大会や福岡県障がい者スポーツ大会への参加に繋がる。
- ・県が所有する障がい者スポーツ用具を県有施設である体育館やテニスコート等に配備し、その無償貸し出しを県のホームページで周知・活用することで、県民が気軽に活用することができる。
- ・本県ゆかりの障がい者アスリートが世界の舞台で活躍することで、県民の興味関心が高まり、障がい者スポーツの普及振興につなげることができる。

【事業の効率性】

- ・中央競技団体が指定する強化指定選手の中から助成対象候補を選ぶことで、より効果的に助成対象者を選考している。

5 事業費（千円）

	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	17,825	34,813	38,713	時間	1,380	1,380	1,380
(うち一般財源)	10,398	17,417	36,306	人件費（千円）	5,573	5,573	5,573

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）

終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- ・東京2020大会を契機に障がい者スポーツへの興味関心が高まっていることから、障がい者スポーツを実施する場や環境の整備、障がい者スポーツへの理解促進をさらに推進する必要があるため。
- ・東京2020大会以降も、パリ2024大会をはじめとした各種大会に本県ゆかりの障がい者アスリートを継続的に輩出するには、本県ゆかりの障がい者アスリートに対し、競技力向上のための支援を継続する必要があるため。

【見直し内容】

- ・委託先である福岡県障がい者スポーツ協会や、協力先である中央競技団体等からヒアリングを行い、要望・改善事項を洗い出しながら、より効果的なものとなるよう改善していく。
- ・障がい者スポーツ基盤づくり事業については、実施場所及び対象者を特別支援学校に特化した事業を実施予定のため、事業終了とする。（▲2,070千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	障がい者スポーツ推進事業 (特別支援学校等を活用した障がい児・者の スポーツ活動実践事業、県民スポーツ大会)			部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課		事業 開始年度	H28
-----	--	--	--	-------	----------------------------	--	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	13	スポーツ立県福岡の実現		
	小項目	1	スポーツ立県福岡の実現	具体的な取組	3	障がい者スポーツの推進		

1 事業のねらい・目的

- 2020年東京パラリンピック大会開催を契機に、特別支援学校を拠点として、総合型地域スポーツクラブ指導者が障がいの有無に関わらず在校生・卒業生と地域住民がスポーツを通じた交流を行うことにより、障がい者スポーツと共に楽しむことを通して、障がい者スポーツの裾野を広げると共に障がい者スポーツへの理解促進と障がい者スポーツを支える人材の育成等、共生社会の実現を図る。
- スポーツ庁委託事業「Specialプロジェクト2020」と併せて、県立特別支援学校20校すべてを障がい者スポーツの活動拠点として整備する。
- 2020年東京パラリンピック大会までに障がい者スポーツの推進のための地域住民の意識を醸成し、指導者やサポーターを育成することにより、大会後も自走的に障がい者スポーツの活性化に取組むことができる地域体制を確立する。
- 障がい者スポーツに対する理解や、共生社会を実現のためには、障がいの有無に問わず、推進していく必要があるため、健常者とともに活動できる機会をつくり、県民への理解促進を図る。

2 事業概要

1. 特別支援学校等を活用した障がい児・者のスポーツ活動実践事業

内容：特別支援学校で総合型地域スポーツクラブの指導者による障がい者スポーツ等の実施。

対象者：特別支援学校の在校生（平日）、在校生・卒業生（放課後）、在校生・卒業生・地域住民（休日）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
実施校数	スポーツ庁委託	1	3	3	0	0
	県事業	-	-	2	4	0
	計	1	3	5	4	0
	累計	1	4	9	13	20

2. 県民スポーツ大会（障がい者の部）

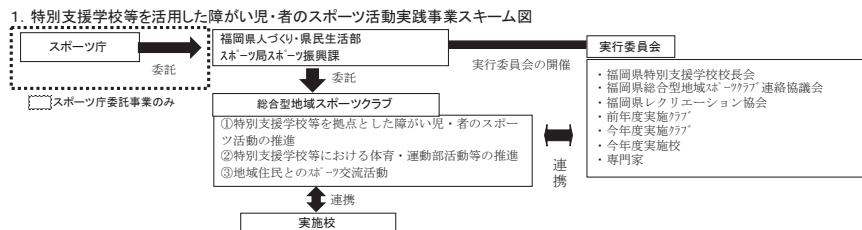
内容：毎年開催する県民スポーツ大会にて、障がい者の部として健常者のスポーツの大会と同時に開催することにより、障がい者スポーツの理解を深め、普及・振興を目的して実施する。

競技：（全16競技）車いすバスケットボール、車いすテニス、ブラインドサッカー、バドミントン、車いすラグビー、卓球、水泳、ブラインドサッカー、ボッチャ、ライフル射撃、ゴールボール、バレーボール（精神）

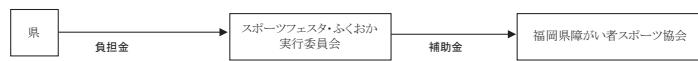
サッカー（知的）、柔道（視覚）、ソフトボール（知的）、グランドソフトボール

参加者：障がいのある方、健常者、障がい者スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ 等

【事業スキーム図】



2. 県民スポーツ大会（障がい者の部）スキーム図



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1. 特別支援学校等を活用した障がい児・者の スポーツ活動実践事業の実施校数	目標	1	4	10	15	20	20	終了
	実績	1	4	9	13	0 (中止)	20	
2. 県民スポーツ大会（障がい者の部）の 実施競技数	目標	-	4	8	12	18	16	16
	実績	-	4	8	12	0 (中止)	実施中	

【指標の考え方】

1. 県内の特別支援学校（福岡地区8校、北九州・京築地区4校、筑後地区5校、筑豊地区3校）の合計20校での実施
2. 東京2020大会開催年（大会延期後のR3年）以降は、パラリンピック競技、全国障害者スポーツ大会競技のうち、県内で競技者がいる16競技を大会種目として実施。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

1. R2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により中止のため、目標未達成。
2. R2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により中止のため、目標未達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	1. 特別支援学校を拠点として、各地域で活動する総合型地域スポーツクラブによる事業を実施し、地域において在校生・卒業生と地域住民がスポーツを通じた交流を行うことで、スポーツの裾野を広げると同時に、障がい者スポーツの理解が促進され、共生社会の実現に寄与している。 2. 本大会の実施により、日頃のトレーニングの成果発表の機会が担保されるとともに、健常者と同じ場でスポーツをすることができる機会を作り、障がい者スポーツに対する県民の理解促進に寄与している。
【事業の効率性】	【事業の効率性】
	1. 特別支援学校がある地域の総合型地域スポーツクラブと連携することで、効果的に事業が実施できるとともに、事業終了後においても継続的な関係性の醸成につなげることができている。 2. 健常者の部と同じ競技種目において、同日程で開催することにより、会場及び運営に係る競技役員を共有することができ、効率的な大会運営ができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	5,558	17,050	9,236	時間	2,070	2,070	2,070
(うち一般財源)	3,049	8,565	9,236	人件費（千円）	8,359	8,359	8,359

6 見直しの内容
継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止 ）
【上記の理由】 1. 特別支援学校等を活用した障がい児・者のスポーツ活動実践事業については、県立特別支援学校全20校で実施し、事業終了としたため。
【見直し内容】 1. 特別支援学校等を活用した障がい児・者のスポーツ活動実践事業については、県立特別支援学校全20校で実施し、事業終了とする。（▲6,518千円） 2. 県民スポーツ大会（障がい者の部）については、より参加者を募るために、広報先や周知方法を検討する。